

証券取引等監視委員会の活動状況

平成 26 年 6 月

証券取引等監視委員会

《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 1

証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03-3506-6000

○本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線 3021

直 通：03-3581-6648

F A X：03-5251-2151

○情報提供窓口 情報処理係 内線 3091、3093

直 通：03-3581-9909

F A X：03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

○証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

○メールマガジン配信サービス

<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>

証券取引等監視委員会の活動状況

平成 26 年 6 月

証券取引等監視委員会

金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）第 22 条の規定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間における証券取引等監視委員会の事務の処理状況を公表する。

平成 26 年 6 月

証券取引等監視委員会

委員長 佐 渡 賢 一

目 次

【本 文】

はじめに（公正な市場の確立に向けて）	1
第1章 組織	7
第1 証券監視委	7
1 委員会	7
2 事務局	7
第2 地方の事務処理組織	7
第2章 証券監視委の活動方針	9
○ 第8期活動方針の策定	9
1 基本的な考え方	9
2 活動方針の内容	10
第3章 市場分析審査	14
第1 概説	14
1 市場分析審査の目的	14
2 平成25年度における活動状況	14
第2 一般投資家等からの情報の受付	14
1 概要	14
2 情報の受付状況	15
3 寄せられた情報の活用	16
4 証券監視委の職員を装った悪質な電話について	16
第3 市場動向分析	17
1 概要	17
2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視	17
3 新たな金融商品等の実態把握を含めた包括的 かつ機動的な市場監視に向けた実態把握	19
第4 取引審査	20
1 概要	20
2 法令上の根拠	20
3 取引審査の実績	20
4 自主規制機関との緊密な連携	22
第5 今後の課題	23
第4章 証券検査	25
第1 概説	25
1 証券検査の目的	25
2 証券検査の権限	25

	3 平成 25 年度における活動状況	27
第 2	証券検査基本方針及び証券検査基本計画	28
第 3	金融商品取引業者等検査マニュアルの改正	38
	1 経緯	38
	2 改正（案）のポイント	38
第 4	検査実績	38
第 5	検査結果の概要	41
	1 第一種金融商品取引業者等に対する検査	41
	2 第二種金融商品取引業者に対する検査	41
	3 投資助言・代理業者に対する検査	41
	4 投資運用業者等に対する検査	42
	5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査	43
	6 金融商品仲介業者に対する検査	43
第 6	証券検査の結果に基づく勧告等	43
	1 第一種金融商品取引業者に対する検査結果に 基づく勧告	43
	2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に 基づく勧告	44
	3 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告	47
	4 投資運用業者に対する検査結果に基づく勧告	48
	5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果 等の公表	49
第 7	証券検査の結果認められたその他の主な問題点	52
	1 第一種金融商品取引業者等における問題点	52
	2 第二種金融商品取引業者における問題点	55
	3 投資助言・代理業者における問題点	56
	4 投資運用業者における問題点	57
第 8	無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等	59
第 9	今後の課題	61
第 5 章	取引調査	71
	第 1 概説	71
	1 取引調査の目的	71
	2 取引調査の権限	71
	3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額	71
	4 平成 25 年度における活動状況	72
	第 2 取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告	73
	1 勧告の状況	73
	2 勧告事案の概要	74
	3 平成 24 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等	89
	第 3 今後の課題	89

第6章	国際取引等調査	91
	第1 概説	91
	1 国際取引等調査の目的・権限等	91
	2 平成25年度における活動状況	91
	第2 国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告	92
	1 勧告の状況	92
	2 勧告事案の概要	92
	3 平成24年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等	97
	第3 今後の課題	98
第7章	開示検査	99
	第1 概説	99
	1 開示検査の目的	99
	2 開示検査の権限	99
	3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額	100
	4 平成25年度における活動状況	103
	第2 開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告等	104
	1 勧告の状況	104
	2 勧告事案の概要	104
	3 平成24年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等	136
	第3 開示検査の結果行われた自発的訂正等	139
	第4 今後の課題	139
第8章	犯則事件の調査・告発	141
	第1 概説	141
	1 犯則事件の調査の目的	141
	2 犯則事件の調査権限及び範囲等	141
	3 平成25年度における活動状況	141
	第2 犯則事件の調査・告発実績	141
	1 告発の状況	141
	2 告発事案の概要	142
	第3 平成24年度以前の告発事案に係る判決の概要	144
	第4 今後の課題	148
第9章	建議	151
	第1 概説	151
	第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置	151
	1 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置	151
	2 その他の措置	151
	第3 今後の課題	151

第10章	市場のグローバル化への対応に向けての取組み	153
第1	海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視	153
1	証券監督者国際機構（IOSCO）における活動	153
2	情報交換枠組みの活用	154
3	意見交換	155
第2	体制整備及び人材育成	155
1	市場のグローバル化に対応した体制整備	155
2	海外当局への職員派遣及び短期研修への参加	155
第3	今後の課題	156
第11章	監視活動の機能強化への取組み等	157
第1	市場監視体制の充実・強化	157
1	組織の充実	157
2	情報収集・分析能力の向上	157
3	監視を支えるシステムインフラの強化	158
第2	市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み	158
1	概要	158
2	報道機関等を通じた情報発信	158
3	市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況	158
4	ウェブサイトの充実	159
第3	関係当局等との連携	159
1	金融庁の関係部局との連携	159
2	自主規制機関との緊密な連携	159
第4	今後の課題	160
おわりに		162

【附属資料】

1	証券監視委の組織・事務概要	167
1-1	組織及び事務概要	167
1-2	証券取引等の監視体制の概念図	170
1-3	証券監視委の機能強化	171
1-4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図	172
1-5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	173
1-6	機構図	174
1-7	組織・事務に係る法令の概要	176
1-8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	190
2	証券監視委の活動実績等	191
2-1	証券監視委の活動状況	191
2-2	市場分析審査実施状況	192
2-3	証券検査実施状況	195
2-4	勧告等実施状況	205
2-5	申立て実施状況	305
2-6	告発実施状況	313
2-7	建議実施状況等	351
2-8	市場のグローバル化への対応状況	359
2-9	平成25年度 主な講演会等の開催状況	362
2-10	平成25年度 各種広報媒体への寄稿	365
3-1	皆様からの情報提供が、市場を守ります！	368
3-2	年金運用ホットラインでの情報受付について ～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～	369
3-3	証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口	371
3-4	金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！～未公開株に関するご注意～	373
3-5	証券検査に関する基本指針	375
3-6	取引調査に関する基本指針	401
3-7	開示検査に関する基本指針	405

凡 例

設 置 法	金融庁設置法（平成 10 年法律第 130 号）
金 商 法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。平成 18 年法律第 65 号により「証券取引法」を改題）
証 取 法	証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
金 先 法	金融先物取引法（昭和 63 年法律第 77 号）
犯 収 法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
投 信 法	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）
投 資 顧 問 業 法	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和 61 年法律第 74 号）
S P C 法	資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）
社 債 等 振 替 法	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）
金 商 法 施 行 令	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
金 商 業 等 府 令	金融商品取引業者等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）
保 証 金 府 令	金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和 28 年大蔵省令第 75 号）
行 為 規 制 府 令	証券会社の行為規制等に関する府令（昭和 40 年大蔵省令第 60 号）

はじめに（公正な市場の確立に向けて）

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、市場の公正性・透明性の確保と、投資者保護を使命として、市場監視に取り組んでいます。

現在の第8期体制は、平成25年12月に発足し、平成26年1月に、当期の中期的な活動方針として、『公正な市場の確立に向けて』（以下「活動方針」という。第2章参照）を公表しました。この活動方針では、「機動性・戦略性の高い市場監視」、「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」及び「市場規律の強化に向けた取組み」の3つの基本的な考え方にに基づき、重点施策として、①情報力に支えられた機動的な市場監視、②重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応、③ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施、④不公正取引等に対する課徴金制度の活用、⑤検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施、⑥詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応、⑦情報発信の充実、⑧自主規制機関等との連携の8つの項目を掲げ、実効性のある効率的な市場監視に取り組むこととしています。

1 今年度の取組み

本公表の対象期間である平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日。以下同じ。）においては、証券監視委は、与えられた権限・人的資源を戦略的に活用し、以下のとおり市場監視に取り組みました。

日常的な市場監視については、引き続き、一般投資家等からの情報の受付、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、市場のグローバル化を踏まえた海外当局との連携、内部者取引・相場操縦・偽計等の取引審査、新たな金融商品等への対応等の取組みを進めました。こうした情報収集・取引審査等の結果、取引の公正を害する行為等の問題が把握された場合には、証券監視委内の担当部門において調査・検査を行い、行政処分を求める勧告や刑事告発等につなげました。

金融商品取引業者等の検査においては、第一種金融商品取引業者について、金融機関が資金の調達・運用をする際の基準金利となるなど極めて重要な金融指標である円LIBORに係る不適切な行為や、みなし公務員である厚生年金基金の役員に対する特別の利益提供等が認められたほか、第二種金融商品取引業者について、顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金の支払いに流用する行為や、ファンド契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げている状況等が認められました。また、投資助言・代理業者については、無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況や著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為が認められました。これらを含め、検査の結果、重大な法令違反行為が認められた金融商品取引業者等について、行政処分を求める勧告を行いました。

更に、ファンドの取得勧誘に際し、顧客に対して虚偽の告知等を行っていた者や、無登録でファンドの販売等を行っていた者等について、公益及び投資者保護の観点から、金商法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。このほか、適格機関投資家等特例業務届出者に対する調査・検査の結果、ファンドの取得勧誘等に際し、顧客に対して虚偽の告知を行っていた者や、無登録で金融商品取引業を行っていた者、顧客資産の費消・流用を行っていた者、当局に虚偽の報告を行っていた者等、法令違反行為等が認められた者について、その業者名等を公表しました。

不公正取引については、上場会社の契約締結先の役員として職務に関し知った情報を基に他人名義の口座で内部者取引を行っていた者及びこの役員から伝達を受けた情報を基に内部者取引を行っていた複数の者のほか、株式の売買を誘引する目的をもって、直前約定値より高値の買い

注文と売り注文を対当させるなどして相場操縦を行っていた事案等について、課徴金納付命令の勧告を行いました。

また、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引については、株式の売買を誘引する目的をもって、複数の価格帯に約定させる意思のない売り注文・買い注文を発注するなどして相場操縦を行っていた世界各国でデイ・トレーディング・ビジネスを展開する投資会社や、特定の株式等の相場の変動を図る目的をもって、当該銘柄に関し、虚偽の内容を含む公表を行うなどの偽計を用いていた海外所在の投資会社で取締役等を務める者等について、海外当局との情報交換枠組みを活用し、緊密に連携して調査を進め、課徴金納付命令の勧告を行いました。

ディスクロージャー違反については、売上を過大に計上するなど重要な事項に虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出し、さらにこれを参照する有価証券届出書を提出することによって、重要な事項に虚偽の記載のある発行開示書類に基づく募集により新株予約権証券を取得させていた者等について、課徴金納付命令勧告を行いました。

このほか、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められたため課徴金納付命令勧告を行った事案について、有価証券報告書等の訂正が必要であるにもかかわらず、自発的な訂正を行うように促しても訂正がなされなかったことから、併せて訂正報告書の提出命令の勧告を行いました。

市場の公正性を害する悪質な犯則行為については、複数の上場株式については、その相場の変動を図り、自身が有利な売買を行うため、合理的な根拠がないのに、インターネットに書き込む方法で、これら上場株式に関する風説を流布していた事件や、上場企業の役員秘書が、自己の職務に関し知った重要事実を基に内部者取引を行っていた事件について告発を行うなど、市場全体に目を向け、幅広く悪質な犯罪行為の摘発を行いました。

市場規律の強化へ向けた取組みについては、金融商品取引所や金融商品取引業協会等との定期的な会合等による意見交換を通じて、相互の問題意識の共有を図ってきたほか、各市場参加者による自主的な取組みを促進するため、市場参加者との対話や市場への情報発信を引き続き積極的に行いました。具体的には、全国各取引所で開催された上場会社コンプライアンス・フォーラムにおける講演や、各種広報媒体への寄稿を実施したほか、証券監視委メールマガジンにより、証券監視委の活動状況や問題意識等のタイムリーな発信に取り組みました。また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、過去の課徴金勧告事案を取りまとめた、「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編」を平成 25 年 6 月に、「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編」を平成 25 年 8 月に、それぞれ公表しました。

2 今後の課題

以上のとおり、証券監視委はこの一年実効性のある効率的な市場監視に取り組んできました。

一方、金商法の累次の改正や I T の活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展等、わが国市場はダイナミックに変化しており、市場監視もこのような変化に適切に対応していく必要があります。また、金融商品取引業者等に対する検査においては、多様な金融商品取引業者等の業態、顧客（個人投資家、企業年金等）及び複雑化・多様化する金融商品・取引それぞれの特性を踏まえ、リスク感度を一層高め、情報の収集・分析能力を強化することが課題と考えられます。さらに、クロスボーダー取引による違反行為に対しては、海外当局と連携して対応するとともに、内外プロ投資家による不公正取引にも引き続き厳正に対処していく必要があります。

証券監視委としては、引き続き、こうした課題に適切に対応し、より実効性のある効率的な市場監視を行い、市場に対する投資者の信頼を保持すべく最善を尽くし、投資者保護の確保に取り

組んでいきます。

証券監視委の活動状況

第1章 組 織

第1 証券監視委

証券監視委は、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条等に基づき設置された、委員長及び2人の委員で構成される合議制の機関（いわゆる八条委員会（国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置付け）であり、委員会の事務を処理するため事務局が置かれている。

1 委員会

証券監視委の議事は、2人以上の賛成をもって決せられ、委員長及び委員は、独立してその職権を行使する。委員長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。その任期は3年であり、再任されることができる。また、限られた法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない。

証券監視委は、平成4年7月に第1期が始まり、平成25年12月13日から第8期目に入っており、委員長に佐渡賢一、委員には吉田正之及び園マリがそれぞれ就任している。

2 事務局

証券監視委の事務局には、事務局長、次長（注1）及び国際・情報総括官の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課が置かれている（注2）。事務局の定員は、市場監視体制の整備拡充を図るため、所要の増員（平成25年度16人、平成26年度13人）が認められ、平成26年度末で合計409人の体制となっている。

- (1) 総務課は、証券監視委全体の総合調整や証券監視委の会議の運営などを行う。
- (2) 市場分析審査課は、一般投資家等からの情報の受付、証券取引等に係る情報の収集及び分析並びに取引の内容の審査を行う。
- (3) 証券検査課は、金融商品取引業者等に対する検査（以下「証券検査」という。）を行う。
- (4) 取引調査課は、内部者取引など不公正取引の課徴金に係る事件の調査（以下「取引調査」という。）を行う。なお、取引調査課に置かれた国際取引等調査室は、主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査を行う。
- (5) 開示検査課は、有価証券報告書等の開示書類に関する検査（以下「開示検査」という。）を行う。
- (6) 特別調査課は、取引の公正を害する犯則事件の調査を行う。

（注1）平成19年7月1日に、従前の1名から2名に増員された。

（注2）平成18年7月1日に、総務検査課及び特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課及び特別調査課の5課体制に拡充され、さらに平成23年7月1日に、課徴金・開示検査課が取引調査課と開示検査課に分離され、現行の6課体制に拡充された。

第2 地方の事務処理組織

地方においては、財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）の下に、証券監視委が所掌する事務を専門に担当する組織である証券取引等監視官（部門）が設置されている。証券取引等監視官部門の定員は、市場監視体制の整備を図るため、所要の増員（平成25年度29人、平成26年度22人）が認められ、この結果、平成26年度末の定員は、

合計で 354 人の体制となっている。

証券取引等監視官（部門）は、市場分析審査、証券検査、取引調査及び開示検査については証券監視委の委任（注）を受けて、犯則事件の調査については証券監視委の指揮監督を受けて、それぞれその職務を行っている。

（注）証券監視委は、検査・調査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委自らその権限を行使することができる。）。

第2章 証券監視委の活動方針

証券監視委は、各期体制の開始時に、期中（3年間）の中期的な戦略である活動方針を公表しており、平成25年12月13日に第8期体制が発足したことから、平成26年1月21日に第8期活動方針を策定・公表した。

本章では、第8期活動方針の基本的な考え方と内容について説明する。

○ 第8期活動方針の策定

1 基本的な考え方

第8期活動方針では、第7期活動方針の路線を踏襲しつつ、第7期体制の過去3年間における市場監視活動の実績・経験を踏まえ、新たな要素を加味している。

第8期活動方針の「基本的な考え方」では、まず「機動性・戦略性の高い市場監視」を掲げ、第7期活動方針の内容を受け継ぎ、引き続き証券監視委の持つ各手段を戦略的に活用するとしつつ、現在の市場において重要な問題にタイムリーに取り組み、さらに問題の内容に応じ金融庁、取引所のほか捜査当局や海外当局も含む関係機関と連携し、最も効果の高い対応策を講じていくという姿勢を新たに加えている。また、日常の市場監視活動の生命線ともいえる情報の収集・分析活動を重視する観点を盛り込んでいる。

次に、「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」では、第7期体制の3年間に証券監視委の活動のあらゆる分野で国境を越えた対応が必要となるケースが増加してきた状況を踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組むこととしている。その一例として、グローバルに活動する大規模な証券会社等への対応では、関係する各国当局により個別業者等に設置されている監督カレッジ等の国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用し、内外の業務全体を視野に入れた検査を行っていくことを考えている。また、中期的な課題として、国際的な事案への対応力を備えた人材育成への取組みと、アジアの当局との人材交流等も視野に入れた海外当局とのネットワークの強化を掲げている。

さらに、「市場規律の強化に向けた取組み」では、第7期活動方針と同様に、検査や調査により把握した問題意識を金融庁や自主規制機関等に対し積極的に伝えることに加え、市場への情報発信を充実させ、証券監視委の問題意識を分かりやすく伝えるよう努めることとしている。公表物や記者発表、講演等の機会において、問題の内容を受け手にしっかり伝えることが重要であると考えている。

また、第8期活動方針では、上記の基本的考え方にに基づき、具体的な市場監視活動において特に重点を置く項目を以下のように「重点施策」として取り上げている。

重点施策の1点目は、「情報力に支えられた機動的な市場監視」であり、改めて証券監視委の市場監視活動全般について「情報力」を重視する姿勢を強調している。また、近年、証券監視委が取り組んできた不公正ファイナンスの摘発のように、発行市場・流通市場の両市場に跨るような違法行為に対して、その全体像をとらえ、それに見合った法令適用に努めていくこととしている。さらに、これまで証券監視委が摘発してきた違反行為の類型に収まらないような行為でも、市場の公正性を脅かすようなものについては、対応策を検討していく必要があると考えている。

2点目の「重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応」では、重大・悪質な違反行為に対しては犯則調査により厳正に対処し、事案の内容に応じ、捜査当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行うとしている。これは、近年のA I J事件等における警察との連携や、MR I問題における米国SECとの連携の経験等を踏まえ、証券監視委単独で全ての調査を行うよりも、他の関係機関と連携した方が効果的に調査を進められる場合に

は、積極的に連携を模索していくという考え方を示したものである。

3点目は「ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施」である。正確な企業情報が遅滞なく適正かつ公平に市場に提供されるようにすることが開示検査の主眼であり、そのため上場企業が虚偽記載等を行った場合には、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していくこととし、必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めていくとしている。

4点目の「不公正取引等に対する課徴金制度の活用」は、第7期活動方針とほぼ同様の内容となっており、不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、引き続き調査結果を踏まえ積極的に必要な提言を行っていくこととしている。

5点目の「検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施」も基本的に第7期活動方針の内容を踏襲しているが、検査対象業者の範囲が拡大し、対象業者数も延べ8千社を超える状況を踏まえ、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、情報の収集・分析の充実を図り、情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立し、検査対象業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発・定着に取り組むこととしている。また、グローバルに活動する国内大手及び外資系証券会社に対しては、引き続きフォワードルッキングな観点から、金融庁検査・監督部局によるモニタリングの情報も活用しつつ、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証していく。内部管理態勢等の整備の重要性が高いこれらの業者については、監督部局等によるモニタリングにより得られた情報を十分に活用し、内部管理態勢等の適切性の検証を効率的・効果的に行うよう努めていくこととしている。

6点目の「詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応」は、ここ数年の市場監視活動においてそのウエイトが急速に高まってきた状況を踏まえ、新たに独立した重点施策として項立てしたものである。悪質業者に対しては早い段階で検査に着手し、法令違反行為の実態の解明及び被害の拡大防止に努め、検査対象先の選定に当たっては様々なチャンネルを通じて情報を収集・分析し、問題業者に迅速に対応する態勢を強化することとしている。また、悪質性の高い業者については、警察等を含む関係機関と連携し、厳正な対応を図っていくこととしている。さらに、無登録業者等への対応については、平成22年以降、金商法第192条の裁判所への禁止・停止命令の申立てを7件行っているが、今後ともこの権限を積極的に活用していきたいと考えている。

7点目の「情報発信の充実」についても新たな重点施策として項目を設けたものである。証券監視委が市場の公正性・透明性の確保と投資者保護という使命を果たしていくためには、違反行為の摘発だけに止まらず、その結果を未然防止への取組みに役立てていくことが重要である。こうした観点から、個別事案の報道発表や課徴金事例集等の公表物においては、事案の内容・問題点が的確に伝わるように分かりやすい説明や内容の充実に努めていくほか、証券監視委のウェブサイトも利用者や情報提供者の使いやすさに配慮した見直しを行うこととし、併せて英語での情報発信も強化していくこととしている。

8点目の「自主規制機関等との連携」は、第7期活動方針を踏襲した内容であり、全体としての市場監視機能を強化するため自主規制機関等と情報や問題意識を共有して一体的に市場監視に取り組んでいくこととしている。

2 活動方針の内容

上記の背景や基本的な考え方を踏まえ公表した第8期活動方針については、次頁のとおりである。

公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

2. 基本的な考え方

金融商品取引法の累次の改正、ITの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展、さらには海外との間のクロスボーダー取引の拡大等、我が国市場はダイナミックに変化しています。証券監視委は、こうした市場の動向を常に注視し、感度を一層高めた情報収集・分析を行い、対応を要する問題にタイムリーに取り組んでいきます。

(1) 機動性・戦略性の高い市場監視

- ▶ 証券監視委の持つ、勧告、告発、裁判所への申立て及び建議といった手段を戦略的に活用し、現下の市場における問題に早期に取り組み、監督当局や自主規制機関等と連携し、問題の内容に応じ、効果的な対応を行っていきます。
- ▶ その際、最近の市場の動向や外部から入手した情報及び監視活動から得た情報等を総合・分析し、顕在化しつつある問題をタイムリーに把握し、機動的に対応していきます。

(2) 市場のグローバル化に対応した監視力の強化

- ▶ クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化し、これらが我が国市場や投資者へ与える影響が高まっていることを踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組んでいきます。
- ▶ グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、海外当局との意見交換等、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用し、内外の業務全体を視野に入れた検査を行っていきます。
- ▶ そのため、国際的な事案への対応力を備えた人材の育成に取り組むとともに、意見交換や人材交流等を通じた海外当局とのネットワークの強化に努めていきます。

(3) 市場規律の強化に向けた取組み

- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議等を通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ また、各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等と連携し各市場参加者に積極的に働きかけていきます。そのため、市場参加者との対話や市場への情報発信を充実させ、証券監視委の問題意識を分かりやすく伝えるよう努めます。

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて、公正・透明な質の高い市場の形成に貢献することが、我が国市場の発展、国際競争力の向上に資するものと考えています。

3. 重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

(1) 情報力に支えられた機動的な市場監視

- ▶ 様々なチャネルを通じて得られる情報の総合・分析や個別取引や市場動向の審査・調査により、市場における問題をタイムリーに把握し、機動的に市場監視を行っていきます。
- ▶ 発行市場・流通市場全体に目を向けた複眼的な監視を行い、違反行為の全体像を解明し、適切な法執行に努めます。
- ▶ 従来取り上げられてこなかったものの、市場の公正性の観点から問題があると認められる取引等についても注意を払い、対応を検討していきます。
- ▶ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券規制当局間の情報交換枠組み等を積極的に活用し、海外当局への調査依頼等により、実態の解明を行い、適切な法執行に努めます。

(2) 重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- ▶ インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計や虚偽記載等の違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応していきます。その際、事案の内容に応じ、捜査当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行っていきます。

(3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施

- ▶ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されることを主眼とし、迅速・効率的な開示検査の実施に努めます。
- ▶ 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。その際には、必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めています。

(4) 不公正取引等に対する課徴金制度の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かし、インサイダー取引、相場操縦や風説の流布・偽計といった不公正取引等の調査等を迅速・効率的に実施していきます。
- ▶ 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、引き続き調査結果を踏まえ積極的に必要な提言を行っていきます。

(5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- ▶ 検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、効率的で実効性ある検査を実施する観点から、情報の収集・分析の充実を図り、情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立するとともに、検査対象業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発・定着に取り組み、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- ▶ グローバルに活動する国内大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、金融庁検査・監督部局によるモニタリングの情報も活用しつつ、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証していきます。

(6) 詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応

- ▶ 投資者保護の観点から、詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為の実態の解明及び被害の拡大防止に努めます。検査対象先の選定にあたっては、様々なチャネルを通じて情報を収集・分析し、問題業者に迅速に対応する態勢を強化していきます。また、悪質性の高い業者については、関係機関と連携し、厳正な対応を図っていきます。
- ▶ 無登録業者によるファンドの販売等に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化するとともに、裁判所への禁止・停止命令の申立て（金商法第 192 条）の権限を積極的に活用し対応していきます。

(7) 情報発信の充実

- ▶ 勧告等の個別事案に係る報道発表等において、事案の内容及び問題点が的確に伝わるよう、具体的で分かりやすい説明に努めます。
- ▶ 過去の事例をまとめた課徴金事例集や証券検査における主な指摘事項の公表等において、違反行為の未然防止に資する観点から内容を充実させ、効果的な情報発信に努めます。
- ▶ 証券監視委のウェブサイトについて、利用者・情報提供者の使いやすさに配慮した見直しを行うほか、英語での情報発信にも注力していきます。

(8) 自主規制機関等との連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関等と情報や問題意識を共有して監視に取り組んでいきます。このため、自主規制機関等の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資者への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

第3章 市場分析審査

第1 概説

1 市場分析審査の目的

市場分析審査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した、包括的かつ機動的な市場監視を実現するために、金融・資本市場全体について幅広く情報を収集・分析するとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を実施し、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を発見することを目的としており、証券監視委におけるいわば「情報の入口」として位置づけられている。そのため、日頃から、一般投資家等から情報を受け付け、速やかに証券監視委内の担当部署（金融庁等の所掌業務に関係する場合は当該関係する部署）に回付しているほか、自主規制機関等と連携し、金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引等について審査を行い、問題が把握された取引等を証券監視委内の担当部署に回付している。

2 平成25年度における活動状況

金融・資本市場では、取引の電子化・高速化の進展、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動の日常化、不公正ファイナンス事案等の課題に直面しており、市場分析審査課では、平成25年度においても、包括的かつ機動的な市場監視の実現に努めている。

具体的には、一般投資家等から6,401件の情報提供を受けたほか、情報提供窓口に係るウェブサイトの改修を行い、「提供いただきたい情報の例」を掲載するなど、有用性の高い情報の収集に努めた。また、高頻度取引（HFT：High Frequency Trading）やノンコミットメント型ライツ・オファリングなど、金融・資本市場の動向についても幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、発行市場、流通市場全体に向けた市場監視を行った。

こうした情報をもとに、取引審査の一層の充実にも努め、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引について、迅速に分析を行い、平成25年度には、計1,043件（価格形成86件、内部者取引943件、その他14件）の取引審査を行った。

第2 一般投資家等からの情報の受付

1 概要

証券監視委では、金融・資本市場に関する情報収集の一環として、一般投資家や市場関係者等から広く情報を受け付けている（附属資料3-1参照）。

こうした情報は、市場における投資家等の生の声であり、証券監視委による証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれている。

このため、証券監視委では、できるだけ多くの方から情報が寄せられるように、電話、文書、来訪、インターネットなど、様々な方法で情報を受け付けている（附属資料2-2-2参照）。また、有用な情報が多数寄せられるよう、証券監視委幹部による講演会等の機会を通じて情報提供を呼びかけている。

金融商品取引業者と投資者との間のトラブルに関して寄せられた情報については、証券監視委の検査等において有効に活用するほか、情報提供者が個別的な紛争解決を求めている場合には、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証

券・金融商品あっせん相談センター」を紹介するなどの対応を行っている。その他、証券監視委の所管ではない商品先物取引などに関する苦情等についても、適宜、関係する相談窓口を紹介している。

2 情報の受付状況

証券監視委が平成 25 年度において一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報は 6,401 件であり、このうち、年金運用ホットライン（後述）に寄せられた情報は 18 件である。情報提供手段の内訳を見ると、インターネット 4,316 件、電話 1,518 件、文書 395 件、来訪 56 件、財務局等から回付を受けたものが 116 件となっており、全受付件数の 7 割弱をインターネットが占めている。

情報の内訳を見ると、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関するものが 4,040 件、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関するものが 402 件、金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものが 907 件、その他の意見等が 1,052 件となっている。

このうち、個別銘柄に関するものとしては、相場操縦の疑いに関するものが 2,735 件と最も多く、風説の流布・偽計の疑いに関するものが 401 件、インサイダー取引の疑いに関するものが 279 件などとなっている。

発行体に関するものとしては、有価証券報告書等の虚偽記載の疑いに関するものが 224 件、ファイナンスに関するものが 17 件、適時開示に関するものが 34 件などとなっている。

金融商品取引業者の営業姿勢等に関するものとしては、システム関連が 102 件、顧客の知識等に照らして不当な勧誘が 7 件など、多様な情報が寄せられている（附属資料 2-2-3 参照）。

《情報の連絡先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

直通電話：03-3581-9909

F A X : 03-5251-2136

インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

なお、証券監視委では、情報を受け付けるに当たり、ウェブサイト上で、情報提供者の方の個人情報や情報の内容等に関する機密管理に万全を期している。

また、年金運用に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口である「年金運用ホットライン」を設置し、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けている（附属資料 3-2 参照）。

年金運用ホットラインに寄せられた情報については、証券監視委の職員である年金運用の専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者に対する効率的・効果的な検査の実施に役立てている。

《年金運用ホットライン》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1

証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

直通電話：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

[提供いただきたい情報の例]

①投資一任業者における疑わしい運用等の情報

- ②年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報
- ③年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
- ④契約や説明を遵守しない運用に関する情報

[情報提供に当たっての留意事項]

- ・ 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。
- ・ 特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応。

さらに、証券監視委では、公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っている（附属資料3-3参照）。公益通報においても、通報に関する機密は保持することとしているほか、公益通報者保護法（平成18年4月施行）により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

《公益通報の通報・相談先》

郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 公益通報窓口

直通電話：03-3581-9854（注）

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

FAX：03-5251-2198

（注）公益通報は、文書（郵送、電子メール、FAX）により受け付けており、電話は相談用である。

3 寄せられた情報の活用

証券監視委には、上記のとおり、年間約6～7千件の情報が寄せられている。これらの情報は、関連部署へ回付され、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性を勘案し、証券監視委の行う取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用されている。

証券監視委では、限られた人的資源において、効率的かつ効果的な検査・調査等を実施する観点から、金融庁その他の関係省庁、海外当局、自主規制機関、金融商品取引業者等から寄せられる様々な情報を収集・分析しているところであり、情報提供窓口へ寄せられた情報は、これらの情報と並んで問題点の把握のために活用されている。

なお、情報提供窓口へ寄せられる情報の内容は様々となっているが、寄せられた情報の活用がより高まるよう、平成26年3月に、証券監視委の情報提供窓口に係るウェブサイトの改修を行い、「提供いただきたい情報の例」を掲載するとともに、情報提供者がより便利に利用できるよう入力様式の変更を行ったところである。

4 証券監視委の職員を装った悪質な電話について

金融庁と証券監視委では、以前より未公開株などの投資商品に関する悪質な勧誘等について注意及び情報提供を呼び掛けているが、最近、証券取引等監視委員会の職員であると名乗る者から、一般の方に対し、下記のような言い振りで電話があった旨の複数の情報が寄せられていることから、平成25年10月にウェブサイトを通じて注意喚起を行っている。

- 証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から、「未公開株詐欺の関係で（貴方の名前が載った）被害者の名簿が出回っており、注意喚起している」といった内容の電話を受けた。
- 証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から、「未公開株の被害を回復できる。Aという機関がその手続をしてくれる」といった内容の電話を受けた。
- 未公開株の購入に当たり、B社から「お金は代わりに支払うので貴方の名前を使わせてほしい」と頼まれ、応じたところ、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「名義貸しは違法であるため、取り消すためにお金を用意しろ」といった内容の電話を受けた。
- 未公開株を取得したところ、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「インサイダー取引に該当するので、家宅捜索する」といった内容の電話を受けた。
- C社というところから投資に関する資料が郵送されてきた後、証券取引等監視委員会の〇〇さんという職員から「C社は安全な会社である」旨の電話を受けた。

(注) 未公開株などの詐欺の被害にあった際には、最寄りの警察署に直ちにご相談ください。送金した直後で相手が受け取っていない場合、被害を回避できた事例もあります。

証券取引等監視委員会の職員が、電話等により一般の方に対し、未公開株に係る情報を提供すること、特定の取引に係る情報を提供すること、また企業の信用に係る情報を提供することなど連絡を個別に行うことは一切ありませんので、上記のような連絡を受けた場合には十分ご注意ください。

また、金融庁と証券監視委は、職員を装った悪質な電話について平成 21 年 6 月に連名で報道機関を通じて注意喚起を行っており（附属資料 3－4 参照）、必要に応じて捜査当局にも被害情報の提供を行っている。

第 3 市場動向分析

1 概要

証券監視委では、金融・資本市場の動向について幅広く情報収集した上で、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てているところである。

具体的には、いわゆる「不公正ファイナンス」への対応等のため、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視を行っているほか、新たな金融商品等の実態把握を含めた包括的かつ機動的な市場監視にも取り組んでいる。

2 発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視

(1) 不公正ファイナンスへの対応

近年、金融資本市場では、株式の発行過程における不適切な行為と流通市場における不適切な行為が複合的に関連して行われる不公正取引の事案が見られる。例えば、架空増資（見せ金増資）や不動産を過大評価した現物出資、あるいは債務の株式化（Debt Equity Swap）の悪用等によって新株式を取得し、これを流通市場において、インサイダー取引や相場操縦・風説の流布を複合的に絡み合わせるなどして売却し、不当な利益を得るという行為が散見される。このように有価証券の発行過程（増資等）と流通市場における不適切

な行為を要素として構成される一連の不公正な取引を「不公正ファイナンス」と呼んでいる。

こうした不公正ファイナンスで典型的な手法として用いられるのが、第三者割当増資である。第三者割当増資は、新たに資金調達をしたい上場会社が、特定の者に新株を割り当てて出資を受ける方法であるが、公募増資に比べて第三者のチェックが入りにくく、発行会社が支出した資金が回流して第三者割当増資の払込原資に充てられたり、現物出資に当たって財産評価が水増しされたりするなど、不適切な行為が発生するおそれがある。また、第三者割当増資により大量の新株式が発行されると、既存株主の権利が希薄化して会社の支配権に異動が生じ、会社の役職員や既存株主にとって好ましくない者が支配権を握って、会社の資金を不適切な投融資により社外に流出させることもあり得る。

不公正ファイナンス事案について、証券監視委は、財務局等の証券取引等監視官、有価証券届出書等の提出を受ける証券監査官や金融商品取引所（上場管理部門、売買審査部門）と緊密に連携を図り、一般投資家や証券会社などの市場関係者等からの提供情報のほか、上場企業の開示情報や金融商品取引所からの情報など、発行市場と流通市場を見渡した情報収集・分析を行い、不公正ファイナンス事案の監視に努めている。

また、証券監視委では、不公正ファイナンスの監視の観点から、上場企業の第三者割当増資について、財務局等及び金融商品取引所における当該上場企業からの事前相談の結果を踏まえ、その状況の把握に努めている。

不公正ファイナンスの摘発において、証券監視委は、一連の不公正ファイナンス行為全体をとらえ、金商法第 158 条の偽計罪を適用して対応してきており、これまで 7 事案の刑事告発及び 1 事案の課徴金納付命令勧告を行っている。

(2) 市場動向の背景にある問題の分析

証券監視委では、前述のような個別銘柄又は個別取引に係る情報の収集及び分析と並行し、市場動向の背景を把握すべく、幅広く情報収集・分析を行っている。

平成 25 年度における主な取組みは以下のとおりである。

① ノンコミットメント型ライツ・オフリングの動向

ライツ・オフリング（新株予約権無償割当てによる増資）とは、株主全員に金融商品取引所に一定期間上場される予定の新株予約権を無償で割り当てることによる増資手法である。新株予約権を割り当てられた株主は、定められた期間内に新株予約権を行使して行使価額を払い込み、株式を取得することができるが、新株予約権を行使せずに市場で売却することも可能である。発行会社の株価が新株予約権の市場価格と行使価格の合計額より大きいときは、投資家が市場で当該新株予約権を購入して行使することにより、アービトラージ（裁定取引）も可能となる。

他の「公募増資」や「第三者割当増資」といった増資手法と異なり、既存株主は、持分の希薄化を回避できる（新株予約権を行使しない場合は持分が希薄化するが、新株予約権の売却により経済的損失を軽減できる）メリットがあるといわれ、積極的活用を求める声の中、法令及び制度の改正が進められた。

ライツ・オフリングには、発行会社が行使されなかった新株予約権を取得して証券会社に売却し、当該証券会社が権利行使して取得した株式を市場等で売却する「コミットメント型」と、行使されなかった新株予約権を失権させてしまう「ノンコミットメント型」の 2 種類がある。平成 22 年度以降のライツ・オフリングの実施状況は下表のとおりであるが、平成 25 年度は 19 件と急増し、その大半はノンコミットメント型が占めている状況にある（発行決議ベース）。

ライツ・オファリングの実施状況

実施年度（発行決議日ベース）	総件数	うちノンコミットメント型
平成 22 年度	1	1
平成 23 年度	0	0
平成 24 年度	2	2
平成 25 年度	19	16

このような状況に鑑み、平成 25 年度にライツ・オファリングを実施した銘柄につき、その株価動向や新株予約権の行使状況等の情報収集・分析を行うとともに、主にノンコミットメント型ライツ・オファリングの特徴や問題点について、金融庁や東京証券取引所（現日本取引所）などと意見交換等を行った。

ノンコミットメント型は、増資に当たり証券会社等が関与する例も見られるが、コミットメント型のように行使されなかった新株予約権を証券会社が引き受けて行使することがないことから、証券会社等の第三者により増資条件等の審査が厳格に行われるとは限らず、第三者割当増資等と同様に、発行会社の財務状況や資金使途等について第三者のチェックが入らないおそれがある。このため、証券監視委では、引き続き、ライツ・オファリングの動向を注視していくこととしている。

② 株式交換による新株発行について

上場会社が株式交換により非上場会社を子会社化することは、当該非上場会社株主が現物出資により当該上場会社の第三者割当増資を引き受けたものと経済的効果は同一である。近時、株式交換を用いた子会社化や合併が増えてきているため、証券監視委としては、対象となる会社の企業価値算定等について注視しており、平成 24 年 1 月から平成 25 年 3 月に実施された株式交換事例の分析を行った。

3 新たな金融商品等の実態把握を含めた包括的かつ機動的な市場監視に向けた実態把握

証券監視委では、国内外の市場において、重要性が増してきている、あるいは将来的に影響を及ぼす可能性のある新たな金融商品や取引形態、イベント等について、タイムリーかつ幅広く実態把握を行った。

平成 25 年度におけるこうした実態把握の事例は、以下のとおり。

(1) 市場における新たな取引等の実態把握

市場環境が改善する中、高頻度取引（HFT：High Frequency Trading）やアルゴリズム取引による取引の高速化やボラティリティーの変化に一層の関心が高まっている。また、コンピュータが市場での取引において中心的な役割を担っている現状から、人為的な操作ミスやプログラムの不具合あるいはサイバー攻撃などシステム・トラブルが及ぼす市場への影響も更に注目を集めている。そこで、欧米における HFT 等の発注戦略や相場操縦の実態、規制当局の動向、及び EU の市場濫用指令／規則をはじめとする規制の動きの調査を行った。また、米国におけるシステム・コンプライアンス強化の動きについても調査・分析を行った。

加えて、市場において取引の高速化等が進む一方、これを好まない投資家によって増加してきているブロックトレード（市場外での大口相対取引）についても実態把握などを行った。

(2) 市場における最近の投資家や発行体の動向の実態把握

世界的に市場環境が持ち直す中での各国における新規公開（IPO）の動向や特徴の調査を行った。また、スタートアップ段階にある企業の新たな資金調達手段として注目されている

クラウド・ファンディングについて、先行する欧米の実態について調査を行った。

(3) インターネットを利用した金融関連の新たな動きの実態把握

世界的なインターネットの普及により、金融の世界に新たな変革の動きが生じている中、オンライン・ベッティングや仮想通貨などの現状について調査を行った。また、ソーシャル・メディアを用いた企業情報開示への欧米の規制動向についても調査を行った。

これらの実態把握の結果については、証券監視委内で共有し、新たな金融商品等への対応を含めた包括的かつ機動的な市場監視に役立てていくとともに、金融庁の関連部局や自主規制機関等とも情報交換を行い、市場監視上の課題や問題意識の共有に努めている。

第4 取引審査

1 概要

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- (1) 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- (2) 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
- (3) 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- (4) 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになる。

2 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている（附属資料1-7-2参照）。

3 取引審査の実績

(1) 実績

平成25年度における証券監視委及び財務局等の取引審査実施件数は、以下のとおり。

審査実施件数	平成25年度	(参考) 平成24年度
合計	1,043	973
証券監視委	410	400
財務局等	633	573
(以下審査項目別内訳)		
価格形成	86	84
内部者取引	943	875
その他	14	14

証券監視委及び財務局等においては、市場における取引状況について日常的な市場監視を行い、必要に応じて取引審査を行っている。取引審査においては、関連する情報の収集を行うとともに、実際に市場で行われている個別の取引の中で市場の公正性を害すると疑われるような取引については、迅速に分析を行うよう努めている。

また、発行市場におけるファイナンスの動向に関する情報収集・分析の結果、不公正ファイナンス事案の疑いがあるものについては、偽計等の観点から取引審査を実施している。

(2) 審査事例

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

① 内部者取引に関して審査を行った事例

- イ A社が、B社株式をTOB（株式公開買付け）する旨を公表したところ、B社の株価が大きく上昇したことから、B社株式の公表前の取引について審査を行った。また、証券会社から寄せられた情報によると、借名口座を利用した疑いのある取引がみられたとのことであり、こうした情報も踏まえて審査を行った。
- ロ C社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ハ D社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。
- ニ E社の株式について、「インサイダー取引により多額の利益を得ていた者がいる」との情報提供があったことから、当該委託者に係る内部者取引の有無について審査を行った。
- ホ F社の公募増資において、公募増資公表前からF社株式の取引高が増え、株価が下落する傾向がみられたことから、内部者取引の有無について審査を行った。

② 価格形成に関して審査を行った事例

- イ G社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。
- ロ 金融商品取引所から、H社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託者が見せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことから、審査を行った。
- ハ I社株の売買に関して、一般投資家から、見せ玉に関する具体的な情報が寄せられたので、金融商品取引所に対する注文発注状況等を確認したところ、複数の注文が一斉に取り消されていたことから、審査を行った。
- ニ J社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられたことから、審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

- イ K社の財務状況が、ファイナンスを何度も繰り返しているにもかかわらず好転せず、かつ、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。
- ロ L社が不動産の現物出資によるファイナンスについて公表したところ、当該ファイナンスにおいて出資対象となった不動産の鑑定評価額等の適正性について疑念が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。
- ハ M社がファイナンスを行った後、金融商品取引業者等から、M社の株式が市場で大量に売却されている等の情報提供があったことから、偽計等の観点から審査を行った。
- ニ インターネット上の掲示板において、複数の銘柄につき、明らかに事実と反する書き

込みがなされ株価が変動した旨の具体的な情報が寄せられたことから、風説の流布等の観点から、審査を行った。

(3) クロスボーダー取引への対応

わが国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が全委託取引の6割程度（平成25年）を占めるなど、クロスボーダー取引が常態化している。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、必要に応じ、クロスボーダー取引について金融商品取引業者等から情報を収集し、市場監視の空白が生じないように努めている（第10章参照）。

4 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、証券監視委は、これら自主規制機関との間で、緊密な連携を図ってきている。

(1) 金融商品取引所や金融商品取引業協会との連携

金融商品取引所では、流通市場における投資家による値動きや発注等について、リアルタイムで監視を行っているほか、法令違反等が疑われる注文・取引に対し、事後的な売買審査を行っている。こうした売買審査の結果は、随時、証券監視委に対して報告が行われ、意見交換が行われている。また、特に不公正取引の可能性が高い異常な取引が認められた場合には、速やかに証券監視委と金融商品取引所（売買審査部門）の間で情報共有が図られる体制となっている。また、発行市場においても、上場企業の動向に関し、証券監視委と金融商品取引所（上場審査・上場管理部門）との間で意見交換が行われている。

金融商品取引業協会である日本証券業協会は、平成20年10月に「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」を一部改正（平成21年4月施行）し、同協会の会員は、顧客の取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、証券監視委及び同協会へ報告することとした。これを踏まえ、平成21年4月以降、証券監視委では、同協会の協会員から寄せられる売買審査結果報告書を、内部者取引に係る取引審査の端緒情報や、参考情報として活用している。また、同協会は、店頭取扱有価証券に関する売買審査を行っており、その結果を証券監視委に報告している。

また、同協会では、内部者取引の未然防止を図るため、上場会社の役員情報を登録・管理する仕組みとしてJ-I R I S S（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）を運営しており、J-I R I S Sへの参加上場会社の拡大等に向け、証券取引所及び金融庁・証券監視委と連携して取り組んでいる。

具体的には、日本証券業協会及び全国の証券取引所は、平成23年1月、「内部者取引の未然防止に関する検討チーム」を設置し、内部者取引の未然防止に資するより一層の有効な施策に関する具体的な検討を行い、その結果を平成23年6月に「内部者取引の未然防止のためのJ-I R I S Sの活用に関する検討報告」として公表した。

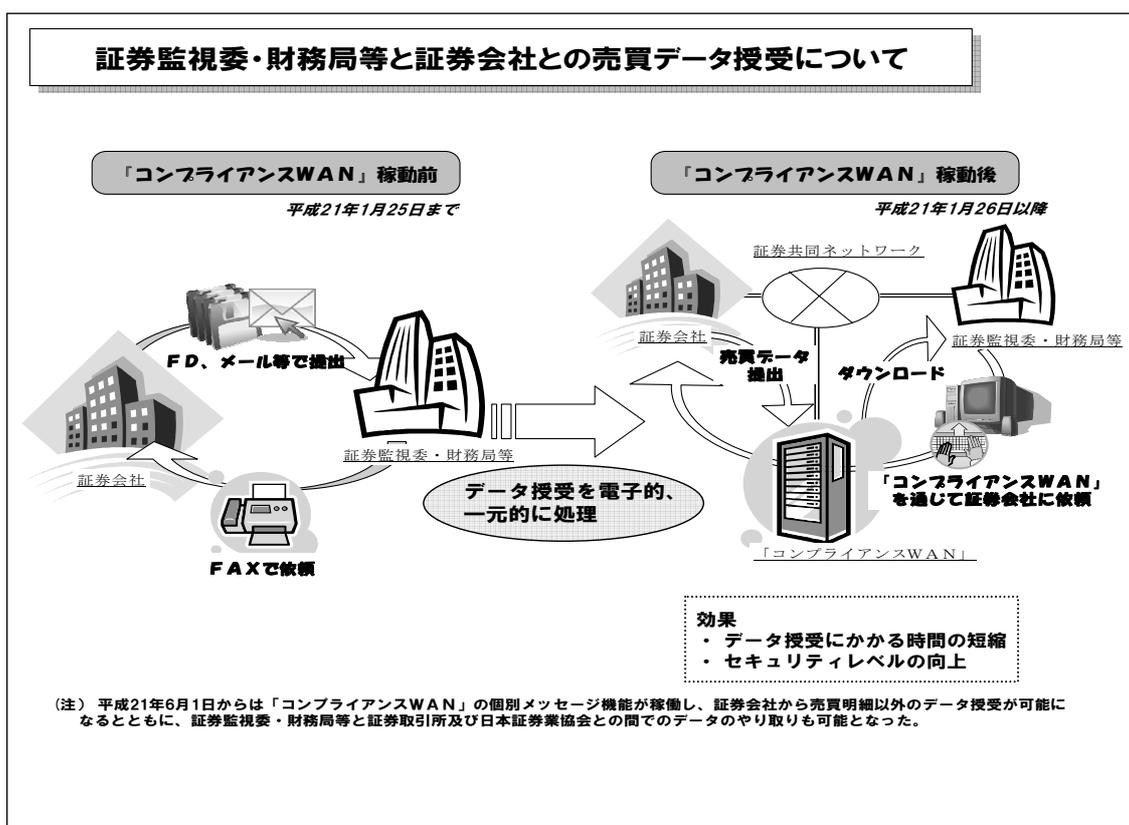
こうした動きを踏まえ、同月、金融庁総務企画局長、監督局長及び証券監視委事務局長は、連名で、日本証券業協会会長及び各取引所社長・理事長に対し、「J-I R I S Sの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて（要請）」との書簡を送付し、J-I R I S Sの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進するよう協力を要請したほか、証券監視委は、各種広報活動を通じてその意義等を紹介するなど、こうした内部者取引の防止に向けた各種取組みを支援しているところである。

なお、J-I R I S Sへの上場会社の登録率は、平成26年3月末時点で、77.5%となっている。

(2) 「コンプライアンスWAN」の利用

「コンプライアンスWAN」は、全国の証券会社と全国の証券取引所、日本証券業協会、証券監視委・財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買データの授受を電子的に処理するシステムである。それまで、フロッピーディスク、電子メール等で行っていた売買データの授受を、安全性の高い専用ネットワークを経由する方法に一本化することにより、

- ① 売買データの授受における個人情報の漏洩リスク、記録媒体紛失リスクが低減し、
 - ② 売買データの徴求依頼・受領処理に要する時間が短縮されることで、取引審査事務の効率化につながり、
 - ③ 証券会社においても、売買データの提出に要するコスト削減につながる、
- などといったメリットがもたらされている。



第5 今後の課題

市場分析審査は、金融・資本市場全体について幅広く情報の収集・分析を行うとともに、必要に応じて取引審査を行うことで、証券監視委におけるいわば「情報の入口」としての機能を果たしている。市場分析審査における成果がその後の証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の成否に影響することから、引き続き、市場の動向に応じて機動的に対応していくとともに、顕在化しつつあるリスクに対して迅速・的確に対応することにより、実効的かつ効率的な市場監視の実現を図っていく必要がある。

現下の市場の動向を見ると、近年、わが国株式市場における取引の発注の大半が海外から行われる等、クロスボーダー取引が日常化しているほか、取引の大半が内外プロ投資家によって行われている。さらに、HFTにみられるように取引が高速化・複雑化し、新たな金融商品・取引の開発も続いている。こうした取引や商品等を利用した新たな不公正取引の手法を把握し、違法行為の端緒を発見するためには、より幅広く情報を収集し、それを分析・活用していく必

要がある。

市場分析審査においては、こうした状況を踏まえ、より広く市場関係者と連携しながら、以下の課題に取り組み、「情報の入口」としての使命を果たしていく必要がある。

(1) 機動的な市場監視への取組み

様々なチャネルを通じて得られる情報の総合・分析、個別取引や市場動向の審査・調査により、市場における問題をタイムリーに把握し、機動的な市場監視を行うとともに、発行市場・流通市場全体に目を向けた複眼的な監視を行う。

また、不公正ファイナンス事案をはじめ、重大な違法行為は、常に新たな形態で行われる可能性があることを踏まえ、市場を取り巻く環境の変化に対応し、市場動向の背景にある問題を分析しながら、新たなタイプの違法行為の発生にも留意した監視を行う。

(2) より効果的な情報の収集・分析・活用態勢の確立

外部からの情報収集ルートの拡大・多様化に引き続き努めるとともに、収集した情報の分析を強化し、取引審査、証券検査、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等においてより効果的に活用する態勢を確立する。

(3) クロスボーダー取引や内外プロ投資家への対応の強化

クロスボーダー取引に対しては、海外証券規制当局等から積極的に情報収集を行い、投資手法に長け、かつ豊富な資金を持つ内外プロ投資家による不公正取引や違法行為の把握に努める。

(4) 取引の電子化・高速化への対応の強化

HFTやアルゴリズム取引による取引の高速化やボラティリティーの変化に留意し、市場における取引状況について注視する。

また、非対面のインターネット取引を通じた不公正取引（見せ玉等）の事例が多くみられることから、引き続き、自主規制機関等との間で連携をしつつ、このような相場操縦行為の把握に努める。

第4章 証券検査

第1 概説

1 証券検査の目的

証券検査の目的は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに即した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

2 証券検査の権限

(1) 証券監視委は、平成4年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証取法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金先法が施行され、外国為替証拠金（FX）取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム（ファンド）持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用（自己運用）を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成22年4月からは信用格付業者及び指定紛争解決機関等、平成24年11月からは取引情報蓄積機関が検査対象となり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成19年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金融商品取引業者等に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

- | | |
|-------------------|------------------------------------------|
| ① 金融商品取引業者等 | (金商法第56条の2第1項、第194条の7第2項第1号及び第3項) |
| ② 金融商品取引業者の主要株主等 | (金商法第56条の2第2項から第4項まで、第194条の7第2項第1号及び第3項) |
| ③ 特別金融商品取引業者の子会社等 | (金商法第57条の10第1項、第194条の7第3項) |
| ④ 指定親会社 | (金商法第57条の23、第194条の7第3項) |
| ⑤ 指定親会社の主要株主 | (金商法第57条の26第2項、第194条の7第3項) |
| ⑥ 取引所取引許可業者 | (金商法第60条の11、第194条の7第2項第2号及び第3項) |
| ⑦ 特例業務届出者 | (金商法第63条第8項、第194条の7第3項) |
| ⑧ 金融商品仲介業者 | (金商法第66条の22、第194条の7第2項第3号及び第3項) |
| ⑨ 信用格付業者 | (金商法第66条の45第1項、第194条の7第2項第3号の2及び第3項) |

- ⑩ 認可金融商品取引業協会 (金商法第 75 条、第 194 条の 7 第 2 項第 4 号及び第 3 項)
 - ⑪ 認定金融商品取引業協会 (金商法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び第 3 項)
 - ⑫ 投資者保護基金 (金商法第 79 条の 77、第 194 条の 7 第 3 項)
 - ⑬ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者 (金商法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
 - ⑭ 株式会社金融商品取引所の主要株主 (金商法第 106 条の 6、第 194 条の 7 第 3 項)
 - ⑮ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者 (金商法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項)
 - ⑯ 金融商品取引所持株会社の主要株主 (金商法第 106 条の 20、第 194 条の 7 第 3 項)
 - ⑰ 金融商品取引所持株会社 (金商法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項)
 - ⑱ 金融商品取引所 (金商法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
 - ⑲ 自主規制法人 (金商法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
 - ⑳ 外国金融商品取引所 (金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項)
 - ㉑ 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者 (金商法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
 - ㉒ 金融商品取引清算機関の主要株主 (金商法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7 第 3 項)
 - ㉓ 金融商品取引清算機関 (金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
 - ㉔ 外国金融商品取引清算機関 (金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第 3 項)
 - ㉕ 証券金融会社 (金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)
 - ㉖ 指定紛争解決機関 (金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)
 - ㉗ 取引情報蓄積機関 (金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項)
 - ㉘ 投資信託委託会社等 (投信法第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)
 - ㉙ 設立中の投資法人の設立企画人等 (投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)
 - ⑳ 投資法人 (投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
 - ㉑ 投資法人の資産保管会社等 (投信法第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)
 - ㉒ 投資法人の執行役員等 (投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
 - ㉓ 特定譲渡人 (SPC 法第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項)
 - ㉔ 特定目的会社 (SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
 - ㉕ 特定目的信託の原委託者 (SPC 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項)
 - ㉖ 振替機関 (社債等振替法第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)
 - ㉗ その他、上記①から㉖までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者
- (注) () 書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

(2) 証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者、特例業務届出者 (犯収法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 1 号)
 - ② 登録金融機関 (犯収法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 2 号)
 - ③ 証券金融会社、振替機関、口座管理機関 (犯収法第 15 条第 1 項、第 21 条第 7 項)
- (注) () 書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記(1)及び(2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

- (3) 証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告したときは、内閣総理大臣から外務員登録に関する事務を委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

3 平成 25 年度における活動状況

証券検査を取り巻く状況は、①検査対象業者の多様化・増加、②金融商品・取引の多様化・複雑化、③世界的金融危機の経験を踏まえ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループ全体の経営危機を予防する必要性の高まり、④IT システムの金融商品・取引への浸透等、大きく変化している。また、最近においては、A I J 問題や公募増資に関連したインサイダー取引の問題等、公益又は投資者の保護の観点から極めて重大な法令違反等が相次いで明らかとなった。

このような状況を踏まえ、平成 25 年度においても、効率的・効果的かつ実効性ある検査を実施する観点から、業態その他の特性等を踏まえたリスク・ベースでの検査実施の優先度の判断、予告検査の実施、監督部局との連携強化等に努めた。

大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握するとともに、フォワード・ルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行う取組みを開始した。

また、投資一任業者については、引き続き、年金運用ホットラインに寄せられた情報等を活用して集中的な検査を行った。

さらに、第二種金融商品取引業者については、MR I 問題を踏まえ、多数の個人投資家向けにファンドの販売を行う業者に対して重点的に検査を行ったほか、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握する取組み(登録事項検査)を開始した。

こうした取組みの結果、平成 25 年度においては、271 件(着手ベース)(延べ 387 件)の検査を実施し、法令違反や内部管理態勢等について問題点が認められた 118 業者に対して問題点を通知するとともに、第二種金融商品取引業者がファンドの取得勧誘において虚偽の事実を告知した事案や投資助言・代理業者が無登録での海外ファンドの募集の取扱いを行っていた事案等、重大な法令違反等が認められた 18 件について、行政処分を求める勧告を行った。また、

適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた 11 件について、検査結果の公表を行った。

また、裁判所への禁止命令等の申立て（金商法第 192 条）については、それに係る調査（金商法第 187 条）の権限等を活用し、無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者による金商法違反行為に対し、2 件の申立てを行った。

第 2 証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券検査に係る事務の運営は、平成 21 年以降、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる 1 年間を証券検査年度として行っている。

証券監視委は、証券検査を計画的に管理・実施するため、証券検査年度ごとに、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を策定している。

証券検査基本方針においては、その年度の証券検査の重点事項その他の証券検査の基本となる事項を定め、証券検査基本計画においては、検査対象先のうちその年度の証券検査の対象とするものの種類、数その他のその年度の証券検査の範囲等を定めている。

平成 25 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画は、平成 25 年 4 月 16 日に公表した。

平成 25 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第 1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

(1) 証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護である。

証券検査の目的は、これらの使命を果たすため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

このため、証券検査においては、金融商品取引業者などによる法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。

証券監視委は、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、人材、能力を結集してその有する権限を行使することにより、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

(2) 検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境

金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で延べ約 8,000 社の規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進み、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした中、先の世界的な金融市場の混乱を踏まえ、各国当局の協調の下、金融グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められているところである。大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握する必要がある。

また、インターネットによる個人投資家の取引が増加するとともに、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムを通じた機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行が拡大していることを踏まえ、取引のインフラをなす IT システムの信頼性の確保はその重要性を増している。

特に、金融商品取引所や金融商品取引業者等の取引システム障害等は、顧客の取引や市場に大きな影響を与えかねないことから、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力する必要がある。

(3) 証券検査を巡る現下の課題

最近においては、A I J 問題、日本投資者保護基金による補償が必要となる事案の発生、公募増資に関連したインサイダー取引の問題など、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から極めて重大な法令違反が相次いで明らかとなったところである。

これらの事案は、金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認を傷つける重大な問題である。

証券検査においては、個別の法令の規定に係る法令違反の有無を検証するだけでなく、金融商品取引業者等に対して、業務及び内部管理態勢の全般において法令遵守意識及び職業倫理を向上させるようあらためて促すことにより、投資者の信認の回復に努めなければならない。

また、近年、無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況を踏まえ、金商法違反行為を行う無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限等を活用し、関係当局との連携を図りながら引き続き厳正な対応を行う必要がある。

(4) 検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み

検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境の変化に対応しつつ、市場仲介機能に対する投資者の信認の回復という現下の課題に適切に対応していくためには、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し効率的・効果的で実効性ある検査を実施していく必要がある。

このため、検査実施の優先度の判断を適切に行うことが求められることから、①多様な金融商品取引業者等の業態の特性、②顧客の特性及び③複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

その上で、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定する。あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等も検査対象先や検査の着眼点に見合ったものとするよう努める。

投資一任業者については、昨年度に引き続き、金融庁による一斉調査の内容等も踏まえ、集中的な検査を行う。

また、特に中小の金融商品取引業者については、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとなっているとの指摘を踏まえ、検査対象業者数に対する検査を実施する業者数の割合（カバレッジ）を増加させる必要がある。

その他、効率的・効果的で実効性ある検査のあり方については、将来に向かって幅広く検討を行い、証券監視委の態勢、能力の強化を継続的に図っていく。

2. 検査実施方針

(1) 検査対象先の特性に応じた重点検証事項

① 業態その他の特性に着目した検証

イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止するゲートキーパーとしての機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、本年4月1日からの改正犯罪収益移転防止法の施行も踏まえ、取引時確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時に取引を行う目的や職業の確認が行われているか、なりすましの疑いがある場合等において適切に再確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて検証する。また、反社会的勢力への対応について、情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢が整備されているかについて検証する。

また、金融商品取引業者等は、有価証券の引受業務により、企業が市場を通じて事業活動のための資金を投資家から調達する仲介機能を担っている。有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。更に、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

ロ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

公募増資に関連したインサイダー取引の問題も踏まえ、不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報に係る登録・情報隔壁、内部者取引に関する売買の審査、情報の不適切な伝達及び利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証する。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り（naked short selling）の禁止、公募増資に関連した書面交付義務等）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）について検証する。

インターネットやDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

ニ. 投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果

たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

更に、投資者が接する機会の多い広告に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について著しく人を誤解させるような表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

ホ．投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者が直接検証することは非常に困難であること等を踏まえ、投資者保護等を図る観点から、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢、デュー・ディリジェンス機能の実効性等を検証する。

特に、平成 23 年度の検査において、企業年金の資金運用を受託していた投資一任業者が、投資一任契約の締結の勧誘において虚偽の事実を告知している行為や虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為等を行っていたほか、受託者としての忠実義務に違反し、企業年金の利益を害した事案が認められたことから、投資一任業者に対しては、金融庁による投資一任業者への一斉調査の内容等を踏まえ、監督部局とも連携し、平成 24 年度から集中的な検査を実施しているところである。

集中的な検査の実施に当たっては、外部から重要性・有用性の高い情報を収集する専門の窓口（年金運用ホットライン）の設置と年金運用の専門家の配置により、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化している。

専門家による、情報の提供者等に対する積極的な働きかけや、対話型の情報収集と質の高い分析は、検査実施の優先度の判断や検査における検証の着眼点の明確化に有効であることから、効率的・効果的な検査の実施のため、この取組みを強化していくこととする。

へ．信用格付業者の業務管理態勢の検証

信用格付業者については、利益相反防止や格付プロセスの公正性確保といった観点から業務管理態勢が整備されているか、格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

ト．ファンド業者の法令等遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（自己運用業を行う投資運用業者、第二種金融商品取引業者をいい、適格機関投資家等特例業務届出者を含む。以下「ファンド業者」という。）については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明等）、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、業務運営の適切性及び分別管理の状況を含む法令等遵守状況について検証する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為等を行う悪

質な事例が引き続き認められている。証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

チ. 投資助言・代理業者の法令等遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、これまでの検査において、役職員の基本的な法令の知識や法令等遵守意識の著しい欠如等を原因として、無登録業務を行っている状況、無登録業者に対する名義貸し、顧客に対する情報提供が不適切な状況等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、法令等遵守状況の検証に注力する。

リ. 自主規制機関等の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

また、金融商品取引所、清算機関、振替機関等については、IOSCOなどが公表した「金融市場インフラのための原則」等を踏まえ、システムリスク管理態勢など、市場インフラとしての機能を円滑かつ適切に果たすための態勢の整備状況等について検証する。

ヌ. 無登録業者に対する対応

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘といった重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じて裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、禁止命令等の申立て、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

② 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証

イ. 内部管理態勢等に係る検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうか留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握するとともに、フォワード・ルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行い、連結規制・監督の導入に対応した適切な検査を実施する。

ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営における IT システムへの依存度はますます

す高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引や FX 取引への参加が定着するとともに、私設取引システム（PTS）の取扱高が増大しているなど、金融取引において IT システムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、IT システムの安定性の確保及び危機管理が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性及び業務継続計画の実効性について検証を行い、態勢整備への経営陣の関与について確認を行う。

ハ. 財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係るこれまでの検査において、顧客分別金信託や顧客区分管理信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、監督部局、日本証券業協会及び日本投資者保護基金との緊密な連携を図りながら、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理・区分管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について重点的に検証する。

(2) 効率的・効果的で実効性ある検査の実施

① 業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断

検査対象先の選定に当たっては、検査対象先の業態、規模、その他の特性を勘案し、その時々々の市場環境等に応じ、原則として、以下の考え方にに基づき、検査実施の優先度を判断する。

なお、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に検査を行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

イ. 継続的に検証を行う対象

検査対象業者のうち、個人投資家を含む多数の投資者等との取引を行い市場の中核的な役割を担う第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う投資運用業者等については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務運営の適切性、財務の健全性等の検証を行うこととする。

また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割や国際的な金融規制改革の趣旨に鑑み、原則として、継続的に検査を実施し、業務管理態勢の整備状況等の検証を行うこととする。

ただし、証券監視委の人的資源の制約により、全ての業態について一律に継続的な検査を実施することは困難であることを踏まえ、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃淡をつける等の対応を行うこととする。

投資一任業者については、上記（1）①ホ. の通り、引き続き集中的な検査を実施する。

なお、具体的な検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に収集し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

ロ. 随時検査を行う対象

上記イ. 以外の検査対象の登録業者（第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等）については、業態、規模その他の特性及び証券監視委の人的資源に比し検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断する。

これらの業者については、新たに、登録後できるだけ早期に、業務運営体制の整備状況を把握する取組みも実施する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、法令等の遵守状況、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に優先度を判断し、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し検証を行う。

ハ. 無登録業者

無登録業者による重大な金商法違反に対しては、平成 23 年の金商法改正により同年 11 月から導入された民事効等の施策の実施状況をみつつ、必要に応じ、上記ロと同様に個別に優先度を判断し、裁判所への禁止命令等の申立てのための調査を適切に実施する。

② 実効性のある検査の実施

イ. 予告検査の実施

立入検査については、原則は無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて予告検査とする。

ロ. 双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

ハ. 検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処

検査における双方向の対話の重要性に対する理解が深まる一方で、一部においては検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られる。証券監視委の使命を十分果たしていくため、このような行為に対しては、厳正に対処していく。

③ 金融庁・財務局等との連携強化

金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情報や検査を通じて把握された監督に有効な情報をタイムリーに交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、必要に応じ、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するとともに、情報交換を行う。

外国証券規制当局との間では、外資系業者、海外にも拠点を置く本邦の業者、海外の拠点で本邦投資者向け業務を実施している業者、海外に取引先のある業者の検査等に関して、情報交換や検査・調査の実施における協力などを通じて、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カレッジへの対応や信用格付業者の検査において、主要な外国証券規制当局と適切に連携する。

ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を強化する。

④ 自主規制機関との連携

自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び研修等における連携を推進する。

⑤ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

検査の実効性を阻害する行為に対して厳正に対処し、効率的かつ効果的な検査の実施等を図る観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた証券検査に関する基本指針の見直しや制度改正等に応じて金融商品取引業者等検査マニュアルの見直しを行う。これらについては公表することにより、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

なお、本基本方針は、平成 25 年 4 月時点の市場を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

第2 証券検査基本計画

1. 基本的考え方

- (1) 検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。
- (2) 検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等証券取引等監視官部門の間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者等及び信用格付業者	150社（うち財務局等が行うもの110社）＜投資一任業者に対する集中的な検査を含む。＞
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関等	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

（注）上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

第3 金融商品取引業者等検査マニュアルの改正

1 経緯

金融庁において、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを推進するため、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正案が公表された。

これを踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の一部改正案を公表し、パブリックコメント（平成26年2月27日～同年3月28日）に付した。

2 改正（案）のポイント

監督指針に（1）反社会勢力との取引の未然防止（入口）、（2）事後チェックと内部管理（中間管理）、（3）反社会的勢力との取引解消（出口）に係る態勢整備等についての着眼点が追加されることを踏まえ、反社会的勢力への対応に係る検証項目を追加する。

第4 検査実績

平成25年度においては、内部管理態勢及びリスク管理態勢の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについて、常日頃からグループ全体の状況を把握するとともに、フォワード・ルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行う取組みを開始した。具体的には、監督部局とも連携しつつ、年間を通じてオフサイトでのヒアリング等により業務実態を十分に把握することで、業界共通の課題やリスクを明確化し、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むことにより、検査をより効果的・効率的に実施するものである。

また、金融庁検査局が「金融モニタリング基本方針」に基づき実施するSIFIs（Systemically Important Financial Institutions。金融システム上重要な金融機関。ここでは、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループを指す。）に対する検査と連携（検証項目の設定やオンサイト・モニタリング（立入検査）の時期・方法等）した検査を実施している。

第二種金融商品取引業者について、平成24年度に検査を実施したMR I I N T E R N A T I O N A L , I N C . において、出資金の流用や顧客に対する虚偽告知等の公益又は投資者保護上問題のある行為が認められたことなどを踏まえ、多数の個人投資家向けにファンドの販売を行う業者に対して重点的に検査を行った。さらに、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握する取組み（以下「登録事項検査」という。）を開始した（投資助言・代理業者についても実施。）。こうした取組みの結果、第二種金融商品取引業者に対する検査着手件数が大幅に増加した。

(1) 平成25年度における証券監視委及び財務局長等の検査の実施状況は、以下のとおりである（40頁別表参照）。

① 第一種金融商品取引業者等（継続的に検証を行う対象）

平成25年度においては、第一種金融商品取引業者等150業者に対する検査を計画し、実績としては、97業者（第一種金融商品取引業者69業者、登録金融機関9業者、投資運用業者等19業者（投資運用業者16業者、投資法人3法人））に対し検査に着手した。

平成25年度に検査着手したもののうち、66業者（第一種金融商品取引業者41業者、登録金融機関9業者、投資運用業者等16業者（投資運用業者13業者、投資法人3法人））については、同年度中に検査が終了している。

また、平成23年度及び同24年度において検査に着手し、同24年度末までに検査が終了していなかった60業者（第一種金融商品取引業者22業者、登録金融機関5業者、投資

運用業者 33 業者) については、同 25 年度末までにすべての検査が終了している。

なお、A I J 問題を受けて、投資一任業者について、その業態の特性等に鑑み、特に企業年金を顧客とする業務の実態や法令等遵守状況について優先して検証する必要が認められたことから、証券監視委及び財務局等の証券取引等監視官部門は、金融庁による一斉調査の内容等を踏まえた監督部局との連携により、平成 24 年度から実施している投資一任業者に対する集中的な検査として、47 件の投資一任業者に対する検査を実施した。

② 第二種金融商品取引業者等（随時検査を行う対象）

平成 25 年度においては、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等に対する検査は、随時実施することとしていたが、実績としては、第二種金融商品取引業者 108 業者、投資助言・代理業者 29 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 23 業者、金融商品仲介業者 8 業者の計 168 業者に対し検査に着手した。このうち、第二種金融商品取引業者 50 業者、投資助言・代理業者 7 業者については、登録事項検査である。なお、第二種金融商品取引業者に対する検査着手件数は、前年度比で 88 業者の増加となった。

平成 25 年度に検査着手したもののうち、120 業者（第二種金融商品取引業者 77 業者、投資助言・代理業者 23 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 13 業者、金融商品仲介業者 7 業者）については、同年度中に検査が終了している。このうち、第二種金融商品取引業者 44 業者、投資助言・代理業者 7 業者については、登録事項検査である。

また、平成 23 年度及び同 24 年度において検査に着手し、同 24 年度末までに検査が終了していなかった第二種金融商品取引業者 5 業者、投資助言・代理業者 18 業者、適格機関投資家等特例業務届出者 9 業者、金融商品仲介業者 3 業者の計 35 業者については、同 25 年度末までに 2 業者（第二種金融商品取引業者 1 業者、投資助言・代理業者 1 業者）を除き、すべての検査が終了している。このうち、投資助言・代理業者 1 業者については、登録事項検査である。

なお、第二種金融商品取引業者については、個人投資家向けにリスクの高い金融商品を取り扱う業者において公益又は投資者保護上問題のある行為が明らかとなっていることを踏まえ、平成 26 年度からは、特に、多数の個人投資家向けにファンドの販売等を行う業者について、継続的に検証を行う対象とすることとしている。

③ 自主規制機関等

平成 25 年度においては、必要に応じ検査を実施することとしていたが、金融商品取引所 2 社及び金融商品取引所持株会社 1 社に対し検査に着手し、すべての検査が同年度中に終了している。

④ その他

平成 25 年度においては、振替機関 1 機関及び指定親会社 2 業者に対し検査に着手し、振替機関については、同年度中に検査が終了している。

(注) 検査が終了したものとは、検査対象先に対し検査終了通知書を交付したものをいう（ただし、検査対象先の事情等により検査終了通知書の交付を行わないものもある。）。

なお、平成 25 年度に検査が終了した 283 件のうち、172 件について、臨店検査終了後、3 月以内に検査終了通知書の交付を行っている。

上記の検査計画件数及び検査着手件数は、検査対象先が複数の検査対象業務を兼営してい

る場合は、主たる業務に着目して分類・計上しているが、兼営している他の業務に関しても、主たる業務の検査の際に併せて検査を実施している。

なお、証券検査には、平成 13 年以降、検査の質的水準の向上及び検査手続の透明性の確保を図ることを目的とした「意見申出制度」が設けられている。具体的には、検査中に検査官と検査対象先が十分議論を尽くした上でなお意見相違となった事項については、検査対象先は証券監視委事務局長宛てに意見申出書を提出することができることとされている。意見申出があった場合には証券監視委事務局内の証券検査課以外の課に在籍する者が審理結果案を作成し、証券監視委が第三者的な視点からの審理を行うこととなっている。

平成 25 年度に検査が終了した検査(同 23 年度及び同 24 年度に検査着手したものを含む。)において、金融商品取引業者 5 業者から意見申出制度に基づく意見申出書の提出があり、所要の処理を行った。そのうち 2 件については、検査対象先の意見により検査終了通知書等の一部を修正している。

(2) 平成 25 年度に検査が終了したもの(同 23 年度及び同 24 年度に検査着手したものを含む。)のうち、重大な法令違反等が認められた 18 件については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告を行い、これを受けて監督部局が行政処分を行っている。

また、勧告事案に限らず検査において認められた問題点については、検査対象先に通知するとともに、オフサイトのモニタリングに資するため監督部局へ伝えている。

なお、平成 25 年度の勧告事案については本章第 6 に、平成 25 年度に検査が終了した金融商品取引業者等において認められた主な問題点については本章第 7 に記述している。また、タイムリーな情報発信の観点から、勧告事案についてはその都度、主な問題点については四半期毎にウェブサイトに掲載している。

別表 平成 25 年度の検査実施状況

業務の種別	計画 [検査先数] (注1)	実績		検査対象 業者数 (注3) [延べ数] (注2)	実績 [検査先数] (注1) (検査終了ベース)	
		[検査先数] (注1) (着手ベース)	[延べ数] (注2) (着手ベース)		(うち 23 年度、 24 年度着 手分)	
第一種金融商品取引業者	150 業者	69	70	278	63	22
登録金融機関		9	9	1,107	14	5
投資運用業者		16	27	314	46	33
投資法人		3	3	60	3	0
信用格付業者		0	0	7	0	0
第二種金融商品取引業者	随時 実施	108	146	1,272	81	4
投資助言・代理業者		29	81	1,008	40	17
適格機関投資家等特例業 務届出者		23	34	3,022	22	9
金融商品仲介業者		8	11	791	10	3
自主規制機関等	必要に応 じて実施	3	3	13	3	0
その他	-	3	3	-	1	0
合計		271	387	7,872	283	93

(注1) 「検査先数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、主たる業務に基づ

き分類・計上している。

(注2) 「延べ数」については、検査対象先が複数の業務の種別の登録を受けている場合に、当該登録を受けている全ての業務の種別に計上している。

(注3) 検査対象業者数は、平成26年3月末時点のものである。

(3) 平成25年度に終了した証券監視委及び財務局長等による検査の1検査対象当たりの平均延べ検査投入人員(臨店期間分)は、第一種金融商品取引業者128人日、第二種金融商品取引業者19人日、投資運用業者168人日、投資助言・代理業者37人日、登録金融機関33人日、適格機関投資家等特例業務届出者50人日、金融商品仲介業者23人日、自主規制機関等50人日となっている。なお、第一種金融商品取引業者のうち最少検査投入人員は18人日、最多検査投入人員は601人日となっている。

第5 検査結果の概要

1 第一種金融商品取引業者等に対する検査

平成25年度に検査が終了した第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。以下本章において同じ。)は計77業者であり、39業者において問題点が認められた。これら39業者の問題点のうち、不公正取引に関するものは5業者、投資者保護に関するものは10業者、財産・経理等に関するものは6業者、その他業務運営に関するものは27業者となっている。

平成25年度においては、円LIBORに係る不適切な行為、親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為、厚生年金基金の役職員に対し特別の利益を提供している状況等の法令違反行為等が認められた。

また、公募増資に関連したインサイダー取引の問題を踏まえ、法人関係情報の管理態勢について重点的に検証を行った結果、法人関係情報に係る営業管理態勢に係る不備が看過されたまま投資勧誘が行われている事例が認められた。

このほか、顧客に対して適切に説明を行うための業務運営体制の整備を行わずに、投資信託・債券間で不適切な乗換勧誘を行っている等の事例がみられた。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査

平成25年度に検査が終了した第二種金融商品取引業者は計81業者であり、16業者(第二種金融商品取引業以外の業務を主に行う業者において、第二種金融商品取引業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。)において問題点が認められた。これら16業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは12業者、財産・経理等に関するものは1業者、その他業務運営に関するものは9業者となっている。

第二種金融商品取引業者が取り扱うファンドのうち、いわゆる「事業型ファンド」については、株式のような公衆縦覧型の開示規制の対象となっていないことから、投資者保護のためには、業者の顧客に対する相対の説明が極めて重要である。

こうした中、平成25年度においては、MRI問題を始めとして、出資金の流用や顧客に対する虚偽告知等、個人投資家向けにリスクの高い金融商品を取り扱う業者において公益又は投資者保護上極めて重大な問題のある行為が認められた。

3 投資助言・代理業者に対する検査

平成25年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計40業者であり、31業者(投資助言・代理業以外の業務を主に行う業者において、投資助言・代理業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。)において問題点が認められた。これら31業者の問題点のうち、投資者保

護に関するものは21業者、その他業務運営に関するものは16業者となっている。

平成25年度においては、無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いをする重大な法令違反行為等が認められた。その中には、海外ファンドから販売手数料等を受領していないとしながら、実際には、海外法人を経由するなどして、海外ファンドの発行者等から顧客の購入額に応じた報酬を受領していた事例もみられた。

4 投資運用業者等に対する検査

平成25年度に検査が終了した投資運用業者等は計49業者であり、23業者（投資運用業以外の業務を主に行う業者において、投資運用業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら23業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは13業者、財産・経理等に関するものは2業者、その他業務運営に関するものは16業者となっている。

○ 投資一任業者に対する集中的な検査

A I J問題を受けて、投資一任業者について、その業態の特性等に鑑み、特に企業年金を顧客とする業務の実態や法令等遵守状況について優先して検証する必要性が認められたことから、証券監視委及び財務局等の証券取引等監視官部門は、金融庁による一斉調査の内容等を踏まえた監督部局との連携により、平成24年度から実施している投資一任業者に対する集中的な検査として、47件の投資一任業者に対する検査を実施した。

今回の集中的な検査においては、A I J事案を踏まえ、

- ・ 投資一任契約締結に至るまでの過程で、顧客に対する働きかけ、勧誘及び説明は、適切に行われているか、
- ・ 投資一任契約に基づく運用の開始に当たり、運用資産の十分な調査（デュー・ディリジェンス）に基づき、適切に投資判断及び投資指図を行っているか、
- ・ 投資一任契約に基づく運用資産の状況について、適切にモニタリングを行い、顧客に適切に報告しているか、

等について、幅広い検証を行った。

その結果、平成24、25年度においては、5業者について、法令違反が認められたことから、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分を求める勧告を行った。

具体的には、

- ・ 投資一任契約の運用指図を行う際、価格の十分な調査等を行っていない状況（善管注意義務違反）
- ・ 投資一任契約の顧客勧誘資料に、他の商品の運用実績を表示する行為等（虚偽・誤解表示）
- ・ 単一の投資信託のみを投資対象とする投資一任契約を勧誘又は締結する際に、当該投資信託と最終投資対象が同一である他の投資信託について解約制限や償還延長が生じているという事実を説明していない状況（誤解表示）
- ・ みなし公務員に対し、投資一任契約を受託することを目的として、頻繁に接待を行う行為（特別の利益の提供）
- ・ 受託した投資一任契約に関し、報酬を過大に受領し、必要な調査等を行わずに投資判断を行い、また、適正な時価評価をせず純資産価額を報告する行為（忠実義務違反）

の法令違反行為が認められた。

また、その他に、運用資産に海外を含む外部のファンドを組み入れている状況で、適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングを行っていない事例等、20業者において問題点が認められた。

5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査

平成 25 年度に検査が終了した適格機関投資家等特例業務届出者は 22 業者であり、12 業者（適格機関投資家等特例業務以外の業務を主に行う業者において、適格機関投資家等特例業務に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。

具体的には、適格機関投資家からの出資を受けずに適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないまま勧誘又は運用する行為、成功報酬や配当金などに関する取扱いについて実際の取扱いとは異なる事実が記載された勧誘資料等を用いてファンドを勧誘する行為、新規公開株等の売買の勧誘を無登録とする行為等の金商法違反の行為や、ファンド出資金の流用等の投資者保護上問題のある行為が認められた。

6 金融商品仲介業者に対する検査

平成 25 年度に検査が終了した金融商品仲介業者は計 10 業者であり、2 業者において問題点が認められた。これら 2 業者の問題点のうち、その他業務運営に関するものは 2 業者となっている。

第 6 証券検査の結果に基づく勧告等

平成 25 年度において、証券検査の結果に基づき行政処分勧告等を行った事案は以下のとおりである。

なお、適格機関投資家等特例業務届出者については、行政処分を行うことができないことを踏まえ、平成 24 年度からは、証券検査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、検査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしている。

1 第一種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（アール・ビー・エス証券会社東京支店）

（勧告日：平成 25 年 4 月 5 日）【附属資料 2-4-3 (1)①（番号 1）参照】

① 円 LIBOR に係る不適切な行為

〔金商法第 51 条〕

当社トレーダー等は、円 LIBOR 呈示担当者に対し、当該トレーダー等が行っていた円金利に係るデリバティブ取引に有利になるよう、LIBOR を変動させることを目的として、呈示レートの変更を要請するなどの働きかけを継続的に行っていた。

また、こうした働きかけを長期間にわたり看過し、当該行為を放置し適切な対応を行っていないなど、当社の内部管理態勢には重大な不備が認められた。

② 親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為

〔金商法第 44 条の 3 第 1 項第 4 号に基づく金商業等府令第 153 条第 1 項第 7 号〕

当社チーフ・オペレーティング・オフィサー（以下「COO」という。）は、関連銀行統合業務に係る統合会議に日常的に参加しており、銀行業務に関与している状況にあった。このような状況において、銀行顧客に関する非公開情報を COO は複数回、当社チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（当時）は 1 回受領していた。

また、当社コンプライアンス部は、COO が銀行統合に関する会議へ参加していたこと等につき社内から報告を受けていたが、事実関係を何ら調査していないなど、当社の内部管理態勢に不備が認められた。

(2) ドイツ証券株式会社

(勧告日：平成 25 年 12 月 5 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 12) 参照】

- 厚生年金基金の役職員に対し特別の利益を提供している状況
〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号〕
厚生年金基金の役職員はみなし公務員であるところ、当社の年金ソリューション営業部は、3つの厚生年金基金の理事長らに対して接待等を行い、金融商品取引契約につき多額の利益提供を行っていた。

(3) Liaison Japon証券株式会社 (旧商号：プロフィット証券株式会社)

(勧告日：平成 26 年 1 月 17 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 15) 参照】

- ① 純財産額が法定の最低純財産額に満たない状況
〔金商法第 52 条第 1 項第 3 号 (同法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロに該当することとなったとき)〕
当社は、短期貸付金の回収が不能となったこと等に伴い貸倒引当金を計上した結果、当社の純財産額は、法令で定める金額 (5 千万円) に満たない状況となった。
- ② 業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況
〔金商法第 51 条〕
当社は、A社の発行する社債に投資することを事業目的とする合同会社の社債 (以下「本件社債」という。)に係る販売勧誘を行うにあたり、A社と密接な関係を有するB事業会社の事務所の一部に当社の営業所を開設し、B事業会社の従業員を当社の歩合外務員として採用し、本件社債の販売勧誘を行わせていたが、当該営業所での業務実態を把握していない等、業務管理が著しく杜撰な状況下で本件社債の販売勧誘を行っていた。

2 第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) ライツマネジメント株式会社

(勧告日：平成 25 年 4 月 16 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 2) 参照】

- ① 信託受益権の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為
〔金商法第 38 条第 1 号〕
当社営業員は、いわゆる劇場型勧誘により、当社が販売する信託受益権を購入すれば短期間で儲かる等の虚偽の事実を告げていた。
- ② 報告徴取命令に対する虚偽の報告等
〔金商法第 52 条第 1 項第 6 号〕
当社は、上記①の劇場型勧誘の事実関係につき、関東財務局長の報告徴取命令に対し、虚偽の報告を行った。
- ③ 無登録の信託受益権を販売している状況
〔金商法第 52 条第 1 項第 9 号〕
当社が販売した信託受益権は、法令により発行者は内閣総理大臣の登録を受けなければならないところ、当該登録を受けていなかった。
- ④ 信託受益権が適切に管理・運用されていないことを認識しながら、新たな信託受益権の取得勧誘を継続している状況等
〔金商法第 52 条第 1 項第 9 号〕
当社は、信託財産が本来の運用目的とは異なり適切に管理・運用されていないことを認識していたにもかかわらず、信託受益権の販売を継続し、さらには事業収益等について裏付けとなる資料を一切確認しないまま、発行者から口頭で伝えられた、信憑性に疑義のある事業収益等を記載した信託財産状況報告書を顧客に送付していた。

⑤ 契約締結前交付書面等の記載の不備

[金商法第 37 条の 3 第 1 項及び第 37 条の 4 第 1 項]

当社が信託受益権を販売した際に、顧客に交付した契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面には法定の事項が記載されていない等の不備が認められた。

(2) MRI INTERNATIONAL, INC.

(報告日：平成 25 年 4 月 26 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 3) 参照】

① 顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等

[金商法第 52 条第 1 項第 9 号]

当社が取得勧誘を行うファンドにおいて、顧客出資金がファンド事業に用いられることなく、他の顧客に対する配当金等の支払いに充てられていた。このような状況の中、顧客への配当金等の支払遅延が発生しているにもかかわらず、当該ファンドの取得勧誘を継続していた。

② 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

[金商法第 38 条第 1 号]

当社ウェブサイト及び顧客向けパンフレット等の内容を検証したところ、実際のファンド運用状況は上記①のとおりであったにもかかわらず、「出資金はファンド事業にのみ充てられる」「配当金は出資対象事業によって得られた利益から支払う」と虚偽告知が行われている状況が認められた。

③ 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為

[金商法第 47 条の 2]

当社は、期末における資産合計及び負債・純資産合計について、実態と異なる数値を記載した事業報告書を関東財務局長に提出した。

④ 報告徴取命令に対する虚偽の報告

[金商法第 52 条第 1 項第 6 号]

当社は、証券取引等監視委員会が検査の過程において発出した報告徴取命令に対し、第三者機関と共同して信託口座に対する内部査定を実施した旨回答しているが、当該事実は認められなかった。

なお、本件検査は、米国証券取引委員会 (U.S. Securities and Exchange Commission) より協力がなされた。

(3) With Asset Management 株式会社

(報告日：平成 25 年 8 月 2 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 6) 参照】

① ファンドの運用が適切でないと認識しながら行う勧誘行為等

[金商法第 52 条第 1 項第 9 号]

当社は、ファンド資金の運用先である A 社において貸金業の登録を受けていないと認識していたにもかかわらず、ファンド勧誘を行い、ファンド資金を用いて A 社に対する資金提供を漫然と継続していた。また、A 社への金銭貸付けにつき、A 社の財務状況等の確認等が行われていないなど、ファンドの資金運用として行う必要のある運用状況の把握等が行われていなかった。

② 当社営業員により不当な社債の私募又は募集の取扱いが行われており従業員管理態勢が不十分な状況

[金商法第 52 条第 1 項第 9 号]

当社営業員は、無登録業者からの指示により、複数の顧客に対して勧誘をし、社債を取得させていた。当該営業員行為は、無登録金融商品取引業に該当するものと認められるが、

当社代表取締役及び当社管理部門において、漫然と見過ごされていた。

- ③ ファンド持分の取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
〔金商法第 38 条第 1 号〕

当社営業員は、実際の運用実績を上回る虚偽の運用実績を記載した運用報告書を使用し、ファンド持分に係る取得勧誘を実施していた。

(4) 株式会社ディベックス

(報告日：平成 25 年 8 月 30 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 8) 参照】

- ① ファンドの出資持分の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為
〔金商法第 38 条第 1 号〕

当社は、ファンドの出資持分の取得勧誘にあたり、顧客に対しファンド出資金を外国為替証拠金取引等により運用する旨を記載した契約書等を交付し説明していた。しかしながら、当社は調達した資金を当社事業に充てることを予定しており、実際にも調達した資金について上記運用を一切行っていなかった。

- ② ファンドの出資金について分別管理が確保されていないままファンドの出資持分の取得勧誘を行う行為

〔金商法第 40 条の 3〕

当社は、ファンド出資金について分別して管理することが確保されていないにもかかわらず、ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。

- ③ 不正又は著しく不当な行為を行っている状況

〔金商法第 52 条第 1 項第 9 号〕

当社は、ファンド出資金を自社の事業に流用し、さらに当該状況を認識しながらファンドの出資持分の取得勧誘を継続するとともに、ファンドから当社私募債への不適切な乗換え勧誘等を行っていた。

- ④ 報告徴取命令に対する虚偽報告

〔金商法第 52 条第 1 項第 6 号〕

当社は、関東財務局長からの報告徴取命令に対し、ファンドの出資者数等について、虚偽の報告を行った。

(5) ジーク投資顧問株式会社

(報告日：平成 25 年 12 月 9 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 13) 参照】

- ① 金融商品取引契約の締結の勧誘に関する虚偽告知等

〔金商法第 38 条第 1 号、第 40 条の 3、第 47 条の 2 並びに第 52 条第 1 項第 6 号及び第 9 号〕

当社は、ファンド出資金を会社経費等に流用していたが、当該ファンド持分の取得勧誘にあたり、顧客に対し出資対象事業で運用を行う旨の虚偽のことを告げ、勧誘を継続していた。また、顧客からの出資金に係る分別管理が確保されていない状況でファンド持分の取得勧誘を行っており、さらには、当局からの報告徴取命令に対し、複数のファンドの状況を報告せず、虚偽の事業報告書を提出し、虚偽の報告を行っていた。

- ② 検査忌避

〔金商法第 198 条の 6 第 11 号〕

当社代表取締役等は、臨店検査初日に正当な理由なく検査官の事務所立入りを拒んだほか、当社社員は、事実を隠蔽するために、同日夜間、複数の電子ファイルを消去した。

(6) 株式会社 PROUD Asset Management

(報告日：平成 26 年 3 月 25 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 18) 参照】

- 無登録業者による投資事業有限責任組合の出資持分の取得勧誘に加担している状況等〔金商法第 51 条及び第 52 条第 1 項第 1 号〕
当社の監査役は、無登録でファンド持分の取得勧誘を行う別会社の取締役を兼職しており、当該別会社において主体的に、違法行為を行っていた。また、当社代表取締役は、当該別会社の違法行為に加担（当社の旧商号の銀行口座や当社の商号等が記載された勧誘資料を別会社に使用させること）していた。
なお、当社は、平成 25 年 7 月以降、第二種金融商品取引業を行っていない状況にあった。

3 投資助言・代理業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) K 2 I n v e s t m e n t 株式会社

(勧告日：平成 25 年 9 月 27 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 9) 参照】

- 無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況〔金商法第 29 条〕
当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けずに、外国投資証券の商品内容等の説明、取得申込手續のサポートを行うことにより取得契約を成立させ、当該取得契約の対価として外国投資証券の発行者から委託を受けている管理会社等から報酬を受領しており、外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っていた。

(2) アブラハム・プライベートバンク株式会社

(勧告日：平成 25 年 10 月 3 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 10) 参照】

- ① 無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況〔金商法第 29 条〕
当社は、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業の登録を受けずに、親会社と海外の関連会社と実質的に一体となって、外国投資証券及び外国で発行される集団投資スキーム持分（以下「海外ファンド」という。）の商品内容等の説明、取得申込手續のサポートを行うことにより取得契約を成立させ、当該取得契約の対価として海外ファンドの発行者等から報酬を受領しており、海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っていた。
- ② 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為〔金商法第 37 条第 2 項〕
当社の広告について検証したところ、実態と異なる以下の表示を行っている状況が認められた。
 - 当社の助言サービスと他社が販売する複数の積立商品を比較し、当社商品が最も高い平均利回りを上げている旨を表示
 - 当社の手数料は業界最安値である旨を表示
 - 運用会社等から販売手数料等は受取っていない旨を表示
- ③ 顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供する行為〔金商法第 41 条の 2 第 5 号〕
当社は、投資顧問契約を締結した顧客より、過去実績から想定された投資実績に遠く及ばない等の理由で、助言報酬の免除等の依頼を受け、当社は、当該顧客に対し、2 年分に相当する助言報酬を全額免除した。

(3) I F A J A P A N 株式会社

(勧告日：平成 25 年 10 月 3 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 11) 参照】

- 無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況

〔金商法第 29 条〕

当社は、第一種金融商品取引業の登録を受けずに、外国投資証券の商品内容等の説明、取得申込手続のサポートを行うことにより取得契約を成立させ、当該取得契約の対価として外国投資証券の発行者から委託を受けている管理会社等から報酬を受領しており、外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っていた。

(4) 株式会社トラヴィス・コンサルティング

(勧告日：平成 26 年 2 月 21 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 16) 参照】

- 無登録業者に名義貸しを行っている状況

〔金商法第 36 条の 3〕

当社は、当社の名義をもって、金融商品取引業の登録を受けていない法人 2 社に、投資顧問契約の締結、電子メール等による国内株式の価値等に関する助言等の投資助言業務を行わせた。

(5) K 2 I n v e s t m e n t 株式会社

(勧告日：平成 26 年 3 月 5 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 17) 参照】

- 業務停止命令違反

〔金商法第 52 条第 1 項第 6 号〕

当社は、業務停止命令期間中にもかかわらず、代表取締役が投資信託受益証券等を紹介する内容のセミナー動画を当社ウェブサイトに掲載し、顧客と当該セミナー動画の視聴に係る新たな契約を締結し、視聴料を徴収した上で、アクセス権を付与していた。

また、電子メールにて個別有価証券の取得に関する投資助言等も行っていた。

4 投資運用業者に対する検査結果に基づく勧告

(1) プラザアセットマネジメント株式会社

(勧告日：平成 25 年 6 月 25 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 4) 参照】

- 投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

〔金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号等〕

当社は、当社が設定し運用を行うファンドを組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘にあたり、当該ファンドが比較的高い流動性リスクを有することについて一般的な説明を行っていたが、当該ファンドと最終的な投資先が同一である他のファンドについて解約の受付が停止された等の投資判断上重要な事実を説明していなかった。

(2) 株式会社ケートス・キャピタル・パートナーズ

(勧告日：平成 25 年 6 月 28 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 5) 参照】

- 年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況

〔金商法第 38 条第 7 号の規定に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 3 号〕

当社は、厚生年金基金を含む複数の年金基金の関係者に対し、頻繁に接待を行い、多額の利益を提供していた。

当社は、平成 21 年 6 月に投資助言・代理業の登録を受け、同 22 年 6 月に投資運用業の登録を受けているが、それぞれ助言報酬の獲得や投資一任契約の締結等を目的として接待が行われたものと認められた。

(3) アマデウスアドバイザーズ株式会社

(勧告日：平成 25 年 8 月 30 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 7) 参照】

① 一任報酬を過大に受領している状況等 (忠実義務違反)

[金商法第 42 条第 1 項]

当社は、年金基金との投資一任契約に基づき、当社が組成に関与し、個々に投資一任契約等を締結する匿名組合を階層的に組み入れた投資事業有限責任組合を投資対象先に組み入れているが、当該階層的投資スキームについてどのような投資経済効果があるかについて合理的な説明ができておらず、顧客資産を内部的に受渡ししているだけの各匿名組合からそれぞれ一任報酬を受領することにより、年金基金から得た一任報酬を過大に受領しており、また、階層的に組み入れている匿名組合で発生する各種報酬について顧客に十分な説明を行っていない。

② 投資決定のための必要な調査等を行っていない状況 (善管注意義務違反)

[金商法第 42 条第 2 項]

当社は、投資先を選定するにあたり行うべき投資決定のための必要な調査等を全く実施しないまま投資を行い、また、投資後の運用状況のモニタリング等も全く行っていなかった。

③ 運用財産の純資産価額について適正な時価評価をせずに報告を行っている状況 (善管注意義務違反等)

[金商法第 42 条第 2 項及び第 42 条の 7 第 1 項]

当社は、当社が組成したファンドの純資産価額 (NAV) について、適正な時価評価をせず、年金基金や信託銀行に事実と異なる NAV を報告していた。また、事実と異なる NAV を記載した運用報告書を顧客である年金基金に交付していた。

(4) 株式会社 Global Arena Capital

(勧告日：平成 25 年 12 月 11 日)【附属資料 2-4-3 (1)① (番号 14) 参照】

① 集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

[金商法第 38 条第 1 号]

当社は、集団投資スキーム持分の取得勧誘にあたり、投資対象事業、配当の性質、当社の概要について、実態と相違した虚偽の説明を行っていた。

② 顧客出資金の目的外運用及び流用

[金商法第 42 条第 1 項]

当社は、当社又は第三者のために、契約書等で記載した石油関連事業とは異なる運用 (当該事業と関係ない会社の株式及び土地への投資) を行っており、また、ファンド出資金の一部を当社の運転資金として流用していた。

③ 純財産額が法定の基準を下回っている状況等

[金商法第 47 条の 2 及び第 52 条第 1 項第 3 号 (同法第 29 条の 4 第 1 項第 5 号ロに該当することとなったとき)]

当社は、関連会社から受けた土地等の現物出資等により、純資産額の増加に係る会計処理を行っていたが、当該土地等の所有権移転登記は行われておらず、当該事実等に基づき修正したところ、当社の純財産額は法令で定める金額 (5 千万円) に満たない状況となった。また、当社は、実態と異なる純資産額等を記載した事業報告書を提出していた。

5 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査結果等の公表

(1) F-BRAND株式会社

(公表日：平成 25 年 4 月 4 日)【附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 1) 参照】

- ① 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
〔金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号〕

当社は、F－S E E D株式会社（以下「S E E D社」という。）が組成する匿名組合に出資している顧客に対して、S E E D社から当社に出資金を移管するように働きかけ、出資金を主に外国為替証拠金取引で運用するとして、勧誘を行っている。しかしながら、実際には、当社に移管される出資金は既にS E E D社によって費消され毀損しているため、出資金を移管することができる状態ではなく、また、当社には出資金を外国為替証拠金取引で運用する意思がなく、運用した事実もないことから、当社の上記行為は、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為に該当するものと認められた。

- ② 出資金の流用

当社は、出資金を、顧客との契約内容で定められた運用やこれに関連する費用と関係のないS E E D社の経費等に流用していた。

(2) 株式会社Limit Investage

（公表日：平成 25 年 6 月 26 日）【附属資料 2－4－3 (1)④（番号 2）参照】

- ① 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
〔金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号〕

当社は、ファンドの運用による収益の有無に関係なく、架空の収益を計上し、当該架空の収益から顧客に分配金を支払うとともに、当該架空の収益から分配金を控除した額を成功報酬として收受する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は、上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収益が生じない限り、分配金の支払及び成功報酬の收受を行わない旨を表示した勧誘資料等により勧誘を行っていた。

- ② 出資金の流用

当社は、出資金を、顧客との契約内容で定められた運用やこれに関連する費用と関係のない当社の経費の支払に流用していた。

- ③ 無登録業者への取得勧誘の委託

当社は、無登録業者と業務委託契約を締結した上、ファンド持分の取得勧誘を行わせていた。

(3) 株式会社プラスワン・エコノミー

（公表日：平成 25 年 12 月 11 日）【附属資料 2－4－3 (1)④（番号 3）参照】

- ① 無登録業者による金融商品取引業を行う旨の表示及び金融商品取引契約の締結の勧誘行為

〔金商法第 31 条の 3 の 2 第 1 号及び同条第 2 号〕

当社は、金融商品取引業の登録がないにもかかわらず、顧客に対し、新規公開株等の売買又はその取次ぎを行う旨を告げて、新規公開株等の取得勧誘を行っていた。

- ② 報告徴取命令に対する虚偽報告

当社は、関東財務局長が発出した報告徴取命令に対して、ファンドの営業は行っていない旨を関東財務局長に報告していたが、実際には、ファンドへの出資勧誘を行っていた。

(4) スマイリングパートナーズ株式会社

（公表日：平成 26 年 2 月 4 日）【附属資料 2－4－3 (1)④（番号 4）参照】

- ① 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号〕

当社は、当社ウェブサイトにおいて、当社が取得勧誘を行い、運用するファンドについて、当社専属のプロトレーダーが運用を行っている」と記載しているが、実際には、ある時期以降プロトレーダーは存在しないなど、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為を行っていた。

② 投資者保護上問題が認められる状況

当社は、ファンドの運用を委託している外国法人からのファンドの配当金及び償還金の支払いが停止しているにもかかわらず、ファンドの取得勧誘を継続しており、また、当社のファンドに対する運用管理は著しく杜撰な状況にあった。

(5) スラージュマン株式会社

(公表日：平成 26 年 2 月 4 日)【附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 5) 参照】

① 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号〕

当社は、当社ウェブサイト及び勧誘資料において、当社が取得勧誘を行い、運用するファンドについて、外国為替証拠金取引による運用を行うこと及び運用成果は月により変動することを記載しているが、実際には、外国為替証拠金取引による運用を行っておらず、専ら外国法人が発行する固定金利の無担保社債のみに投資しているなど、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為を行っていた。

② 投資者保護上問題が認められる状況

当社は、社債に係る利金及び償還金の支払いが停止しているにもかかわらず、ファンドの取得勧誘を継続しており、また、当社のファンドに対する運用管理は著しく杜撰な状況にあった。

(6) 合同会社アセットアーク 1 号から同 5 号

(公表日：平成 26 年 3 月 10 日)【附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 6) 参照】

① 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

〔金商法第 63 条第 4 項に基づき金融商品取引業者とみなして適用する同法第 38 条第 1 号〕

当社は、ファンドが元本及び配当を保証した商品ではないにもかかわらず、「満期になれば投資元本が戻る。」「2 か月に 1 回投資金額の 1 % の利益配当が必ず得られる商品である。」などと、金融商品取引契約の締結・勧誘に関して、顧客に虚偽のことを告げる行為を行っていた。

② 投資者保護上問題のある業務運営

当社は、出資金の用途を把握せず、また、出資金を原資として配当金を支払うなど、出資金の管理を極めて杜撰に行っていた。

(7) 株式会社ウィン西和

(公表日：平成 26 年 3 月 26 日)【附属資料 2-4-3 (1)④ (番号 7) 参照】

① 第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業

〔金商法第 29 条〕

当社は、適格機関投資家等特例業務の要件として適格機関投資家からの出資が必要であるにもかかわらず、同出資を受け入れないまま、ファンド出資持分の私募及び出資金の運用を行っていた。

第7 証券検査の結果認められたその他の主な問題点

行政処分勧告等を行った事案のほかに、平成25年度に検査が終了した金融商品取引業者等に対する検査において認められた主な問題点は、以下のとおりである。

1 第一種金融商品取引業者等における問題点

(1) 投資者保護に関するもの

① 金融商品取引契約の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

[金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号]

当社の仕組債に係る勧誘説明資料において、当該仕組債の発行時よりTOPIXが上昇する場合、債券時価も連動して上昇し利益を享受できると理解できる旨の表示が行われていたが、実際には、当該仕組債の時価の上昇はTOPIXの上昇に必ずしも連動して上昇せず、投資者に誤解を生ぜしめるべき表示となっていた。

② 特定口座開設顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況

[金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第8号]

当社システムにおいては、特定口座開設顧客が当該口座において保有する株式に係る株主割当増資（有償増資という。）が生じた際に、顧客が有償増資への申し込みを行うか否かにかかわらず、権利付最終日の翌営業日に、増資対象銘柄を保有する全顧客が有償増資の申し込みを行ったものとみなして、株式の平均取得単価が算出される仕様となっている。

このため、有償増資の申し込みを行わなかった顧客に係る平均取得単価については、当社において修正されなければならないところ、一部の顧客について修正が行われていなかったため、当該顧客に対する譲渡益税通知書等の「所得価額」等が誤って記載されていた。

③ 外国債券の勧誘に関する管理態勢の不備

当社では、外国債券の勧誘については、高格付けの発行体の債券のみを扱っていることから、営業部店の現場における教育・指導で十分に対応できるものとしており、統括部門において、適切な勧誘行為を行うための教育・指導が行われていないほか、営業員における外国債券の勧誘状況について、通話記録等によるモニタリングが行われていなかった。

今回検査で外国債券の勧誘に係る状況を検証したところ、「元利・元本保証と誤解させるおそれのある勧誘」が複数の部店にわたり、複数の営業員において行われている状況が認められた。

④ 契約締結前交付書面の未交付

[金商法第37条の3第1項]

当社は、国債に係る振替決済口座を開設する際に、顧客に交付すべき契約締結前交付書面を作成しておらず、顧客に対し交付していなかった。

⑤ 投資者保護上問題のある投資信託・債券間の乗換勧誘

金商法は、投資信託の乗換勧誘に際し、乗換えに関する重要な事項について説明するよう求めている（金商業等府令第123条第1項第9号）が、これは、投資家が自らの判断に基づき合理的な投資を行えるよう、金融商品取引業者に対し、適切な説明と業務の運営体制の整備を求めるものである。

当社は、甲ブラジルリアル建投資信託（米国の社債券への投資運用）と乙ブラジルレア

ル建世銀債券の2商品について、多数の顧客に対して、甲から乙への乗換勧誘する一方で、他の多数の顧客に対して、乙から甲への乗換勧誘を行っている。

上記2商品は、投資信託と債券という異なる金融商品ではあるものの、乗換えに際して各種手数料が生じる一方、いずれもブラジルリアル・円という同一の為替リスクを負う商品であることから、投資家が合理的な投資を行うためには、その乗換勧誘に当たって、投資信託の乗換勧誘の場合と同様に、商品の特性や乗換えに係る費用等について、十分な説明が必要であると考えられる。

しかしながら、当社においては、投資信託及び外国債券のそれぞれの短期売却については制限されていたものの、異なる金融商品間の乗換えについては、商品の特性を踏まえたモニタリング等が行われておらず、また、2商品の特性が営業員に適切に周知されていなかったことから、顧客に対して、為替リスクに関する誤った説明に基づく勧誘が行われるなど、不適切な勧誘事例等が複数認められた。

※ 本件における「乗換勧誘」とは、現に保有している投資信託受益証券等の売付けに伴う投資信託受益証券等の買付け等に係る勧誘に限らず、現に保有している有価証券の売付け等に伴う有価証券の買付け等に係る勧誘をいう。

(2) 財産・経理等に関するもの

① 自己資本規制比率の算出誤り等

〔金商法第46条の6〕

当社は、以下のとおり、誤った自己資本規制比率に係る算出を行い、当該誤った数値を当局に提出していた。

株券の市場リスク相当額について、(イ)一般市場リスク相当額、(ロ)個別リスク相当額、(ハ)一の銘柄のポジションの時価額が全ポジションの時価額の20%を超える場合のリスク相当額を算出するに当たり、それぞれポジションの時価額に8%又は16%を乗すべきところ、4%又は12%を乗じていた。

※ なお、本件は、平成24年3月末に施行された自己資本規制比率告示改正前の比率を用いていたものである。

② 自己資本規制比率の算出誤り等

〔金商法第46条の6〕

当社は、以下のとおり、誤った自己資本規制比率に係る算出を行い、当該誤った数値を当局に提出等していた。

○ 市場リスク相当額の算出において、A社に係る株式保有額が固定化されていない自己資本の額に百分の二十五を乗じて得た額を超える場合に該当することになったにもかかわらず、当該株式に係る市場リスク相当額に百分の五十を乗じて得た額を市場リスク相当額に加算していない状況が認められた。

③ 自己資本規制比率の算出誤り等

〔金商法第46条の6〕

当社は、以下のとおり、誤った自己資本規制比率に係る算出を行い、当該誤った数値を当局に提出していた。

① 控除すべき固定資産の額から自己の債務の担保に供した土地の評価額を控除する際に、誤った側方路線影響加算率を適用して当該土地を評価していた。

② 指定国の代表的な株価指数を除く株式の個別リスク相当額は、銘柄ごとのロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額から、20%を乗じて得た額を超える部分に相当する額を控除した額に8%を乗じて得た額の合計額とすべきところ、銘柄ごとのロン

グ・ポジション又はショート・ポジションの時価額に4%を乗じて得た額の合計額としていた。

- ③ 株式の20%を乗じて得た額を超える部分に係るリスク相当額は、20%を乗じて得た額を超える部分に相当する額に16%を乗じて得た額の合計額とすべきところ、20%を乗じて得た額を超える部分に相当する額に12%を乗じて得た額の合計額としていた。
 - ④ 適格格付を付与された金融機関等に預け入れた外貨預け金の取引先リスク相当額は、帳簿価額に1.2%を乗じて得た額の合計額とすべきところ、計上していなかった。
- ※ なお、上記②及び③については、平成24年3月末に施行された自己資本規制比率告示改正前の比率を用いていたものである。

(3) その他業務運営に関するもの

① 金融商品仲介に係る業務の運営が不適切な状況

当行は、子会社である証券会社と金融商品仲介業務委託契約を締結する一方で、社内規程において、当該業務について行う範囲を証券口座開設業務に特化し、子会社証券会社の取り扱う金融商品に係る販売勧誘を禁止している。

しかしながら、経営陣主導のもと、そもそも社内規程上禁止されるため勧誘行為を実施する際の管理態勢が構築されていない中で、当該子会社証券会社からの受入手数料収入に係る収益獲得を優先し、目標達成に向けた推進がなされ、当該行為が多発している状況が認められた。

② 本人確認等義務違反

[犯収法第4条第1項]

当社は、A社から外為証拠金取引（以下「FX取引」という。）に係る事業を承継した際、A社より引き継いだ顧客に係る「顧客管理帳票」をA社が作成した本人確認記録とし、当該帳票を保存することにより、A社が既に本人確認等を行っている顧客として、当該顧客とFX取引を開始した。

しかしながら、当該帳票は、犯収法で定める本人特定事項や本人確認のためにとった措置等の記録が欠落しており、本人確認記録として不十分なものであった。

このため、当社は、引継顧客とFX取引を行う際に新たに本人確認等を行わなければならないにもかかわらず、これを行わず、FX取引を行った。

③ 事故届出未済

[金商法第50条第1項]

当社は、当社において発生した法令に違反する行為を知った際、当局へ遅滞なく事故届出を行う必要性を認識したが、一方で、当社は、業務方法書の変更届出手続きの準備を行っており、当該手続きに際し当局の心証を悪化させることをおそれたため、事故届出を行わなかった。

④ 手数料免除の取扱いに係る社内管理態勢の不備

当社は、顧客に対する手数料免除の取扱いに関する規定を定めていない状況において、十分な検討を行わないまま、一部の顧客に対し例外的に手数料を免除していた。

⑤ 仕組債の販売勧誘に係る管理態勢の不備

○ 顧客の適合性に係る審査前に販売勧誘が行われている状況等

当社では、営業員が顧客に対し仕組債の販売勧誘を行う場合、社内規則により、事前に本部に勧誘申告書（適合性等審査）を提出し、承認を得る必要があるとしている。

しかしながら、当社営業員は、社内規則に違反し、顧客への勧誘等を行い買付けの意向が得られた段階（販売勧誘後）で、勧誘申告書を本部に提出している状況が常態化していた。

また、顧客の適合性を判断するための社内規則の整備が不十分な状況が認められた。

○ 私売出し仕組債を販売勧誘する際の相手方となる人数の管理が不適切な状況

当社は、営業員からの上記勧誘申告書の提出を受けて、本部において、同一の有価証券に係る勧誘人数を管理（49名以下）することとしている。

しかしながら、上記のとおり、当社営業員からは、販売勧誘の結果、顧客が購入の意向を示さない場合には、当該申告書の提出が行われていないため、営業員が販売勧誘を行った相手方の人数につき、適切に管理が行われていなかった。

⑥ 信用取引に係る保証金の管理態勢の不備等

当社は、日本証券業協会の監査において、「法令（保証金預託率 30%維持）に違反して顧客に信用取引保証金を引き出させる行為」（以下「不当引出し」という。）を複数件指摘され、当社の信用取引保証金の管理は改善を要するとして注意喚起を受けた。しかしながら、当社は、信用取引保証金の管理に係る法令について役職員への周知の徹底等の不当引出しの再発防止策を十分に講じておらず、当社の信用取引に係る保証金の管理態勢には不備が認められ、その結果、依然として複数の不当引出しが発生していた。

⑦ 法人関係情報に係る営業管理態勢の不備

当社は、法人関係情報管理に係る営業管理態勢上、以下のとおり、問題のある状況を看過していた。

○ 投資に関する情報を支店に提供する部署に所属する職員が、社外の者から個人的に入手したとみられる特定銘柄に係る情報（増資等）について、法人関係情報管理の観点から、より慎重に管理し、取り扱う必要があったにもかかわらず、それを怠り安易に一支店の支店長に対して、投資勧誘に利用することを前提に提供していた。

○ また、当該支店長においても、法人関係情報管理の観点から、より慎重に管理し、取り扱う必要があったにもかかわらず、それを怠って安易に当該情報を利用した投資勧誘を行っていた。

2 第二種金融商品取引業者における問題点

○ 投資者保護に関するもの

○ 顧客に交付する書面の作成に係る内部管理態勢の不備

第二種金融商品取引業者が取り扱うファンド持分等のいわゆる「みなし有価証券」（いわゆる「事業型ファンド」に限る。）は、株式等と異なり、公衆縦覧型の開示規制の対象となっていないことから、業者が顧客に対して相対で適切な説明を行うことが重要である。また、みなし有価証券は、一般的に流動性が低いため、顧客が投資収益の配当及び財産の分配を実現したいと希望するタイミングで円滑に実現できない可能性が高いことから、流動性に関するリスクについての説明が特に重要であると考えられる。

当社が取り扱う海外のランドバンキング事業に投資する海外 LLC の社員権においては、契約上、当該社員権の譲渡には、他の社員全ての同意を要するため、投資家は、実質的には投資対象資産が売却されるまで投資収益の配当及び財産の分配を実現することができない性質を有しており、特に流動性の低い商品であった。

このため、顧客に対し特に慎重な説明を要するところ、一定期間内に配当及び財産の分配が行われるとは限らないものであるにもかかわらず、勧誘資料において、あたかも一定期

間内に配当及び財産の分配が行われると誤解を生じかねない不適切な記載をしており、当社の顧客に交付する書面の作成に係る内部管理態勢には不備が認められた。

3 投資助言・代理業者における問題点

(1) 投資者保護に関するもの

① 契約締結前交付書面の交付に関し、顧客に対し、顧客に理解されるために必要な方法等による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

[金商法第37条の3第1項及び第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第1号]

当社は、電磁的方法（インターネット）により、顧客に対し契約締結前交付書面を交付することとしており、顧客に対し、当該書面の内容を確認したかどうかについて、インターネット上の質問項目に対して「はい」又は「いいえ」の回答を選択するように求めている。

しかしながら、当社のシステムは、顧客が「いいえ」を選択した場合であっても申込みが完了し、投資顧問契約を成立させる仕様となっており、顧客が契約締結前交付書面の内容を確認したかどうかを把握したうえで、契約を締結する体制が整備されていない。

また、今回検証の結果、契約締結前交付書面の内容を確認していないと回答した顧客数名との間で投資顧問契約を締結している事実が認められた。

② 無登録の海外FX業者を推奨している状況

当社は、会員サイトにおいて、レバレッジ規制の適用を受けず、高レバレッジで取引ができるとして無登録の海外FX業者を推奨していた。

(2) その他業務運営に関するもの

① 投資助言業務に関する紛争解決措置の未整備

[金商法第37条の7第1項及び第47条の2]

当社は、登録申請時に、紛争解決措置としてA弁護士会等との協定を締結するとしていたものの、実際は、同協定を締結しておらず、当該措置を講じていない。

また、当局に提出を行った事業報告書の記載事項「紛争解決体制」において、当該協定を締結している旨の記載を行っていた。

② 登録事項の変更届出未済

[金商法第31条第1項]

当社は、当局に提出を行った登録申請書に、投資助言業務に関し助言を行う部門を統括する者としてA役員の氏名を記載していたが、実際にはA役員は当該業務を行っておらず、また、当局に対しその旨の変更届出を行っていなかった。

③ 従業員管理態勢が不適切な状況

当社のA顧問は、過去に登録取消しの行政処分を受けた金融商品取引業者の元代表取締役であり、登録取消し後5年間は他の金融商品取引業者の役員又は政令で定める使用人になることができない者であったが、当社において、政令で定める使用人（金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者（金商業等府令第6条第2項））として、国内上場株式に関する投資判断を行い、顧客に対し投資助言を行っていた。

当社の代表取締役社長は、上記事実を把握しておらず、看過していた。

④ 広告審査に係る内部管理態勢の不備

当社の広告等を検証したところ、以下の状況等の多数の不適切な記載が認められ、投資家に誤解を与えないか等の観点から検証を行うための広告審査態勢に不備が認められた。

- 当社は、自社の商品を「積立したい商品第1位」と掲載しているが、一般の投資家は、積立商品と称する幅広い商品の中で第1位であると誤認するおそれがあり、アンケート調査の対象となった特定の商品の範囲内で第1位と認識するのは困難な表記となっている。
- 当社は、自社を「海外投資コンサルティング第1位」などと掲載しているが、一般の投資家は、海外コンサルティングを行う者の中で第1位であると誤認するおそれがあり、特定の業者の中での第1位と認識するのは困難な表記となっている。
- 当社は、「投資助言契約累計等」と記載し、当社における当該金額を掲載しているが、一般の投資家は、これを当社の顧客が投資助言を受けて、現に投資している投資額の合算額と誤認するおそれがあり、当該金額に投資助言を受けた顧客が将来積立てる予定の金額を加えたもの等であると認識するのは困難な表記となっている。

⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認の未済等

[犯収法第4条第1項及び第6条第1項]

当社は、一部の顧客に対し、取引時確認を行っていなかった。

また、別顧客に対しては、取引時確認は行っていたものの、犯収法に基づく記録の作成を行っていなかった。

4 投資運用業者における問題点

(1) 投資者保護に関するもの

① 虚偽表示

[金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号]

当社は、投資一任契約の締結に際し、顧客に対し、運用対象としているファンドの運用実績等が記載された勧誘資料を用いて説明を行っていたが、当該勧誘資料において、実際に組み入れていないファンドのリターンを含めて算出した数値を運用実績とする等、虚偽の記載が認められた。

② 特定投資家に対する告知義務違反

[金商法第34条]

当社は、年金基金等との投資一任契約の締結に際し、年金基金等に対し、自己（年金基金等）を特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる旨の告知を行っていなかった。

③ 法定書面の未交付及び運用方針の機関決定前に運用を開始した状況

[金商法第37条の3第1項及び第37条の4第1項]

当社は、投資一任契約の締結に当たり、顧客から早急に運用を開始するよう求められたため、運用方針の機関決定前に、かつ、契約書を取り交わす前に運用を開始しており、運用開始から2、3ヶ月経過した後に、当該顧客に対し、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面を交付していた。

④ ファンドのリストラクチャリング案実施に伴う顧客対応の不備

当社は、投資一任契約を締結する顧客のポートフォリオに組み込まれたファンドにおいて、当該ファンドの投資運用業者より、ファンド受益証券の保有方針（当該ファンド受益

証券を継続して所有又は他ファンド受益証券へ転換)等について、2案のリストラクチャリング案(リストラ案という。)を示されたところ、当社は、当該リストラ案について、運用戦略、運用資産、運用手法の具体的な差異等が顧客の運用にどのような影響を及ぼすかについて適切に必要なデュー・ディリジェンスを行っていない状況が認められた。

⑤ ファンド資産の時価算出等に係る業務管理態勢の不備

当社は、投資信託の基準価額の算出に当たり、当該投資信託に組み込まれた未公開株式の評価については、実際に当該未公開株式の取引が行われた場合には、その取引価格を時価とすることとしていた。

しかしながら、当社は、当該未公開株式の取引を実際に行っていたにもかかわらず、別の評価方法(未公開株式の発行企業の財務諸表等の資料から算出)で評価を行った。

このため、当社は、投資信託の基準価額の算出を誤り、更には当該誤った基準価額に基づき、過大に委託者報酬を算出し、受領した。

⑥ 運用報告書の記載不備

[金商法第42条の7第1項]

当社が顧客に対し交付を行った運用報告書の内容を検証したところ、法定記載事項である運用財産に係る「有価証券の数」等について記載誤りが認められた。

⑦ 投資運用業務における運用モニタリングが適切に行われていない状況等

当社は、投資一任契約に基づく運用財産の中に甲会社が発行する私募債を組み込んでいたが、①当該私募債の利払が遅延していたこと、②発行体である甲会社が債務超過に陥っていたこと、③発行体である甲会社の信用リスクが高まっていることを認識していたにもかかわらず、適切な対応策を講じておらず、当社の運用財産に係るモニタリングの状況は不適切であり、当社の業務の運営状況は、投資者保護上問題があると認められた。

(2) 財産・経理等に関するもの

○ 純財産額を適切に把握していない状況

当社は、当社が保有する投資有価証券が相当程度減損しているおそれがあることを認識していたにもかかわらず、当該有価証券の発行会社と連絡がとれず評価するための資料が入手できないとして帳簿価額のまま資産計上を継続している等、適切に保有資産の時価を把握し、自社の純財産額の状況を確認することを怠っていた。

※ なお、検査において、当該発行会社の所在地を現地確認したところ、営業実態が確認できない状況であった。

(3) その他業務運営に関するもの

① 金融商品取引業の登録のない海外運用会社が行う外国投資信託等の取得勧誘に該当するおそれのある行為に関与している状況

当社は、業務委託契約に基づき、海外運用会社に対し、国内の適格機関投資家に係る情報提供を行っていたが、当該海外運用会社は、第一種金融商品取引業者の登録を受けないまま当該情報に基づき、国内適格機関投資家に対し、自らが運用する外国投資信託等に係る商品説明を行うなど、取得勧誘を行っているおそれがあった。

当社は、上記状況を認識していたにもかかわらず、こうした取得勧誘行為の違法性について十分な検討を行わないまま当該海外運用会社に対して情報提供を行うなど、当該行為に関与していた。

② 利益相反防止に係る内部管理態勢が不十分な状況

当社は、投資一任契約に基づいて投資信託や投資証券（投資信託等という。）を組み入れるに当たり、投資一任契約を締結する顧客からの運用受託報酬のほかに、組み入れた投資信託等を運用する投資運用業者から顧客への情報提供等の対価として報酬を受領するなど、当社にとって当該投資信託等を組み入れるインセンティブが生じる構造となっている。

当社は、当該状況につき、利益相反のおそれのある状況であると認識していたにもかかわらず、十分な利益相反防止のための方策を実行していなかった。

③ モニタリング態勢の不備

当社は、投資対象資産に組み入れているヘッジファンド等に係るデューディリジェンスにおいて、継続的なモニタリングが必要であると認識した項目があるにもかかわらず、その後モニタリングを行っていないかった。

④ 運用権限の委託に係る法令要件の不備

〔金商法第 42 条の 3 第 1 項〕

当社は、匿名組合との投資一任契約に基づく運用権限の一部を、他の投資運用業者に委託していたが、法令（金商法第 42 条の 3 第 1 項）で規定される下記事項を定めることなく、これを行っていた。

（運用権限の委託に関する事項（金商業等府令第 131 条））

- ・ 権利者のため運用を行う権限の全部又は一部の委託をする旨及びその委託先の商号又は名称
- ・ 委託の概要
- ・ 委託に係る報酬を運用財産から支払う場合には、当該報酬の額

第 8 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

従来、登録を受けずに詐欺的な営業を行う無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者（以下「無登録業者等」という。）については、金商法上の登録を受けた業者と異なり、監督・検査という通常の行政対応が困難であることから、金融庁・証券監視委としては、警察等捜査当局への情報提供や無登録業者等に対する警告書の発出及び業者名の公表等を行うこととし、その後は捜査当局により対応がなされてきた。

しかしながら、近年、無登録業者等による未公開株やファンドの販売等による被害が拡大し、社会問題化している状況に鑑み、これら無登録業者等に対する金商法第 192 条に基づく裁判所への禁止・停止命令の申立て（以下「192 条申立て」という。）及びそのための同法第 187 条に基づく調査（以下「187 条調査」という。）の活用が課題となってきた。

この制度は、証券監視委等からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるものである（附属資料 2-5-3 参照）。

金商法第 192 条及び第 187 条については、米国の法制を参考にして昭和 23 年に制定された証券取引法の時代から同旨の条文が存在していたが、長い間活用されていなかった。しかし、平成 20 年の金商法改正によって、調査、検査等を通じ、日常的に金商法違反行為の監視を行っている証券監視委にも 192 条申立て及び 187 条調査の権限が委任された。さらに、平成 22 年の金商法改正によって、裁判所の命令の実効性を担保するため、命令に違反した法人に対し 3 億円以下の罰金という重い罰則が導入されたほか、迅速・柔軟な対応の観点から、証券監視委が 192

条申立て及び187条調査の権限を財務局長等に委任することも可能となった。

また、平成23年の金商法改正により、以下のとおり無登録業者に関する規制等が整備された。

- ・無登録業者が未公開有価証券の売付け等を行った場合における、その売買契約等の原則無効化
- ・無登録業者による広告・勧誘行為の禁止（1年以下の懲役、100万円以下の罰金）
- ・無登録業者に対する罰則の引上げ
3年以下の懲役、300万円以下の罰金 ⇒ 5年以下の懲役、500万円以下の罰金に改正
- ・無登録で業務を行う法人に対する罰則を行為者よりも重課（法人重課）
⇒ 無登録で金融商品取引業を行う法人については、5億円以下の罰金
- ・従前、被申立人の住所地の地方裁判所に限り、192条申立てが可能であったが、違反行為が行われる地の地方裁判所でも申立てが可能に（192条申立ての裁判管轄の拡大）

こうした制度整備を受け、証券監視委は、金融庁・財務局の監督部局や捜査当局等と連携し、無登録業者等に関する情報収集・分析を精力的に進め、平成22年度に、制度導入以来初めて、無登録で未公開株等の勧誘を業として行っていた会社とその役員について192条申立てを行い、裁判所より命令が発出され、その後も同制度の活用を図ってきている。

また、平成24年度からは、192条申立てを行わない場合においても、187条調査の結果、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うこととしている。

平成25年度に192条申立てや187条調査の結果の公表を行った事例は、以下のとおりである。

① 株式会社ライフステージ

（申立日：平成25年11月12日）【附属資料2-5(2)7. 参照】

株式会社ライフステージ（以下「L社」という。）、L社の代表取締役A及びL社関係者B（以下、「L社ら」という。）は、金商法の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、L社の関連会社である外国法人が出資された資金を運用し、それにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させていた。また、L社らは、勧誘する権利を変更して当該権利に関する勧誘を本格的に実行し始めたところであった。

このため、平成25年11月12日、証券監視委は東京地方裁判所に対し、L社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集又は私募の取扱いを行うこと）の禁止等を命ずるよう192条申立てを行った。

本申立てを受け、東京地方裁判所は、同月26日、L社らに対して、申立て内容どおりの命令を下した。

② アイエムビジョン株式会社

（申立日：平成25年1月10日）【附属資料2-5(2)8. 参照】

アイエムビジョン株式会社（適格機関投資家等特例業務届出者。以下「I社」という。）及びI社の代表取締役A（以下「I社ら」という。）は、出資対象事業が同一である12本の匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を行い、多数の投資家から出資を受け、その出資金の運用を行っているが、適格機関投資家等特例業務の要件を満たしていなかった。また、I社らは受け入れた出資金を配当及びI社の経費に流用するなどして、出資金を毀損させていた。

このため、平成26年1月10日、証券監視委は名古屋地方裁判所に対し、I社らを被申立人として、金商法違反行為（無登録で、金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の募集又は私募を業として行うこと及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券等に対する投資として上記権利を有する者から出資等を受けた金銭等の運用を業として行うこと（ただし、出資金の運用に関する取引を結了する目的の範囲内

の行為は除く。)) の禁止等を命ずるよう 192 条申立てを行った。

I 社は、同月 24 日、破産手続開始の申立てを行い、同日、名古屋地方裁判所から I 社に対して破産手続開始決定が発令されたことから、証券監視委は、本申立て事案においては、I 社財産の管理処分権が裁判所により選任された破産管財人に移行したことにより、現時点において、金商法違反行為が継続するおそれはないものと認められること、今後は、裁判所の監督の下で、破産管財人により、I 社財産の適正かつ公平な清算が図られるものであることなどを考慮し、同月 31 日、申立ての取下げを行った。

第 9 今後の課題

証券検査においては、検査対象業者の多様化・増加などの環境変化への対応に加え、最近において、A I J 問題や公募増資に関連したインサイダー取引の問題、MR I 問題など市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から極めて重大な法令違反が相次いで明らかになったことを踏まえ、市場仲介機能に対する投資者の信認の回復という課題に対応していく必要がある。

このため、証券監視委としては、効率的かつ実効性ある証券検査を実施する観点から、平成 26 年度証券検査基本方針（次頁以下参照）に掲げた以下のような施策に取り組んでいく考えである。

- (1) 検査実施の優先度の判断を適切に行うため、多様な金融商品取引業者等の業態の特性、顧客の特性及び複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化し、リスク・ベースでの検査対象先の選定、検査の着眼点の絞り込みを行う。
- (2) 大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、監督部局と連携しつつ、年間を通じてオン・オフ一体による検査・モニタリングを実施する。
- (3) 第二種金融商品取引業者については、MR I 問題を始めとして、個人投資家向けにリスクの高い金融商品を取り扱う業者において公益又は投資者保護上問題のある行為が明らかとなっていることを踏まえ、投資者保護の観点から、特に、多数の個人投資家向けにファンドの販売等を行う業者について、継続的に検査を実施する。
- (4) 投資一任業者については、平成 24 年度から実施している集中的な検査で判明した問題点等を分析・精査するとともに、デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性等に着目しつつ、継続的に検査を実施する。
- (5) 投資助言・代理業者については、平成 25 年度の検査において、無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いをする重大な法令違反行為等が認められたことを踏まえ、類似の行為が行われていないか、法令等遵守状況、勧誘・説明態勢等の検証に注力する。
- (6) 無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者による金商法違反行為等に対しては、証券検査や裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

平成 26 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第 1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

(1) 証券検査の役割

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護である。

証券検査の目的は、これらの使命を果たすため、金融商品取引業者などの業務や財産の状況の検査を通じて、金融商品取引業者などが、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

このため、証券検査においては、金融商品取引業者などによる法令等違反行為の有無の検証や個別の問題点の背後にある内部管理態勢の検証の充実に取り組んでいくことが求められる。

証券監視委は、法令等を逸脱し、市場の公正性・透明性に対する信頼を損ねる行為や投資者の利益を害する行為に対し、人材、能力を結集してその有する権限を行使することにより、今後も厳正に対処し、市場に警告を発する役割を果たしていく。

(2) 検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境

金融商品取引法（以下「金商法」という。）の施行を含む数次にわたる制度改正により、証券検査の対象が多様化するとともに、対象業者数が大幅に増加し、全体で延べ約 8,000 社の規模となっている。また、金融商品・取引のイノベーションが進み、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化しており、金融商品取引業者等が関与する商品・取引も多様化・複雑化している。

こうした中、先の世界的な金融市場の混乱を踏まえ、各国当局の協調の下、金融グループ全体の業務・リスク状況の把握を図るための取組みが進められているところである。大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握する必要がある。

また、インターネットによる個人投資家の取引が増加するとともに、大量かつ多様な注文をスピーディーに処理するシステムを通じた機関投資家による大量かつ複雑な取引の執行が拡大していることを踏まえ、取引のインフラをなす I T システムの信頼性の確保はその重要性を増している。

特に、金融商品取引所や金融商品取引業者等の取引システム障害等は、顧客の取引や市場に大きな影響を与えかねないことから、システムリスク管理態勢の適切性の検証に注力する必要がある。

(3) 証券検査を巡る現下の課題

最近においては、A I J 問題、日本投資者保護基金による補償が必要となる事案の発生、公募増資に関連したインサイダー取引の問題など、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から極めて重大な法令違反が相次いで明らかとなったところである。また、第二種金融商品取引業者については、MR I 問題を始めとして、出資金の流用や顧客に対する虚偽告知等、個人投資家向けにリスクの高い金融商品を取り扱う業者において公益又は投資者保護上問題のある行為が明らかとなっている。

こうした金融商品取引業者等の市場仲介機能に対する投資者の信認を傷つける重大な問題に対しては、迅速・的確に検査を実施するとともに、検査においては、個別の法令の規定に係る法令違反の有無を検証するだけでなく、業務及び内部管理態勢の全般において法令遵守意識及び職業倫理を向上させるよう改めて促していかなければならない。

また、近年、無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘による個人投資家・消費者被害が拡大し、社会問題化している状況を踏まえ、金商法違反行為を行う無登録業者や適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても、裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限等を活用し、関係当局との連携を図りながら引き続き厳正な対応を行う必要がある。

(4) 検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み

検査対象業者の多様化・増加をはじめとする証券検査を巡る環境の変化に対応しつつ、市場仲介機能に対する投資者の信認の回復という現下の課題に適切に対応していくためには、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある検査を実施していく必要がある。

このため、検査実施の優先度の判断を適切に行うことが求められることから、①多様な金融商品取引業者等の業態の特性、②顧客の特性及び③複雑化・多様化する金融商品・取引の特性を踏まえたリスク感度を一層高め、これらの特性に対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

その上で、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定する。あわせて、検査の実施においては、検査の着眼点を絞り込むほか、検査手法等も検査対象先や検査の着眼点に見合ったものとするよう努める。

投資一任業者については、平成24年度から実施している集中的な検査で判明した問題点等を分析・精査するとともに、継続的に検査を実施していく。

また、特に中小の金融商品取引業者について、長期間にわたって検査が行われていないことが投資者保護上のリスクとならないよう、検査を実施する業者数を増加させる。

その他、効率的・効果的で実効性ある検査のあり方については、将来に向かって幅広く検討を行い、証券監視委の態勢、能力の強化を継続的に図っていく。

2. 検査実施方針

(1) 検査対象先の特性に応じた重点検証事項

① 業態その他の特性に着目した検証

イ. 金融商品取引業者等の市場仲介機能に係る検証

公正・透明な質の高い金融・資本市場を形成していく上で、金融商品取引業者等が顧客管理、売買管理、引受審査等を通じて、市場を悪用・濫用する者の参加を未然に防止するゲートキーパーとしての機能を十分に発揮することが極めて重要であることから、金融商品取引業者等がこれらの役割を果たしているかについて重点的に検証する。

これらのうち、改正犯罪収益移転防止法の施行も踏まえ、取引時確認及び疑わしい取引の届出の的確な履行が、国際的な連携の下に実施されている資金洗浄対策及びテロ資金対策の観点から重要であることに鑑み、口座開設時に取引を行う目的や職業の確認が行われているか、なりすましの疑いがある場合等において適切に再確認が行われているか、疑わしい取引の届出が適正に行われているか、それらを的確に行うための態勢が構築されているかについて検証する。また、反社会的勢力との

関係の遮断に組織的に対応するため、経営陣の適切な関与の下、一元的な管理態勢を構築し、反社会的勢力との取引の未然防止、既存の契約の適切な事後検証及び取引解消に向けた取組みを実施しているかについて検証する。

また、金融商品取引業者等は、有価証券の引受業務により、企業が市場を通じて事業活動のための資金を投資者から調達する仲介機能を担っている。有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理、配分等の業務が市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護の観点から適切に行われているか等について検証する。特に、新規上場については、公開引受に係る審査態勢が適切に機能しているかについて検証する。さらに、証券化商品やリスクの高いデリバティブ商品の組成、販売等を行う金融商品取引業者等に対しては、そのリスク管理態勢、販売管理態勢等について検証する。

ロ. 法人関係情報の管理（不公正な内部者取引の未然防止）等に係る検証

公募増資に関連したインサイダー取引の問題やこれを受けた金商法改正を踏まえ、不公正な内部者取引を未然に防止する等の観点から、金融商品取引業者等において法人関係情報が厳格に管理されているかについて重点的に検証する。具体的には、上場企業による公募増資等の法人関係情報に係る登録・情報隔壁、内部者取引に関する売買の審査、情報の不適切な伝達及び利用の防止等の状況について、実効性のある管理態勢が構築されているか等の観点から検証する。

ハ. 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応状況の検証

自己・委託注文による公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の有無、更にはこうした行為の防止策としての金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行う。その際、不公正取引の防止の観点から実効的な売買審査が行われているか、特に、公募増資価格の値決め日等の特定日及び大引け間際等の特定の時間帯又は市場の価格形成に影響を与えるような大量の発注等を繰り返す特定の顧客等に着目した審査が行われているか、海外関係会社等から受託する注文について原始委託者を把握する方策を講じているか等について検証する。また、空売り規制（空売りの明示確認、価格規制、売付けの際に株の手当てのない空売り（naked short selling）の禁止、公募増資に関連した書面交付義務等）に係る管理態勢（フェイルの発生に係る管理態勢を含む。）について検証する。

インターネットやDMAを通じた電子媒体取引を取り扱う金融商品取引業者等に対しては、インターネット取引を利用した見せ玉等による相場操縦の事案が認められた状況も踏まえ、顧客の注文が直接市場に取り次がれるといった特質を考慮した実効性ある売買管理態勢が構築されているか等について検証する。

ニ. 投資勧誘の状況に係る検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、金融商品取引業者等において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて重点的に検証する。

投資勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなど、適合性原則の観点から検証する。

特に、投資信託の販売や解約（乗換えを含む。）に際し、商品特性・リスク特性、損益、分配金、手数料、信託報酬をはじめとする顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明が行われているか検証する。

店頭デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販

売においては、想定最大損失や解約清算金を含めた重要なリスク等の当該商品に対する投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明等が行われているか検証する。

また、高齢の顧客や少額投資非課税制度（NISA）を利用する投資知識・経験の浅い顧客に対する勧誘・説明態勢の整備状況について検証を行う。

さらに、投資者が接する機会の多い広告、勧誘資料等に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について、虚偽の表示や著しく人を誤解させるような表示等を行っていないか検証する。このほか、投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備状況について検証を行う。

ホ. 投資運用業者等の業務の適切性及び法令等遵守に係る検証

投資運用業者等は、投資者から信任を受け、投資者の利益のために運用を行う者であるが、その運用状況を投資者が直接検証することは非常に困難である。また、多くの投資運用業者において、運用資産に、海外を含む外部のファンドを組み入れている状況が見られ、適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが重要となっている。

特に、投資一任業者に対する検査においては、顧客勧誘等に関し重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、顧客に特別の利益を提供する行為、投資一任業務に係る忠実義務違反、善管注意義務違反等の法令違反行為が認められたことから、引き続き年金運用ホットラインを活用するなどして情報収集・分析を的確に行って検査実施の優先度の判断を行い、デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性、投資勧誘の適切性、忠実義務、善管注意義務等の法令等遵守状況、利害関係人等との取引に係る利益相反管理態勢等を検証する。

ヘ. 信用格付業者の業務管理態勢の検証

信用格付業者については、利益相反防止や格付プロセスの公正性確保といった観点から業務管理態勢が整備されているか、格付方針等に係る情報が適切に開示されているか等について検証する。

ト. ファンド業者の法令等遵守状況の検証

集団投資スキーム（ファンド）持分の運用・販売を行う業者（自己運用業を行う投資運用業者、第二種金融商品取引業者をいい、適格機関投資家等特例業務届出者を含む。以下「ファンド業者」という。）については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況（出資金の流用・使途不明等）、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し、適格機関投資家等特例業務届出者が特例業務の要件を満たさずに登録が必要となるファンドの販売・運用を行った事例等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、業務運営の適切性及び分別管理の状況を含む法令等遵守状況について検証する。

特に、海外ファンドについては、商品の内容や特性を直接確認することや、国内の法令が直接適用されない場合等には投資者の権利・利益を保護することが困難であることを踏まえ、その販売等を行う業者において、ファンド及びその設定者・運用者等に対して、商品のリスクを反映した十分かつ適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが行われているか、適合性の原則を始めとした投資者保護の観点から顧客勧誘等に問題がないかといった点の検証に注力する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、金商法違反行為等を行う悪質な事例が引き続き認められている。これを踏まえ、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し、金商法違反の行為や投資者保護

上問題のある行為が認められた場合には、必要に応じ、禁止命令等の申立て、検査・調査対象先の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

チ. 投資助言・代理業者の法令等遵守状況の検証

投資助言・代理業者については、平成 25 年度の検査において、無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いをする重大な法令違反行為等が認められた。その中には、海外ファンドから販売手数料等を受領していないとしながら、実際には、海外法人を経由するなどして、海外ファンドの発行者等から顧客の購入額に応じた報酬を受領していた事例もみられた。こうした状況に鑑み、類似の行為が行われていないか、法令等遵守状況、勧誘・説明態勢等の検証に注力する。

リ. 自主規制機関等の機能発揮のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているか及び機能発揮のために十分な態勢が整えられているかについて検証する。具体的には、会員等に対する規則の制定、監査・考査、処分等を行う業務、上場審査・管理及び売買審査を行う業務等について検証する。なお、上場審査・管理の検証に当たっては、発行会社・上場会社への反社会的勢力の関与に係る情報収集等の反社会的勢力の金融・資本市場への介入を防止するための取組状況等についても検証する。

また、金融商品取引所、清算機関、振替機関等については、IOSCOなどが公表した「金融市場インフラのための原則」等を踏まえ、システムリスク管理態勢など、市場インフラとしての機能を円滑かつ適切に果たすための態勢の整備状況等について検証する。

ヌ. 無登録業者に対する対応

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘といった重大な金商法違反に対しては、監督部局、捜査当局等との連携を強化し、必要に応じて裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を活用し、金商法違反の行為や投資者保護上問題のある行為が認められた場合には、禁止命令等の申立て、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

② 内部管理態勢・財務の健全性等に係る検証

イ. 内部管理態勢等に係る検証

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうか留意する。

特に、市場における位置付けや業務の特性により、内部管理態勢等の整備の重要性が高いと考えられる大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループについては、常日頃からグループ全体の状況を把握するとともに、フォワード・ルッキングな観点から内部管理態勢等の適切性に重点を置いた検証を行う。具体的には、監督部局とも連携しつつ、年間を通じてオフサイトでのヒアリング等により業務実態を十分に把握することで業界共通の課題やリスクを明らかにするとともに、オンサイトでの検査における検証テーマを絞り込むことで検査をより効果的・効率的に実施する。加えて、その結果を翌年以降の検査等に有効活用していくサイクルを確立していく。

ロ. システムリスク管理態勢に係る検証

近年、金融商品取引業者等の業務運営におけるITシステムへの依存度はますます高まっており、また、個人投資家の間にインターネットを通じた証券取引やFX取引への参加が定着するなど、金融取引においてITシステムは重要なインフラとなっている。

こうした状況においては、投資者保護、更に市場及び金融商品取引業者等への信頼性の確保の観点から、ITシステムの安定性の確保及び危機管理が極めて重要である。検査においては、誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性及び業務継続計画の実効性について検証を行う。その際、経営陣がシステムリスクの重要性を十分に認識しているか、ITシステムに係る投資や運営、リスク管理などに主体的に関与しているか等についても検証する。

ハ. 財務の健全性等に関する検証

第一種金融商品取引業者等に係るこれまでの検査において、顧客分別金信託や顧客区分管理信託を不正に流用している状況や純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等、財務の悪化等に起因するとみられる事例が認められたことから、監督部局、日本証券業協会及び日本投資者保護基金との緊密な連携を図りながら、このような疑いのある業者に対しては、顧客資産の分別管理・区分管理の状況並びに純財産額及び自己資本規制比率の状況について重点的に検証する。

(2) 効率的・効果的で実効性ある検査の実施

① 業態その他の特性等を踏まえたリスクに基づく検査実施の優先度の判断

検査対象先の選定に当たっては、検査対象先の業態、規模、その他の特性を勘案し、その時々々の市場環境等に応じ、原則として、以下の考え方に基づき、検査実施の優先度を判断する。

なお、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に検査を行う。

また、個別業者の検査においては、事前に重点的に検証すべき事項を特定し、当該事項に焦点を当てたメリハリのある検査を行う。

イ. 継続的に検証を行う対象

検査対象業者のうち、個人投資家を含む多数の投資者等との取引を行い市場の中核的な役割を担う第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う投資運用業者等については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に検査を実施する。第二種金融商品取引業者については、投資者保護の観点から、特に、多数の個人投資家向けにファンドの販売等を行うものを、継続的な検査の対象とする。

また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割や国際的な金融規制改革の趣旨に鑑み、原則として、継続的に検査を実施する。

ただし、証券監視委の人的資源の制約により、全ての業態について一律に継続的な検査を実施することは困難であることを踏まえ、監督部局等との密接な連携等により業態全般の実態を的確に把握するように努めつつ、検査の頻度や検証項目に濃

淡をつける等の対応を行うこととする。

なお、具体的な検査対象先の選定に当たっては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に収集し、分析を行うと同時に、市場環境の変化、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

ロ. 随時検査を行う対象

上記イ. 以外の検査対象の登録業者（投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等）については、業態、規模その他の特性及び証券監視委の人的資源に比し検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況等を踏まえ、法令等の遵守状況、自主規制機関への加入状況等を勘案しつつ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に検査実施の優先度を判断する。

また、適格機関投資家等特例業務届出者については、法令等の遵守状況、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、個別に優先度を判断し、証券検査及び裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査の権限を適切に活用し検証を行う。

ハ. 登録事項検査

上記イ. 及びロ. によるもののほか、第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者については、登録後できるだけ早期に、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための検査（以下「登録事項検査」という。）を実施する。

ニ. 無登録業者

無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘といった重大な金商法違反に対しては、上記ロ. と同様に個別に優先度を判断し、裁判所への禁止命令等の申立てのための調査を適切に実施する。

② 実効性のある検査の実施

イ. 予告検査の実施

立入検査については、原則は無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて予告検査とする。

ロ. 双方向の対話の充実

検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。特に、内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に関する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。

ハ. 検査の実効性を阻害する行為に対する厳正な対処

検査における双方向の対話の重要性に対する理解が深まる一方で、一部においては検査忌避等、検査の実効性を阻害する行為が見られる。証券監視委の使命を十分果たしていくため、このような行為に対しては、厳正に対処していく。

③ 金融庁・財務局等との連携強化

金融庁・財務局等の監督部局との間では、監督を通じて把握された検査に有効な情

報や検査を通じて把握された監督に有効な情報をタイムリーに交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、連携を図る。また、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対する検査・監督については、オンサイトの検査とオフサイトのモニタリングとの間で切れ目のない連携を図る。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、連携して金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対する検査を実施するほか、検証項目の設定やオンサイトの検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化する。

外国証券規制当局との間では、外資系業者、海外にも拠点を置く本邦の業者、海外の拠点で本邦投資者向け業務を実施している業者、海外に取引先のある業者の検査等に関して、情報交換や検査・調査の実施における協力などを通じて、連携を強化する。また、グローバルに活動する大規模な証券会社等について設置された監督カレッジへの対応や信用格付業者の検査において、主要な外国証券規制当局と適切に連携する。

ファンド業者による詐欺的な事例並びに無登録業者による未公開株式及びファンド等の販売・勧誘が認められる状況に鑑み、これらに対応するため、監督部局、捜査当局等との連携を強化する。

④ 自主規制機関との連携

自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努める。こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び研修等における連携を推進する。

⑤ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直し・公表

検査の実効性を阻害する行為に対して厳正に対処し、効率的かつ効果的な検査の実施等を図る観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた証券検査に関する基本指針の見直しや制度改正等に応じて金融商品取引業者等検査マニュアルの見直しを行う。これらについては公表することにより、検査の透明性及び予測可能性の向上に資することとする。

なお、本基本方針は、平成 26 年 3 月時点の市場を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

第2 証券検査基本計画

1. 基本的考え方

- (1) 検査実施計画については、検査実施方針に則り策定することとする。なお、市場環境の変化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。
- (2) 検査の実施に当たっては、証券監視委及び財務局等証券取引等監視官部門の間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む。

2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、第二種金融商品取引業者、投資運用業者等及び信用格付業者	150社（うち財務局等が行うもの110社）
投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
登録事項検査	登録件数等に応じて実施
自主規制機関等	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

(注) 上記の検査計画数は、期中の計画の見直し、特別検査の実施等により変更があり得る。

第5章 取引調査

第1 概説

1 取引調査の目的

取引調査は、課徴金の対象となる行為のうち、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引について、証券市場における取引の公正の確保を図るため、金商法に基づく調査を行うものである。

【課徴金制度】

課徴金制度は、内部者取引や相場操縦、風説の流布・偽計等の不公正取引や開示書類の虚偽記載等の金商法上の一定の規定に違反する行為に対し、違法行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、これまでの刑事罰に加えて、行政上の措置として違反行為者に対して金銭的な負担を課す制度として、平成16年の証取法の改正により平成17年4月に導入された制度である。

証券監視委では、市場を取り巻く状況の変化に対応した、機動性・戦略性の高い市場監視の実現のため、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護に努めているところである。

取引調査を実施した結果、違反行為が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法第20条）。これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで審判事件についての決定案を作成し、金融庁長官（内閣総理大臣より委任）は決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料2-4-4参照）。

2 取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第177条で定められており、

- (1) 事件関係人若しくは参考人に出頭を求め、質問をし、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- (2) 事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと
- (3) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること
- (4) 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとされている。

3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

課徴金制度導入以降、金商法等の累次の改正により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

不公正取引に係る対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 風説の流布・偽計（金商法第173条）

課徴金額：違反行為（風説の流布・偽計）終了時点で自己の計算において生じている売り（買い）ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等（買付け等）の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値（最高値）で評価した価額との差額等

（注）金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合、それがファンドの運用として行われた場合には運用の対価の額を3倍した額を、その他の場合には、手数料、報酬そ

の他の対価の額を課徴金額として賦課。(以下同じ。)

(2) 仮装・馴合売買(金商法第174条)

課徴金額:違反行為(仮装・馴合売買)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

(3) 現実売買による相場操縦(金商法第174条の2、旧金商法174条)

課徴金額:違反行為(現実売買による相場操縦)期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額との合計額等

(4) 違法な安定操作取引(金商法第174条の3)

課徴金額:違反行為(違法な安定操作取引)に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

(5) 内部者取引(金商法第175条)

課徴金額:違反行為(内部者取引)に係る売付け等(買付け等)(重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。)の価額と、重要事実公表後2週間の最安値(最高値)に当該売付け等(買付け等)の数量を乗じた額との差額等

(6) 情報伝達・取引推奨行為(金商法第175条の2)

課徴金額:違反行為(情報伝達・取引推奨行為)により、情報受領者が行った売買等によって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額等

(注)金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)により新たに課徴金の対象となったもので、平成26年4月1日以降の違反行為について適用。

(注1)違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる。

(注2)上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

4 平成25年度における活動状況

(1)平成25年度においては、不公正取引に対し、35件(納付命令対象者数)、金額で7,161万円の課徴金納付命令勧告を行った(第6章に係るものを除く。以下第5章第2において同じ)。

(2)課徴金制度が導入されてから8年が経過し、取引調査の実務が定着してきたことを踏まえ、調査手続の透明性を高めることを狙いとして、取引調査の基本的な考え方や標準的な実施手続等を定めた「取引調査に関する基本指針」を策定し、平成25年8月に公表した(附属資料3-6参照)。

第2 取引調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

1 勧告の状況

(1) 平成25年度の不正取引事案に係る課徴金納付命令勧告35件の違反行為別の内訳は、内部者取引に係る勧告事案が28件、相場操縦に係る勧告事案が7件である。内部者取引に係る勧告は、平成24年度の13件から大幅に増加した。また、課徴金額の最高額は内部者取引事案の1,314万円、最低額は相場操縦事案の12万円である。この結果、課徴金制度が導入された平成17年4月以降、内部者取引事案については、合計161件（個人155件、法人6件）、3億2,923万円の勧告を、相場操縦事案については、合計34件（いずれも個人）、1億503万円の勧告を行ったこととなる。

平成25年度における勧告事案の例を挙げると、「株式会社ネクスの契約締結交渉者の役員及び同人からの情報受領者による内部者取引」事案は、株式会社ネクスと株式引受契約の締結の交渉をしていた会社の役員が、その交渉に関し重要事実を知り、自己名義の口座を保有しているにもかかわらず、他人名義の口座を利用して自ら内部者取引を行うとともに、他者にも重要事実を伝達したことにより、その伝達を受けた情報受領者3名が内部者取引を行った事案である。

また、「マミーマート株式ほか1銘柄に係る相場操縦」事案は、地方の居住者が、自己名義の口座のほか知人名義の口座も用いたインターネット取引により、相場操縦を行った事案である。

(2) 平成25年度の内部者取引に係る勧告事案の課徴金納付命令対象者を属性別にみると、第一次情報受領者による内部者取引の占める割合が昨年度に引き続き高くなっている。

情報伝達者を属性別にみると、契約締結者等として内部情報を得た者が情報伝達者となっているケースの占める割合が昨年度に引き続き高くなっている。

重要事実別にみると、業績予想等の修正、業務提携・解消、公開買付けの件数が昨年度に引き続き多くなっており、また、新たに新株等発行、合併、子会社に関する事実等が発生するなど、重要事実は多岐にわたるものとなっている。

対象者属性別の勧告件数の推移

	24年度	25年度
会社関係者	5	10
発行体役員等	4	4
契約締結者等	1	6
公開買付者等関係者	0	0
買付者役員等	0	0
買付者との契約締結者等	0	0
第一次情報受領者	8	18
会社の重要事実	3	13
公開買付け事実	5	5
年度別勧告件数	13	28

重要事実別の勧告件数の推移

	24年度	25年度
新株等発行	0	6
自己株式取得	0	1
株式分割	0	1
合併	0	3
業務提携・解消	3	5
子会社移動を伴う株式譲渡等	1	0
新たな事業の開始	1	0
業績予想等の修正	3	6
バスケット条項	3	0
子会社に関する事実	0	2
公開買付け	5	5
年度別勧告件数	13	28

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

	24年度	25年度
会社重要事実の伝達	3	13
発行体役員等	2	4
契約締結者等	1	9
公開買付け事実の伝達	5	5
買付者役員等	1	2
買付者との契約締結者等	4	3
うち 買付対象者役員等	2	3

(※1) 「年度」とは4月～翌年3月の期間をいう。

(※2) 件数は、納付命令対象者数を計上。

(※3) 重要事実別の勧告件数については、複数の重要事実を知って内部者取引を行った場合には、それぞれに重複計上している。そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。

2 勧告事案の概要

平成 25 年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

(1) 内部者取引に対する勧告

① 公開買付者の社員からの情報受領者によるエス・バイ・エル株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 4 月 19 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ヤマダ電機の社員から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関がエス・バイ・エル株式会社（以下「エス・バイ・エル」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 23 年 8 月 13 日より前の同年 7 月 4 日、自己の計算において、エス・バイ・エル株式合計 1 万 5,000 株を買付価額合計 99 万円で買い付けた。

【課徴金額】 79 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 4 月 19 日
課徴金納付命決定令日 平成 25 年 5 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

② 株式会社石井表記の子会社役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 5 月 10 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社石井表記（以下「石井表記」という。）の子会社である石井表記ソーラー株式会社（以下「石井表記ソーラー」という。）の役員であったが、その職務に関し、石井表記ソーラーの業務執行を決定する機関が解散を行うことについての決定をした事実を知りながら、この事実が公表された平成 23 年 8 月 31 日より前の同月 23 日及び同月 24 日、同族会社の計算において、石井表記株式合計 7,700 株を売付価額合計 554 万 4,000 円で売り付けた。

【課徴金額】 312 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 5 月 10 日
課徴金納付命令決定日 平成 25 年 6 月 5 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

③ ケンコーコム株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 5 月 28 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、ケンコーコム株式会社（以下「ケンコーコム」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、ケンコーコムの業務執行を決定する機関が楽天株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 24 年 5 月 17 日午後 3 時 30 分頃より前の同日午前 9 時頃から午前 9 時 46 分頃までの間、自己の計算において、ケンコーコム株式合計 8 株を買付価額合計 32 万 8,500 円で買い付けた。

【課徴金額】 24 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 5 月 28 日
課徴金納付命令決定日 平成 25 年 6 月 21 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

④ コーセル株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 6 月 14 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、コーセル株式会社（以下「コーセル」という。）の社員であったが、その職務に関し、コーセルの業務執行を決定する機関が自己の株式の取得を行うことについての決定をした事実を知りながら、この事実が公表された平成 24 年 6 月 13 日より前の同月 6 日から同月 8 日までの間、自己の計算において、コーセル株式合計 1 万 2,000 株を買付価額合計 1,048 万 7,400 円で買い付けた。

【課徴金額】 192 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 6 月 14 日
課徴金納付命令決定日 平成 25 年 7 月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑤ アンジェスMG株式会社役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 7 月 23 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、アンジェスMG株式会社（以下「アンジェスMG」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、アンジェスMGの業務執行を決定する機関が田辺三菱製薬株式会社と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 24 年 7 月 2 日午前 11 時 30 分頃より前の同日午前 10 時 53 分頃、自己の計算において、アンジェスMG株式合計 16 株を買付価額合計 59 万 4,950 円で買い付けた。

【課徴金額】 102 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 7 月 23 日

課徴金納付命令決定日 平成 25 年 8 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑥ 株式会社オウケイウェイヴとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 8 月 30 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社オウケイウェイヴ（以下「オウケイウェイヴ」という。）と、資本業務提携契約の締結の交渉をしていた株式会社ブリックス（以下「ブリックス」という。）の役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、オウケイウェイヴの業務執行を決定する機関がブリックスと業務上の提携を行うことの決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 24 年 10 月 23 日午後 4 時頃より前の同日午後 2 時 18 分頃から同日午後 3 時 26 分頃までの間、自己の計算において、オウケイウェイヴ株式合計 1,300 株を買付価額合計 101 万 7,600 円で買い付けた。

【課徴金額】 86 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 8 月 30 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 4 月 18 日

⑦ 公開買付者の社員からの情報受領者によるソネットエンタテインメント株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 8 月 30 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、ソニー株式会社（以下「ソニー」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、ソニーの業務執行を決定する機関がソネットエンタテインメント株式会社（以下「ソネット」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 24 年 8 月 10 日より前の同月 3 日午前 11 時 34 分から同日午後 1 時 36 分までの間、自己の計算において、ソネット株式合計 12 株を買付価額合計 390 万 7,500 円で買い付けた。

【課徴金額】 289 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 8 月 30 日

課徴金納付命令決定日 平成 25 年 9 月 27 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑧ 戸田建設株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 9 月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、戸田建設株式会社（以下「戸田建設」という。）の社員であるが、その職務に関し、同社の平成 25 年 3 月期の当期純利益について、平成 24 年 8 月 9 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実を知りながら、同社が新たに算出した予想値が当期純利益マイナス 398 億円として公表がされた平成 24 年 10 月 31 日午後 3 時 30 分頃より前の同日午後 0 時 34 分頃から午後 1 時 49 分頃までの間、自己の計算において、戸田建設株式合計 9,000 株を売付価額合計 216 万 9,000 円で売り付けた。

【課徴金額】 52 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 9 月 25 日

課徴金納付命令決定日 平成 25 年 10 月 17 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったた

め、審判の期日は開かれなかった。

⑨ 公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者によるオストジャパングループ株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 10 月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、株式会社オストジャパングループ（以下「オストジャパングループ」という。）の子会社の役員から、同人が株式会社富士薬品（以下「富士薬品」という。）との資本業務提携契約の締結の交渉に関し知った、富士薬品の業務執行を決定する機関がオストジャパングループ株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実（以下「本件公開買付け事実」という。）の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 1 月 10 日より前の平成 24 年 11 月 29 日から同年 12 月 7 日までの間、自己の計算において、オストジャパングループ株式合計 3,000 株を買付価額合計 96 万 8,700 円で買い付けた。
2. 課徴金納付命令対象者②は、オストジャパングループの子会社の役員から、本件公開買付け事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 1 月 10 日より前の平成 24 年 12 月 27 日から平成 25 年 1 月 8 日までの間、自己の計算において、オストジャパングループ株式合計 2,300 株を買付価額合計 81 万 400 円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者① 145 万円
課徴金納付命令対象者② 105 万円

【勧告後の経緯】

（課徴金納付命令対象者①）

審判手続開始決定日 平成 25 年 10 月 29 日
課徴金納付命令決定日 平成 25 年 11 月 27 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

（課徴金納付命令対象者②）

審判手続開始決定日 平成 25 年 10 月 29 日
課徴金納付命令決定日 平成 26 年 2 月 28 日

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、本件公開買付け事実の伝達を受けた点に関し、「公開買付け、TOBとの言葉は伝えられていない」などと主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、被審人は、本件公開買付け事実の伝達を受けていたと認定し、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

⑩ ノーリツ鋼機株式会社子会社との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に

対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 10 月 29 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、ノーリツ鋼機株式会社（以下「ノーリツ鋼機」という。）の子会社であるNKリレーションズ株式会社（以下「NKR」という。）と、株式会社全国通販（以下「全国通販」という。）ほか7社の株式の譲渡に関する契約の締結の交渉をしていた全国通販の役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、NKRの業務執行を決定する機関がノーリツ鋼機の孫会社の異動を伴う株式の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 24 年 12 月 21 日より前の同年 12 月 10 日及び同月 20 日、自己及び親族の計算において、ノーリツ鋼機株式合計 8,000 株を買付価額合計 254 万 6,000 円で買い付けた。

【課徴金額】 47 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 10 月 29 日

課徴金納付命令決定日 平成 25 年 11 月 27 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑪ 株式会社システムソフトとの契約締結交渉者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 11 月 26 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、パワーテクノロジー株式会社（以下「パワーテクノロジー」という。）の社員であったが、その職務に関し、同社の役員が株式会社システムソフト（以下「システムソフト」という。）との合併契約の締結の交渉に関し知った、システムソフトの業務執行を決定する機関がパワーテクノロジーと合併を行うことについての決定をした旨の重要事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、この事実が公表された平成 24 年 10 月 31 日より前の同月 24 日、自己の計算において、システムソフト株式合計 4,900 株を買付価額合計 34 万 3,000 円で買い付けた。
2. 課徴金納付命令対象者②は、パワーテクノロジーの社員であったが、その職務に関し、同社の役員がシステムソフトとの合併契約の締結の交渉に関し知った、本件重要事実を知りながら、この事実が公表された平成 24 年 10 月 31 日より前の同月 29 日、自己の計算において、システムソフト株式合計 1 万 3,200 株を買付価額合計 98 万 3,400 円で買い付けた。
3. 課徴金納付命令対象者③は、課徴金納付命令対象者②から、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 24 年 10 月 31 日より前の同月 26 日、自己の

計算において、システムソフト株式合計 6,300 株を買付価額合計 46 万 6,200 円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者① 55 万円
課徴金納付命令対象者② 143 万円
課徴金納付命令対象者③ 68 万円

【勧告後の経緯】

(課徴金納付命令対象者①、②、③すべて同日)
審判手続開始決定日 平成 25 年 11 月 26 日
課徴金納付命令決定日 平成 25 年 12 月 19 日

なお、課徴金納付命令対象者①、②、③から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑫ 株式会社ワコム社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 12 月 20 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ワコム（以下「ワコム」という。）の社員であるが、その職務に関し、同社の属する企業集団の平成 25 年 3 月期の売上高について、平成 24 年 10 月 19 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実を知りながら、同社が新たに算出した予想値が売上高 625 億円として公表がされた平成 25 年 1 月 23 日午後 3 時頃より前の同日午前 9 時 2 分頃から午前 9 時 7 分頃までの間、自己の計算において、ワコム株式合計 35 株を買付価額合計 912 万 9,600 円で買い付けた。

【課徴金額】 203 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 12 月 20 日
課徴金納付命令決定日 平成 26 年 1 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑬ 株式会社サニーサイドアップ社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 1 月 28 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社サニーサイドアップ（以下「サニーサイドアップ」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成25年6月期の経常利益及び当期純利益について、平成24年11月5日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、同社が新たに算出した予想値が経常利益6億1,300万円、当期純利益3億5,600万円として公表がされた平成25年1月24日より前の同月22日、自己の計算において、サニーサイドアップ株式合計1,000株を買付価額合計100万4,600円で買い付けた。

【課徴金額】 68万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成26年1月28日
課徴金納付命令決定日 平成26年2月28日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑭ 株式会社ウィル役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成26年1月28日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ウィル（以下「ウィル」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成24年11月26日午後3時30分頃より前の同日午後2時31分頃から同日午後2時33分頃までの間、自己の計算において、ウィル株式合計5株を買付価額合計64万6,300円で買い付けた。

【課徴金額】 60万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成26年1月28日
課徴金納付命令決定日 平成26年2月28日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑮ 株式会社ネクストとの契約締結交渉者の役員及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 2 月 7 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、株式会社ネクス（以下「ネクス」という。）との契約締結交渉者の役員であるが、同社との株式引受契約の締結の交渉に関し、同社の業務執行を決定する機関が発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、この事実の公表がされた平成 25 年 1 月 23 日より前の同月 9 日から同月 11 日までの間、自己の計算において、ネクス株式合計 91 株を買付価額合計 206 万 2,890 円で買い付けた。
2. 課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 25 年 1 月 23 日より前の同月 18 日から同月 21 日までの間、自己の計算において、ネクス株式合計 80 株を買付価額合計 185 万 1,900 円で買い付けた。
3. 課徴金納付命令対象者③は、課徴金納付命令対象者①から、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 25 年 1 月 23 日より前の同月 18 日から同月 21 日までの間、自己及び同族会社の計算において、ネクス株式合計 65 株を買付価額合計 152 万 4,850 円で買い付けた。
4. 課徴金納付命令対象者④は、課徴金納付命令対象者①から、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 25 年 1 月 23 日より前の同月 21 日、自己の計算において、ネクス株式合計 100 株を買付価額合計 234 万 3,900 円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者①	153 万円
課徴金納付命令対象者②	130 万円
課徴金納付命令対象者③	104 万円
課徴金納付命令対象者④	160 万円

【勧告後の経緯】

（課徴金納付命令対象者①、②、③、④すべて同日）
審判手続開始決定日 平成 26 年 2 月 7 日
課徴金納付命令決定日 平成 26 年 3 月 10 日

なお、課徴金納付命令対象者①、②、③、④から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑯ 株式会社田中化学研究所との契約締結者の社員及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 2 月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、パナソニック株式会社（以下「パナソニック」という。）

の社員であるが、株式会社田中化学研究所（以下「田中化学研究所」という。）とパナソニックとの間で締結していた取引に関する契約の履行に関し、田中化学研究所の業務執行を決定する機関が住友化学株式会社と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、この事実が公表された平成25年3月28日午後4時頃より前の同日午前10時29分頃から午後2時23分頃までの間、自己の計算において、田中化学研究所株式合計2,500株を買付価額合計87万5,700円で買い付けた。

2. 課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年3月28日午後4時頃より前の同日午後2時10分頃から午後2時56分頃までの間、自己の計算において、田中化学研究所株式合計1,900株を買付価額合計68万3,400円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者① 68万円
課徴金納付命令対象者② 50万円

【勧告後の経緯】

（課徴金納付命令対象者①、②ともに同日）
審判手続開始決定日 平成26年2月25日
審判手続中（平成26年4月30日現在）

⑰ 株式会社コスモスイニシアとの契約締結交渉者の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成26年2月25日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス工業」という。）の社員であったが、その職務に関し、同社の他の社員が株式会社コスモスイニシア（以下「コスモスイニシア」という。）との資本業務提携契約の締結の交渉に関し知った、コスモスイニシアの業務執行を決定する機関が大和ハウス工業と業務上の提携を行うこと及び同社に対し第三者割当増資を実施するために株式の発行を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、これらの事実が公表された平成25年4月16日より前の同月12日から同月15日の間、自己の計算において、コスモスイニシア株式合計1万7,000株を買付価額合計1,322万円で買い付けた。

【課徴金額】 1,314万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成26年2月25日
課徴金納付命令決定日 平成26年3月24日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑱ 公開買付者との契約締結者の役員からの情報受領者の役員によるメガネトップ株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 3 月 11 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社メガネトップ（以下「メガネトップ」という。）の取引先（以下「取引先」という。）の役員であったが、その職務に関し、メガネトップの役員が株式会社富澤との秘密保持契約の履行に関し知り、その後、同人から取引先の他の役員が職務上伝達を受けた、株式会社富澤の業務執行を決定する機関がメガネトップ株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、この事実が公表された平成 25 年 4 月 16 日より前の同月 15 日、自己の計算において、メガネトップ株式合計 2,000 株を買付価額合計 262 万円で買い付けた。

【課徴金額】 19 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 3 月 11 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 4 月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑲ 株式会社スーパーツールとの契約締結交渉者及び同人からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 3 月 28 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 課徴金納付命令対象者①は、株式会社スーパーツール（以下「スーパーツール」という。）との契約の締結の交渉をしていた者であるが、その交渉に関し、同社の属する企業集団の平成 25 年 3 月期の売上高について、平成 24 年 10 月 17 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実（以下「本件重要事実」という。）を知りながら、同社が新たに算出した予想値が売上高 62 億 7,400 万円として公表がされた平成 25 年 4 月 18 日午後 3 時 10 分頃より前の同月 15 日、自己の計算において、スーパーツール株式合計 6,000 株を買付価額合計 193 万 8,000 円で買い付けた
2. 課徴金納付命令対象者②は、課徴金納付命令対象者①から、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 25 年 4 月 18 日午後 3 時 10 分頃より前の同月 15 日から同月 18 日午前 10 時 6 分までの間、自己の計算において、スーパーツ

ール株式合計 3,000 株を買付価額合計 96 万 1,000 円で買い付けた。

3. 課徴金納付命令対象者③は、課徴金納付命令対象者①から、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 25 年 4 月 18 日午後 3 時 10 分頃より前の同月 16 日、自己の計算において、スーパーツール株式合計 1,000 株を買付価額合計 32 万円で買い付けた。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者① 91 万円
課徴金納付命令対象者② 46 万円
課徴金納付命令対象者③ 15 万円

【勧告後の経緯】

(課徴金納付命令対象者①、②、③すべて同日)
審判手続開始決定日 平成 26 年 3 月 28 日
課徴金納付命令決定日 平成 26 年 4 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

(2) 相場操縦に対する勧告

① マミーマート株式ほか 1 銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 5 月 28 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、

(イ) 株式会社マミーマート株式につき、平成 24 年 2 月 10 日午前 9 時 12 分頃から同月 23 日午後 3 時 9 分頃までの間、9 取引日にわたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を対当させて株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の価格帯に複数の買い注文を発注して下値を支えたりするなどの方法により、同株式合計 4,100 株を買い付ける一方、同株式合計 6,200 株を売り付け、そのうち、自己の計算において、同株式合計 2,500 株を買い付ける一方、同株式合計 4,300 株を売り付けるなどし、

(ロ) 株式会社くろがね工作所株式につき、同年 3 月 30 日午後 2 時 19 分頃から同年 4 月 10 日午後 1 時 23 分頃までの間、8 取引日にわたり、直前約定値より高値の買い注文と売り注文を対当させて株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の価格帯に複数の買い注文を発注して下値を支えたりするなどの方法により、同株式合計 10 万 6,000 株を買い付ける一方、同株式合計 10 万 7,000 株を売り付け、そのうち、自己の計算において、同株式合計 5 万 7,000 株を買い付ける一方、同株式合計 5 万 8,000 株を売り付けるなどし、

もって、前記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 12万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成25年5月28日
課徴金納付命令決定日 平成25年6月21日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

② 21LADY株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成25年6月14日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、21LADY株式会社株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成24年5月16日午前10時11分頃から同月30日午後0時46分頃までの間、10取引日にわたり、買い注文と売り注文を発注して対当させたり、成行又は高指値で買い注文を連続して発注して株価を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計1,450株を買い付ける一方、同株式合計1,356株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 360万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成25年6月14日
課徴金納付命令決定日 平成25年7月18日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

③ フルキャストテクノロジー株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成25年6月27日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社フルキャストテクノロジー株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成22年11月22日午後1時47分頃から同年12月3日午前9時35分頃までの間、9取引日にわたり、買い注文と売り注文を対当させたり、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計63株を買い付ける一方、同株式合計86株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 108 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 6 月 27 日
課徴金納付命令決定日 平成 26 年 1 月 23 日

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、本件取引により他の投資者の売買を誘引する目的はなく、また、本件取引は自己の計算により行ったものではない旨主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、被審人は、株式の売買を誘引する目的を有しており、また、被審人は、自己の計算により本件取引を行ったと認められるとして、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

④ CKサンエツ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 9 月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社CKサンエツ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 24 年 4 月 5 日午前 9 時 48 分頃から同月 18 日午後 1 時 17 分頃までの間、10 取引日にわたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を対当させて株価を引き上げたり、立会時間終了間際に直前約定値より高値の買い注文を発注して約定させ、終値を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計 1 万 1,200 株を買い付ける一方、同株式合計 1 万 900 株を売り付け、もって、自己及び同族会社の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 596 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 9 月 25 日
課徴金納付命令決定日 平成 25 年 10 月 17 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑤ FPG株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 10 月 11 日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社FPG株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 24 年 10 月 9 日午前 11 時 17 分頃から同日午後 3 時頃までの間、連続して直前の約定値より高指値で買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、

同株式合計5万3,100株を買い付けるとともに、同株式合計3,500株の買付けの委託を行い、もって、自己の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】 700万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成25年10月15日
課徴金納付命令決定日 平成25年11月8日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑥ ステップ株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成25年10月11日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ステップ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成24年10月12日午後2時4分頃から同月15日午後3時頃までの間、2取引日にわたり、連続して直前の約定値より高指値で買い注文を発注して株価を引き上げたり、下値に買い注文を大量に発注したりする方法により、同株式合計17万7,900株を買い付けるとともに、同株式合計2万3,800株の買付けの委託を行い、もって、自己の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

【課徴金額】 591万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成25年10月15日
課徴金納付命令決定日 平成25年11月8日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑦ フィンテックグローバル株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成26年3月11日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、フィンテックグローバル株式会社株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成25年3月26日午後0時45分頃から同月27日午後2時59分頃までの間、2取引日にわたり、成行の買い注文と高値の売り注文を発注して直前約定値より高値で対当させたり、成行の買い注文を発注して株価を引き上げるなど

の方法により、同株式合計 2,043 株を買い付ける一方、同株式合計 2,383 株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】 614 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 3 月 11 日

審判手続中（平成 26 年 4 月 30 日現在）

3 平成 24 年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1) 審判手続

平成 24 年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において課徴金納付命令決定がなされていなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおりである。

○ ミマキエンジニアリング株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令勧告

本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、本件取引は、売買が繁盛であると誤解させ、かつ、株式の相場を変動させるべき売買に該当するものではなく、また、他の投資者の売買を誘引する目的はなかった旨主張したため、この点を争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、本件取引は、売買が繁盛であると誤解させ、かつ、相場を変動させるべき一連の売買に当たること、また、被審人は、自己の計算により本件取引を行ったと認められるとして、平成 25 年 12 月 10 日、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※ 本件決定に対して、同人は、平成 25 年 12 月 26 日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

(2) 課徴金納付命令決定に対する取消訴訟

平成 24 年度以前の課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案について、その後の概要は以下のとおりである。

○ 岐阜銀行株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令勧告

【平成 24 年 11 月 16 日課徴金納付命令勧告、平成 25 年 4 月 16 日課徴金納付命令決定、平成 25 年 5 月 15 日取消訴訟提起（東京地裁）】

平成 26 年 4 月 30 日現在、取消訴訟係属中。

第 3 今後の課題

内部者取引等の不公正取引に係る違反行為について、規制の実効性を確保するためのエンフォースメント手段としては刑事罰と課徴金制度とがあるが、刑事罰は対象者に与える影響が極めて大きいため抑制的に運用する必要がある。課徴金制度には、刑事罰を科すに至らない程度

の違反行為についても、その程度や態様に応じた措置をとることにより、規制の実効性を図ることが期待され、また、刑事罰に比べ迅速な処理が可能な制度となっている。このような課徴金制度の特性を活かし、迅速・効率的な調査を実施し、以下のような課題に取り組むことにより、機動性・戦略性の高い市場監視の実現に努める。

- (1) 第一次情報受領者による内部者取引及びインターネット取引や複数口座を用いた相場操縦行為が依然として多く認められることから、引き続き、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、取引調査の一層の迅速化・効率化が図られるようにする。
- (2) 地方の居住者が不公正取引を行ったものも見受けられることから、各地域の財務局等と連携しつつ、地方の不公正取引事案についても積極的に対応する。
- (3) IT化が進展する中で、これまでも、電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（以下「デジタルフォレンジック」という。）に必要な機器やソフトウェアの整備をすることともに、デジタルフォレンジックの専門家による研修等を実施してきたところであるが、引き続き、デジタルフォレンジックの運用体制を充実し、かつ、取引調査へ積極的に活用するなどにより、迅速・効率的な取引調査の推進に努める。
- (4) 不公正取引を未然に防止する観点から、課徴金事例集の内容の充実を図るとともに、情報発信の多様化に努めることにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけを行う。
- (5) 金商法改正に伴う課徴金の対象拡大に適切に対応する。

第6章 国際取引等調査

第1 概説

1 国際取引等調査の目的・権限等

国際取引等調査（主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査）の目的・権限等は、第5章第1「1 取引調査の目的」、「2 取引調査の権限」、「3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額」と同じ。

2 平成25年度における活動状況

- (1) 平成25年度においては、国際取引等調査室が調査した結果、不公正取引に対し、7件（納付命令対象者数）、金額で45億3,645万円の課徴金納付命令勧告を行った。
- (2) 証券監視委では、証券規制当局間のMOU（情報交換枠組み：第10章第1参照）を通じた情報交換を実施するなど、海外当局等との協力・連携体制を強化してきたところである。この結果、これまでクロスボーダー取引を利用した不公正取引の摘発を行うなど着実に実績を挙げてきている。近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的な活動が日常化しており、これらが我が国株式市場や投資家へ与える影響が高まっている。このような状況を踏まえ、海外当局等との連携を一層強化し、グローバルな市場監視に取り組んでいるところである。

証券監視委は、平成23年1月に策定した第7期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の一つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ（この考え方は、平成26年1月に策定した第8期活動方針においても、引き続き「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」として掲げられているところ）、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにした。この中で、市場のグローバル化への対応として、一層の人材育成や体制整備を進めることとしており、平成23年8月、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置した。

平成25年度においては、大型公募増資の公表前に行われた内外プロ投資家による内部者取引事案等の調査の結果、4件の内部者取引に対し、課徴金納付命令勧告を行った（本章第2-2-③～⑥参照）。

また、ウェッジホールディングス株式に係る偽計事案は、偽計事案に係る初めての課徴金勧告であり、不公正取引に係る課徴金額としては過去最高金額（40億9,605万円）である（本章第2-2-②参照）。

さらに、ジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・リミテッドによる相場操縦事案とMAM P T E. L T D. による内部者取引事案についてはシンガポール通貨監督庁（Monetary Authority of Singapore）と、ウェッジホールディングス株式に係る偽計事案についてはタイ証券取引委員会（Securities and Exchange Commission Thailand）と、セレクト・バンテイジ・インクによる相場操縦事案についてはオンタリオ証券委員会（Ontario Securities Commission）と、それぞれ緊密に協力・連携した結果、課徴金納付命令勧告を行ったものである。

第2 国際取引等調査結果に基づく課徴金納付命令勧告

1 勧告の状況

不公正取引事案に係る平成25年度の課徴金納付命令勧告7件について、その内訳は、内部者取引に係る事案が4件、相場操縦に係る事案が2件、偽計に係る事案が1件である。また、対象者別の課徴金額の最高額は40億9,605万円、最低額は6万円である。

平成25年度における内部者取引に係る勧告事案の課徴金納付命令対象者の属性は、いずれも第一次情報受領者であり、情報伝達者の属性は、契約締結者等として内部情報を得た証券会社の社員であった。また、違反行為に係る重要事実は、いずれも新株等発行（公募増資）であった。

対象者属性別の勧告件数の推移

	24年度	25年度
会社関係者	0	0
発行体役員等	0	0
契約締結者等	0	0
公開買付者等関係者	0	0
買付者役員等	0	0
買付者との契約締結者等	0	0
第一次情報受領者	6	4
会社の重要事実	6	4
公開買付け事実	0	0
年度別勧告件数	6	4

重要事実別の勧告件数の推移

	24年度	25年度
新株等発行	6	4
剰余金の配当	0	0
業務提携・解消	0	0
民事再生・会社更生	0	0
損害の発生	0	0
決算情報	0	0
バスケット条項	0	0
その他の重要事実	0	0
公開買付け	0	0
年度別勧告件数	6	4

情報伝達者属性別の勧告件数の推移

	24年度	25年度
会社重要事実の伝達	6	4
発行体役員等	0	0
契約締結者等	6	4
公開買付け事実の伝達	0	0
買付者役員等	0	0
買付者との契約締結者等	0	0
うち 買付対象者役員等	0	0

(※1) 「年度」とは4月～翌年3月の期間をいう。

(※2) 件数は、納付命令対象者数を計上。

2 勧告事案の概要

平成25年度において、不公正取引に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

① ジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・リミテッドによる相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成25年7月31日

【勧告の対象となった違反事実】

ジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・リミテッド（課徴金納付命令対象者。以下「ジャガーノート」という。）は、シンガポール共和国会社法に基づいて設立されたリミテッド・プライベート・カンパニーである。ジャガーノートは、ケイマン諸島法に基づく信託形態のヘッジファンド（以下「マスター・ファンド」という。）の受託

者及びケイマン諸島法に基づく株式会社形態のヘッジファンド（以下「フィーダー・ファンド」という。）との間で締結した投資一任契約に基づいて、フィーダー・ファンドに出資された資産の運用権限を有し、かつ、フィーダー・ファンドの議決権のすべてを所有していた。

ジャガーノートは、その代表者らにおいて、株式会社RISEの株式につき、平成24年3月21日午前8時33分頃から同年4月25日午後3時8分頃までの間、26取引日にわたり、同株式の売買を誘引する目的をもって、マスター・ファンドの名義を用いて、最良買い気配値以下の価格帯に大口の買い注文を発注するとともに、直前約定値より高値に最低売買単位の買い注文を発注して株価を引き上げたり、大引け前に、大口の引成買い注文を発注し、終値形成に関与するなどの方法により、フィーダー・ファンドの計算において、同株式合計1,349万2,000株を買い付ける一方、同株式合計1,018万8,400株を売り付けるとともに、同株式合計2億4,613万4,300株の買付けの委託を行うなど行った。

ジャガーノートは、上記一連の行為により、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものと認められる。

【課徴金額】 4億3,118万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成25年7月31日

審判手続中（平成26年4月30日現在）

② ウェッジホールディングス株式に係る偽計に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成25年11月1日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者Xは、株式会社ウェッジホールディングス（以下「ウェッジホールディングス」という。）、昭和ホールディングス株式会社（以下「昭和ホールディングス」という。）及びA. P. F. HOSPITALITY CO., LTD（タイ王国に本店を置く投資事業者。以下「ホスピタリティ」という。）の取締役等として、これらの各法人等により構成されるアジア・パートナーシップ・ファンド・グループ（以下「APFグループ」という。）を統括していた者である。

Xは、昭和ホールディングス及びXの同族会社が保有しているウェッジホールディングス株式等の価格を上昇させようと企て、以下に掲げる一連の行為により、同社株式等の価格を上昇させ、もって、有価証券の相場の変動を与える目的をもって、偽計を用い、当該偽計により有価証券の価格に影響を与えた。

- ・ Xは、平成22年3月4日、適示開示情報伝達システムであるTDnetにより、ウェッジホールディングスにおいてホスピタリティ発行の仕組債兼転換社債（額面8億円）を引き受けることにより、転換権等の行使による株式の取得や受取利息等の投資収益の増加が見込まれるなどの公表を行った。

しかしながら、ホスピタリティは、タイ民商法上転換社債の発行を禁じられた会社形態であり、タイ証券取引委員会からその発行の許可を受けることはできないものであったことから、ウェッジホールディングスが転換権等の行使により株式を取得することはできなかった。また、ウェッジホールディングスにおいて、債務超過状態であったホスピタリティからの受取利息等の投資収益の増加は見込めず、当該社債には8億円の資産

価値など認められないものであった。

- ・ また、Xは、同月5日から12日までの間、同社債の払込金額8億円に満たない資金をウェッジホールディングス及びホスピタリティを含むAPFグループ内において循環させるなどして、同社債の払込みを仮装した。
- ・ さらに、Xは、同月9日、同TDnetにより、ウェッジホールディングスにおいて、同社債の引受けによって受取利息等の投資収益が増加する見込みとなった旨の虚偽及び同社債の資産価値に疑義を抱かせるような重要な事情を一切考慮しない内容の業績予想数値等の公表を行った。

【課徴金額】 40億9,605万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成25年11月1日

審判手続中（平成26年4月30日現在）

③ ニッセイアセットマネジメント株式会社による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成25年12月2日

【勧告の対象となった違反事実】

ニッセイアセットマネジメント株式会社（課徴金納付命令対象者。以下「ニッセイアセット」という。）は、その締結する年金投資一任契約又は投資信託契約に基づき、計33件の顧客又はファンド（ニッセイ国内株式アクティブDB、ニッセイ国内株式マザーファンド、ニッセイバランスアクティブマザーファンド及びニッセイ国内株式リサーチ・パリューマザーファンドを含む。）に係る信託財産の運用権限を有していた。また、X及びYは、ニッセイアセットのファンド・マネジャーとして、上記信託財産の運用を担当していた。

Xは、平成22年6月28日、国際石油開発帝石株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が同契約の交渉に関し知り、その後、甲がその職務に関し知った国際石油開発帝石株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けた。また、Yは、遅くとも同月30日までに、上記Xから同重要事実の情報提供を受けた。

ニッセイアセットは、上記X及びYにおいて、上記年金投資一任契約又は投資信託契約に基づく運用として、同重要事実が公表された同年7月8日より前の同年6月29日から同年7月1日までの間、国際石油開発帝石株式の売付けを行い、もって、上記顧客又はファンドの計算において、同株式合計1,574株を売付価額合計7億8,158万5,985円で売り付けた。

【課徴金額】 41万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成25年12月2日

課徴金納付命令決定日 平成26年1月16日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

④ 株式会社スタッツインベストメントマネジメントによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 12 月 2 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社スタッツインベストメントマネジメント（課徴金納付命令対象者。以下「スタッツ」という。）は、その締結する投資一任契約に基づいて、いずれもケイマン籍ユニット・トラストであるギンガ・サービス・セクター・ファンド（Ginga Service Sector Fund）及びユビキタス・マスター・シリーズ・トラスト・クラス・ディ・ファンド（Ubiquitous Master Series Trust Class D Fund）の資産の運用権限を有していた。

スタッツは、ファンド・マネジャーとして上記各ファンドの運用を担当していた同社役員において、遅くとも平成 22 年 7 月 2 日までに、国際石油開発帝石株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が同契約の交渉に関し知り、その後、甲がその職務に関し知った国際石油開発帝石株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記投資一任契約に基づく運用として、同重要事実が公表された同月 8 日より前の同月 6 日、国際石油開発帝石株式の売付けを行い、もって、上記各ファンドの計算において、同株式合計 456 株を売付価額 2 億 1,847 万 3,000 円で売り付けた。

【課徴金額】 54 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 12 月 2 日

審判手続中（平成 26 年 4 月 30 日現在）

⑤ フィノウェイブインベストメンツ株式会社による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 12 月 2 日

【勧告の対象となった違反事実】

フィノウェイブインベストメンツ株式会社（課徴金納付命令対象者。以下「フィノウェイブ」という。）は、その締結する投資一任契約に基づいて、ケイマン籍会社型投資信託のハドウ・ファンド・エルティディ（HADOH Fund Ltd.）の資産の運用権限を有していた。

フィノウェイブは、ファンド・マネジャーとして上記ファンドの運用を担当していた同社役員において、遅くとも平成 22 年 7 月 2 日までに、国際石油開発帝石株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が同契約の交渉に関し知り、その後、甲がその職務に関し知った国際石油開発帝石株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記投資一任契約に基づく運用として、同重要事実が公表され

た同月 8 日より前の同月 7 日から同月 8 日までの間、国際石油開発帝石株式の売付けを行い、もって、上記ファンドの計算において、同株式合計 500 株を売付価額 2 億 3,949 万 9,500 円で売り付けた。

【課徴金額】 17 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 12 月 2 日
課徴金納付命令決定日 平成 26 年 1 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑥ MAM PTE. LTD. による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 12 月 2 日

【勧告の対象となった違反事実】

MAM PTE. LTD.（課徴金納付命令対象者。以下「MAM」という。）は、シンガポール共和国会社法に基づき設立された有限責任会社である。MAMは、ケイマン籍ユニット・トラストのユビキタス・マスター・シリーズ・トラスト・クラス・ジー・ファンド（Ubiquitous Master Series Trust Class G Fund）の受託者との間で締結した投資一任契約に基づいて、同ファンドの資産の運用権限を有していた。また、X及びYは、MAMのファンド・マネジャーとして、上記ファンドの資産の運用を担当していた。

MAMは、X及びYにおいて、平成 22 年 7 月 27 日、日本板硝子株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が同契約の交渉に関し知り、その後、甲がその職務に関し知った日本板硝子株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、それぞれ、上記投資一任契約に基づく運用として、同重要事実が公表された同年 8 月 24 日より前の同年 7 月 27 日から同年 8 月 24 日までの間、日本板硝子株式の売付けを行い、もって、上記ファンドの計算において、同株式合計 347 万 8,000 株を売付価額 7 億 5,156 万 8,206 円で売り付け、そのうち、MAMの役員等の計算において、それぞれ同年 7 月度及び 8 月度におけるその出資割合である 7.47 パーセント及び 6.22 パーセント相当を取引した。

【課徴金額】 804 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 12 月 2 日
審判手続中（平成 26 年 4 月 30 日現在）

⑦ セレクト・バンテイジ・インクによる相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 2 月 18 日

【勧告の対象となった違反事実】

セレクト・バンテイジ・インク（課徴金納付命令対象者。以下「セレクト・バンテイジ」という。）は、英領アンギラに登記住所を置き、世界各国でデイ・トレーディング・ビジネスを展開するプロップ・ファーム（顧客から資金を募らず、自己資金のみを運用して収益を追及する投資会社として、世界各国でデイ・トレーディング・ビジネスを展開）である。

セレクト・バンテイジは、その自己勘定取引要員であるトレーダーらにおいて、株式会社西島製作所及びホシザキ電機株式会社の各株式につき、その売買を誘引する目的をもって、平成24年4月12日から同月24日までの間、72の取引サイクルにわたり、売り最良気配値より上値の複数の価格帯に約定させる意思のない売り注文を発注したり、買い最良気配値より下値の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、セレクト・バンテイジの計算において、西島製作所株式合計4万7,000株を買い付ける一方、同株式合計4万7,000株を売り付けるとともに、同株式合計153万6,400株の買い注文及び合計81万1,900株の売り注文を発注し、また、ホシザキ電機株式合計6万1,900株を買い付ける一方、同株式合計6万1,900株を売り付けるとともに、同株式合計206万2,700株の買い注文及び合計131万1,700株の売り注文を発注した。

セレクト・バンテイジは、上記一連の行為により、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものと認められる。

【課徴金額】 6万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成26年2月18日

課徴金納付命令決定日 平成26年3月24日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

3 平成24年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

平成24年度以前の勧告事案のうち、前回までの「証券取引等監視委員会の活動状況」において、課徴金納付命令決定がなされていなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○ 東京電力株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

平成24年6月8日に課徴金納付命令勧告を行った、東京電力株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者らによる内部者取引事案については、金融庁長官は、平成25年6月27日に、被審人Aに対して6万円の課徴金の納付を命ずる決定を行うとともに、被審人First New York Securities L.L.C.に対して1,468万円の課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※ 本件決定に対し、被審人Aは、平成25年7月26日に、東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

第3 今後の課題

近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的な活動が日常化しており、これらがわが国株式市場や投資家へ与える影響が高まっている。このような状況を踏まえ、証券監視委が実効性のあるエンフォースメントを行っていくには、以下のような課題に取り組み、グローバルな資金の流れやクロスボーダーの不正取引の実態解明を効率的・効果的に行い、世界の証券規制当局との協働の下、市場の公正性・透明性の確保に努める態勢の確立を目指す必要がある。

(1) 海外証券規制当局との一層の連携強化

平成25年度に課徴金納付命令勧告を行ったMAMによる内部者取引、ジャガーノートによる相場操縦事案、セレクト・バンテイジによる相場操縦事案、ウェッジホールディングス株式に係る偽計事案（附属資料2-4-3(2)②参照）は、違反行為者等が海外に所在する事案であり、特に海外の当局と協力・連携して対処する必要があった。証券監視委においては、これまでもグローバル化する不正取引に対応するため、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（MMOU）などを活用して海外当局と連携を行ってきたが、今後はより一層、海外当局と積極的にコミュニケーションを図り、ネットワークを強化することで、実効的な情報交換の実現を目指し、クロスボーダー取引を利用した不正取引の実態解明に取り組んでいく。

(2) 国際的な事案への対応力を備えた人材育成

クロスボーダー取引を利用した不正取引の調査では、海外当局との連携や情報の分析等において、語学力や高度な専門知識に加え、グローバルなコミュニケーション能力等が必要であり、証券監視委にとって、こうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題である。

証券監視委としては、海外当局との人材交流や海外当局主催の研修への職員派遣を通じて、クロスボーダー取引を利用した不正取引に対する分析能力・調査能力の向上や、海外当局とのネットワークの強化を図り、国際的な事案への対応力を備えた人材育成に取り組んでいく。

(3) 複雑化・多様化する金融商品・取引への対応の強化

グローバルな金融・資本市場のイノベーションの進展とともに、金融商品・取引は複雑化・多様化する傾向にあり、証券監視委は、こうした変化に的確に対応していくために、新たな商品・取引形態についても十分な実態把握に努め、それを活用した不正取引の調査に取り組んでいく。

第7章 開示検査

第1 概説

1 開示検査の目的

金商法における開示（ディスクロージャー）制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が適切に投資判断を行うことができるよう、有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者等の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ迅速に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度である。

上記開示制度の実効性を確保するため、金商法において、内閣総理大臣は、必要かつ相当であると認めるときは、有価証券届出書の届出者、有価証券報告書の提出者、発行登録書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対し、報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査（以下「開示検査」という。）を行うことができるとされている。

開示検査は、①正確な企業情報が公平かつ迅速に市場に提供されるようにすること、②ディスクロージャー規制の違反行為を抑止することにより、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に資することを目的として行われている。

開示検査の結果、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう勧告するほか、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、必要に応じて訂正報告書等の提出命令を発出するよう勧告するなど、行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告する。また、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

2 開示検査の権限

わが国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約3,500社の上場会社を始めとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第26条（同法第27条において準用する場合を含む。））
- (2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第27条の22第1項（同法第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。））
- (3) 意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第27条の22第2項）
- (4) 大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同

保有者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 30 第 1 項）

- (5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社若しくは参考人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 27 条の 30 第 2 項）
- (6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 35）
- (7) 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為（以下「特定関与行為」という。）をした者に対する課徴金に係る事件について事件関係人等に出頭を求め、質問をし、若しくは意見若しくは報告を徴し、又は事件関係人の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する権限（金商法第 177 条第 1 項）
- (8) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 193 条の 2 第 6 項）

（注 1）以下の権限については、証券監視委に委任されていない（課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）。

- ・有価証券届出書の効力発生前に行われる届出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 1 号）
- ・発行登録書の効力発生前に行われる発行登録書の提出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 2 号）
- ・公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項第 3 号）

（注 2）以下の権限については、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。

- ・上記 (1) ～ (6) 及び (8) のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法施行令第 38 条の 2 第 1 項ただし書）
- ・上記 (7) のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 194 条の 7 第 2 項ただし書）

3 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

開示検査の結果、開示書類に重要な事項についての虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う（設置法 20 条）。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、内閣総理大臣より委任された金融庁長官は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経た上で審判事件についての決定案を作成し、決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる（附属資料 2-4-4 参照）。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 76 号）、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 65 号）、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 65 号）及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 86 号）により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金の水準を引き上げる見直しが行われている。

課徴金の対象となる行為及び課徴金額は以下のとおりである。

- (1) 有価証券届出書を提出しない等のため必要な届出が受理されていないのに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条）
課徴金額：株券等総額の 100 分の 4.5（募集・売出し等は 100 分の 2.25）
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する募集・売出し等について適用。
- (2) 虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出し等の発行開示）等に基づく募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第 172 条の 2、旧金商法第 172 条）
課徴金額：株券等総額の 100 分の 4.5（募集・売出し等は 100 分の 2.25）
（注）平成 20 年 12 月 12 日以後に提出される発行開示書類について適用。
改正前の課徴金額は、株券等総額の 100 分の 2（募集・売出し等は 100 分の 1）。
- (3) 有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等を提出しない行為（金商法第 172 条の 3）
課徴金額：前事業年度の監査報酬額（前事業年度の監査がない場合等は 400 万円）（四半期報告書・半期報告書の場合はその 2 分の 1）
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書等について適用。
- (4) 虚偽記載のある有価証券報告書（事業年度ごとの継続開示）等を提出する行為（金商法第 172 条の 4、旧金商法第 172 条の 2）
課徴金額：600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 6 のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその 2 分の 1）
（注 1）平成 20 年 12 月 12 日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書等について適用。
改正前の課徴金額は、300 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の 3 のいずれか大きい額（四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその 2 分の 1）。
（注 2）平成 18 年の証取法改正により、虚偽記載のある四半期報告書の提出が新たに課徴金の対象とされ、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。
- (5) 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為（金商法第 172 条の 5）
課徴金額：買付総額の 100 分の 25
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる買付け等について適用。
- (6) 虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為（金商法第 172 条の 6）
課徴金額：買付株券等の時価合計額の 100 分の 25
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われる公開買付開始公告に係る公開買付けについて適用。
- (7) 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為（金商法第 172 条の 7）
課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の 1
（注）平成 20 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 20 年 12 月 12 日以後に報告期限が到来するものについて適用。
- (8) 虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為（金商法第 172 条の 8）

課徴金額：対象株券等の発行者の時価総額の10万分の1

(注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に提出されるものについて適用。

- (9) 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条の9）

課徴金額：募集・売出総額の100分の2.25（株券等は100分の4.5）

(注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に行われる違反行為について適用。

- (10) 虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為（金商法第172条の10）

課徴金額：イ) 当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売出総額の100分の2.25（株券等は100分の4.5）

ロ) 当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ) の額に、

$$\frac{\text{当該特定証券等情報の提供を受けた者の数}}{\text{当該特定勧誘等の相手方の数}}$$

を乗じて得た額

を乗じて得た額

(注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に行われる違反行為について適用。

- (11) 虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第172条の11）

課徴金額：イ) 当該発行者等情報が公表されている場合

600万円又は発行者の時価総額の10万分の6のいずれか大きい額

ロ) 当該発行者等情報が公表されていない場合

イ) の額に、

$$\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数}}$$

を乗じて得た額

を乗じて得た額

(注) 平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に行われる違反行為について適用。

- (12) 特定関与行為（金商法第172条の12）

課徴金額：特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額

(注) 平成24年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成25年9月6日以後に開始する違反行為について適用。

なお、上記(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(12)の違反行為について、違反者が当局による調査前に違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が半額となる（金商法第185条の7第12項）。他方、違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる（金商法第185条の7第13項）。

4 平成 25 年度における活動状況

(1) 平成 25 年度においては、開示会社 34 社に対する開示検査を終了するとともに、当該検査結果に基づき、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等の開示義務違反に対し、9 件、金額で 10 億 4,836 万 9,999 円の課徴金納付命令勧告を行ったほか、そのうち開示書類の訂正報告書が提出されない 1 件の事案については、訂正報告書の提出命令勧告（※）をあわせて行った。

また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しているところである。

※ 開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、当該開示書類の訂正報告書等が提出されないときには、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行う。

検査終了件数		34 件
(うち)	課徴金納付命令勧告を行ったもの	9 件
	訂正報告書の提出命令勧告を行ったもの	1 件
	課徴金納付命令勧告等を行わなかったものの、自発的な訂正を促したもの	3 件

(2) 課徴金制度が導入されてから 8 年が経過し、開示検査の実務が定着してきたことを踏まえ、検査手続の透明性を高めることを狙いとして、開示検査の基本的な考え方や標準的な実施手続等を定めた「開示検査に関する基本指針」を策定し、平成 25 年 8 月に公表した（附属資料 3－7 参照）。

第2 開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告等

1 勧告の状況

平成25年度における開示規制違反に対する課徴金納付命令勧告事案は、有価証券届出書や有価証券報告書等の虚偽記載であった。

また、開示書類に係る虚偽記載の態様は、架空売上の計上、売上原価の不計上、投資有価証券の過大計上、のれんの過大計上、前受金の過少計上、貸倒引当金の過少計上等であった。

なお、平成25年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告に係る課徴金額の最高額は、4億1,477万円（株式会社リソー教育に係る有価証券報告書等の虚偽記載）である。

2 勧告事案の概要

平成25年度において、開示検査結果に基づき課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

※ 以下本章において「旧金商法」とは、平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法をいう。

(1) 課徴金納付命令に関する勧告

① 株式会社ジー・テイストに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成25年4月23日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社ジー・テイスト（以下①において「当社」という。）は、過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結手続において、同社に対する過去の投資損失等を適切に反映させず、のれんを過大計上するなどした。

これらの結果、当社は、東北財務局長に対し、下表のとおり、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成21年 8月14日	第51期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書（平 成21年6月第1 四半期四半期報 告書）	平成21年4月1 日～平成21年6 月30日の第1四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,703百万円である ところを4,683百万 円と記載	・のれんの過大 計上

2	平成 21 年 11 月 13 日	第 51 期事業年度 第 2 四半期会計 期間に係る四半 期報告書(平成 21 年 9 月第 2 四半 期四半期報告書)	平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日の第 2 四 半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純損益が▲ 1,136 百万円である ところを▲181 百万 円と記載	・抱合せ株式消 滅差損の過少 計上 等
3	平成 22 年 2 月 12 日	第 51 期事業年度 第 3 四半期会計 期間に係る四半 期報告書(平成 21 年 12 月第 3 四半 期四半期報告書)	平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日の第 3 四 半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純損益が▲952 百万円であるところ を▲22 百万円と記載	・抱合せ株式消 滅差損の過少 計上 等
4	平成 22 年 6 月 24 日	第 51 期事業年度 会計期間に係る 有価証券報告書 (平成 22 年 3 月 期有価証券報告 書)	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の会計期 間	損益計算書	当期純損益が▲612 百万円であるところ を 292 百万円と記載	・抱合せ株式消 滅差損の過少 計上 等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2. 当社は、東北財務局長に対し、以下のとおり、金商法第 172 条の 2 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

- (イ) 平成 21 年 8 月 14 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書（上表番号欄 1 参照）を組込情報とする有価証券届出書（第 1 回及び第 2 回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 8 月 31 日、新株予約権付社債を 1,650,000,000 円で取得させた。
- (ロ) 平成 22 年 10 月 4 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 22 年 3 月期有価証券報告書（上表番号欄 4 参照）を組込情報とする有価証券届出書（第 2 回新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 10 月 21 日、20 個の新株予約権を 101,135,700 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。
- (ハ) 平成 22 年 10 月 4 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 22 年 3 月期有価証券報告書（上表番号欄 4 参照）を組込情報とする有価証券届出書（第 3 回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 10 月 21 日、新株予約権付社債を 200,000,000 円で取得させた。
- (ニ) 平成 22 年 10 月 4 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 22 年 3 月期有価証券報告書（上表番号欄 4 参照）を組込情報とする有価証券届出書（第 4 回及び第 5 回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 10 月 21 日、新株予約権付社債を 170,000,000 円で取得させた。

【課徴金額】 1 億 145 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 4 月 23 日

課徴金納付命令決定日 平成 25 年 5 月 23 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

② 沖電気工業株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 4 月 26 日

【勧告の対象となった違反事実】

沖電気工業株式会社は、プリンタ事業等を営む海外連結子会社において、架空売上による売掛金を過大計上し、売上債権に係る貸倒引当金を過少計上するなどした結果、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 8 月 12 日	第 86 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書（平 成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報 告書）	平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 42,692 百万円であ るところを 55,260 百 万円で記載	・架空売上によ る売掛金の過 大計上 ・貸倒引当金の 過少計上 等
2	平成 21 年 11 月 12 日	第 86 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書（平 成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報 告書）	平成 21 年 7 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 42,374 百万円であ るところを 54,708 百 万円で記載	・架空売上によ る売掛金の過 大計上 ・貸倒引当金の 過少計上 等
3	平成 22 年 2 月 9 日	第 86 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書（平 成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報 告書）	平成 21 年 10 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 40,244 百万円であ るところを 52,630 百 万円で記載	・架空売上によ る売掛金の過 大計上 ・貸倒引当金の 過少計上 等

4	平成 22 年 6 月 29 日	第 86 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書 (平成 22 年 3 月期有価証券 報告書)	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結 経常 損 益 が 1,875 百万円である ところを 8,768 百万 円と記載 連結当期純損益が▲ 3,280 百万円である ところを 3,619 百万 円と記載	・架空売上によ る売掛金の過 大計上 ・貸倒引当金の 過少計上 等
				連結 貸借対照表	連結 純 資 産 額 が 47,578 百万円である ところを 64,810 百万 円と記載	
5	平成 22 年 8 月 12 日	第 87 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平 成 22 年 6 月 第 1 四半期 四半期報 告書)	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結 純 資 産 額 が 37,464 百万円である ところを 51,336 百万 円と記載	・架空売上によ る売掛金の過 大計上 ・貸倒引当金の 過少計上 等
6	平成 22 年 11 月 12 日	第 87 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平 成 22 年 9 月 第 2 四半期 四半期報 告書)	平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結 純 資 産 額 が 33,279 百万円である ところを 48,380 百万 円と記載	・架空売上によ る売掛金の過 大計上 ・貸倒引当金の 過少計上 等
7	平成 23 年 2 月 10 日	第 87 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平 成 22 年 12 月 第 3 四半期 四半期報 告書)	平成 22 年 10 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結 純 資 産 額 が 57,973 百万円である ところを 73,193 百万 円と記載	・架空売上によ る売掛金の過 大計上 ・貸倒引当金の 過少計上 ・リベートの未 処理による売 掛金の過大計 上等

8	平成 23 年 6 月 29 日	第 87 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書 (平成 23 年 3 月期有価証券 報告書)	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が 1,192 百万円である ところを 5,906 百万 円と記載 連結当期純損益が▲ 31,783 百万円である ところを▲27,001 百 万円と記載	・架空売上によ る売掛金の過 大計上 ・貸倒引当金の 過少計上 ・リベートの未 処理による売 掛金の過大計 上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 38,859 百万円である ところを 59,903 百万 円と記載	
9	平成 23 年 8 月 11 日	第 88 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平 成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報 告書)	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 34,747 百万円である ところを 55,525 百万 円と記載	・架空売上によ る売掛金の過 大計上 ・貸倒引当金の 過少計上 ・リベートの未 処理による売 掛金の過大計 上等
10	平成 23 年 11 月 11 日	第 88 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平 成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報 告書)	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結経常損益が▲ 5,222 百万円である ところを▲856 百万 円と記載 連結四半期純損益が ▲9,660 百万円であ るところを▲5,000 百万円と記載	・架空売上によ る売掛金の過 大計上 ・貸倒引当金の 過少計上 ・リベートの未 処理による売 掛金の過大計 上等
			平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 30,473 百万円である ところを 53,609 百万 円と記載	

11	平成 24 年 2 月 10 日	第 88 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平 成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報 告書)	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結経常損益が 355 百万円であるところ を 3,925 百万円と記 載 連結四半期純損益が ▲10,599 百万円であ るところを▲6,295 百万円と記載	・架空売上によ る売掛金の過 大計上 ・貸倒引当金の 過少計上 ・リベートの未 処理による売 掛金の過大計 上等
			平成 23 年 10 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 30,018 百万円である ところを 52,053 百万 円と記載	
12	平成 24 年 6 月 28 日	第 88 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書 (平成 24 年 3 月期有価証券 報告書)	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が 9,075 百万円である ところを 14,550 百万 円と記載 連結当期純損益が 1,555 百万円である ところを 8,000 百万 円と記載	・架空売上によ る売掛金の過 大計上 ・貸倒引当金の 過少計上 ・リベートの未 処理による売 掛金の過大計 上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 41,251 百万円である ところを 67,524 百万 円と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 1,680 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 4 月 26 日

課徴金納付命令決定日 平成 25 年 6 月 5 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

③ 株式会社ジャパンケアサービスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 6 月 14 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社ジャパンケアサービスグループ (以下③において「当社」という。) は、事

業承継した際に資産計上したのれんについて、平成 21 年 3 月期時点における将来キャッシュ・フローの見積りを考慮すれば、減損の兆候がある資産として減損損失の認識の判定等を行わなければならなかったにもかかわらず、減損の兆候の有無自体を判定することなく、結果として減損損失を計上しなかった。また、賃貸用不動産について、減損損失の測定に際し、使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローの見積り等を誤り、結果として、減損損失を過少に計上するなどした。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項並びに金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 6 月 29 日	第 19 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 21 年 3 月期有価証券報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲1,964 百万円であるところを▲1,654 百万円と記載	・減損損失の不計上 ・のれんの過大計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 455 百万円であるところを 753 百万円と記載	
2	平成 21 年 8 月 14 日	第 20 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 634 百万円であるところを 925 百万円と記載	・のれんの過大計上等
3	平成 21 年 11 月 13 日	第 20 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 21 年 7 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 602 百万円であるところを 886 百万円と記載	・のれんの過大計上等
4	平成 22 年 2 月 15 日	第 20 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 21 年 10 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 739 百万円であるところを 1,016 百万円と記載	・のれんの過大計上等

5	平成 22 年 6 月 30 日	第 20 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成 22 年 3 月期有価証券報告書)	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 864 百万円であるところを 1,124 百万円と記載	・のれんの過大計上等
6	平成 22 年 8 月 13 日	第 21 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 654 百万円であるところを 908 百万円と記載	・のれんの過大計上等
7	平成 22 年 11 月 12 日	第 21 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書)	平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 836 百万円であるところを 1,086 百万円と記載	・のれんの過大計上等
8	平成 23 年 2 月 14 日	第 21 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書)	平成 22 年 10 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,271 百万円であるところを 1,516 百万円と記載	・のれんの過大計上等
9	平成 23 年 6 月 30 日	第 21 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成 23 年 3 月期有価証券報告書)	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 321 百万円であるところを 584 百万円と記載	・減損損失の不計上 ・のれんの過大計上 ・賃貸用の土地・建物の過大計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,058 百万円であるところを 1,580 百万円と記載	
10	平成 23 年 8 月 15 日	第 22 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書(平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 998 百万円であるところを 1,559 百万円と記載	・のれんの過大計上 ・賃貸用の土地・建物の過大計上等

11	平成 23 年 11 月 14 日	第 22 期事業年 度第 2 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 23 年 9 月第 2 四半期四 半期報告書)	平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,039 百万円であるところ を 1,595 百万円と記載	・のれんの過大 計上 ・貸用の土 地・建物の過大 計上 等
12	平成 24 年 2 月 14 日	第 22 期事業年 度第 3 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 23 年 12 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 23 年 10 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期 間	四半期連結 損益計算書	連結当期純損益が▲31 百万円であるところ を 146 百万円と記載	・減損損失の過 少計上 ・のれんの過大 計上 ・貸用の土 地・建物の過大 計上 等
				四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 956 百 万円であるところを 1,657 百万円と記載	
13	平成 24 年 6 月 28 日	第 22 期事業年 度連結会計期間 に係る有価証券 報告書(平成 24 年 3 月期有価証 券報告書)	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲89 百万円であるところ を 494 百万円と記載	・のれんの過大 計上 ・貸用の土 地・建物の過大 計上 等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

【課徴金額】 2,100 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 6 月 14 日

課徴金納付命令決定日 平成 25 年 7 月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

④ 明治機械株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 6 月 19 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 明治機械株式会社(以下④において「当社」という。)は、当社の子会社管理態勢の不備等により、当社の子会社における架空伝票の作成や原価管理システム上での不正な原価の付替えにより、仕掛品を過大に計上した。また、当該子会社では、取引先の代理店や物流を委託していた運送会社に対して、架空の受領書や注文書の作成を依頼し、その結果、当社は架空の売上を計上するなどした。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項

につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 20 年 6 月 27 日	第 133 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 20 年 3 月期有価証券報告書）	平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲563 百万円であるところを 172 百万円と記載 連結当期純損益が▲929 百万円であるところを▲487 百万円と記載	・仕掛品の過大計上 ・のれんの過大計上 ・架空売上の計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 5,965 百万円であるところを 8,114 百万円と記載	
2	平成 20 年 8 月 14 日	第 134 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 6 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 20 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 5,947 百万円であるところを 8,094 百万円と記載	・仕掛品の過大計上 ・のれんの過大計上等
3	平成 20 年 11 月 14 日	第 134 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 9 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 20 年 7 月 1 日～平成 20 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 5,860 百万円であるところを 7,966 百万円と記載	・仕掛品の過大計上 ・のれんの過大計上等
4	平成 21 年 2 月 13 日	第 134 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 20 年 10 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 5,439 百万円であるところを 7,605 百万円と記載	・仕掛品の過大計上 ・のれんの過大計上等

5	平成 21 年 6 月 26 日	第 134 期事業年 度連結会計期間 に係る有価証券 報告書（平成 21 年 3 月期有価証 券報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結経常損益が▲573 百万円であるところ を▲163 百万円と記 載 連結当期純損益が▲ 1,098 百万円である ところを▲688 百万 円と記載	・仕掛品の過 大計上 ・のれんの過 大計上 ・架空売上の 計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,558 百万円であるところ を 7,118 百万円と記 載	
6	平成 21 年 8 月 14 日	第 135 期事業年 度第 1 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 （平成 21 年 6 月 第 1 四半期四半 期報告書）	平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,690 百万円であるところ を 7,212 百万円と記 載	・仕掛品の過 大計上 ・のれんの過 大計上 等
7	平成 21 年 11 月 13 日	第 135 期事業年 度第 2 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 （平成 21 年 9 月 第 2 四半期四半 期報告書）	平成 21 年 7 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,345 百万円であるところ を 6,564 百万円と記 載	・仕掛品の過 大計上 ・のれんの過 大計上 等
8	平成 22 年 2 月 15 日	第 135 期事業年 度第 3 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 （平成 21 年 12 月第 3 四半期四 半期報告書）	平成 21 年 10 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,572 百万円であるところ を 6,622 百万円と記 載	・仕掛品の過 大計上 ・のれんの過 大計上 等
9	平成 24 年 2 月 13 日	第 137 期事業年 度第 3 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 （平成 23 年 12 月第 3 四半期四 半期報告書）	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 369 百万円である ところを 550 百万円と 記載	・売上原価の 不計上 等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2. 当社は、関東財務局長に対し、平成 21 年 9 月 18 日、平成 21 年 3 月期有価証券報告書（上表番号欄 5 参照）及び平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書（上表番号欄 6 参

照)を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年10月6日、300個の新株予約権を1,504,741,200円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させ、もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。

【課徴金額】 8,271万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成25年6月19日

課徴金納付命令決定日 平成25年8月5日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑤ 株式会社オービックに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成25年6月21日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社オービック(以下⑤において「当社」という。)は、海外の不動産プロジェクトを資金使途とする社債(私募債)に対する投資を行っていたが、社債発行者が破綻したことから、連帯保証人の資力に依拠して当該社債の償還可能性を評価していた。その後、当社は、当該連帯保証人の財政状態が大幅に毀損した可能性をうかがわせる事象を把握したが、社債の評価体制の不備等により、当該事象の影響を十分確認せずに当該社債の評価を誤った結果、当該社債に係る投資有価証券評価損等を計上しなかった。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第172条の4第1項及び第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成24年 2月14日	第45期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成23年12 月第3四半期四 半期報告書)	平成23年4月1 日～平成23年12 月31日の第3四 半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が ▲6,025百万円であ るところを7,242百 万円と記載	・投資有価証 券評価損の不 計上等
2	平成24年 6月29日	第45期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成24年 3月期有価証券 報告書)	平成23年4月1 日～平成24年3 月31日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 2,910百万円であ るところを10,357百 万円と記載	・投資有価証 券評価損の不 計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 884 万 9,999 円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 6 月 21 日

課徴金納付命令決定日 平成 25 年 8 月 5 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑥ KYCOMホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 10 月 25 日

【勧告の対象となった違反事実】

KYCOMホールディングス株式会社（以下⑥において「当社」という。）は、当社の子会社において、平成 10 年にソフトウェア開発のための工場及び研修施設建設用地として取得した土地が、業績の低迷や技術進歩による事業所面積の縮小等により取得以降何ら利用されないままとなっていたにもかかわらず、これを遊休資産として適切な減損会計の適用による特別損失を計上せず、土地を過大に計上するなどした。また、当社の子会社において、製品として市場で販売することを前提とした各種ソフトウェアに係る仕様変更や改良作業が相次ぎ中断されたところ、販売が見込まれる客観的事象がないにもかかわらず、費用処理することなく、仕掛品を過大に計上するなどした。

これらの結果、当社は、北陸財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項並びに金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 6 月 26 日	第 42 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書（平成 21 年 3 月期有価証券 報告書）	平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,542 百万円であるところ を 2,003 百万円と記 載	・土地の過大 計上 ・仕掛品の過 大計上 等
2	平成 22 年 6 月 25 日	第 43 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書（平成 22 年 3 月期有価証券 報告書）	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 41 百万円であるところ を 30 百万円と記載	・土地の過大 計上及び減損 会計の適用に よる特別損失 の不計上 ・仕掛品の過 大計上及び売 上原価の不計 上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,509 百万円であるところ を 2,042 百万円と記 載	

3	平成 22 年 8 月 13 日	第 44 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 22 年 6 月 第 1 四半期四半 期報告書)	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 6 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,463 百万円であるところ を 2,013 百万円と記 載	・土地の過大 計上 ・仕掛品の過 大計上等
4	平成 22 年 11 月 12 日	第 44 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 22 年 9 月 第 2 四半期四半 期報告書)	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が ▲127 百万円である ところを▲48 百万円 と記載	・土地の過大 計上及び減損 会計の適用に よる特別損失 の不計上 ・仕掛品の過 大計上及び売 上原価の不計 上等
			平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,435 百万円であるところ を 1,980 百万円と記 載	
5	平成 23 年 2 月 10 日	第 44 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 22 年 12 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 22 年 4 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が ▲102 百万円である ところを▲28 百万円 と記載	・土地の過大 計上及び減損 会計の適用に よる特別損失 の不計上 ・仕掛品の過 大計上及び売 上原価の不計 上等
			平成 22 年 10 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,465 百万円であるところ を 2,005 百万円と記 載	
6	平成 23 年 6 月 28 日	第 44 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成 23 年 3 月期有価証券 報告書)	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,322 百万円であるところ を 1,748 百万円と記 載	・土地の過大 計上 ・仕掛品の過 大計上等
7	平成 23 年 8 月 12 日	第 45 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 23 年 6 月 第 1 四半期四半 期報告書)	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,303 百万円であるところ を 1,724 百万円と記 載	・土地の過大 計上 ・仕掛品の過 大計上等

8	平成 23 年 11 月 11 日	第 45 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 23 年 9 月 第 2 四半期四半 期報告書)	平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,318 百万円であるところ を 1,735 百万円と記 載	・土地の過大 計上 ・仕掛品の過 大計上 等
9	平成 24 年 2 月 10 日	第 45 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 23 年 12 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 23 年 10 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,278 百万円であるところ を 1,689 百万円と記 載	・土地の過大 計上 ・仕掛品の過 大計上 等
10	平成 24 年 6 月 28 日	第 45 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成 24 年 3 月期有価証券 報告書)	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,431 百万円であるところ を 1,842 百万円と記 載	・土地の過大 計上 ・仕掛品の過 大計上 等
11	平成 24 年 8 月 10 日	第 46 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 24 年 6 月 第 1 四半期四半 期報告書)	平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,418 百万円であるところ を 1,825 百万円と記 載	・土地の過大 計上 ・仕掛品の過 大計上 等
12	平成 24 年 11 月 13 日	第 46 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 24 年 9 月 第 2 四半期四半 期報告書)	平成 24 年 7 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,459 百万円であるところ を 1,858 百万円と記 載	・土地の過大 計上 ・仕掛品の過 大計上 等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 2,700 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 10 月 25 日

課徴金納付命令決定日 平成 25 年 11 月 27 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑦ 株式会社エル・シー・エーホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 12 月 4 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社エル・シー・エーホールディングス（以下⑦において「当社」という。）は、平成 21 年 5 月期に、土地及び建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する土地及び建物の一部につき評価額を過大にし、投資不動産及び純資産額を過大に計上するなどした。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項並びに金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 8 月 20 日	第 45 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書（平成 21 年 5 月期有価証券 報告書）	平成 20 年 5 月 21 日～平成 21 年 5 月 20 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲18 百万円であるところ を 325 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
2	平成 21 年 10 月 5 日	第 46 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 （平成 21 年 8 月 第 1 四半期四半 期報告書）	平成 21 年 5 月 21 日～平成 21 年 8 月 20 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲282 百万円であるところ を 62 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
3	平成 22 年 1 月 4 日	第 46 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 （平成 21 年 11 月第 2 四半期四 半期報告書）	平成 21 年 8 月 21 日～平成 21 年 11 月 20 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲543 百万円であるところ を▲198 百万円と記 載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等

4	平成22年 4月6日	第46期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成22年2月 第3四半期四半 期報告書)	平成21年11月21 日～平成22年2 月20日の第3四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲687 百万円であるところ を▲316百万円と記 載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
5	平成22年 8月18日	第46期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成22年 5月期有価証券 報告書)	平成21年5月21 日～平成22年5 月20日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 963百万円であると ころを▲928百万円 と記載	・投資不動産 賃貸料の過大 計上 ・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が▲608 百万円であるところ を▲229百万円と記 載	
6	平成22年 10月4日	第47期事業年度 第1四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成22年8月 第1四半期四半 期報告書)	平成22年5月21 日～平成22年8 月20日の第1四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲740 百万円であるところ を▲352百万円と記 載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
7	平成23年 1月4日	第47期事業年度 第2四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成22年11 月第2四半期四 半期報告書)	平成22年8月21 日～平成22年11 月20日の第2四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲669 百万円であるところ を▲273百万円と記 載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
8	平成23年 4月5日	第47期事業年度 第3四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成23年2月 第3四半期四半 期報告書)	平成22年5月21 日～平成23年2 月20日の第3四 半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期経常損益 が▲77百万円である ところを▲51百万円 と記載 連結四半期純損益が ▲245百万円である ところを▲219百万 円と記載	・投資不動産 賃貸料の過大 計上 ・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
			平成22年11月21 日～平成23年2 月20日の第3四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲675 百万円であるところ を▲271百万円と記 載	

9	平成 23 年 8 月 19 日	第 47 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書 (平成 23 年 5 月期有価証券 報告書)	平成 22 年 5 月 21 日～平成 23 年 5 月 20 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲82 百万円であるところ を 330 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
10	平成 23 年 10 月 4 日	第 48 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 23 年 8 月 第 1 四半期四半 期報告書)	平成 23 年 5 月 21 日～平成 23 年 8 月 20 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲277 百万円であるところ を 144 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
11	平成 23 年 12 月 28 日	第 48 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 23 年 11 月第 2 四半期四 半期報告書)	平成 23 年 8 月 21 日～平成 23 年 11 月 20 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲369 百万円であるところ を 60 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
12	平成 24 年 4 月 4 日	第 48 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 24 年 2 月 第 3 四半期四半 期報告書)	平成 23 年 11 月 21 日～平成 24 年 2 月 20 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 91 百 万円であるところを 530 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
13	平成 24 年 8 月 10 日	第 48 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書 (平成 24 年 5 月期有価証券 報告書)	平成 23 年 5 月 21 日～平成 24 年 5 月 20 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 235 百万円であるところ を 683 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
14	平成 24 年 10 月 4 日	第 49 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 24 年 8 月 第 1 四半期四半 期報告書)	平成 24 年 5 月 21 日～平成 24 年 8 月 20 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 527 百万円であるところ を 984 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等

15	平成 24 年 12 月 28 日	第 49 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 24 年 11 月第 2 四半期四 半期報告書)	平成 24 年 8 月 21 日～平成 24 年 11 月 20 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 498 百万円であるところ を 963 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
16	平成 25 年 4 月 5 日	第 49 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 25 年 2 月 第 3 四半期四半 期報告書)	平成 24 年 11 月 21 日～平成 25 年 2 月 20 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 402 百万円であるところ を 876 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
17	平成 25 年 8 月 20 日	第 49 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成 25 年 5 月期有価証券 報告書)	平成 24 年 5 月 21 日～平成 25 年 5 月 20 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 242 百万円であるところ を 664 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
18	平成 25 年 10 月 4 日	第 50 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 25 年 8 月 第 1 四半期四半 期報告書)	平成 25 年 5 月 21 日～平成 25 年 8 月 20 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 146 百万円であるところ を 568 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

2. 当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり、金商法第 172 条の 2 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

(イ) 平成 21 年 4 月 28 日に提出した有価証券届出書(株式)には、第一部【証券情報】第 1 【募集要項】 2 【株式募集の方法及び条件】(1) 【募集の方法】欄の株式会社オナーズヒル軽井沢(以下「オナーズヒル」という。)を割当予定先とする「出資の目的たる財産の種類、その価額」に掲記された「(注) 4.」及び同欄の「(注) 8. 不動産の価額について」において、真実は、出資の目的たるオナーズヒル所有に係る土地及び建物(以下「本件建物等」という。)の価額の合計額として決定された「土地の価額合計 1,693,049 千円 建物の価額合計 211,565 千円」が、本件建物等の真実の価額を大幅に上回るものであり、かつ、本件建物等の価額を決定する際に取得した不動産鑑定士の鑑定評価書及び弁護士の証明書は、本件建物等の一部につき大幅に過大な賃料収入を算定の基礎資料として鑑定評価及び相当性の証明がなされたのであるから、それらの事実を記載しなければならなかったのに記載することなく、本件建物等の価額について「土地の価額合

計 1,693,049 千円 建物の価額合計 211,565 千円」と記載されている。さらに、同有価証券届出書には、当該価額の算定根拠について「当社は、会社法第 207 条 9 項 4 号に基づき、本件不動産の価額が相当である旨の不動産鑑定士の鑑定評価書及び弁護士の証明書を取得しております。当社では、発行価額の公平性を担保するため、会社法の定めに基づき、不動産鑑定士の不動産鑑定評価書及び弁護士の証明書を入手の上、本件不動産の価額を決定いたしました。」と記載し、あたかも本件建物等の価額の合計額として記載された価額が、公平性の担保された過程を経て決定された、本件建物等の真実の価額の合計額として相当な価額であるかのように記載されている。これらの結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 5 月 18 日、116,619,100 株の株式を 2,915,477,500 円で取得させた。

- (ロ) 平成 21 年 7 月 15 日、平成 20 年 5 月 21 日から平成 21 年 5 月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における純資産額が 18 百万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 325 百万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 7 月 31 日、5,229,000 株の株式を 80,003,700 円で取得させた。
- (ハ) 平成 21 年 7 月 15 日、平成 20 年 5 月 21 日から平成 21 年 5 月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における純資産額が 18 百万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 325 百万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 7 月 31 日、192 個の新株予約権証券を 944,544,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。
- (ニ) 平成 22 年 3 月 19 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 21 年 5 月期有価証券報告書（上表番号欄 1 参照）及び平成 21 年 11 月第 2 四半期四半期報告書（上表番号欄 3 参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 4 月 5 日、43,518,100 株の株式を 234,997,740 円で取得させた。
- (ホ) 平成 23 年 11 月 7 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年 5 月期有価証券報告書（上表番号欄 9 参照）及び平成 23 年 8 月第 1 四半期四半期報告書（上表番号欄 10 参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 11 月 24 日、18,112,200 株の株式を 146,708,820 円で取得させた。
- (ヘ) 平成 23 年 11 月 7 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年 5 月期有価証券報告書（上表番号欄 9 参照）及び平成 23 年 8 月第 1 四半期四半期報告書（上表番号欄 10 参照）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 11 月 24 日、4,125 個の新株予約権証券を 389,647,500 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。
- (ト) 平成 23 年 11 月 7 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年 5 月期有価証券報告書（上表番号欄 9 参照）及び平成 23 年 8 月第 1 四半期四半期報告書（上表番号欄 10 参照）を組込情報とする有価証券届出書（ストックオプション）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 12 月 1 日、375,000 個の新株予約権証券を 346,125,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

(チ) 平成 24 年 6 月 18 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年 5 月期有価証券報告書（上表番号欄 9 参照）及び平成 24 年 2 月第 3 四半期四半期報告書（上表番号欄 12 参照）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 7 月 4 日、24,934,700 株の株式を 381,500,910 円で取得させた。

(リ) 平成 24 年 6 月 18 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年 5 月期有価証券報告書（上表番号欄 9 参照）及び平成 24 年 2 月第 3 四半期四半期報告書（上表番号欄 12 参照）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 7 月 4 日、113,000 個の新株予約権証券を 1,746,189,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

【課徴金額】 3 億 5,329 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 12 月 4 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 2 月 13 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑧ 株式会社雪国まいたけに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 12 月 10 日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社雪国まいたけ（以下⑧において「当社」という。）は、平成 10 年に取得を断念した土地の取得費用として支出した金額について、本来は、全額損失処理すべきであったところ、建設仮勘定として資産計上し続け、その後取得した別の土地の取得費用であることとして合算することにより、損失計上を回避し、土地を過大に計上するなどした。また、当社は、平成 24 年 3 月期に役員提供を受けた広告宣伝業務に関する費用の一部について、費用計上を翌期以降に繰り延べ、同期の広告宣伝費を過少に計上した。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 2 項並びに金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 2 月 13 日	第 26 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 20 年 10 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 4,498 百万円であるところを 5,653 百万円と記載	・土地の過大計上等
2	平成 21 年 8 月 14 日	第 27 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 3,904 百万円であるところを 5,061 百万円と記載	・土地の過大計上等
3	平成 21 年 11 月 13 日	第 27 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 21 年 7 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 3,849 百万円であるところを 5,005 百万円と記載	・土地の過大計上等
4	平成 23 年 8 月 12 日	第 29 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 4,497 百万円であるところを 5,667 百万円と記載	・土地の過大計上等
5	平成 23 年 11 月 14 日	第 29 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 3,499 百万円であるところを 4,840 百万円と記載	・土地の過大計上等

6	平成 24 年 2 月 14 日	第 29 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書)	平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲ 1,892 百万円であるところ を▲1,602 百万円と記載	・広告宣伝費の 過少計上 ・土地の過大計 上等
			平成 23 年 10 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,268 百万円であるところ を 4,722 百万円と記載	
7	平成 24 年 6 月 29 日	第 29 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(平成 24 年 3 月期有価証券報告書)	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 2,504 百万円であるところ を▲2,171 百万円と記載	・広告宣伝費の 過少計上 ・土地の過大計 上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,672 百万円であるところ を 4,169 百万円と記載	
8	平成 24 年 8 月 10 日	第 30 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 24 年 6 月第 1 四半期四半期報告書)	平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,744 百万円であるところ を 3,213 百万円と記載	・土地の過大計 上等
9	平成 24 年 11 月 14 日	第 30 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 24 年 9 月第 2 四半期四半期報告書)	平成 24 年 7 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,087 百万円であるところ を 2,518 百万円と記載	・土地の過大計 上等
10	平成 25 年 2 月 14 日	第 30 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (平成 24 年 12 月第 3 四半期四半期報告書)	平成 24 年 10 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,091 百万円であるところ を 2,477 百万円と記載	・土地の過大計 上等

11	平成 25 年 6 月 28 日	第 30 期事業年 度連結会計期間 に係る有価証券 報告書 (平成 25 年 3 月期有価証 券報告書)	平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 910 百 万円であるところを 2,243 百万円と記載	・土地の過大計 上等
12	平成 25 年 8 月 9 日	第 31 期事業年 度第 1 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 25 年 6 月第 1 四半期四 半期報告書)	平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日の第 1 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 447 百 万円であるところを 1,737 百万円と記載	・土地の過大計 上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】 2,250 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 25 年 12 月 10 日
課徴金納付命令決定日 平成 26 年 1 月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

⑨ 株式会社リソー教育に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】 平成 26 年 3 月 7 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社リソー教育 (以下⑨において「当社」という。) は、学習塾の経営及び家庭訪問による学習指導業務等を行っていたところ、毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、本来であれば、事業年度末において未実施の授業数に対応する入金分を前受金として処理した上で、売上を取り消すべきであったにもかかわらず、授業料の返還義務が発生しない当日欠席が多数あったなどと仮装することにより、売上を過大に計上するなどした。また、当社の子会社において、無料で実施した授業や授業料単価を値引きした契約分について、正規の授業料単価に基づき算出した金額により、売上を過大に計上するなどした。

これらの結果、当社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第 172 条の 2 第 1 項並びに金商法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 5 月 27 日	第 24 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 21 年 2 月期有価証券報告書）	平成 20 年 3 月 1 日～平成 21 年 2 月 28 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 307 百万円であるところを 661 百万円と記載	・売上の過大計上 ・前受授業料収入の過少計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,546 百万円であるところを 2,104 百万円と記載	
2	平成 21 年 10 月 14 日	第 25 期事業年度第 2 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 8 月第 2 四半期四半期報告書）	平成 21 年 3 月 1 日～平成 21 年 8 月 31 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 197 百万円であるところを 422 百万円と記載	・売上の過大計上 ・前受金の過少計上等
			平成 21 年 6 月 1 日～平成 21 年 8 月 31 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,547 百万円であるところを 2,329 百万円と記載	
3	平成 22 年 1 月 13 日	第 25 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 21 年 11 月第 3 四半期四半期報告書）	平成 21 年 9 月 1 日～平成 21 年 11 月 30 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,390 百万円であるところを 1,798 百万円と記載	・過去の売上の過大計上による純資産額の過大計上等
4	平成 22 年 5 月 26 日	第 25 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成 22 年 2 月期有価証券報告書）	平成 21 年 3 月 1 日～平成 22 年 2 月 28 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 1,144 百万円であるところを 1,371 百万円と記載	・売上の過大計上 ・前受金の過少計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,879 百万円であるところを 2,663 百万円と記載	
5	平成 22 年 7 月 14 日	第 26 期事業年度第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成 22 年 5 月第 1 四半期四半期報告書）	平成 22 年 3 月 1 日～平成 22 年 5 月 31 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,436 百万円であるところを 2,114 百万円と記載	・前受金の過少計上等

6	平成 22 年 10 月 13 日	第 26 期事業年 度第 2 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 22 年 8 月第 2 四半期四 半期報告書)	平成 22 年 3 月 1 日～平成 22 年 8 月 31 日の第 2 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 222 百万円であるところ を 481 百万円と記載	・売上の過大計 上 ・前受金の過少 計上等
			平成 22 年 6 月 1 日～平成 22 年 8 月 31 日の第 2 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,582 百万円であるところ を 2,625 百万円と記載	
7	平成 23 年 1 月 13 日	第 26 期事業年 度第 3 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 22 年 11 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 22 年 9 月 1 日～平成 22 年 11 月 30 日の第 3 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,440 百万円であるところ を 2,152 百万円と記載	・前受金の過少 計上等
8	平成 23 年 5 月 26 日	第 26 期事業年 度連結会計期間 に係る有価証券 報告書(平成 23 年 2 月期有価証 券報告書)	平成 22 年 3 月 1 日～平成 23 年 2 月 28 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 870 百万円であるところ を 1,366 百万円と記載	・売上の過大計 上 ・前受金の過少 計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,608 百万円であるところ を 2,887 百万円と記載	
9	平成 23 年 7 月 13 日	第 27 期事業年 度第 1 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 23 年 5 月第 1 四半期四 半期報告書)	平成 23 年 3 月 1 日～平成 23 年 5 月 31 日の第 1 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 938 百 万円であるところを 1,963 百万円と記載	・前受金の過少 計上等
10	平成 23 年 10 月 14 日	第 27 期事業年 度第 2 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 23 年 8 月第 2 四半期四 半期報告書)	平成 23 年 3 月 1 日～平成 23 年 8 月 31 日の第 2 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 105 百万円であるところ を 364 百万円と記載	・売上の過大計 上 ・前受金の過少 計上等
			平成 23 年 6 月 1 日～平成 23 年 8 月 31 日の第 2 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,200 百万円であるところ を 2,738 百万円と記載	

11	平成 24 年 1 月 13 日	第 27 期事業年 度第 3 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 23 年 11 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 23 年 9 月 1 日～平成 23 年 11 月 30 日の第 3 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 978 百 万円であるところ を 2,396 百万円と記載	・前受金の過少 計上 等
12	平成 24 年 5 月 25 日	第 27 期事業年 度連結会計期間 に係る有価証券 報告書(平成 24 年 2 月期有価証 券報告書)	平成 23 年 3 月 1 日～平成 24 年 2 月 29 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 834 百万円であるところ を 1,295 百万円と記載	・売上の過大計 上 ・前受金の過少 計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,582 百万円であるところ を 3,323 百万円と記載	
13	平成 24 年 7 月 13 日	第 28 期事業年 度第 1 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 24 年 5 月第 1 四半期四 半期報告書)	平成 24 年 3 月 1 日～平成 24 年 5 月 31 日の第 1 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 675 百 万円であるところ を 2,557 百万円と記載	・前受金の過少 計上 等
14	平成 24 年 10 月 15 日	第 28 期事業年 度第 2 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 24 年 8 月第 2 四半期四 半期報告書)	平成 24 年 3 月 1 日～平成 24 年 8 月 31 日の第 2 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 43 百万円であるところ を 560 百万円と記載	・売上の過大計 上 ・前受金の過少 計上 等
			平成 24 年 6 月 1 日～平成 24 年 8 月 31 日の第 2 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,176 百万円であるところ を 3,434 百万円と記載	
15	平成 25 年 1 月 11 日	第 28 期事業年 度第 3 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 24 年 11 月第 3 四半期四 半期報告書)	平成 24 年 3 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日の第 3 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が 41 百万円であるところ を 665 百万円と記載	・売上の過大計 上 ・前受金の過少 計上 等
			平成 24 年 9 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日の第 3 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,104 百万円であるところ を 3,468 百万円と記載	

16	平成 25 年 5 月 17 日	第 28 期事業年 度連結会計期間 に係る有価証券 報告書 (平成 25 年 2 月期有価証 券報告書)	平成 24 年 3 月 1 日～平成 25 年 2 月 28 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が 150 百万円であるところ を 1,527 百万円と記載	・売上の過大計 上 ・前受金の過少 計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,533 百万円であるところ を 5,651 百万円と記載	
17	平成 25 年 7 月 16 日	第 29 期事業年 度第 1 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 25 年 5 月第 1 四半期四 半期報告書)	平成 25 年 3 月 1 日～平成 25 年 5 月 31 日の第 1 四 半期連結会計期 間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲ 894 百万円であるところ を▲479 百万円と記 載	・売上の過大計 上 ・前受金の過少 計上等
				四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,699 百万円であるところ を 6,232 百万円と記載	
18	平成 25 年 10 月 15 日	第 29 期事業年 度第 2 四半期連 結会計期間に係 る四半期報告書 (平成 25 年 8 月第 2 四半期四 半期報告書)	平成 25 年 3 月 1 日～平成 25 年 8 月 31 日の第 2 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損益が▲ 708 百万円であるところ を 184 百万円と記載	・売上の過大計 上 ・前受金の過少 計上等
			平成 25 年 6 月 1 日～平成 25 年 8 月 31 日の第 2 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 7,280 百万円であるところ を 11,291 百万円と記 載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2. 当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり、金商法第 172 条の 2 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

(イ) 平成 23 年 9 月 12 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 23 年 2 月期有価証券報告書 (上表番号欄 8 参照) 及び平成 23 年 5 月第 1 四半期四半期報告書 (上表番号欄 9 参照) を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 9 月 27 日、600,000 個の新株予約権証券を 4,203,100,000 円 (新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。) で取得させた。

(ロ) 平成 24 年 10 月 12 日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成 24 年 2 月期有価証券報告書 (上表番号欄 12 参照) 及び平成 24 年 5 月第 1 四半期四半期報告書 (上表番号欄 13 参照) を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 10 月 29 日、623,633 個の新株予約権証券を 4,281,011,096 円 (新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。) で取得させた。

【課徴金額】 4 億 1,477 万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日 平成 26 年 3 月 7 日

課徴金納付命令決定日 平成 26 年 4 月 18 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

(2) 訂正報告書等の提出命令に関する勧告

○ 株式会社エル・シー・エーホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る訂正報告書等の提出命令勧告

【勧告年月日】 平成 25 年 12 月 4 日

【勧告の対象となった違反事実】

1. 株式会社エル・シー・エーホールディングス（以下「当社」という。）は、平成 21 年 5 月期に、土地及び建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する土地及び建物の一部につき評価額を過大にし、投資不動産及び純資産額を過大に計上するなどした。

これらの結果、下表のとおり、当社が関東財務局長に対して提出した有価証券報告書等のうちに金商法第 24 条の 2 第 1 項及び第 24 条の 4 の 7 第 4 項において準用する同法第 10 条第 1 項に規定する「重要な事項について虚偽の記載」があると認められたものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成 21 年 8 月 20 日	第 45 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書（平成 21 年 5 月期有価証券 報告書）	平成 20 年 5 月 21 日～平成 21 年 5 月 20 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲18 百万円であるところ を 325 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
2	平成 22 年 8 月 18 日	第 46 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書（平成 22 年 5 月期有価証券 報告書）	平成 21 年 5 月 21 日～平成 22 年 5 月 20 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益が▲ 963 百万円であるところを▲928 百万円と記載	・投資不動産 賃貸料の過大 計上 ・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が▲608 百万円であるところ を▲229 百万円と記 載	

3	平成 23 年 1 月 4 日	第 47 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 22 年 11 月第 2 四半期四 半期報告書)	平成 22 年 8 月 21 日～平成 22 年 11 月 20 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲669 百万円であるところ を▲273 百万円と記 載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
4	平成 23 年 4 月 5 日	第 47 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 23 年 2 月 第 3 四半期四半 期報告書)	平成 22 年 5 月 21 日～平成 23 年 2 月 20 日の第 3 四 半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期経常損益 が▲77 百万円である ところを▲51 百万円 と記載 連結四半期純損益が ▲245 百万円である ところを▲219 百万 円と記載	・投資不動産 賃貸料の過大 計上 ・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
			平成 22 年 11 月 21 日～平成 23 年 2 月 20 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲675 百万円であるところ を▲271 百万円と記 載	
5	平成 23 年 8 月 19 日	第 47 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書(平成 23 年 5 月期有価証券 報告書)	平成 22 年 5 月 21 日～平成 23 年 5 月 20 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が▲82 百万円であるところ を 330 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
6	平成 23 年 10 月 4 日	第 48 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 23 年 8 月 第 1 四半期四半 期報告書)	平成 23 年 5 月 21 日～平成 23 年 8 月 20 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲277 百万円であるところ を 144 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
7	平成 23 年 12 月 28 日	第 48 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 23 年 11 月第 2 四半期四 半期報告書)	平成 23 年 8 月 21 日～平成 23 年 11 月 20 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が▲369 百万円であるところ を 60 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等

8	平成 24 年 4 月 4 日	第 48 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 24 年 2 月 第 3 四半期四半 期報告書)	平成 23 年 11 月 21 日～平成 24 年 2 月 20 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 91 百 万円であるところを 530 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
9	平成 24 年 8 月 10 日	第 48 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書 (平成 24 年 5 月期有価証券 報告書)	平成 23 年 5 月 21 日～平成 24 年 5 月 20 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 235 百万円であるところ を 683 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
10	平成 24 年 10 月 4 日	第 49 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 24 年 8 月 第 1 四半期四半 期報告書)	平成 24 年 5 月 21 日～平成 24 年 8 月 20 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 527 百万円であるところ を 984 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
11	平成 24 年 12 月 28 日	第 49 期事業年度 第 2 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 24 年 11 月第 2 四半期四 半期報告書)	平成 24 年 8 月 21 日～平成 24 年 11 月 20 日の第 2 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 498 百万円であるところ を 963 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
12	平成 25 年 4 月 5 日	第 49 期事業年度 第 3 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 25 年 2 月 第 3 四半期四半 期報告書)	平成 24 年 11 月 21 日～平成 25 年 2 月 20 日の第 3 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 402 百万円であるところ を 876 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
13	平成 25 年 8 月 20 日	第 49 期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書 (平成 25 年 5 月期有価証券 報告書)	平成 24 年 5 月 21 日～平成 25 年 5 月 20 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 242 百万円であるところ を 664 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等

14	平成 25 年 10 月 4 日	第 50 期事業年度 第 1 四半期連結 会計期間に係る 四半期報告書 (平成 25 年 8 月 第 1 四半期四半 期報告書)	平成 25 年 5 月 21 日～平成 25 年 8 月 20 日の第 1 四 半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 146 百万円であるところ を 568 百万円と記載	・投資不動産 及び純資産額 の過大計上 等
----	---------------------	------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------	----------------	------------------------------------------	--------------------------------

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

2. 当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり、金商法第 172 条の 2 第 1 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

- (イ) 平成 21 年 4 月 28 日、第一部【証券情報】第 1【募集要項】2【株式募集の方法及び条件】(1)【募集の方法】欄の株式会社オナーズヒル軽井沢（以下「オナーズヒル」という。）を割当予定先とする「出資の目的たる財産の種類、その価額」に掲記された「(注) 4.」及び同欄の「(注) 8. 不動産の価額について」において、真実は、出資の目的たるオナーズヒル所有に係る土地及び建物（以下「本件建物等」という。）の価額の合計額として決定された「土地の価額合計 1,693,049 千円 建物の価額合計 211,565 千円」が、本件建物等の真実の価額を大幅に上回るものであり、かつ、本件建物等の価額を決定する際に取得した不動産鑑定士の鑑定評価書及び弁護士の証明書は、本件建物等の一部につき大幅に過大な賃料収入を算定の基礎資料として鑑定評価及び相当性の証明がなされたのであるから、それらの事実を記載しなければならなかったのに記載することなく、本件建物等の価額について「土地の価額合計 1,693,049 千円 建物の価額合計 211,565 千円」と記載されている。さらに、同有価証券届出書には、当該価額の算定根拠について「当社は、会社法第 207 条 9 項 4 号に基づき、本件不動産の価額が相当である旨の不動産鑑定士の鑑定評価書及び弁護士の証明書を取得しております。当社では、発行価額の公平性を担保するため、会社法の定めに基づき、不動産鑑定士の不動産鑑定評価書及び弁護士の証明書を入手の上、本件不動産の価額を決定いたしました。」と記載し、あたかも本件建物等の価額の合計額として記載された価額が、公平性の担保された過程を経て決定された、本件建物等の真実の価額の合計額として相当な価額であるかのように記載された有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 5 月 18 日、116,619,100 株の株式を 2,915,477,500 円で取得させた。
- (ロ) 平成 21 年 7 月 15 日、平成 20 年 5 月 21 日から平成 21 年 5 月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における純資産額が 18 百万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 325 百万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 7 月 31 日、5,229,000 株の株式を 80,003,700 円で取得させた。
- (ハ) 平成 21 年 7 月 15 日、平成 20 年 5 月 21 日から平成 21 年 5 月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における純資産額が 18 百万円の債務超過であったにもかかわらず、これを 325 百万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年 7 月 31 日、192 個の新株予約権証券を 944,544,000 円（新株予約権の行使に際して払い

- 込むべき金額を含む。)で取得させた。
- (ニ) 平成22年3月19日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年5月期有価証券報告書(上表番号欄1参照)及び平成21年11月第2四半期四半期報告書(上表番号欄3参照)を組込情報とする有価証券届出書(株式)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年4月5日、43,518,100株の株式を234,997,740円で取得させた。
- (ホ) 平成23年11月7日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成23年5月期有価証券報告書(上表番号欄9参照)及び平成23年8月第1四半期四半期報告書(上表番号欄10参照)を組込情報とする有価証券届出書(株式)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月24日、18,112,200株の株式を146,708,820円で取得させた。
- (へ) 平成23年11月7日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成23年5月期有価証券報告書(上表番号欄9参照)及び平成23年8月第1四半期四半期報告書(上表番号欄10参照)を組込情報とする有価証券届出書(新株予約権証券)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月24日、4,125個の新株予約権証券を389,647,500円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。
- (ト) 平成23年11月7日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成23年5月期有価証券報告書(上表番号欄9参照)及び平成23年8月第1四半期四半期報告書(上表番号欄10参照)を組込情報とする有価証券届出書(ストックオプション)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年12月1日、375,000個の新株予約権証券を346,125,000円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。
- (チ) 平成24年6月18日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成23年5月期有価証券報告書(上表番号欄9参照)及び平成24年2月第3四半期四半期報告書(上表番号欄12参照)を組込情報とする有価証券届出書(株式)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年7月4日、24,934,700株の株式を381,500,910円で取得させた。
- (リ) 平成24年6月18日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成23年5月期有価証券報告書(上表番号欄9参照)及び平成24年2月第3四半期四半期報告書(上表番号欄12参照)を組込情報とする有価証券届出書(新株予約権証券)を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年7月4日、113,000個の新株予約権証券を1,746,189,000円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)で取得させた。

【勧告後の経緯】

聴聞期日 平成25年12月13日

訂正報告書提出命令日 平成25年12月19日

3 平成24年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

(1) 審判手続

平成24年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において審判手続が係属中で課徴金納付命令決定がなされていない事案について、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○ **株式会社塩見ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告**

平成24年1月20日に課徴金納付命令勧告を行った株式会社塩見ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、東京地方裁判所において、被審人に対し破産手続開始決定及び破産手続廃止決定がなされたことを受けて、金融庁長官は、平成25年12月3日に審判手続の打切りを決定した。

○ **日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告**

平成25年3月29日に課徴金納付命令勧告を行った日本風力開発株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、審判手続が行われている。(平成26年4月30日現在)

(2) **課徴金納付命令決定に対する取消訴訟**

課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案についての、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○ **JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告**

【平成22年6月21日課徴金納付命令勧告、平成22年12月9日課徴金納付命令決定、平成22年12月24日取消訴訟提起、平成24年2月10日判決（東京地裁）、原告控訴、平成25年3月28日判決（東京高裁）】

平成24年6月29日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。

平成25年3月28日、東京高等裁判所は、新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）は一義的に確定すること、また、金商法第172条の2第1項第1号について、課徴金の額を判断する基準時は有価証券を取得させた時点であり、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とは当該新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）であると解すべきなどとして、原告に、控訴棄却の判決を言い渡し、原告は上告した。

○ **クラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告**

【平成24年1月27日課徴金納付命令勧告、平成24年3月2日及び同年10月22日課徴金納付命令決定、平成24年11月20日取消訴訟提起、平成26年2月14日判決（東京地裁）】

平成26年2月14日、東京地方裁判所は、金商法第172条の2第1項の規定の適用には発行者に具体的な経済的利得があること又はこれが生じる一般的、抽象的な可能性があることを要件とするものではなく、また、同法同項にいう「重要な事項」とは、発行者から直接取得勧誘を受ける不特定の相手方のみならず、その相手方から譲渡を受ける可能性がある投資者一般を基準として、投資者の投資判断に影響を与えるような事項をいうものと解すべきなどとして、原告に、請求棄却の判決を言い渡し、原告は控訴した。

(3) **訂正報告書等の提出命令決定に対する取消訴訟**

訂正報告書等の提出命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案についての、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○ **日本風力開発株式会社提出の有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令
勧告**

【平成 25 年 3 月 29 日訂正報告書提出命令勧告、平成 25 年 4 月 12 日訂正報告書提出命令
決定、平成 25 年 4 月 12 日取消訴訟提起】

平成 25 年 3 月 29 日に訂正報告書の提出命令勧告を行った日本風力開発株式会社に係る
有価証券報告書の虚偽記載事案については、現在、東京地方裁判所において審理中である。

第3 開示検査の結果行なわれた自発的訂正等

証券監視委では、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。平成25年度において、自発的訂正が行われた事案及び開示検査の際に当局から指摘を行った事項の概要は以下のとおりである。

① A社（名古屋証券取引所市場第二部上場、業種：製造業（その他製品））

A社は、中国に所在する当社子会社（B社）からのOEM（発注元企業のブランドの製品を製造すること）供給を受けて低価格規格品を販売するために現地で設立された企業（C社）について、C社の意思決定機関をA社及びB社が支配しているか否かを適切に判断することなく、これを連結範囲から除外した。しかしながら、B社の役員が実質的にC社の全株式を所有しており、また、C社は、B社とのOEM契約に基づく仕入品の販売事業に特化しているなど、B社に対する事業依存度が著しく大きかったことからすれば、A社は、C社を連結の範囲に含めた上で、連結会社間取引に係る未実現利益を消去すべきものと認められたため、これに伴い必要となる有価証券報告書等の訂正を行うよう懲慥した。

② D社（東京証券取引所市場第二部上場、業種：卸売業）

D社は、大型のシステム開発プロジェクトに係る商談を有利に進めるため、取引先からの注文書発行前に先行作業を実施していたところ、失注後においても、当該失注情報を管理部門に伝達することなく、事業部門単独の判断で先行作業を継続し、発生した経費を仕掛品として計上していた。社内調査の結果、D社は、当該仕掛品の計上を不適正な会計処理と認め、発覚時点で一括して損失処理したが、失注後において発生した経費については、本来、全額発生時の費用として処理すべきものと認められたため、これに伴い必要となる有価証券報告書等の訂正を行うよう懲慥した。

第4 今後の課題

開示検査の運営に当たっては、市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、以下のような視点に立って開示検査の多様化と高度化を図るよう努めることとしている。

- (1) 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な検査を実施するため、検査手法の改善や研修等を通じた人材の育成等を行い、検査能力の向上を図る。また、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見すべく、引き続き市場内外の様々な情報の幅広い収集に努めるとともに、その分析手法についても改善を行う。
- (2) 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい企業情報を市場に提供するよう、企業自身の適正な取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していく。その際には、必要に応じて、虚偽記載等の原因となった内部管理上の問題も指摘し、改善を求めていく。また、当該企業が第三者委員会を設置して不適正な会計処理等の疑義について調査を実施する場合には、当該委員会の独立性、中立性、専門性及び検査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、適切な場合には、開示検査の事実認定において判断材料とする。
- (3) パソコンや携帯電話等の電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化を行う検査手法・技術（デジタルフォレンジック）を積極的に活用する。

- (4) 上場企業等の国境を超えた取引や海外の連結子会社において、不適正な会計処理等の疑義が把握される場合には、海外証券規制当局とも連携しつつ、実態を把握するための情報収集に努める。

- (5) 市場監視機能強化の観点から、金融庁の関係部局等のほか、金融商品取引所や公認会計士協会等との間でも、開示規制違反等に関する証券監視委の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化するとともに、市場規律強化の観点から、分かりやすい対外的な情報発信に努める。

第8章 犯則事件の調査・告発

第1 概説

1 犯則事件の調査の目的

投資者をはじめとする市場参加者が安心して参加できる金融・資本市場を維持していくためには、市場ルールの違反者を厳正に処罰することにより、金融・資本市場の公正性・透明性を確保し、市場参加者の信頼感を醸成することが重要である。犯則事件の調査権限は、金融商品・取引の公正を害する悪質な行為の真相を解明し、投資者保護を図る目的から、平成4年、証券監視委の発足に伴い、証券監視委の職員固有の権限として付与されたものである。現在では、国際的なマネーロンダリングを規制する犯収法についても、一部の行為について証券監視委職員による犯則調査の対象とされている。

証券監視委では、金融商品や取引が複雑化・多様化・グローバル化している中で、包括的かつ機動的に、発行市場・流通市場全体に目を向けた犯則事件の調査を行っている。

2 犯則事件の調査権限及び範囲等

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限（金商法第210条）と強制調査権限（金商法第211条等）が規定されている。任意調査として、犯則嫌疑者又は参考人（以下「犯則嫌疑者等」という。）に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等を行うことができ、強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えを行うことができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（金商法施行令第45条）で定められている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦などがある（附属資料1-7-2参照）。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象とされている（犯収法第30条）。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告し（金商法第223条、犯収法第30条）、証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐことになっている。（金商法第226条、犯収法第30条）

3 平成25年度における活動状況

証券監視委は、平成25年度において、計3回の告発を行った。各事件の告発先は、東京、名古屋の各地方検察庁検察官であり、平成25年度も幅広い視野で犯則調査を行った。

また、MR I INTERNATIONAL, INC.（以下「MR I」という。）（第二種金融商品取引業者）による誇大広告事件については、同社が米国に本社を有し、日本の顧客の資金を米国内で管理していたことから、米国証券取引委員会と密接に連携し、証券監視委からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立てにより、米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、同州にあるMR I及びその代表者等に対して資産凍結命令等が出された。

第2 犯則事件の調査・告発実績

1 告発の状況

平成25年度において、証券監視委は、犯則事件の調査結果に基づき、内部者取引の嫌疑で

1件・1名、相場操縦の嫌疑で1件・1名、風説の流布の嫌疑で1件・1名の合計3件・3名について、それぞれ以下の地方検察庁検察官に告発を行った。(附属資料2-6-2参照)

事 件 名	告発年月日	告 発 先
イー・アクセス株券に係るイー・アクセス社員による内部者取引事件	25年4月30日	東京地方検察庁 検察官
セントラル総合開発株式会社株券に係る相場操縦事件	25年7月12日	東京地方検察庁 検察官
電子掲示板を悪用した風説の流布事件	26年3月19日	名古屋地方検察 庁検察官

2 告発事案の概要

平成25年度の告発事案の概要は以下のとおりである。

(1) 不公正取引に対する告発

① イー・アクセス株券に係るイー・アクセス社員による内部者取引事件

本件は、発行会社の代表取締役付き秘書であった犯則嫌疑者が、同社が他社と業務提携し、その親会社との株式交換を行うという重要事実が公表される前に多数の同社株を買い付けたという会社関係者による典型的な内部者取引事件であった。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第166条第1項第1号等 会社関係者の禁止行為）に違反するとして、必要な調査を行い、平成25年4月30日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、移動体通信事業を営み、東京証券取引所が開設する有価証券市場に株券を上場していたイー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）の従業員として同社代表取締役会長付き秘書の職務に従事していたものであるが、平成24年9月28日頃から同月29日頃の間、イー・アクセスの業務執行を決定する機関が、同種事業を営むソフトバンクモバイル株式会社と業務上の提携をするとともに、同社の親会社であるソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）との間で株式交換を行うことについての決定をした旨のイー・アクセスの業務等に関する重要事実を自己の職務に関して知り、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同年10月1日午前9時頃、犯則嫌疑者名義で、イー・アクセスの株券合計698株を代金合計1,047万円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

平成25年5月1日、犯則嫌疑者について、起訴がされた。

平成25年11月22日、東京地方裁判所は、被告人は、イー・アクセスの会長秘書として、会社の株価を左右する重要な情報を知り得る立場にあり、しかも会長からインサイダー情報に当たる旨の注意喚起を受けながら、違法性を十分認識した上で利得目的で本件犯行に及び、株式交換の時点でも3,400万余円という高額利益（株の含み益）を得ており、イー・アクセスとソフトバンクの株式交換等が社会的に注目され、イー・アク

セスの株価に大きな影響を与え得るものであったことも勘案すれば、証券市場の公正性及び健全性に対する一般投資家の信頼を害した程度は大きいとして、懲役2年6月（執行猶予4年）、罰金300万円、追徴金約4,473万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

② セントラル総合開発株式会社株券に係る相場操縦事件

本件は、犯則嫌疑者が上記株券について、自分の証券口座と借名口座を使い、仮想売買（対当売買）に加え、買い上がり買付けや下値に大量の見せ玉を発注するといった典型的な相場操縦事件であった。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第159条第1項第1号等 相場操縦行為等の禁止）に違反するとして、必要な調査を行い、平成25年7月12日、犯則嫌疑者を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、東京証券取引所市場第二部に上場されているセントラル総合開発株式会社の株券について、財産上の利益を得る目的で、平成23年1月31日から同年2月10日までの間、9取引日にわたり、以下(1)、(2)の方法により、同市場において株価を425円から670円まで上昇させた上、その上昇させた株価により、自己及び他人名義で、同株券合計13万8,800株を売り付けた。

(1) 自己及び他人名義で、同株券の売買を誘引する目的をもって、

ア 連続した高指値注文を行って高値で買い上がるなど、同株券合計6万7,600株の買付け

イ 下値買い注文を大量に入れるなど、同株券合計3万500株の買付けの証券会社への委託

等、同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をすること。

(2) 前記(1)と同一の名義で、同株券の売買が繁盛に行われているなど、取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同株券合計5万100株について、売り付けると同時に別途買付けをし、権利の移転を目的としない仮装の売買をすること。

【告発後の経緯】

平成25年7月12日、犯則嫌疑者について、起訴がされ、現在、東京地方裁判所において公判係属中である。

③ 電子掲示板を悪用した風説の流布事件

本件は、犯則嫌疑者が、自らが買い付けた株を高値で売却することを目的として、株に関するインターネット掲示板にそれらの株が暴騰するといった根拠のない書き込みを繰り返していたという、いわゆる風説の流布が行われた事件であった。なお、ネット掲示板に書き込みが行われた事件という点では、本件は証券監視委として2件目の告発であった。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法（第 158 条 風説の流布）に違反するとして、必要な調査を行い、平成 26 年 3 月 19 日、犯則嫌疑者を名古屋地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、大阪証券取引所市場第二部に上場されていたカネヨウ株式会社ほか 2 社の株券の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、平成 25 年 1 月 23 日頃から同年 2 月 18 日頃までの間、犯則嫌疑者が代表を務める会社の所在地において、パーソナルコンピューターを操作し、インターネットを介し、サーバーコンピューターの記憶装置に文字データを記録させる方法により、「株式研究掲示板」又は「Y 氏と愉快的仲間の株式掲示板」と題する電子掲示板に、合理的な根拠もないのに、「明日の暴騰仕掛け銘柄 3209 カネヨウが暴騰するという情報が入ってきました」、「倍増へ向けての暴騰仕掛け株 6775 T B グループに暴騰仕掛けが入るとの情報です」、「爆発二桁銘柄 今日の暴騰仕掛け入るとの情報株は 6862 ミナトエレクトロンです。決算黒字転換、為替レート 80 円換算ということから次は大幅黒字上方修正期待高まり株価大幅水準訂正へ始動開始。」などと書き込んで不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、もって、それぞれ有価証券の売買のため、及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布したものである。

【告発後の経緯】

平成 26 年 3 月 20 日、犯則嫌疑者について、起訴がされ、同日、名古屋簡易裁判所は、被告人に、罰金 80 万円、追徴金 275 万円の略式命令を言い渡し、同命令は確定した。

第 3 平成 24 年度以前の告発事案に係る判決の概要

平成 24 年度以前の告発事案について、平成 25 年度において判決が出されたものの判決の概要は以下のとおりである。

① 株式会社セラータムテクノロジー株券に係る偽計事件

【平成 24 年 3 月 26 日告発、平成 25 年 4 月 12 日判決（東京地裁）、平成 26 年 1 月 17 日判決（東京高裁）】

平成 25 年 4 月 12 日、東京地方裁判所は、被告人 A（当該会社取締役兼最高財務責任者）及び被告人 B（当該会社代表取締役）は、上場廃止基準である実質的存続性喪失の基準に抵触するおそれがある事実が明るみに出ないよう、綿密に準備をし、本件 I R に当たっては、被告人 A において、証券取引所の担当者に虚偽の説明を行うなどもしているのであって、周到かつ巧妙な犯行で悪質であり、また、有価証券の公正な取引という公益よりも企業利益を優先して本件犯行に及んだものであって、その利欲的な動機にも酌量の余地は乏しいなどとして、被告会社に罰金 800 万円、被告人 A 及び被告人 B に、それぞれ懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 400 万円の判決を言い渡し、被告人 A に対する上記判決は確定した。

被告会社及び被告人 B は控訴したが、平成 26 年 1 月 17 日、東京高等裁判所は、原判決に法令適用の誤り及び事実誤認があるとはいえず、また、被告会社の量刑不当の主張については、本件は、企業の利益を優先させて、株式の上場等の審査を通じて有価証券の公正な取引を図ろうとする規制をないがしろにするもので、原判決の量刑が重すぎて不当であるとはいえないとして、被告会社と被告人 B に控訴棄却の判決を言い渡した。

被告会社及び被告人 B は上告し、現在、最高裁判所において公判係属中である。

② 株式会社ニイウスコーに係る虚偽有価証券報告書等提出事件

【平成 22 年 3 月 2 日、平成 22 年 3 月 19 日告発、平成 25 年 6 月 4 日決定（最高裁）】

平成 23 年 9 月 15 日、横浜地方裁判所は、被告人A（当該会社代表取締役副会長）に、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 300 万円の判決を言い渡した。

被告人Aは控訴したが、平成 25 年 1 月 17 日、東京高等裁判所は、被告人Aの控訴を棄却した。

被告人Aは上告したが、平成 25 年 6 月 5 日、最高裁判所は、上告趣意は事実誤認、量刑不当の主張であって、上告理由には当たらないとして、被告人Aの上告を棄却し、上記判決は確定した。

（上記被告人Aと同時に起訴された共犯者B（当該会社代表取締役会長）は、二審において有罪判決確定）

③ 経済産業省審議官による内部者取引事件

【平成 24 年 1 月 31 日告発、平成 25 年 6 月 28 日判決（東京地裁）】

平成 25 年 6 月 28 日、東京地方裁判所は、被告人は、本件犯行当時、経済産業省の幹部職員として本件のような行為に及ぶことは厳に慎むべき立場にあったものであるが、職務上知り得た情報を公益のためではなく私益のために用いて本件犯行に及んだというのは、公益性の高い証券市場の公正さ及び健全さ並びにこれに対する一般投資家の信頼を害し、国家公務員の公務の公正さに対する国民の信頼を傷つけたものとして、厳しく非難され、また、本件犯行が公益性の高い株式取引に関係するものとして、社会に与える影響も軽視できないし、模倣性も低いものではなく、一般予防の必要性もある事案といえるなどの点を踏まえると、被告人の刑事責任は軽視することができないとして、被告人に、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）、罰金 100 万円、追徴金約 1,031 万円の判決を言い渡した。

被告人は控訴し、現在、東京高等裁判所において公判継続中である。

④ オリンパス株式会社に係る虚偽有価証券報告書提出事件

【平成 24 年 3 月 6 日、平成 24 年 3 月 28 日告発、平成 25 年 7 月 3 日判決（東京地裁）】

平成 25 年 7 月 3 日、東京地方裁判所は、被告会社について、長期間にわたり、少数の幹部に重要な経営情報が集中し、経営を監視するはずの取締役会、監査役会等が形骸化していたことがあり、わが国の大規模な公開会社のガバナンスに重大な不信を抱かせた点は厳しく非難されるべきであるなどとして、被告会社に罰金 7 億円の判決を言い渡し、被告人A（当該会社代表取締役）については、遅くとも平成 13 年にオリンパスの代表取締役に就任した以降、損失隠しの金額や具体的方法について、被告人B（当該会社監査役）らから定期的に報告を受け、本件の発覚まで一貫して損失隠しを指示・了解し、最終的な責任者として本件犯行の意思決定を行ったもので、その刑事責任は重大であるなどとして、被告人Aに懲役 3 年（執行猶予 5 年）の判決を言い渡し、被告人Bについては、一貫して財テクや資産運用を担当し、平成 9 年に総務・財務部長、平成 15 年以降は取締役として損失隠しに関与し、被告人C（当該会社取締役）をはじめ部下に対し、損失隠しやその方策を検討させ、歴代社長に報告して了承を取り付け、また自ら外部協力者と打合せを行うなど重要な役割を果たしたのであり、やはりその刑事責任は重いなどとして、被告人Bに懲役 3 年（執行猶予 5 年）の判決を言い渡し、被告人Cについては、長年財務や経営企画部門に所属して損失隠しに関与し、平成 18 年以降は取締役の地位にあり、本件について、オリンパス側の実務担当者として、外部協力者と緊密に打ち合わせするなどして重要な役割を果たしたもので、その刑事責任は重いなどとして、被告人Cに、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）の判決を言い渡し、上記判決は全て確定した。

（上記被告会社らと同時に起訴された会社役員 3 名については、現在、東京地方裁判所において公判係属中である。）

⑤ 株式会社丸美に係る無届社債券募集事件

【平成 23 年 2 月 9 日告発、平成 25 年 7 月 3 日判決（福岡地裁）、平成 26 年 2 月 27 日判決（福岡高裁）】

平成 25 年 7 月 3 日、福岡地方裁判所は、本件犯行は、有価証券取引の公正を図り投資家の保護を図るとする有価証券届出制度の趣旨に反する行為であり、同時に審理された詐欺罪及び有価証券偽造、同行使罪の事実と併せて、被告人（当該会社代表取締役会長）の刑事責任は重大であって、被告人を相応の期間の実刑に処するのが相当であるとして、懲役 6 年（実刑）、罰金 300 万円の判決を言い渡し、被告人は控訴した。

被告人は控訴したが、平成 26 年 2 月 27 日、福岡高等裁判所は、被告人に控訴棄却の判決を言い渡した。

被告人は上告し、現在、最高裁判所において公判係属中である。

⑥ 株式会社セイクレスト関係者らによる現物出資制度を悪用した偽計事件

【平成 24 年 12 月 18 日告発、平成 25 年 9 月 12 日判決（大阪地裁）、平成 25 年 9 月 26 日判決（大阪地裁）、平成 26 年 3 月 25 日判決（大阪高裁）】

平成 25 年 9 月 12 日、大阪地方裁判所は、被告人 A（会社役員）について、本件は、会社ぐるみで行われた計画的犯行であり、虚偽事実の公表に先立ち、本件土地の鑑定書や弁護士の証明書、実質的な出資者とされる会社の残高証明及び財務諸表、割当先の長期保有の確約書などを準備し、ジャスダックの担当者に対して虚偽の説明を重ねて審査をかいくぐるなど、巧妙な犯行であって、大規模な第三者割当増資という投資判断に資する重要情報について虚偽の事実を公表したことにより、一般投資家を錯誤に陥れ、投資判断を誤らせるとともに、証券市場の公正性を大きく損なったその責任は重いとした上で、被告人 A は、本件増資スキームを発案し、共犯者 B に持ちかけた上、本件 I R の記載内容について、セイクレストの担当者に指導、助言しており、本件犯行を遂行するために重要な役割を果たしたといえ、加えて、セイクレスト株を取得し、これを処分することで多額の利益を得ているとして、被告人 A に懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 300 万円、追徴金約 6 億 2,926 万円の判決を言い渡したが、被告人 A は控訴した。

平成 25 年 9 月 26 日、大阪地方裁判所は、被告人 B（当該会社元代表取締役）について、上場企業の代表者として、本来であれば証券市場秩序の健全性を確保すべき立場にあるにもかかわらず、共犯者 A の提案する現物出資による増資スキームの持つ問題性、虚偽性に目を背け、社内外の反対意見や慎重意見にも耳を貸さず、社内において何ら具体化していない共同事業計画を実施する旨の嘘の情報を公表内容に含めているのであって、全体として、虚偽性、背信性が非常に強い犯行というべきであり、また、セイクレストの代表取締役として、現物出資による増資スキームを行うことを決め、同社の役職員に対し、その実現に向けた活動の指示等を積極的に行っていたのであって、被告人 B の果たした役割は共犯者 A に劣らず重要であるため、二人の刑事責任に径庭はないというべきであるとして、被告人 B に懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 300 万円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

平成 26 年 3 月 25 日、大阪高等裁判所は、被告人 A に控訴棄却の判決を言い渡した。

被告人 A は上告し、現在、最高裁判所において公判係属中である。

⑦ 証券会社元執行役員が関与した内部者取引事件

【平成 24 年 7 月 13 日、平成 24 年 8 月 3 日告発、平成 25 年 9 月 30 日判決（横浜地裁）】

平成 25 年 9 月 30 日、横浜地方裁判所は、被告人 A（証券会社元執行役員）について、本件インサイダー取引の正犯である B（会社役員）へ本件重要事実の伝達をしたことを認

定しつつも、被告人Aが、自己の犯罪を犯したといえる程度に、本件遂行に重要な役割を果たしたとはいえないとの理由から、Bとの共謀は認められないが、Bは、被告人Aから重要事実の伝達を受けて初めて、各銘柄のインサイダー取引を実行する具体的な決意を固めたものと認められるから、本件重要事実の伝達は、金商法 167 条 3 項の罪の教唆に該当すると認めた上で、被告人Aは本件犯行当時、証券会社の執行役員という、職務上、保秘性が極めて高いインサイダー情報を取り扱う立場にありながら、その特別な地位を利用し、その立場上知り得た本件 3 銘柄のインサイダー情報を伝達するなどして、証券市場の公正性と信頼性を大きく損なわせたものであって、その犯行態様は誠に悪質であり、また、インサイダー情報を提供しただけではなく、Bが証券会社からインサイダー取引を疑う問合せを受けた場合に備えて、いわゆる模範回答を作成し、さらに、証券取引等監視委員会の強制調査の開始後も、度々Bと会って、口裏合わせに応じるなどしており、犯行後の情状も悪く、加えて、本件各犯行の前から、職務上知り得たTOB又はMBO情報をBに提供してきたことがうかがえ、大手金融機関の幹部職員としての倫理観が鈍麻していたといわざるを得ず、その他、本件は証券会社の元執行役員らによるインサイダー事件として大きく報道され、証券市場に対する一般投資家の信頼を大きく揺るがしたものであり、その社会的影響も軽視できないとして、被告人Aの刑事責任は重大であって、その関与の形態が教唆犯にとどまるとはいえ、正犯者である被告人Bの刑事責任を下回るものとはいえないとして、被告人Aに懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）、罰金 150 万円の判決を言い渡した。

被告人Aは控訴し、現在、東京高等裁判所において公判係属中である。

（上記被告人Aと同時に起訴されたBについては、一審において有罪判決確定）

⑧ ユニオンホールディングス株式会社株券に係る同社代表取締役らによる相場操縦事件、株式会社テイクスグループの実質的経営者による自社株券に係る内部者取引事件

【平成 22 年 2 月 9 日、平成 22 年 3 月 16 日告発、平成 25 年 10 月 25 日判決（大阪高裁）】

平成 24 年 6 月 6 日、大阪地方裁判所は、被告人A（会社役員）に懲役 3 年（執行猶予 5 年）、罰金 400 万円、追徴金約 3 億 7,637 万円の判決を言い渡し、被告人Aは控訴した。

平成 25 年 10 月 25 日、大阪高等裁判所は、相場操縦行為の事実について、被告人Aから相場操縦行為のための資金提供を受けた旨の共犯者供述等の信用性について、重要な動かし難い事実による裏付けがある上、供述内容を全体としてみても、不自然・不合理な点がなく、供述態度等にも特段の問題はないとして、これらの供述により認められる関連事実を総合し、被告人には故意、財産上の利益を得る目的、共謀があったと認定した一審判決は正当であるとし、また、内部者取引の事実については、被告人Aは、自らの意向を業務意思決定に反映させるなどしていたという事実関係から、テイクスの財務及び人事等の重要な業務執行の決定に関する職務に従事していたものと認められることから、金融商品取引法 166 条 1 項 1 号の「その他の従業者」に該当するとの一審判決の認定説示は正当であるとするとともに、本件と一定の関連を有する事案について有罪判決が確定し、その上で、自身にとって不利益な事柄も含めて述べている共犯者が、特に自らの追徴金の納付義務の範囲を慮りながら供述していると窺わせる具体的根拠は見当たらないとして、共犯者との共謀の成立を認定した一審判決に事実誤認はないとして、被告人Aの控訴を棄却した。

被告人Aは上告し、現在、最高裁判所において公判係属中である。

（内部者取引事件について上記被告人Aと同時に起訴された共犯者 1 名は、一審において有罪判決確定）

⑨ AIJ 投資顧問株式会社による投資一任契約の締結に係る偽計事件

【平成 24 年 7 月 9 日、7 月 30 日、9 月 19 日、10 月 5 日告発、平成 25 年 12 月 18 日判決（東京地裁）】

平成25年12月18日、東京地方裁判所は、本件の犯行態様は、年金基金に対し、A I Mグローバル・ファンドの買い付けを検討するに当たって基本的かつ重要な情報となるNAV（ファンド一口当たりの純資産額）や運用実績につき、全く根拠のない虚偽の数値を記した資料を示し、運用実績は好調で純資産額は順調に増加しているなどとうそをついて本件ファンドの買い付けを勧誘した、大胆かつ厚顔無恥なものである上、その欺罔の程度も甚だしく、また、安定的な運用により着実に業績を上げているという勧誘の仕方は、加入員の年金という資金の性質から堅実で安定的な運用を求める年金基金に巧みに取り入るものといえ、非常に悪質であり、さらに、本件は、被告人A（当該会社代表取締役）が本件ファンドの実質的運用を担当するA I J投資顧問及びその販売を担当するアイティエム証券の各社員を指揮して遂行した組織的な犯行であり、約3年間にわたって27回の詐欺等を繰り返した点で常習的な犯行との評価も免れず、本件各犯行は、いつ損失隠しが明るみに出て破綻してもおかしくない状況下で、上記ファンド、ひいてはA I J投資顧問関係会社の延命のためになされていたものとみざるを得ず、その意味で一定の計画性があったことも否定できない上に、被告人らがだまし取った金員は、各被害基金の母体企業及び加入員が老後の生活のために積み立ててきた掛金を原資とするものであり、他の要因もあったにせよ、11の被害基金が解散を検討せざるを得ない状況に陥っていることに照らしても、本件被害の影響は広汎かつ大きいといわなければならないなどとして、被告人Aに懲役15年、被告人B（当該会社取締役）に懲役7年、被告人C（証券会社代表取締役）に懲役7年、A I A名義の預金債権のうち金約5億6,884万円を没収、被告人3名から連帯して約156億9,809万円を追徴する旨の判決を言い渡した。

被告人3名は控訴し、現在、東京高等裁判所において公判係属中である。

第4 今後の課題

犯則事件の調査においては、市場を取り巻く環境変化に柔軟かつ機敏に対応し、市場監視の実効性の向上を図るべく、以下のような課題に取り組んでいく。

こうした取組みを通じて、証券監視委が悪質な犯則事件を迅速に告発していくことにより、一般投資家や市場関係者等に対して早期に警鐘を鳴らし、同種の事件の再発の抑止に努める。

(1) 重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

証券監視委は、第8期活動方針（平成26年1月21日公表。第2章参照）において、重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応を重点施策として掲げ、内部者取引をはじめ、相場操縦、風説の流布・偽計や虚偽記載等のうち重大で悪質な違反行為に対しては、引き続き犯則調査により厳正に対応していく。

また、それらの事案の内容に応じ、捜査当局や海外当局等の関係機関とも連携し、実態の解明や責任追及を行っていく。

実際に、MR Iによる誇大広告事件においては、同社が米国に本社を有し、日本の顧客の資金を米国内で管理していたことから、米国証券取引委員会と密接に連携し、証券監視委からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立てにより、米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、同州にあるMR I及びその代表者等に対して資産凍結命令等が出された。

(2) 幅広い犯則類型に対する監視

市場の公正を害する犯則行為には、上記のように内部者取引、相場操縦、風説の流布・偽計、虚偽記載及び虚偽有価証券報告書等提出（粉飾決算）等の様々な類型があるが、いずれも複雑化・巧妙化している。証券監視委としては、これらの犯則類型に幅広く取り組み、効果的・効率的な市場監視に努める。

① 内部者取引事案への取組み

近年、ビジネスモデルの転換・多様化やグローバルな競争の激化等を背景として、上場企業による公募増資や第三者割当増資による資本充実や、マネジメント・バイアウト（MBO）等による非上場化といった様々な動きが見られるが、これらの背後に内部者取引が行われるリスクが潜在している。

証券監視委としては、引き続き重要事実公表前のタイミングの良い取引など内部者取引が疑われる取引の監視に注力するとともに、上記のような内部者取引に係る最近の傾向やリスクにも留意して市場監視を行っていく。また、犯則事件の調査の過程で判明した問題点や告発した事件の特徴・意義については、必要に応じ、自主規制機関、上場会社、関係業界等にフィードバックすることなどにより、内部者取引の発生防止に努めていく。

② 相場操縦事案への取組み

最近の相場操縦事案には、個人のデイトレーダーによるネット取引を利用した「見せ玉」等の手法によるものと、いわゆる仕手筋により組織的に行われるものとの2つの大きな流れがあるが、証券監視委は、取引所とも連携し、問題事例の早期把握に努め、いずれの相場操縦についても、引き続き監視に万全を期していく。

③ 粉飾事案への取組み

証券監視委としては、引き続き上場企業の決算情報等の分析・検討に努め、投資者を欺く悪質な粉飾事件の摘発をタイムリーに行い、粉飾の責任を問うべき者については、会社の内外を問わず告発の対象としていく。

また、粉飾は経営不振企業に多い犯則行為であり、それらの企業は資金繰りに逼迫し、不公正ファイナンスを行うリスクも高いので、粉飾事案については、不公正ファイナンスに対する監視と合わせて、複合的な観点から取り組んでいく。

④ 風説の流布事案への取組み

近年、インターネット取引の普及と相まって、ネット掲示板等を通じて株式に関する情報が広く取り交わされるようになり、多くの投資家の情報源として利用されている。その一方で、証券監視委に対しては、多くの風説の流布に関する情報が寄せられ、その多くがネット上での風説にかかるものとなっている。証券監視委ではそのような行為を常に監視し、法令に違反する行為があると認められる場合には、厳正に対処していく。

(3) グローバル化への対応

金融・経済のグローバル化やアジア各国をはじめとする新興市場国の急速な経済発展等に伴い、わが国市場においてクロスボーダー取引や海外資本の参入が広く見られるようになってきている。こうした中、内部者取引や相場操縦といった不公正取引に加え、金融商品取引に精通した者による悪質な詐欺的取引が国境を越えて行われる例も出てきている。

例えば、第二種金融商品取引業者であったMR Iによる誇大広告事件は、同社は米国ネヴァダ州に本社を有する会社であり、日本の顧客が米国に所在するMR Iの管理口座に出資金を直接送金し、MR Iが米国内で当該資金を管理していた中で行われた詐欺的事件と言える。

証券監視委としては、引き続き市場監視の空白を作らずに、このような事件に厳正に対処していくため、米国証券取引委員会をはじめとする海外当局と積極的に連携し、証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間情報交換枠組み（MMOU）などの国際的な情報交換ネットワークを積極的に活用していく。

(4) ローカル化への対応

過去に告発した地方在住のデイトレーダーによる複数の相場操縦事件が示すように、ネット取引の進展による証券取引に係る地域的制約の解消や新興上場企業の地方への拡がり等もあって、犯則事件もまた地域的な広がりが見られるようになっている。

このような中、証券監視委は、引き続き各地域の捜査当局や財務局等との連携強化に努め、犯則行為については行為地を問わず、真相を解明し告発を行う態勢をとっていく。

(5) デジタルフォレンジック運用体制の強化

IT化が進展する中で、犯則事件の調査においても、パソコンや携帯電話等の電子機器の差押え及び当該電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業（デジタルフォレンジック）が必要不可欠になっている。

このため、証券監視委においては、デジタルフォレンジックの専門家を積極的に採用するとともに、職員に対し実務的な研修を実施し、ノウハウの習得、蓄積に努めている。また、デジタルフォレンジックに必要な機器やソフトウェアの整備を計画的に実施している。

証券監視委としては、引き続き、人・物両面からのデジタルフォレンジック運用体制の強化に努め、犯則調査をより効果的、効率的に実施していく。

(6) 人材の育成

犯則事件の調査では、犯則嫌疑者等に対する質問調査や押収物件の分析等において、専門的なスキルが必要であり、証券監視委にとってこうしたスキルを備えた人材の育成が重要な課題となっている。

証券監視委としては、引き続き、検察等との人事交流や研修の充実、育成的な観点に立った人事運用により、必要な人材の育成に取り組んでいく。

第9章 建 議

第1 概 説

公正性・透明性の高い健全な市場を確立するとともに、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、市場のルールが市場を取り巻く環境の変化に対応したものでなければならない。このため、証券監視委は、検査・調査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、市場の実態を踏まえたルール整備が適切に行われるよう、取引の公正確保、投資者保護、その他の公益確保のために必要と認められる施策について、設置法第21条に基づき内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

建議は、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項を総合分析した上で、法規制や自主規制ルールの在り方等について証券監視委としての見解を明らかにし、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させようとするものであり、証券監視委の行う建議は、規制当局等の政策対応の上で、重要な判断材料として扱われる。

具体的な建議の内容としては、証券監視委は、取引の実態等から見て現行の法規制や自主規制ルールに改善の余地があるような場合に、その事実を指摘した上で、取引の公正又は投資者保護その他の公益を確保する観点から、法規制や自主規制ルールの在り方等について検討すべき課題を示し、その見直しを求めている。

第2 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

1 建議の実施状況及び建議に基づいて執られた措置

証券監視委では、平成4年の発足以来、これまでに23件の建議を行ってきたところである(附属資料2-7-2参照)。平成25年度の建議の実績はないが、平成24年度に行った、次の建議に基づき、金融庁において、平成25年度に必要な制度改正が行われた。

○ 信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る正確性の確保について

信用格付業者に対する検査において、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められたことから、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を求める制度の整備を行う必要がある旨の建議を行った。

これを踏まえ、金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定し、平成25年9月2日に施行された。

2 その他の措置

証券監視委は、取引の公正及び投資者保護の確保のため必要と認められる措置等について、建議には至らないが、金融庁の行政部局や自主規制機関との意見交換等を通じて問題意識を伝達して、必要な政策対応を促し、制度改正や自主規制機関における諸規則の改正に貢献するよう努めている。

第3 今後の課題

証券監視委は、金商法等の規定による検査・調査等の結果に基づき、必要と認められる施策について、これを行政や自主規制機関が行う諸施策に反映させるべく、建議を行うとともに、法令等の改正は要しない案件や、直ちに建議に結びつかない案件についても、金融庁や自主規制機関等に積極的に問題意識を伝達する等の対外情報発信機能を強化し、証券監視委が把握し

た問題意識の共有を図ってきたところである。今後も、積極的にこの取組みを続けることとしたい。

第10章 市場のグローバル化への対応に向けての取組み

第1 海外規制当局等との連携及びグローバルな市場監視

証券監視委は、平成26年1月に策定した第8期活動方針において、基本的な考え方の柱の1つとして、「市場のグローバル化に対応した監視力の強化」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにし、その中で、国際的な事案への対応力を備えた人材の育成、海外当局とのネットワークの強化を図っていくとしたところである（第2章参照）。証券監視委では、クロスボーダー取引による違反行為に対し、証券規制当局間の情報交換枠組み等を通じた海外当局からの情報提供や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行い、また、市場監視の空白を作らないよう発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していくこととしている。

1 証券監督者国際機構（IOSCO）における活動

証券監督者国際機構（以下「IOSCO」という。）は、証券規制の国際的な調和や規制当局間の相互協力を目指して活動している国際的な機関であり、各国・地域から201機関が加盟している（うち普通会员124、準会員13、協力会員64）。証券監視委は、平成5年10月に準会員として加盟（注：わが国からは金融庁が普通会员として加盟）した。

IOSCOでは、最高意思決定機関である代表委員会（PC：Presidents' Committee）を中心とした総会が年1回開催されており、各国の証券規制当局のトップらが集まり、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行っている。金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、わが国における市場監視を適切に行うためには、各国の証券規制当局者間での情報交換及び意見交換を通して国際的な協力関係を深めることが極めて重要であり、証券監視委からも委員が総会に参加している。このほか、地域固有の問題を議論する場となっているアジア太平洋地域委員会（APRC：Asia-Pacific Regional Committee）にも証券監視委から委員が参加しており、海外関係当局との連携強化に努めているところである。

さらに、IOSCOには、国際市場が直面する主要な規制上の問題を検討し、実務的な解決策を提案することを目的として、様々な国・地域の関係当局から構成される代表理事会（IOSCO Board）が設置され、その下にはそれぞれの政策課題に関する議論を行う政策委員会（Policy Committee）等が設置されている。証券監視委は、そのうち法執行及び情報交換について議論を行う第4委員会（C4）に参加している。

C4では、国境をまたいで行われる、いわゆるクロスボーダー取引を利用した証券犯罪や不公正取引に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っており、平成25年度は、不公正取引に対する各国の制裁制度の中で信頼できる抑止力となる要素や、情報交換に関して非協力的な国・地域の当局との対話に係る議論が行われた。また、証券市場におけるサイバー犯罪等最近の動向について情報収集を行い、法執行上の課題を探っている。また、各会合において、各国より規制・法執行上の最近の動向について紹介がなされ、証券監視委からも最近の証券市場における不公正取引事例や、海外証券規制当局との協力の状況について説明を行った。

証券監視委は、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み（以下「MMOU」という。）へ署名を申請した当局によりIOSCO事務局に提出された申請書類の審査等を行う審査グループ（SG：Screening Group）にも参加している。SGにおいては、MMOUが採択されてから10年以上が経過し、市場の状況も変化していることから、平成25年5月より、MMOUの機能強化に係る検討も行っている。

2 情報交換枠組みの活用

(1) 金融・資本市場におけるクロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中、国境をまたいだ各国市場の公正性を害する行為への対応において、証券規制当局間の情報交換は必要不可欠となっている。海外証券規制当局との情報交換の枠組みの構築に関しては、これまで金融庁と中国証券監督管理委員会（CSRC）、シンガポール通貨監督庁（MAS）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）、豪州証券投資委員会（ASIC）、香港証券先物委員会（SFC）並びにニュージーランド証券委員会（SC）（現・ニュージーランド金融市場機構（FMA））との間で二国間の情報の交換枠組みが構築されている。

(2) MMOUについては、平成17年4月、IOSCOコロombo総会において、IOSCO加盟当局は遅くとも平成22年1月1日までに、MMOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する旨の公式のコミットメントを行うことが決議された。その後、平成22年のモンテリオール総会において、平成25年1月1日までに全てのIOSCO加盟当局は、MMOUに署名を行うことが求められ、未署名当局に対しては、IOSCOが署名のための技術支援を行うと共に、同機構のウェブサイトにおいて、署名に向けた制度整備の進捗状況を掲載するという措置が取られた。平成25年9月からは、未署名当局の代表者が代表理事会メンバー、地域委員会委員長、政策委員会の議長・副議長といった重要な役職に就くことについての制限、平成26年3月以降は、すでに上記役職にある未署名当局の代表者に対する辞任の要求、同年6月からは未署名当局の各政策委員会への参加の停止、同年9月からは未署名当局の議決権の停止等、段階的な措置が取られることになっている。

なお、平成26年3月までにMMOUに署名を行った当局（A署名）数は101、現行法制上直ちに署名することはできないが、署名についてコミットメントした当局（B署名）数は20となっている。

わが国においても、金融庁が平成18年5月にIOSCOに署名を申請し、SGでの審査を受けた後、平成20年2月にMMOUへの署名が承認された。これにより、証券監視委は金融庁を通じ、MMOU署名国との間で、法執行上必要な情報を円滑に交換し合うことが可能となった。

(3) 平成25年度において証券監視委は、こうした情報交換の枠組みを活用し、わが国市場におけるクロスボーダーの不正取引に対し、行政処分勧告及び課徴金納付命令勧告を行った。その主なものは以下のとおり。

① 行政処分勧告

○ 米国に本店を置くMRI INTERNATIONAL, INC. において、顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等が認められた事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、行政処分勧告を行った（第4章第6-2-(2)参照）。

② 課徴金命令勧告

○ 内部者取引（1件）

リーマンショック後に集中した大型公募増資案件について、平成22年以降、主幹事証券会社の営業員等から重要事実の伝達を受けた内外プロ投資家による内部者取引が行われていたことが複数の事案で判明した。このうち、平成25年度には、シンガポール籍のMAM PTE. LTDが内部者取引を行った事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第6章第2-2-⑥参照）

○ 相場操縦（2件）

シンガポール籍のジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・リミテッド及び英領アンギラに登記住所を置くセレクト・バンティジ・インクが、日本の証券市場に上場する複数の事業会社の株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の相場を変動させるべき一連の売買等をした事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第6章第2-2-①、⑦参照）

○ 偽計取引（1件）

（株）ウェッジホールディングスの取締役等である課徴金納付命令対象者が、同社株式等の価格の上昇を図る目的をもって、虚偽の内容の公表を行ったほか、資金循環により社債の払い込みを仮装するなどし、同株式等の価格を上昇させた事案につき、MMOUを利用して情報を入手し、課徴金納付命令勧告を行った。（第6章第2-2-②参照）

- (4) 以上のほか、証券監視委による市場監視を端緒として海外証券規制当局との情報交換を行った結果、海外証券規制当局が当地の法令に基づき処分を行った事例もあり、着実に実績を挙げてきたところである（附属資料2-8参照）。

3 意見交換

証券監視委は、国際的な金融・資本市場の動向や海外証券規制当局による市場の公正性の確保に向けた取組みを迅速に把握するとともに、証券監視委の取組みに対する理解の促進のため、海外証券規制当局やグローバルに活動する金融機関と積極的に意見交換を行っている。平成25年度は、米国、オーストラリア、香港、タイ、中国、韓国、モンゴル、インド、マレーシア、ベトナム、ケイマン諸島、英領バージン諸島等の海外証券規制当局と意見交換を行ったほか、グローバルに活動する金融機関、国際的な業界団体等との意見交換を実施した。

第2 体制整備及び人材育成

1 市場のグローバル化に対応した体制整備

証券監視委は、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うための体制整備を進めてきた。具体的には、国際・情報総括官（次長級）を新設したほか、各課に、国際専門審査官や国際専門調査官といった国際担当の職員を配置し、情報交換枠組みを活用した調査等を行っている。

また、近年、わが国証券市場における取引の多くが、海外投資家によるクロスボーダー取引や内外プロ投資家による取引となっていることを踏まえ、平成23年8月には、取引調査課に、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置し、積極的な対応を行ってきたところである。

2 海外当局への職員派遣及び短期研修への参加

証券監視委は、海外当局における監視や調査・検査手法の習得や、わが国の調査・検査手法・ノウハウの海外当局への紹介のため、これまで、米国SEC、米国CFTC、英国金融サービス機構（FSA）（現：英国金融行為監督機構）、香港SFCに対して職員を派遣してきた。

このような取組みの一環として、平成25年11月から約3ヶ月間、新たにタイ証券取引委員会に対し職員を派遣した。こうした海外当局への職員派遣を通じ、当局間のネットワークの強化や問題意識の共有を図り、グローバルな市場監視態勢の強化に努めているところである。

また、同様の取組みとして、証券監視委は、海外当局との間で最新の監視や調査・検査手法等に関する意見交換を行うため、米国SEC、米国CFTC、シンガポールMAS、IOSCO、APEC等が主催する短期研修に対し、毎年、証券監視委事務局職員を派遣している。

第3 今後の課題

金融・資本市場におけるクロスボーダー取引が増加する中、証券監視委は、わが国の市場における海外の投資家の不公正取引に対して、今後とも、個別の事案に応じて、事案の悪質性、処分の実効性、海外当局の対応等を総合的に勘案し、海外当局とも密接に連携しながら、適切な対応をとることとしていく。

また、グローバルな市場監視や、国際的な検査・監督の枠組みを活用した検査対応を行うため、更なる体制整備や海外当局との人的交流を通じた人材育成を進めるとともに、各国の証券規制当局との協力関係を強化していくことが極めて重要であり、以下のような課題に取り組んでいく必要がある。

- (1) クロスボーダー取引による不公正取引に関し、情報交換枠組みの利用や連携の強化により、海外証券規制当局を通じ、積極的に情報収集を行い、効果的な対応を行う。
- (2) 海外証券規制当局や国際機関の行う短期研修への職員の派遣や部内研修の強化等を通じて、国際的な事案に対する対応力を備えた人材の育成を一層進めていく。
- (3) 国際会議等における当局間の意見交換等には積極的に参加するとともに、証券監視委の活動に関する海外に向けた情報発信の充実を図る等、国際的な協力関係の強化に努める。
- (4) アジア新興諸国の証券規制当局と積極的に連携を深め、証券検査や法執行のノウハウを提供する等、市場監視体制の整備を支援していく。

第11章 監視活動の機能強化への取組み等

第1 市場監視体制の充実・強化

1 組織の充実

(1) 組織の充実

証券監視委の組織については、発足当初は総務検査課及び特別調査課の2課体制であったが、その後の課徴金調査の権限委任、検査権限範囲の拡大などの市場監視機能の充実・強化に伴い、証券監視委の有する機能毎に6課に体制を拡充するなど組織の充実を図っている。

平成26年度予算においても、国家公務員全体の厳しい定員事情の中、第二種金融商品取引業者等に係る情報収集・分析体制及び検査体制の強化を大きな柱として増員要求を行った結果、13人の増員が認められ、証券監視委の平成26年度末の定員は409人となっている。

財務局等の証券取引等監視官（部門）においては、証券検査体制の整備として22人の増員が認められ、平成26年度末の定員は354人となり、証券監視委の定員と合計すると全体で763人となっている。

(2) 民間専門家等の採用

証券監視委は、平成25年度において、効果的な市場監視及び職員の専門性向上を図る視点から、証券業務等に関して専門的知識・経験のある者、弁護士及び公認会計士など、合計26名の民間専門家を採用し、調査・検査体制を強化している。このような民間専門家の採用は、平成12年から実施しており、平成25年度末現在122名が在籍している。

2 情報収集・分析能力の向上

(1) 証券総合システム（SCAN-System）の活用

証券監視委においては、証券取引に係る複雑で膨大なデータを分析し、事実関係を解明する必要があることから、業務支援システムとして、平成5年以降、証券総合システムの開発を行い、業務の効率的運営に努めている。このシステムは、犯則事件の調査、取引調査、開示検査、証券検査や日常的な市場監視、取引審査など証券監視委の業務に幅広く活用される総合的な情報システムであり、平成13年度までに基本的な開発を終了したが、業務の効率化の観点から引き続き各機能の見直し・拡充に努めているところである。

(参考) 証券総合システムの主な機能は、「証券会社検査系システム」と「取引審査系システム」に大別される。また、証券総合システムの支援システムとして、「インターネット巡回監視システム（SCAN-IPS）」、「電子開示財務内容分析システム（SCAN-STAF）」及び一般から受け付けた情報を効率的に処理するための「情報管理システム」がある。

(2) 職員研修の充実

証券監視委は、検査・調査等の監視手法に係る様々なノウハウについてOJTや研修等を実施しているほか、金融・資本市場の最新情報について外部講師の講義を行うなど、職員の資質向上に努めてきている。

さらに、取引形態の複雑化・多様化、クロスボーダー取引の増加、取引の高速化等の新たな状況に的確に対応するため、職員に対し新たな金融商品・取引やクロスボーダー取引

に係る調査手法、デジタルフォレンジック等を用いた調査手法に係る研修等の専門的な知識や技術を習得するための研修を実施してきている。

3 監視を支えるシステムインフラの強化

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日付金融庁行政情報化推進会議決定）に基づく証券総合システムの次期システム（金融庁業務支援統合システム（平成26年度以降、一部稼働開始予定））については、業務の効率化のみならず、EDINET等におけるXBRL導入といった外部環境の変化等も考慮しながら、業務の高度化に寄与するシステムを構築することを念頭に、平成22年度までにシステム設計工程が完了した。これを受け、平成23年度からシステム開発に着手し、開発の進捗状況に応じ各種検証作業を行っている。

デジタルフォレンジックについては、平成20年度より導入についての検討を開始し、平成22年度に第一次整備計画として電磁的記録の保全・証拠化環境を整備し、平成23年度には第二次整備計画としてデータアナリシス環境の整備を行った。平成25年度においては、高度化、大容量化が進むIT機器に対応するために資機材の追加調達を行った。また、資機材の更なる効率的な活用に向けた環境整備として、専用ネットワークを構築した。

第2 市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み

1 概要

証券監視委は、「活動方針」の第三の柱である「市場規律の強化に向けた取組み」の一環として、個人投資家を含めた市場参加者との対話、市場への情報発信の強化を掲げ、市場参加者に対する幅広い情報発信に積極的に取り組んでいる。情報発信の手段としては、意見交換、講演、講義、報道発表、各種広報媒体への寄稿のほか、自身のウェブサイトやメールマガジンを通じ、証券監視委の活動状況等の情報をタイムリーに分かりやすく提供することにより、市場参加者に証券監視委の活動に対する理解を深めてもらうよう努めている。

2 報道機関等を通じた情報発信

証券監視委は、調査・検査に基づき告発・勧告等を行った場合や重要な政策決定を行った場合には、記者への説明等を通じて事案の公表を行っている。その際、単なる事案の説明に止まらず、市場や社会に及ぼす影響等についても説明し、事案の正確な理解と報道を促すよう努めている。さらに、新聞・雑誌・テレビ等の各種媒体からの取材・寄稿等の依頼に対しても、積極的に対応している。

3 市場参加者との意見交換・講演会等の開催状況

証券監視委は、不公正取引等の未然防止等を図る取組みの一環として、市場の公正性確保の上で重要な役割を持つ諸団体との意見交換や市場参加者に対する講演等に積極的に取り組み、証券監視委が有する問題意識の共有等を図っている。

具体的には、全国の各取引所で開催された上場会社コンプライアンス・フォーラムでの講演や各種広報媒体への寄稿を通じて、上場会社等の内部管理態勢の構築のあり方等を発信したほか、金融商品取引業者等、自主規制機関、弁護士、監査法人等に対する幅広い情報発信に取り組むことで、各市場参加者による自己規律の強化へ向けた取組みの促進に努めている。

また、大学や法科大学院等の学生に対しても、講演等を通じ、証券監視委の活動等について説明を行っている。（附属資料2-9参照）

4 ウェブサイトの充実

証券監視委は自身のウェブサイトを通じ、告発・勧告等の概要や講演会・寄稿等の内容等その活動状況に関する情報をタイムリーに発信し、証券監視委の監視活動に関する市場参加者の理解の向上に努めている。また、「メール配信サービス」として、あらかじめ電子メールアドレスを登録した者に対し、ウェブサイト新たに掲載された告発・勧告等の概要や講演・寄稿等の情報（新着情報）を1日1回配信しているほか、証券監視委の活動状況や問題意識等を簡潔かつ分かりやすくまとめた「証券監視委メールマガジン」を毎月1回配信しており、その登録者数は毎年増加傾向にあり、平成25年度末時点における登録数は約4,000件となっている。

(<http://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/index.html>)

また、海外に向けての情報発信を充実させる観点から、英語版のウェブサイトにおいて、パンフレットの英訳版や「証券取引等監視委員会の活動状況」の一部を英訳したアニュアルレポートのほか、金融商品取引業者等の検査マニュアルや証券検査基本方針等、海外の市場参加者等の関心が高いと思われる資料についても、その掲載に努めている。

更に、26年2月には、日本語版ウェブサイトについて、利用者の使いやすさに配慮したレイアウトの見直しを行った。

第3 関係当局等との連携

1 金融庁の関係部局との連携

証券監視委が、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護のため、業務を適切に遂行していくに当たっては、わが国金融・資本市場の規制当局である金融庁との間で問題意識の共有を図ることが不可欠であり、証券監視委としては、種々の機会を通じて金融庁との連携に努めている。例えば、日常的な意見交換等を通じ、その時々の問題点等を幹部及び担当者間で広く共有しているほか、国際的に活動する大手金融機関を対象に設置されている監督カレッジについても、金融庁と連携して海外当局との情報交換を行って対応するなど、市場ルールの監視役としての立場から、市場行政について金融庁と情報交換等を行っている。

また、証券監視委はその業務の一部を財務局長等に委任しており、各財務局等の証券取引等監視官部門は、財務局長等の下でこれらの委任事務等を遂行している。証券監視委では、毎年、市場監視に関する問題点など、全国的に連携が必要な事案に対する問題意識の共有を目的として証券取引等監視官会議を開催している。さらに、不公正ファイナンスに関する問題意識を共有する観点から、金融庁監督部門・企画部門とともに証券取引等監視官・金融商品取引所監理官・証券監査官合同会議（以下「三者合同会議」という。）を継続的に開催するなど、関係部局間での問題意識の共有・浸透に努めている。

2 自主規制機関との緊密な連携

自主規制機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会）は、売買審査や上場管理又はそれぞれの機関に所属する会員の業務の適正性のチェックなど日常的な市場監視活動を行っている。このため、証券監視委は、効率的・効果的な市場監視の観点から、これら自主規制機関の市場監視部門との間で、緊密な連携を図ってきている。

また、市場規律や市場監視機能の強化に向け一層の連携を図るため、自主規制機関との間で、市場監視の現場を巡る様々な問題・課題等について、積極的に議論及び意見交換を行い、相互の問題意識の共有を図っている（附属資料2-9参照）。

具体的には、証券監視委は、各自主規制機関から定期的にその活動状況の報告を受け、意見交換を実施しているほか、日本取引所自主規制法人及び日本証券業協会との間では、広範なテーマについて意見交換会を開催しており、平成25年度においては、第二種金融商品取引業協会及び証券・金融商品あっせん相談センターとも意見交換を行った。上記の三者合同会議にお

いても、自主規制機関の担当者を招き、活発な議論及び意見交換を行っている。

さらに、自主規制機関が実施する所属会員に対する監査・考査等と証券監視委の証券検査においても、検査計画の調整を行うなど、連携を強化している。

その他、日本証券業協会では、会員等のコンプライアンスの充実強化を図るため、内部管理統括責任者研修や内部管理統括補助責任者研修等、自主規制ルールに規定された研修を実施しており、証券監視委はこれらの研修に講師として職員を派遣している。また、証券監視委の職員を対象とする研修においても、ノウハウ等の共有化を図るため、自主規制機関の職員が参加している。

第4 今後の課題

市場を取り巻く状況の変化に的確に対応し、より実効性のある効率的な市場監視の実現を図っていくため、証券監視委は全体として以下の課題等に取り組んでいくこととしている。

(1) 組織の充実・人材の育成

金融商品・取引のイノベーションの進展とともに、クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化している中で、内外プロ投資家による不正取引を含め、違法行為の手法も多様化・複雑化しているなど、市場を取り巻く状況は大きく変化している。また、金商法の改正に伴う監視対象の拡大にも対応していく必要がある。

証券監視委として、こうした変化に的確に対応していくためには、組織・人員の充実が必要となるとともに、専門的知識・スキルを備えた人材の育成が重要であり、引き続き他省庁等との人事交流やOJTの活用、職員研修の充実、計画的な任用等により、人材の育成に取り組んでいく。

(2) 情報収集・分析能力の拡大

今後とも市場を取り巻く環境の変化に対応し、幅広く情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視を行っていく。

また、情報の収集・分析態勢等を見直し、リスク・ベースの市場監視の精度・信頼性の向上を図るための態勢を強化する。

さらに、金融商品取引業者等の多様な業態と顧客の特性及び複雑・多様化している金融商品・取引に対するリスク感度を一層高め、これに対応した形で情報の収集・分析能力を強化していく。

(3) 情報発信の充実

これまで行ってきた自主規制機関などとの連携に加え、昨今の第一次情報受領者による内部者取引の増加や未公開株詐欺等の増加などを踏まえ、投資家が不正取引に手を染めたり、登録を受けていない業者による詐欺的な投資勧誘を未然に防止し、市場の公正性を確保するため、投資家への情報発信・提供を充実強化していく。

また、市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、過去の課徴金事例等に係る積極的な情報発信を行っていく。

さらに、市場監視活動の過程で把握した制度上の論点についても、積極的に金融庁や自主規制機関に伝え、市場ルールの改善に向けた貢献を行う。

加えて、海外に向けての情報発信の充実の観点から、英語版のウェブサイトに掲載する内容の拡充や利用者の使いやすさに配慮したレイアウトの見直しを図ることとしている。

(4) 関係当局等との一層の連携

証券監視委を巡る状況をみると、金商法の施行とその後の数次にわたる制度改正により、証券検査の対象先が多様化するとともに、対象業者数が延べ約8,000社の規模となっている。また、詐欺的な営業を行い投資者に被害をもたらす悪質な業者や重大・悪質な不公正取引等に対しては、厳正な対処が求められている。さらに、ネット取引の進展により証券取引に係る地域的制約が解消され、不公正取引の地域的な広がりへの対応も必要となっている。

こうした状況の下、証券監視委がその使命を果たしていくためには、財務局等の監視官部門を含め、限られた人的資源を的確かつ有効に活用し、効率的・効果的で実効性ある市場監視を実施していく必要がある。このため、これまでも日常的な意見交換や各種会議、研修等を通じて、財務局等とは問題意識の共有や監視活動に係る目線の統一を図ってきたが、今後はより一層緊密に連携してその総合力を発揮した実効性の高い市場監視に取り組んでいく必要がある。

また、金融庁や自主規制機関とも積極的に情報交換等を行うなどにより、問題意識の共有を図り、総体としての市場監視活動の強化に取り組んでいくこととしている。

おわりに

証券監視委は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、その職務の遂行に当たっています。証券監視委は、金融庁設置法の規定に従い、毎年の事務処理状況を取りまとめて公表することとされており、この「証券取引等監視委員会の活動状況」（以下「年次公表」）においては、平成25年度中に実施した勧告や告発、市場規律強化に向けた活動状況等を、具体的な事案に即して関連する資料とともに記載しています。

本年次公表が、証券監視委の活動に対する理解の向上や、幅広い市場関係者の皆様の自主的な規律の強化の一助となれば幸いです。

最後に、証券監視委では、情報提供窓口を設置し、投資家の皆様をはじめとする一般の皆様からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付けています。内部者取引や相場操縦、風説の流布といった個別銘柄に関する情報、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関する情報、金融商品取引業者による不正行為等に関する情報、疑わしい金融商品・ファンドなどの募集に関する情報などは、証券監視委における活動のための有用な端緒となるものが含まれています。こうした不審な情報を入手した場合には、証券監視委へ積極的に情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、証券監視委では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等について、実名で情報提供いただける方を対象として、専用窓口「年金運用ホットライン」を設置しており、特に詳細な情報提供をいただけるときは、年金運用の専門家が対応することとしています。

さらに、こうした情報提供の窓口のほか、公益通報専用の通報・相談窓口を設置しています。公益通報者保護法に基づき、内部の労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したときは、そのことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されます。

ぜひこれらの窓口をご利用いただき、情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

附 属 资 料

附 属 資 料

1	証券監視委の組織・事務概要	167
1-1	組織及び事務概要	167
1-2	証券取引等の監視体制の概念図	170
1-3	証券監視委の機能強化	171
1-4	証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図	172
1-5	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	173
1-6	機構図	174
1-7	組織・事務に係る法令の概要	176
1-8	証券監視委と自主規制機関との関係の概念図	190
2	証券監視委の活動実績等	191
2-1	証券監視委の活動状況	191
2-2	市場分析審査実施状況	192
2-3	証券検査実施状況	195
2-4	勧告等実施状況	205
2-5	申立て実施状況	305
2-6	告発実施状況	313
2-7	建議実施状況等	351
2-8	市場のグローバル化への対応状況	359
2-9	平成25年度 主な講演会等の開催状況	362
2-10	平成25年度 各種広報媒体への寄稿	365
3-1	皆様からの情報提供が、市場を守ります！	368
3-2	年金運用ホットラインでの情報受付について ～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～	369
3-3	証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口	371
3-4	金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！～未公開株に関するご注意～	373
3-5	証券検査に関する基本指針	375
3-6	取引調査に関する基本指針	401
3-7	開示検査に関する基本指針	405

1 証券監視委の組織・事務概要

1-1 組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会（八条委員会）を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関（八条委員会）として証券監視委が発足した。

(2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関（八条委員会））のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条に基づき設置された合議制の機関（いわゆる八条委員会（（注）国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置づけ）として、現在に至っている。

(3) 事務概要

① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、取引調査、開示検査及び犯則事件の調査の5つに分かれる。

イ 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ 証券検査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ 取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

ニ 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ 犯則事件の調査

金商法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 勧告

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

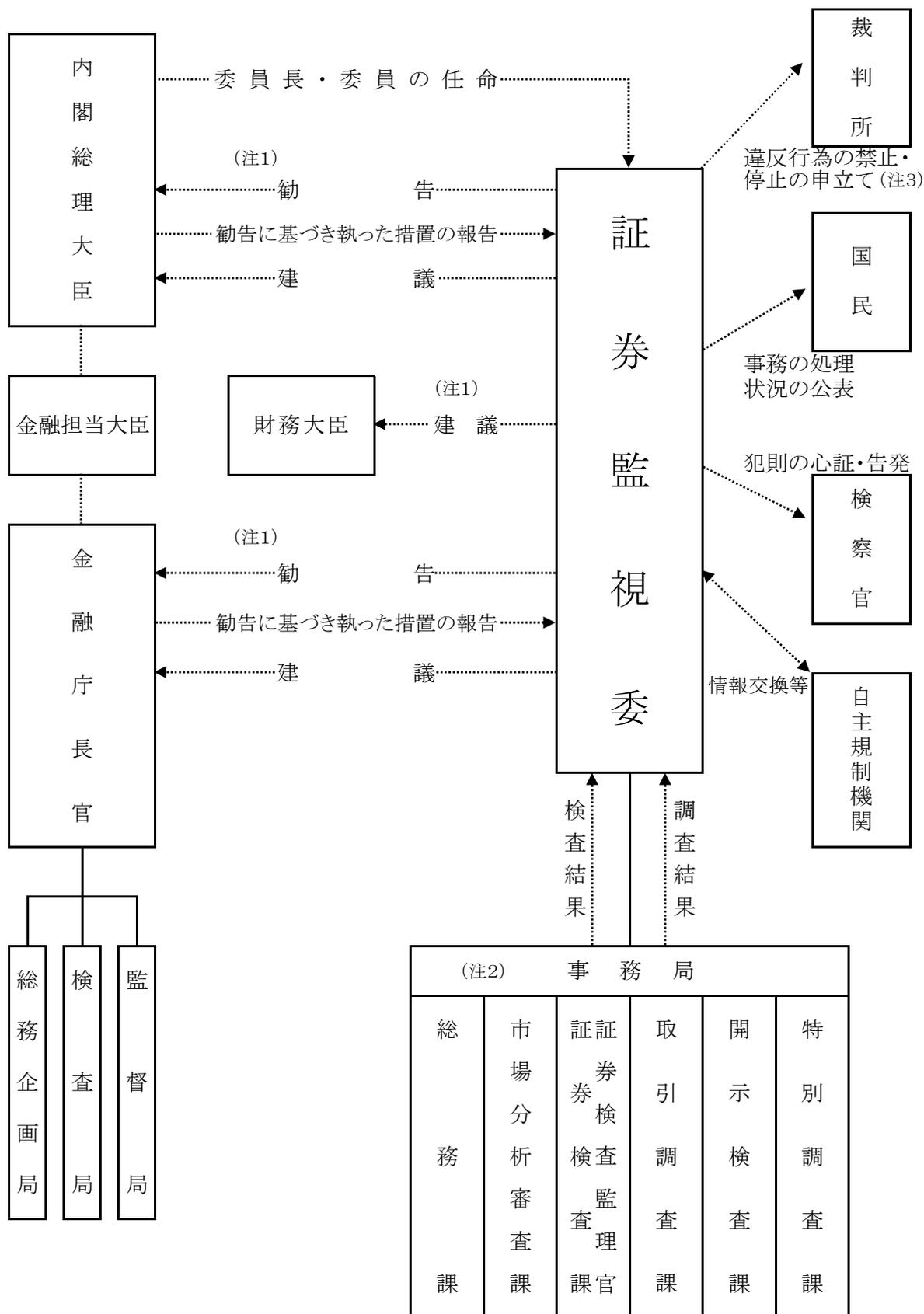
また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③ 建議

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

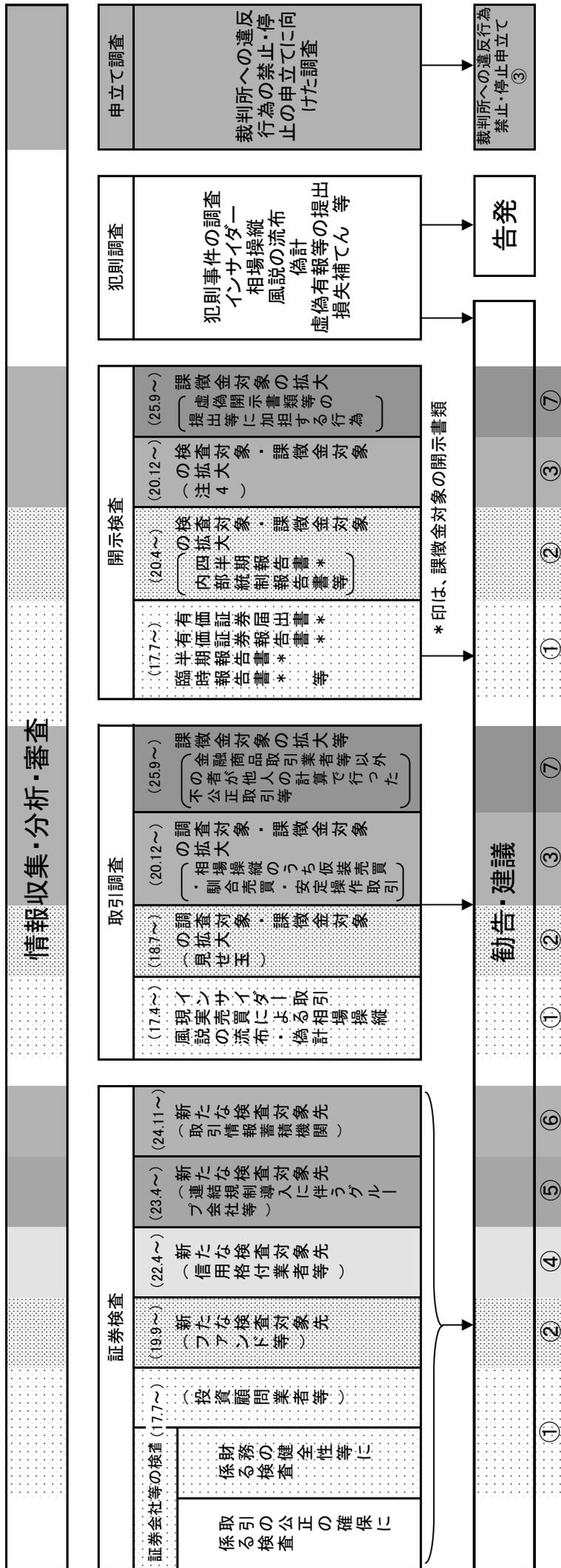
- ④ 告発
証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。
- ⑤ 裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て
金商法第192条第1項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第187条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。
- ⑥ 事務の処理状況の公表
証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

1-2 証券取引等の監視体制の概念図



- (注1) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。
- (注2) 平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23年7月に、現行の6課体制に強化された。
- (注3) 金商法改正（平成20年12月施行）により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

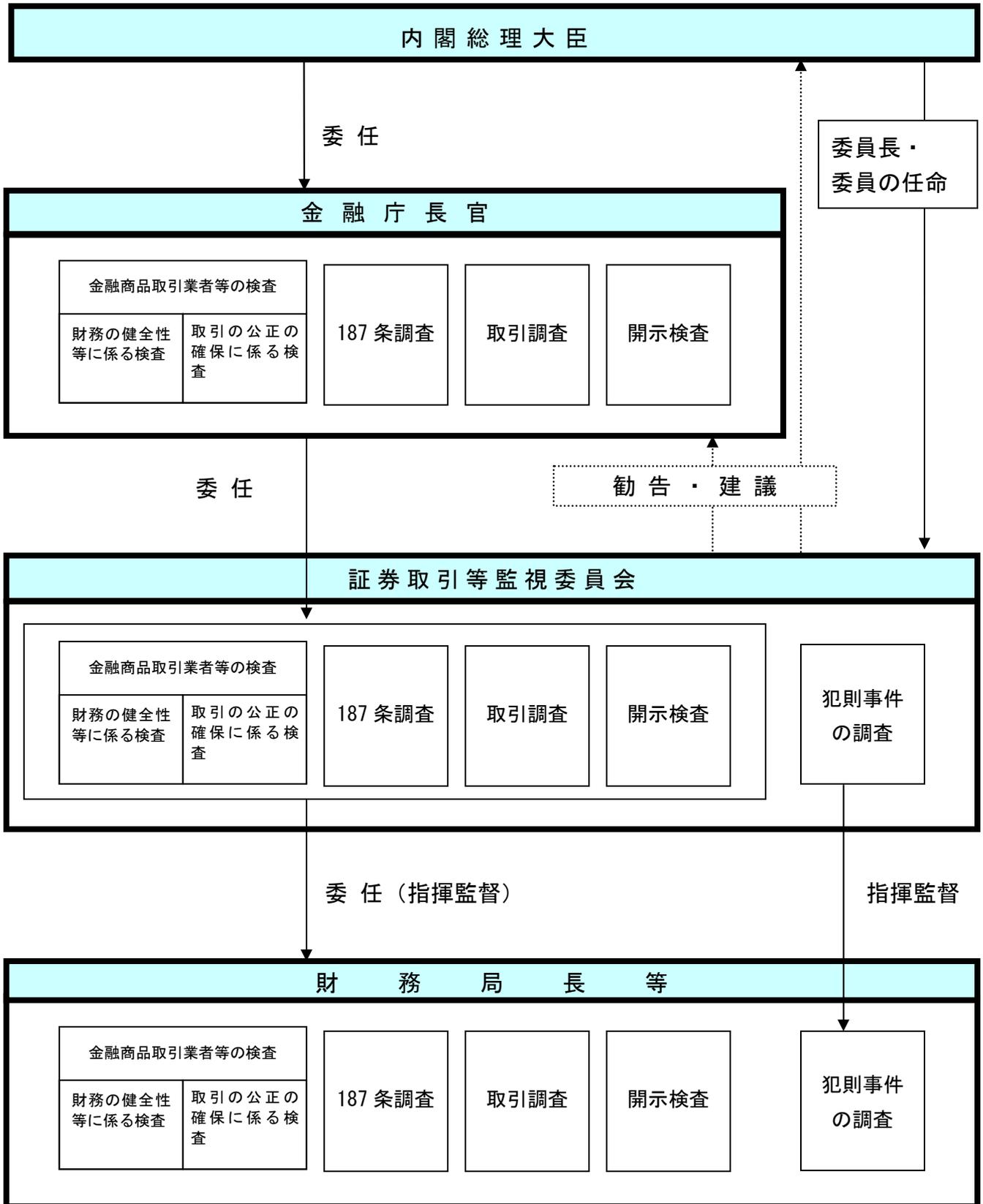
1-3 証券監視委の機能強化



※ 証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法(SPC法)、投信法、社債株式振替法、犯罪収益移転防止法に基づき、権限を使用。

- (注1) ① 部分が「証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年改正)」の施行(平成17年4月1日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。
(開示検査のうち、有価証券届出書については平成17年12月から課徴金の対象となっている。)
- (注2) ② 部分が「金融商品取引法」の施行(平成19年9月30日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注3) ③ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成20年改正)」の施行(平成20年12月12日)に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注4) 開示検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。
 - ・特定投資家向け有価証券に係る情報。
課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。
 - ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
 - ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。(平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。)
 - ・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。
- (注5) ④ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成21年改正)」の施行(平成22年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注6) ⑤ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年改正)」の施行(平成23年4月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注7) ⑥ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年改正)」の施行(平成24年11月1日)に伴い検査の対象となった部分。
- (注8) ⑦ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年改正)」の施行(平成25年9月6日)に伴い検査・調査の対象となった部分。

1-4 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



(注1) 証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する(金商法第194条の7第8項等)。

(注2) 犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局長等職員を直接指揮監督することができる(金商法第224条第4項、第5項等)。

(注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
 ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
 ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

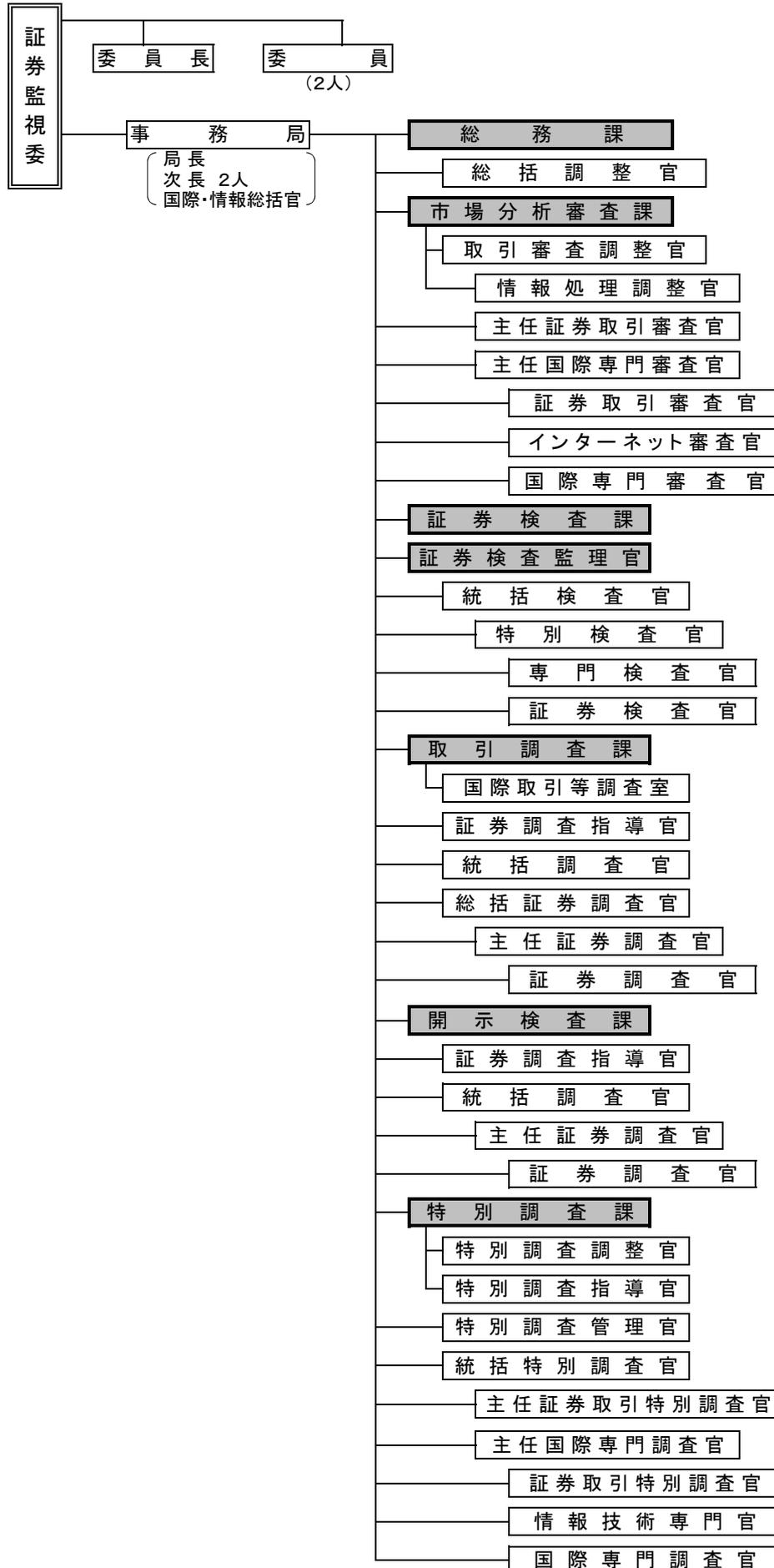
1-5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年 度	予 算 定 員		
	証券監視委	財務局等	合 計
4 年 度	8 4 人	1 1 8 人	2 0 2 人
5 年 度	8 4 人	1 1 8 人	2 0 2 人
6 年 度	8 6 人	1 1 8 人	2 0 4 人
7 年 度	8 8 人	1 1 8 人	2 0 6 人
8 年 度	8 9 人	1 1 8 人	2 0 7 人
9 年 度	9 1 人	1 1 8 人	2 0 9 人
1 0 年 度	9 8 人	1 2 6 人	2 2 4 人
1 1 年 度	1 0 6 人	1 3 3 人	2 3 9 人
1 2 年 度	1 1 2 人	1 3 9 人	2 5 1 人
1 3 年 度	1 2 2 人	1 4 4 人	2 6 6 人
1 4 年 度	1 8 2 人	1 8 3 人	3 6 5 人
1 5 年 度	2 1 7 人	1 9 9 人	4 1 6 人
1 6 年 度	2 3 7 人	2 0 4 人	4 4 1 人
1 7 年 度	3 0 7 人	2 4 5 人	5 5 2 人
1 8 年 度	3 1 8 人	2 4 6 人	5 6 4 人
1 9 年 度	3 4 1 人	2 6 8 人	6 0 9 人
2 0 年 度	3 5 8 人	2 8 2 人	6 4 0 人
2 1 年 度	3 7 4 人	3 0 0 人	6 7 4 人
2 2 年 度	3 8 4 人	3 1 3 人	6 9 7 人
2 3 年 度	3 9 2 人	3 1 2 人	7 0 4 人
2 4 年 度	3 9 2 人	3 2 2 人	7 1 4 人
2 5 年 度	4 0 0 人	3 3 9 人	7 3 9 人
2 6 年 度	4 0 9 人	3 5 4 人	7 6 3 人

(注)財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

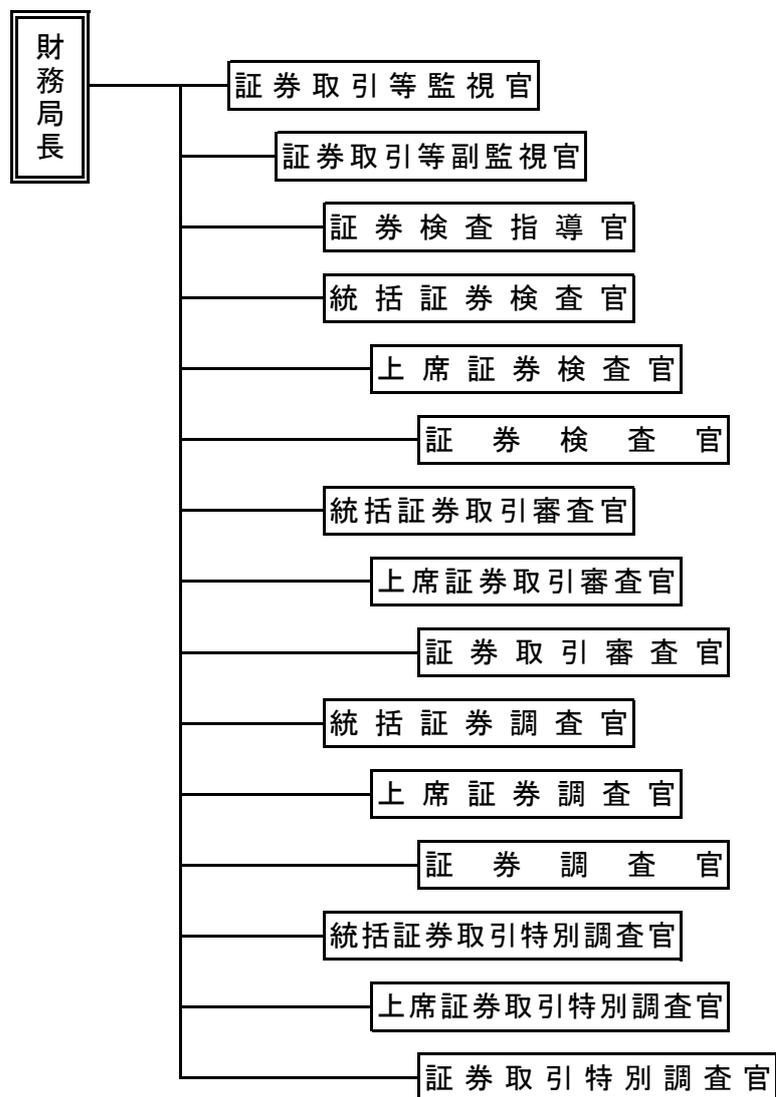
1-6 機構図

1 証券監視委の機構図



(注)平成18年7月に5課体制に再編。さらに、平成23年7月に6課体制に再編。

1-6-2 財務局の機構図（関東財務局）



1-7 組織・事務に係る法令の概要

1 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

[設置法]

条 項	規 定 の 概 要
第 4 条	金融庁の事務
第 6 条	証券監視委の設置
第 8 条	証券監視委の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第 10 条	証券監視委の組織
第 11 条	委員長
第 12 条	委員長及び委員の任命
第 13 条	委員長及び委員の任期
第 14 条	委員長及び委員の身分保障
第 15 条	委員長及び委員の罷免
第 16 条	委員長及び委員の服務等
第 17 条	委員長及び委員の給与
第 18 条	会議
第 19 条	事務局
第 20 条	勧告
第 21 条	建議
第 22 条	事務の処理状況の公表

1-7-2 権限及び範囲に係る規定

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第56条の2第1項 (第65条の3第3項において準用する場合を含む。)から第4項まで	第194条の7第2項第1号及び第3項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第57条の10第1項	第194条の7第3項	特別金融商品取引業者の子会社等
第57条の23	第194条の7第3項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定親会社の子会社等、指定親会社から業務の委託を受けた者
第57条の26第2項	第194条の7第3項	指定親会社の主要株主
第60条の11（第60条の12第3項において準用する場合を含む。）	第194条の7第2項第2号及び第3項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第63条第7項及び第8項	第194条の7第3項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第66条の22	第194条の7第2項第3号及び第3項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第66条の45第1項	第194条の7第2項第3号の2及び第3項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 75 条	第194条の7第2項第4号及び第3項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 4	第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び第 3 項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 77	第 194 条の 7 第 3 項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第 103 条の 4	第 194 条の 7 第 3 項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 106 条の 6 第 1 項 （同条第 2 項において準用する場合を含む。）	第 194 条の 7 第 3 項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社
第 106 条の 16	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 106 条の 20 第 1 項 （同条第 2 項において準用する場合を含む。）	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所
第 106 条の 27	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社
第109条において準用する第106条の27	第 194 条の 7 第 3 項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所
第 151 条	第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所の商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 153 条の 4 において準用する第 151 条	第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項	自主規制法人
第 155 条の 9	第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第 156 条の 5 の 4	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 156 条の 5 の 8	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関の主要株主
第 156 条の 15	第 194 条の 7 第 3 項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 20 の 12	第 194 条の 7 第 3 項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 34	第 194 条の 7 第 3 項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者
第 156 条の 58	第 194 条の 7 第 3 項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 80	第 194 条の 7 第 3 項	取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者（委託を受けた者から委託を受けた者を含む。）

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

[投信法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 22 条第 1 項	第 225 条第 3 項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者
第 213 条第 1 項から第 5 項まで	第 225 条第 2 項及び第 3 項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

[SPC 法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項	第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第 217 条第 1 項	第 290 条第 3 項	特定目的会社
第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項	第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項	特定目的信託の原委託者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

[社債等振替法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 20 条第 1 項(第 43 条第 3 項において準用する場合を含む。)	第 286 条第 2 項	振替機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[犯収法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 14 条及び第 15 条第 1 項	第 21 条第 6 項及び第 7 項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、振替機関、口座管理機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[預金保険法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 136 条第 1 項及び第 2 項並びに第 137 条第 1 項及び第 2 項	第 139 条第 2 項	金融商品取引業者等（金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者のうち有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。）、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、証券金融会社）、金融商品仲介業者、登録金融機関、金融商品取引業者等の子会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限並びに預金保険法の円滑な実施を確保するため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(2) 取引調査の権限、範囲

① 取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（課徴金制度）が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。（注）

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所

(注) 報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 取引調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	規定の概要
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装・馴合売買をした者
第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者
第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者

(3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条 (第27条において準用する場合を含む。)	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類(注1)を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第2項において準用する場合も含む。)	第194条の7第3項	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第2項	第194条の7第3項	意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項	第194条の7第3項	大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の30第2項 (報告・資料の徴取のみ)	第194条の7第3項	大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人
第27条の35	第194条の7第3項	特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所
第193条の2第6項 (報告・資料の徴取のみ)	第194条の7第3項	監査証明を行った公認会計士又は監査法人

(注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、
・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書

- ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
- ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
- ・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
- ・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
- ・臨時報告書及びその訂正報告書
- ・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
- ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

である。

(注2) 有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	規定の概要
第172条	有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者

(4) 犯則事件の調査の権限、範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
金商法第210条 犯収法第30条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第211条、第211条の2 犯収法第30条	裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索又は差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条及び犯収法第30条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	行為者	規定の概要
第5条、第24条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第15条等	発行者、売出しをする者、引受人、金融商品取引業者等	有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第23条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の3等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第30条の2等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第37条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第37条の3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第37条の4	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 37 条の 5	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第 38 条等	金融商品取引業者等	契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止
第 38 条の 2	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第 39 条第 1 項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第 40 条の 4	金融商品取引業者等	特定投資家向け有価証券の一般投資家を相手方とする売買等
第 41 条の 2	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第 42 条の 2	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第 42 条の 7	金融商品取引業者等	運用報告書の交付
第 157 条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第 158 条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第 159 条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第 161 条第 1 項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限
第 163 条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第 165 条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第 166 条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第 167 条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 167 条の 2	会社関係者等	未公表の重要事実の伝達等の禁止
第 168 条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第 169 条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第 170 条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第 171 条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

[犯収法]

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 4 条第 6 項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

(5) 裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限

証券監視委は、金商法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

申立て、報告等の徴取・検査等の権限	証券監視委への権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 187 条	第 194 条の 7 第 4 項 第 1 号	関係人、参考人、鑑定人
第 192 条第 1 項	第 194 条の 7 第 4 項 第 2 号	金商法又は同法に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者

※ 金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

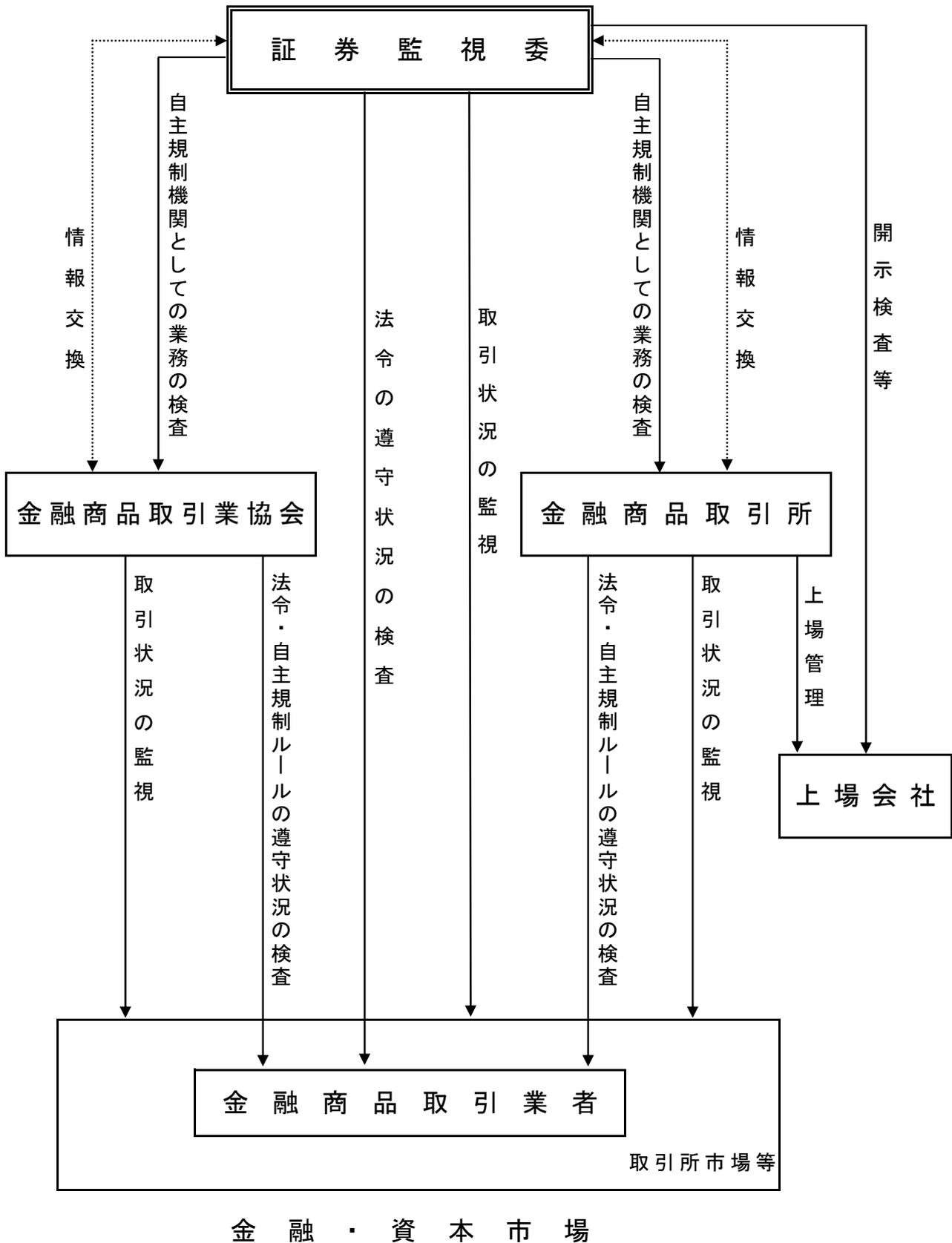
[投信法]

申立て、報告等の徴取・検査等の権限	証券監視委への権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 26 条第 1 項(第 54 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 219 条第 1 項	第 225 条第 4 項第 1 号	受益証券等の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 投信法若しくは同法に基づく命令等に違反している場合で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。 ・ 受益証券を発行する投資信託委託会社の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。
第 60 条第 1 項、第 223 条第 1 項	第 225 条第 4 項第 1 号	外国投資信託等の受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき等。

<p>第26条第7項(第54条第1項において準用する場合を含む。)、第60条第3項、第219条第3項、第223条第3項において準用する金融商品取引法第187条の規定による権限</p>	<p>第225条第4項第2号</p>	<p>関係人、参考人、鑑定人</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------	--------------------

※ 投信法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

1-8 証券監視委と自主規制機関との関係の概念図



2 証券監視委の活動実績等
2-1 証券監視委の活動状況

総括表

単位:件数

区分	事務年度、年度	4~17	18	19	20	21	22	23	24	25	合計
犯則事件の告発		85	13	10	13 (4)	17	8	15	7	3	167
勸告		326	43	59	50 (19)	74	64	45	62	70	774
証券検査結果等に基づく勸告		316	28	28	18 (4)	21	19	16	20	18	480
課徴金納付命令に関する勸告 (不公正取引)		9	9	21	20 (10)	43	26	18	32	42	210
課徴金納付命令に関する勸告 (開示書類の虚偽記載等)		0	5	10	12 (5)	10	19	11	9	9	80
訂正報告書等の提出命令に関する勸告		1	1	0	0	0	0	0	1	1	4
適格機関投資家等特別業務届出者等に対する検査結果等の公表		-	-	0	0	0	1	0	13	11	25
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て		-	-	-	0	0	2	3	1	2	8
建議		12	3	0	4 (4)	4	2	1	1	0	23
証券検査		1,522	192	233	228 (69)	216	186	202	214	271	3,195
金融商品取引業者		1,369	150	187	191 (62)	176	148	148	153	222	2,682
第一種金融商品取引業者		1,330	99	138	117 (20)	91	91	85	57	69	2,057
第二種金融商品取引業者		-	-	2	1 (1)	22	6	14	20	108	172
投資運用業者、 投資助言・代理業者		39	51	47	73 (41)	63	51	49	76	45	453
登録金融機関		143	27	32	25 (4)	24	28	32	28	9	344
適格機関投資家等特別業務届出者		-	-	0	0	1	2	6	21	23	53
金融商品仲介業者		1	1	1	0	1	1	9	9	8	31
信用格付業者		-	-	-	-	-	0	4	3	0	7
自主規制機関等		7	6	1	5 (2)	5	1	0	0	3	26
投資法人		2	7	10	7 (1)	9	6	2	0	3	45
その他		0	1	2	0	0	0	1	0	3	7
取引審査		5,374	1,039	1,098	1,031 (276)	749	691	913	973	1,043	12,635

(注)

- 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
- 上記の第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)に対する検査のほか、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)の支店単独検査を実施している。
- 18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。
- 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月である。
- 20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数である。

2-2 市場分析審査実施状況

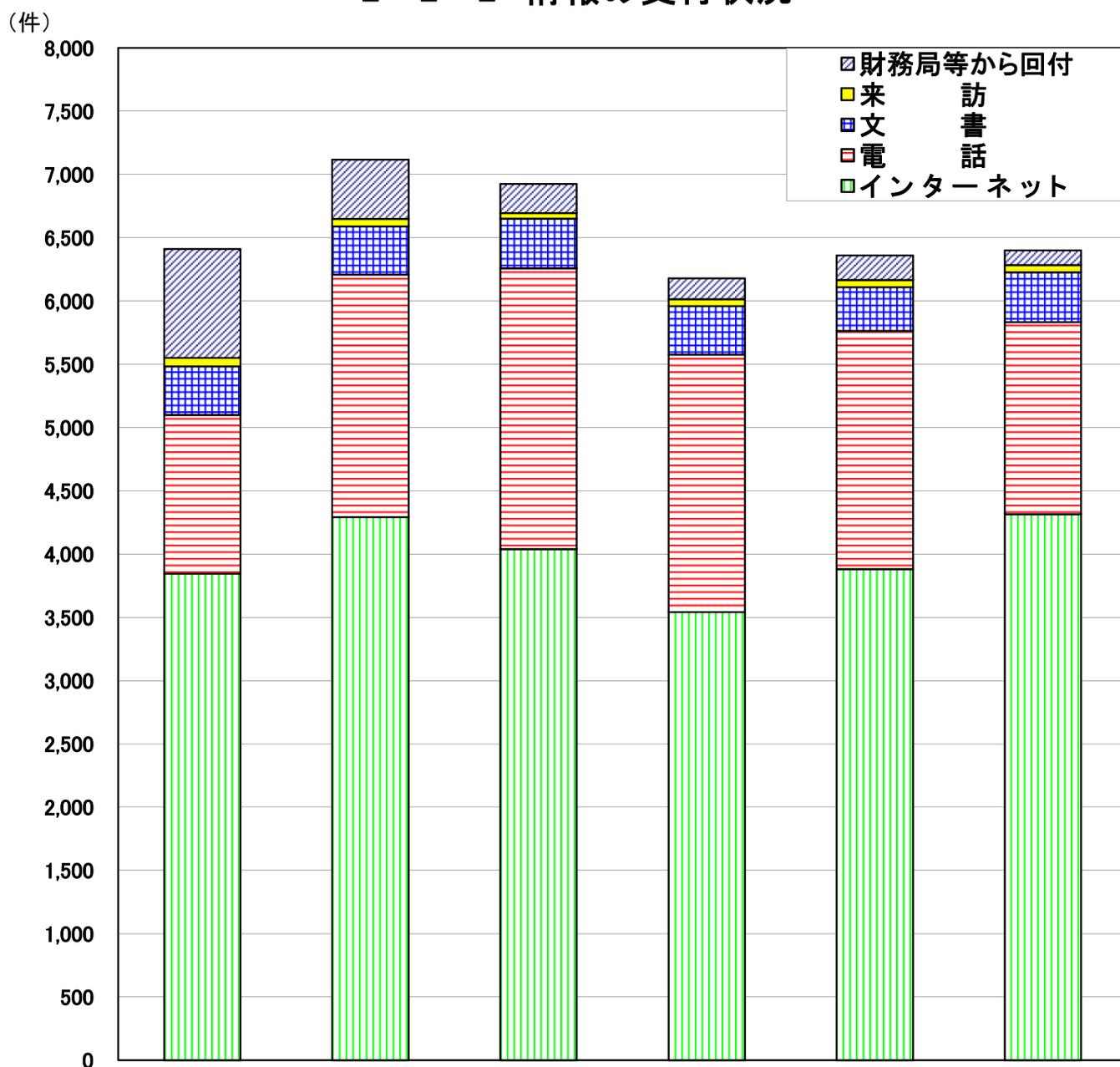
1 取引審査実施状況

(単位：件)

区 分	年 度				
	21	22	23	24	25
価格形成に関するもの	94	54	73	84	86
内部者取引に関するもの	649	613	819	875	943
そ の 他	6	24	21	14	14
合 計	749	691	913	973	1,043
(証券監視委)	319	224	396	400	410
(財務局等)	430	467	517	573	633

(注) 「会計年度ベース」 4月～翌年3月

2-2-2 情報の受付状況



年度 区分	20	21	22	23	24	25
合 計	6,412 (1,752)	7,118	6,927	6,179	6,362	6,401
うち年金運用ホットライン	-	-	-	-	23	18
インターネット	3,847 (974)	4,293	4,040	3,543	3,881	4,316
電 話	1,253 (406)	1,917	2,219	2,033	1,883	1,518
文 書	384 (93)	380	393	385	346	395
来 訪	67 (15)	60	45	54	57	56
財務局等から回付	861 (264)	468	230	164	195	116

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度()内書は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

(注3) 年金運用ホットラインは、平成24年4月に運用開始

2-2-3 情報の内容別受付状況

1. 旧区分(平成20年度まで)

年度	20
区分	
[個別銘柄等]	
A. 損失保証・補てん	3 (1)
B. インサイダー取引	510 (108)
C-1. 有価証券報告書等の虚偽記載	239 (64)
C-2. 無届募集	44 (24)
D. 相場操縦	1,975 (539)
E-1. 風説の流布	814 (185)
E-2. その他	1,204 (303)
(小計)	4,789 (1,224)
[金融商品取引業者の営業姿勢等]	
F. 断定的判断を提供した勧誘	16 (2)
G. 取引一任勘定取引の締結	9 (3)
H. 大量推奨販売	4 (1)
I. 顧客の知識に照らして不当な勧誘	32 (14)
J. 無断売買	47 (15)
K. その他	930 (253)
K-1. 吞行為	- (-)
K-2. 法定帳簿に関する不正	0 (0)
K-3. 役職員の手張り	5 (1)
K-4. その他法令違反	160 (31)
K-5. 自主ルール違反	28 (4)
K-6. その他営業姿勢に関するもの	737 (217)
(小計)	1,038 (288)
[その他]	
L. 委員会に対する意見等	29 (8)
M. 証券行政・政策に対する意見等	120 (46)
N. その他	436 (186)
(小計)	585 (240)
合計	6,412 (1,752)

2. 新区分(平成21年度から)

(単位:件)

年度	21	22	23	24	25
区分					
A. 個別銘柄					
a. 取引規制					
1. 風説の流布・偽計	627	608	813	990	401
2. 相場操縦	2,753	2,468	1,995	2,297	2,735
3. インサイダー取引	385	463	327	252	279
0. その他	50	58	80	201	615
b. 開示					
1. 大量保有報告書の虚偽記載	11	5	6	4	0
2. 大量保有報告書の未提出	54	34	6	7	9
0. その他	9	4	0	0	1
(小計)	3,889	3,640	3,227	3,751	4,040
B. 発行者					
a. 法定開示					
1. 無届募集	45	29	19	21	3
2. ファイナンス	143	64	20	15	17
3. 有価証券報告書等の虚偽記載	152	141	136	110	224
4. 有価証券報告書等の未提出	109	25	27	21	16
5. 内部統制報告	2	5	10	0	0
6. 無届公開買付	14	3	1	0	1
0. その他	65	38	32	17	12
b. 協会・取引所ルール					
1. 適時開示	53	62	22	51	34
0. その他	2	3	5	6	1
c. その他					
1. ガバナンス等	27	17	19	8	10
0. その他	223	210	149	187	84
(小計)	835	597	440	436	402
C. 金融商品取引業者等					
a. 禁止行為等					
1. 断定的判断を提供した勧誘	20	16	18	19	9
2. 無断売買	57	17	19	22	16
3. 損失保証・補てん	4	3	6	3	2
0. その他法令違反	153	101	135	162	100
b. 業務の運営状況					
1. 顧客の知識等に照らした不当な勧誘	122	79	55	11	7
2. システム関連	141	219	76	37	102
0. その他営業姿勢に関するもの	752	626	443	319	371
c. 経理					
1. 法定帳簿に関する不正	20	22	32	13	19
2. 財務の健全性・リスク管理	25	21	5	5	5
d. 協会・取引所ルール					
1. 自主ルール違反	12	3	19	10	12
e. その他					
0. その他	43	35	70	189	264
(小計)	1,349	1,142	878	790	907
D. その他					
a. 意見・要望等					
1. 委員会に対する意見等	34	77	362	296	171
2. 証券行政・政策に対する意見等	107	97	79	76	61
b. その他					
1. 無登録業者	208	258	277	192	242
2. 未公開株	471	732	559	376	77
3. ファンド	29	70	46	58	82
0. その他	196	314	311	387	419
(小計)	1,045	1,548	1,634	1,385	1,052
合計	7,118	6,927	6,179	6,362	6,401

(注1) 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

(注2) 20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数

(注3) 平成17年4月1日より、向い呑み及び呑行為の禁止規定は廃止されている。

2-3 証券検査実施状況

1 検査実施状況一覧表

(単位：件数)

区 分	21年4月 ～22年3月	22年4月 ～23年3月	23年4月 ～24年3月	24年4月 ～25年3月	25年4月 ～26年3月
合 計	216	186	202	214	271
(証券監視委)	(57)	(35)	(38)	(48)	(48)
(財務局長等)	(159)	(151)	(164)	(166)	(223)
金融商品取引業者	176	148	148	153	222
(証券監視委)	(43)	(26)	(23)	(34)	(33)
(財務局長等)	(133)	(122)	(125)	(119)	(189)
第一種金融商品取引業者	91	91	85	57	69
(証券監視委)	(18)	(17)	(17)	(11)	(16)
(財務局長等)	(73)	(74)	(68)	(46)	(53)
支店単独検査	17支店	—	—	—	—
第二種金融商品取引業者	22	6	14	20	108
(証券監視委)	(6)	(0)	(0)	(1)	(9)
(財務局長等)	(16)	(6)	(14)	(19)	(99)
投資助言・代理業者	45	36	40	40	29
(証券監視委)	(1)	(0)	(0)	(2)	(2)
(財務局長等)	(44)	(36)	(40)	(38)	(27)
投資運用業者	18	15	9	36	16
(証券監視委)	(18)	(9)	(6)	(20)	(6)
(財務局長等)	(0)	(6)	(3)	(16)	(10)
登録金融機関	24	28	32	28	9
(証券監視委)	(0)	(2)	(4)	(0)	(1)
(財務局長等)	(24)	(26)	(28)	(28)	(8)
適格機関投資家等特例業務届出者	1	2	6	21	23
(証券監視委)	(0)	(0)	(4)	(10)	(5)
(財務局長等)	(1)	(2)	(2)	(11)	(18)
金融商品仲介業者	1	1	9	9	8
(証券監視委)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
(財務局長等)	(1)	(1)	(9)	(8)	(8)
信用格付業者	—	0	4	3	0
(証券監視委)	(—)	(0)	(4)	(3)	(0)
(財務局長等)	(—)	(0)	(0)	(0)	(0)
自主規制機関等	5	1	0	0	3
(証券監視委)	(5)	(1)	(0)	(0)	(3)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投資法人	9	6	2	0	3
(証券監視委)	(9)	(6)	(2)	(0)	(3)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	0	0	1	0	3
(証券監視委)	(0)	(0)	(1)	(0)	(3)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

(注)「支店単独検査」とは、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者の支店の検査のみを実施するものである。

2-3-2 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分		21年4月	22年4月	23年4月	24年4月	25年4月
		～22年3月	～23年3月	～24年3月	～25年3月	～26年3月
金融 商品 取引 業者	第一種金融商品取引業者	129	134	84	104	128
	第二種金融商品取引業者	60	26	36	42	19
	投資助言・代理業者	21	27	22	25	37
	投資運用業者	153	69	84	173	168
登録金融機関		33	47	56	35	33
適格機関投資家等特例業務届出者		0	33	57	32	50
金融商品仲介業者		18	18	11	11	23
信用格付業者		—	0	114	204	0
自主規制機関等		89	86	0	0	50
そ の 他		0	0	0	0	91

(注) 検査年度中に検査が終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

2-3-3 検査結果の状況

(1) 検査終了件数

(単位：件数)

区 分	21年4月 ～22年3月	22年4月 ～23年3月	23年4月 ～24年3月	24年4月 ～25年3月	25年4月 ～26年3月
検査終了件数	211	210	186	170	283
金融商品取引業者	164	171	141	112	230
第一種金融商品取引業者	92	100	90	50	63
第二種金融商品取引業者	8	18	12	18	81
投資助言・代理業者	46	35	32	38	40
投資運用業者	18	18	7	6	46
登録金融機関	27	28	27	31	14
適格機関投資家等特例業務届出者	0	2	5	14	22
金融商品仲介業者	1	1	9	6	10
信用格付業者	-	0	2	5	0
自主規制機関等	8	1	0	0	3
投資法人	11	7	2	1	3
その他	0	0	0	1	1

(注) 「検査終了件数」とは、検査年度中に検査が終了した件数をいい、前検査年度以前着手分を含む。
なお、支店単独検査は含まない。

(2) 問題点が認められた業者等の数

区 分	21年4月 ～22年3月	22年4月 ～23年3月	23年4月 ～24年3月	24年4月 ～25年3月	25年4月 ～26年3月
問題点が認められた業者等の数	125	105	87	102	118
不正取引に関するもの	12	9	7	6	5
投資者保護に関するもの	57	45	46	52	65
財産・経理等に関するもの	27	18	31	11	9
その他業務運営に関するもの	60	71	58	71	69

(注1) 「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

(注2) 「不正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。
したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

2-3-4 平成25年度に検査が終了した法人等一覧

担当	区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	備考	
委員会	金 商 業 者	一 種 業	1	メリルリンチ日本証券	H23.11.28	H24.2.8	H25.6.14	—
			2	BNPパリバ証券	H24.4.23	H24.6.22	H25.6.19	—
			3	バークレイズ証券	H24.8.31	H24.10.12	H25.4.5	—
			4	タワー証券	H24.9.3	H24.10.17	H25.6.21	—
			5	アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(証券)(東京支店)	H24.11.12	H25.1.25	H25.4.5	○
			6	岩井コスモ証券	H25.1.28	H25.3.8	H26.2.26	—
			7	楽天証券	H25.1.28	H25.3.8	H25.4.5	—
			8	JPモルガン証券	H25.2.25	H25.4.12	H25.8.1	—
			1	日本アジア証券	H25.4.9	H25.6.7	H25.8.5	—
			2	ドイツ証券	H25.5.13	H25.7.19	H25.12.5	○
			3	ソシエテジェネラルセキュリティーズノースパシフィックリミテッド(東京支店)	H25.5.13	H25.6.21	H26.2.5	—
			4	ゴールドマン・サックス証券	H25.9.2	H25.10.25	H25.11.26	—
			5	岡三証券	H25.9.2	H25.10.21	H25.12.16	—
			6	SMBCフレンド証券	H25.11.11	H25.12.20	H26.3.10	—
			1	MRI INTERNATIONAL, INC.	H25.3.4	H25.4.24	H25.4.26	○
			1	With Asset Management	H25.4.9	H25.7.17	H25.8.2	○
		2	ウィーズ・インターナショナル	H25.10.17	H25.11.15	H26.3.28	—	
		3	ミュージックセキュリティーズ	H25.12.3	H26.1.31	H26.3.28	—	
		助言	1	ブルーオーシャン・アソシエイト	H24.10.30	H24.11.1	H25.6.27	—
			2	エー・エム・シー	H25.2.25	H25.3.19	H25.6.19	—
		運用	1	アブラハム・プライベートバンク	H25.6.5	H25.9.17	H25.10.3	○
			1	BFCアセットマネジメント	H24.4.24	H24.6.11	H25.6.4	—
			2	シンプレクス・アセット・マネジメント	H24.7.2	H24.8.2	H25.6.28	—
			3	スパークス・アセット・マネジメント	H24.8.29	H24.10.12	H25.6.26	—
			4	ラッセル・インベストメント	H24.8.29	H24.10.3	H25.6.4	—
			5	ブラザアセットマネジメント	H24.8.29	H24.12.19	H25.6.25	○
			6	ベイビュー・アセット・マネジメント	H24.8.29	H24.10.12	H26.1.28	—
			7	UBPインベストメンツ	H24.8.29	H24.10.5	H25.6.26	—
			8	三菱商事アセットマネジメント	H24.8.29	H24.10.11	H25.12.11	—
			9	タワー投資顧問	H24.9.3	H24.10.17	H25.6.21	—
			10	SBIアセットマネジメント	H24.10.29	H24.12.17	H25.6.28	—
			11	あすかアセットマネジメント	H24.10.29	H25.1.25	H26.2.7	—
			12	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ	H24.10.29	H25.1.25	H25.6.28	—
	13		大和ファンド・コンサルティング	H24.11.12	H24.12.14	H25.6.4	—	
	14		エム・ユー投資顧問	H25.1.21	H25.3.1	H25.6.26	—	
	15		東京海上アセットマネジメント投信	H25.1.21	H25.3.8	H25.6.27	—	
	16		ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・ジャパン	H25.2.20	H25.3.27	H25.7.1	—	
	1	野村不動産投資顧問	H25.4.15	H25.6.21	H25.10.24	—		
	2	T&Dアセットマネジメント	H25.8.26	H25.9.25	H25.11.26	—		
	3	キャピタル・インターナショナル	H25.8.26	H25.9.25	H25.11.26	—		
	4	エー・アイ・キャピタル	H25.10.15	H25.11.8	H26.2.3	—		
	5	アストマックス投信投資顧問	H25.10.15	H25.11.14	H26.2.14	—		
	登 金	1	広島銀行	H25.4.23	H25.4.26	H25.9.26	—	
	投 資 法 人	1	野村不動産オフィスファンド投資法人	H25.4.15	H25.6.21	H25.10.24	—	
		2	野村不動産レジデンシャル投資法人	H25.4.15	H25.6.21	H25.10.24	—	
		3	野村不動産プライベート投資法人	H25.4.15	H25.6.21	H25.10.24	—	
	特例業務届出者	1	HI	H25.1.28	H25.2.1	H25.10.16	—	
		2	キャピタル・マネジメント	H25.1.28	H25.2.1	H25.10.16	—	
		1	Limit Investage	H25.5.21	H25.5.29	H25.6.26	△	

		2	スマイリングパートナーズ	H25.11.28	H26.1.17	H26.2.4	△
		3	スラージュマン	H25.12.4	H25.12.24	H26.2.4	△
	自主規制機関等	1	日本取引所グループ	H25.10.28	H25.11.29	H25.12.24	—
		2	東京証券取引所	H25.10.28	H25.11.29	H25.12.24	—
		3	大阪証券取引所	H25.10.28	H25.11.29	H25.12.24	—
	その他	1	証券保管振替機構	H25.9.5	H25.10.4	H25.11.11	—

- (注1) 区分欄の「運用」は投資運用業者、「登金」は登録金融機関、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。
- (注2) 斜字体数字は、平成23年度及び同24年度に検査に着手した法人である。
- (注3) 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。
- (注4) 備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行い、さらに、金融庁(財務局)が警告書の発出を行ったものである。

担当	区分	被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	備考
関東	金商業者 一種業	1 GKFX証券(旧王子証券)	H24.7.10	H24.7.24	H25.4.22	—
		2 ヘッジファンド証券	H24.10.25	H24.11.2	H25.10.21	—
		3 豊商事	H25.3.4	H25.3.15	H25.5.1	—
		4 エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券	H25.3.4	H25.3.15	H25.4.22	—
		5 フォレックス・ドットコムジャパン	H25.3.6	H25.3.19	H25.6.3	—
		6 FXクリエイト	H25.3.14	H25.3.27	H25.11.22	—
		7 アリーナ・エフエックス	H25.3.14	H25.3.27	H25.4.24	—
		1 Liaison Japon証券(旧プロフィット証券)	H25.4.10	H26.1.10	H26.1.17	○
		2 立花証券	H25.4.10	H25.5.15	H25.7.16	—
		3 ICAP東短証券	H25.4.15	H25.4.26	H25.6.20	—
		4 プレミア証券	H25.5.23	H25.6.5	H25.7.19	—
		5 宇都宮証券	H25.6.3	H25.6.14	H25.7.19	—
		6 セントラル短資FX	H25.6.3	H25.6.14	H25.9.27	—
		7 インターキャピタル証券	H25.6.4	H25.6.14	H25.10.8	—
		8 GIC証券	H25.6.4	H25.6.14	H25.9.20	—
		9 パトナム・インベストメンツ証券	H25.6.4	H25.6.11	H25.7.8	—
		10 共和証券	H25.7.10	H25.7.26	H25.12.4	—
		11 フィデリティ証券	H25.7.10	H25.7.24	H25.9.19	—
		12 インヴァスト証券	H25.8.28	H25.9.18	H25.12.6	—
		13 リテラ・クレア証券	H25.8.28	H25.9.20	H26.2.19	—
		14 あかつき証券	H25.8.28	H25.9.18	H25.11.28	—
		15 長野證券	H25.8.28	H25.9.10	H25.10.30	—
	16 三京証券	H25.10.2	H25.10.23	H25.12.17	—	
	17 東洋証券	H25.10.10	H25.11.8	H26.2.6	—	
	18 ライブスター証券	H25.10.10	H25.10.24	H26.1.14	—	
	19 ストラテジック証券	H25.10.17	H25.10.24	H25.12.3	—	
	20 三業証券	H25.11.13	H25.11.26	H26.1.30	—	
	21 証券ジャパン	H25.11.28	H25.12.16	H26.3.24	—	
	22 だいいこう証券ビジネス	H26.1.16	H26.1.30	H26.3.26	—	
	二種業	1 ライツマネジメント	H24.7.11	H24.8.30	H25.4.16	○
		2 ディベックス	H25.1.21	H25.2.1	H25.8.30	○
		1 TOTAL OPERATION	H25.4.10	H25.4.18	H25.8.1	—
		2 みらいアセットマネジメント	H25.4.10	H25.5.28	H26.2.4	—
		3 アセットプランニング	H25.4.15	H25.5.29	H26.3.13	—
		4 ジーク投資顧問	H25.4.16	H25.5.10	H25.12.9	○
		5 センターポイント・ディベロップメント	H25.6.20	H25.6.20	H25.7.23	※
		6 ファーストブラザーズ	H25.7.23	H25.7.24	H25.10.10	※
		7 ウィナーズ・サポート	H25.9.9	H25.9.24	H26.3.13	—
		8 スプレマシーアセットパートナーズ	H25.9.9	H25.9.25	H26.3.12	—
		9 PROUD Asset Management	H25.9.9	H25.9.20	H26.3.25	○
		10 トラストネクサス	H25.10.2	H25.10.3	H25.10.31	※
		11 キャピタル・ブレイン	H25.10.15	H25.10.31	H26.1.31	—
		12 FEインベスト	H25.10.15	H25.10.29	H26.1.23	—
		13 地域活性ファンド	H25.10.15	H25.10.31	H26.1.27	—
		14 ザイタス・パートナーズ	H25.11.26	H25.12.10	H26.3.12	—
		15 英治出版	H25.11.26	H25.12.11	H26.3.26	—
		16 ロードスターキャピタル	H25.12.2	H25.12.2	H26.1.21	※
17 リアルテックス		H25.12.2	H25.12.3	H26.1.17	※	
18 OVALアセットマネジメント		H25.12.2	H25.12.2	H26.1.28	※	
19 丸巧		H25.12.2	H25.12.2	H26.1.22	※	
20 井門ホームズ		H25.12.9	H25.12.10	H26.1.20	※	
21 ミブコーポレーション		H25.12.9	H25.12.10	H26.1.23	※	
22 リニューアブル・ジャパン		H25.12.9	H25.12.10	H26.1.21	※	
23 RECC		H25.12.9	H25.12.9	H26.1.20	※	
24 丸嶋総業	H25.12.9	H25.12.9	H26.1.23	※		
25 エクセルインベストメント	H25.12.10	H25.12.10	H26.1.23	※		

担当	区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	備考	
	助言	26	JMI	H25.12.12	H25.12.12	H26.1.24	※	
		27	SGリアルティ	H25.12.16	H25.12.16	H26.1.22	※	
		28	K-TREASURE ASSET MANAGEMENT	H26.1.16	H26.1.31	H26.3.13	—	
		1	アブラハム・プライベートバンク	H24.1.19	H24.2.3	H25.10.3	○	
		2	IFA JAPAN	H24.1.19	H24.2.10	H25.10.3	○	
		3	K2Investment	H24.2.29	H24.3.30	H25.9.27	○	
		4	グロースアドバイザーズ	H24.12.3	H24.12.13	H25.7.10	—	
		5	パルナッソ・インベストメント・ストラテジーズ	H24.12.5	H24.12.7	H25.4.4	※	
		6	トレードイノベーション	H25.3.14	H25.3.27	H25.7.24	—	
		7	亜州IR	H25.3.14	H25.3.28	H25.9.25	—	
		1	CIC投資顧問	H25.4.15	H25.4.23	H25.8.22	—	
		2	トラヴィス・コンサルティング	H25.6.4	H25.6.14	H26.2.21	○	
		3	オリオール・アセット・マネジメント	H25.7.23	H25.7.23	H25.10.11	※	
		4	インフォカート	H25.8.28	H25.9.10	H25.12.20	—	
	5	クロスリテイリング	H25.8.28	H25.9.18	H26.3.20	—		
	6	あゆみインベストメント	H25.11.26	H25.12.6	H26.3.5	—		
	7	K2Investment	H26.2.28	H26.3.4	H26.3.5	○		
	運用	1	第一投資顧問	H24.1.19	H24.9.14	H26.3.14	—	
		2	ブラチナムグローバルアセットマネジメントジャパン	H24.5.22	H24.6.8	H25.6.18	—	
		3	GCIアセット・マネジメント	H24.5.22	H24.6.8	H25.6.13	—	
		4	MSインベストメンツ	H24.8.29	H24.9.19	H25.6.6	—	
		5	エピック・パートナーズ・インベストメンツ	H24.8.29	H24.9.28	H25.10.25	—	
		6	ケートス・キャピタル・パートナーズ	H24.8.29	H24.12.12	H25.6.28	○	
		7	アマデウスアドバイザーズ	H24.8.29	H24.11.19	H25.8.30	○	
		8	FGIキャピタル・パートナーズ	H24.10.17	H24.11.6	H25.6.11	—	
		9	フィノウェイブインベストメンツ	H24.10.17	H25.1.29	H25.6.4	—	
		10	TTグローバル・アセットマネジメント	H24.10.17	H24.11.20	H25.11.15	—	
		11	インターキャピタル投資顧問	H24.10.17	H24.11.6	H25.10.25	—	
12		アセットデザイン	H24.10.17	H24.11.6	H25.6.5	—		
13		K2アドバイザーズ・ジャパン	H25.1.21	H25.2.15	H25.9.9	—		
14		ニューバーガー・パーマン	H25.1.21	H25.2.22	H25.9.27	—		
15		Bridge Capital Asset Management (旧Bridge Capital証券)	H25.1.21	H25.2.15	H25.9.30	—		
16		HCアセットマネジメント	H25.1.21	H25.3.8	H25.10.8	—		
17		ナティクシス・アセット・マネジメント	H25.1.21	H25.2.15	H25.9.3	—		
1		Global Arena Capital	H25.4.10	H25.5.8	H25.12.11	○		
2		T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	H25.8.28	H25.9.18	H26.2.5	—		
3		プリンシパル・グローバル・インベスターズ	H25.8.28	H25.9.18	H26.2.17	—		
4		AIFAMアセットマネジメント	H25.10.10	H25.10.31	H26.2.6	—		
5		GCMインベストメンツ	H25.10.10	H25.10.31	H26.1.28	—		
6		メッツラー・アセット・マネジメント	H25.10.10	H25.10.31	H26.2.7	—		
特例業務届出者		1	UGSアセットマネジメント	H25.1.15	H25.1.23	H25.10.21	—	
		2	リードオフマネジメント	H25.1.15	H25.1.23	H25.10.21	—	
		3	ワンハンドレッドパートナーズ	H25.1.17	H25.1.23	H25.10.23	—	
		4	太平フィナンシャルサービス	H25.1.18	H25.1.22	H25.10.25	—	
		5	太平エージェンシー	H25.1.21	H25.1.22	H25.10.25	—	
		1	アセットアーク1号	H25.4.15	H25.5.7	H26.3.10	△	
		2	アセットアーク2号	H25.4.15	H25.5.7	H26.3.10	△	
		3	アセットアーク3号	H25.4.15	H25.5.7	H26.3.10	△	
		4	アセットアーク4号	H25.4.15	H25.5.7	H26.3.10	△	
		5	アセットアーク5号	H25.4.15	H25.5.7	H26.3.10	△	
		6	プラスワン・エコミー	H25.7.10	H25.8.2	H25.12.11	△	
	近畿	金 商業者 一種業	1	プレジアン証券	H25.1.23	H25.3.12	H25.5.31	—
			1	ヒロセ通商	H25.5.20	H25.6.13	H25.7.26	—
			2	播陽証券	H25.9.18	H25.10.4	H26.3.19	—
3		ひびき証券	H25.10.28	H25.11.14	H26.1.30	—		
二種業		1	リオン	H25.8.26	H25.8.28	H25.9.12	※	

担当	区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	備考		
		2	日本商業開発	H25.8.26	H25.8.27	H25.9.12	※		
		3	本多勝彦(幸大商事)	H25.8.26	H25.8.27	H25.9.12	※		
		4	イーマックス・パートナーズ	H25.8.26	H25.8.27	H25.9.13	※		
		5	Gate Keeper Corporation	H25.9.26	H25.9.27	H25.10.21	※		
		6	仁友堂エステーツ	H25.11.13	H25.11.20	H25.11.29	※		
		7	太刀掛事務所	H25.11.15	H25.11.18	H25.11.29	※		
		8	ファースト信託	H25.12.4	H25.12.9	H26.1.10	—		
		9	新不動産研究所	H25.12.4	H25.12.9	H26.1.10	—		
		10	エステートジャパン	H25.12.9	H25.12.16	H26.1.21	※		
		11	ソーシャルアセット	H25.12.10	H25.12.12	H25.12.20	※		
		12	太陽総合鑑定所	H26.1.20	H26.1.24	H26.2.24	—		
		13	シティクルーズ	H26.1.20	H26.1.23	H26.3.4	—		
		14	ウエストパートナーズ	H26.3.5	H26.3.10	H26.3.25	※		
		助言	1	リンケージ	H24.12.3	H24.12.21	H25.5.16	—	
	2		マネービル	H25.1.23	H25.1.29	H25.4.3	—		
	3		芝原賢一(株レモン投資顧問)	H25.2.27	H25.4.18	H25.8.7	—		
	4		トータルプランニング	H25.3.27	H25.4.22	H25.7.23	—		
	5		インフィニティファンズ	H25.3.27	H25.4.18	H25.6.12	—		
	1		日本トレード技術開発	H25.4.22	H25.5.17	H25.8.1	—		
	運用	2	リーブル	H25.6.4	H25.6.17	H25.8.7	—		
		3	FUKU BLD.	H25.7.11	H25.7.23	H25.8.28	※		
		4	阿倍野センタービル	H25.8.26	H25.8.27	H25.9.13	※		
		5	Magne-Max Capital Management	H25.8.30	H25.9.2	H25.10.1	※		
		6	クライアント・ポジション	H25.9.26	H25.9.27	H25.10.15	※		
		1	池田泉州投資顧問	H25.9.17	H25.10.4	H25.11.5	—		
	2	南都投資顧問	H25.10.28	H25.11.13	H25.12.16	—			
	仲介	1	ひびきフィナンシャルアドバイザー	H25.10.28	H25.11.14	H26.1.30	—		
	北海道	金商業者	二種業	1	ネクステップ	H25.8.22	H25.8.22	H25.8.28	※
				2	北海道建物	H25.10.24	H25.10.25	H25.11.14	※
				3	エッセ	H25.11.6	H25.11.6	H25.11.14	※
4				ビッグ	H26.1.31	H26.1.31	H26.2.7	※	
登金		1	1	苫小牧信用金庫	H25.3.11	H25.3.18	H25.5.16	—	
			1	北海道銀行	H25.5.22	H25.6.5	H25.6.27	—	
仲介		1	UGL	H25.4.17	H25.4.19	H25.5.8	—		
東北		金商業者	一種業	1	山形証券	H25.2.19	H25.3.15	H25.5.31	—
				二種業	1	ホットハウス	H25.10.28	H25.10.29	H26.1.10
		2	セルヴァン開発		H25.11.12	H25.11.12	H26.1.10	※	
	登金	1	1	白河信用金庫	H25.1.28	H25.2.5	H25.4.15	—	
			1	仙南信用金庫	H25.5.8	H25.5.17	H25.7.18	—	
			2	会津信用金庫	H25.6.5	H25.6.14	H25.8.30	—	
	仲介	1	1	アイミライ	H25.3.27	H25.3.29	H25.6.20	—	
			1	財産ネットワークス仙台	H25.7.29	H25.7.31	H25.10.24	—	
東海	金商業者	一種業	1	静岡東海証券	H25.2.14	H25.3.1	H25.4.23	—	
			1	岡地証券	H25.5.14	H25.6.6	H25.6.26	—	
			2	豊証券	H25.5.14	H25.6.7	H25.7.2	—	
			3	丸八証券	H25.8.27	H25.9.20	H25.11.28	—	
		二種業	1	おひさま自然エネルギー	H25.7.4	H25.7.5	H25.7.22	※	
			2	カスタマイ	H25.8.27	H25.9.9	H25.11.5	—	
			3	みらい経営	H25.10.10	H25.10.16	H25.11.11	—	
			4	オイカワ	H25.11.21	H25.12.3	H26.1.17	—	
		助言	1	オムニ	H24.11.29	H25.1.28	H25.4.11	—	
			1	太閤	H25.4.10	H25.4.16	H25.5.17	—	
			2	梶田 政人(ボラリス投資コンサルタント)	H25.4.10	H25.4.16	H25.6.21	—	
			3	宮地宏彰(鶴舞経済研究所)	H25.4.17	H25.4.19	H25.5.17	※	

担当	区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	備考	
		4	アデイス	H25.8.27	H25.9.13	H25.11.21	—	
		5	アオヤマ・インベスターズ・パートナー	H25.10.10	H25.10.25	H26.1.16	—	
		6	ファイナンスアカデミー	H25.11.28	H25.12.9	H26.2.28	—	
	特例業務届出者	登 金	1	静岡中央銀行	H25.7.3	H25.7.16	H25.8.28	—
		1	F-SEED	H25.1.21	H25.3.14	—	*	
		2	F-BRAND	H25.1.23	H25.3.25	H25.4.4	△	
		1	アイエムビジョン	H25.11.12	H26.1.31	—	*	
北 陸	金 商業者	一 種 業	1	今村証券	H25.2.28	H25.3.15	H25.4.15	—
			1	島大証券	H25.5.10	H25.5.24	H25.6.26	—
	2		三津井証券	H25.8.21	H25.9.10	H25.12.4	—	
	3		益茂証券	H25.10.11	H25.11.1	H25.12.5	—	
	4		新林証券	H26.1.10	H26.1.31	H26.3.31	—	
	二 種	1	エステック不動産投資顧問	H25.4.17	H25.4.18	H25.5.31	—	
	登 金	1	敦賀信用金庫	H25.6.10	H25.6.18	H25.6.26	—	
中 国	金 商業者	一 種 業	1	ひろぎんウツミ屋証券	H24.9.27	H24.10.25	H25.10.4	—
			1	大山日ノ丸証券	H25.5.14	H25.5.31	H25.6.28	—
		二 種 業	1	社長室	H25.3.5	H25.3.7	H25.4.18	—
			1	第一リアルティ	H25.8.27	H25.8.30	H25.10.4	—
			2	野地興産	H25.9.19	H25.9.20	H25.10.25	※
			3	ビッグパインテール	H25.10.8	H25.10.9	H25.11.5	—
			4	アウルトラスト	H25.10.8	H25.10.11	H25.11.18	—
			5	アール・エステートサービス	H25.10.29	H25.10.31	H25.11.29	—
			6	GAパートナーズ	H25.11.18	H25.11.19	H26.1.10	※
			7	ハウジングあらい	H26.2.4	H26.2.6	H26.3.3	—
		8	総合都市管財	H26.2.25	H26.2.27	H26.3.28	—	
		助 言	1	裕和フィナンシャルマネジメント	H25.3.5	H25.3.8	H25.4.3	—
			1	エーワントレード	H25.4.9	H25.4.12	H25.6.25	—
		特例業務届出者	1	グローバルトラスト	H25.9.17	H25.9.19	H25.10.23	—
	2		ライフフィクス	H25.10.29	H25.11.15	H25.12.17	—	
3	ウイン西和		H25.8.27	H25.8.29	H26.3.26	△		
仲 介	1	金融財務研究所	H25.3.5	H25.3.8	H25.4.3	—		
	1	広島ファイナンシャルプランニング	H25.4.8	H25.4.12	H25.6.25	—		
四 国	金 商業者	一 種 業	1	徳島合同証券	H25.1.16	H25.2.15	H25.5.9	—
			1	穴吹興産	H25.9.4	H25.9.9	H25.10.8	—
		二 種 業	2	あなぶきリアルエステート	H25.9.6	H25.9.10	H25.10.8	—
	3		アールバンレック	H25.12.9	H25.12.12	H26.1.6	—	
	助 言	1	穴吹不動産センター	H25.12.3	H25.12.5	H25.12.19	—	
	登 金	1	徳島銀行	H25.3.7	H25.3.19	H25.4.16	—	
	仲 介	1	浦田ファイナンシャルプランナーズ	H25.4.17	H25.4.19	H25.5.9	—	
九 州	金 商業者	一 種 業	1	大熊本証券	H25.4.10	H25.4.26	H25.6.19	—
			1	別大興産	H25.8.26	H25.8.27	H25.9.24	※
		助 言	1	妹尾眞一(SKプランニング)	H25.1.15	H25.3.26	H25.6.20	—
			1	コージュ	H25.9.9	H25.9.17	H25.9.26	※
	登 金	1	熊本銀行	H25.5.27	H25.6.7	H25.6.24	—	
	仲 介	1	吉田経営	H25.3.14	H25.3.22	H25.6.13	—	
		1	コンサルティングパートナーズ	H26.3.3	H26.3.5	H26.3.26	—	
福 岡	金 商業者	一 種 業	1	西日本シティTT証券	H24.11.26	H25.1.16	H25.4.10	—
			1	ふくおか証券	H25.10.16	H25.11.19	H26.1.30	—
		二 種 業	1	西鉄不動産	H25.6.10	H25.6.13	H25.6.25	※
			2	西日本総合リース	H25.6.17	H25.6.19	H25.6.27	※
			3	九州レップ	H25.7.12	H25.7.17	H25.8.2	※

担当	区分		被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	備考	
		4	オー・エイチ・アイ	H25.8.21	H25.8.23	H25.9.4	※	
		5	トーノ	H25.9.5	H25.9.6	H25.9.20	※	
		6	アイム21	H25.9.13	H25.9.18	H25.12.6	※	
		7	さくらリアルティ	H25.9.24	H25.9.30	H26.1.7	※	
		8	花の木不動産	H25.12.12	H25.12.13	H26.1.20	※	
		9	共立地所	H25.12.20	H25.12.20	H26.1.17	※	
	登	金	1	親和銀行	H25.2.25	H25.3.19	H25.5.16	—
			1	大川信用金庫	H25.4.11	H25.4.23	H25.7.12	—
			2	大牟田柳川信用金庫	H25.5.20	H25.5.29	H25.8.9	—
沖縄	仲	介	1	ファイナンシャルリンク	H25.9.5	H25.9.9	H25.11.14	—
	登	金	1	琉球銀行	H25.2.5	H25.2.19	H25.6.25	—

(注1) 区分欄の「助言」は投資助言・代理業者、「運用」は投資運用業者、「登金」は登録金融機関、「仲介」は金融商品仲介業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。

(注2) 斜字体数字は、平成23年度及び同24年度に検査を着手した法人等である。

(注3) 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。

(注4) 備考欄の△は、検査の結果、問題が認められ、その結果について公表を行い、さらに、金融庁(財務局)が警告書の発出を行ったものである。

(注5) 備考欄の※は、登録申請書等に記載されたとおりの業務運営体制が構築されているかを把握するための検査(登録事項検査)を行ったものである。

(注6) 備考欄の＊は、金商法第187条に基づく調査を実施し、同法第192条に基づき裁判所へ金商法違反行為の禁止命令等の申立てを行ったものである。(1件については、裁判所は申立てどおりの命令を発令し、1件については、裁判所から調査対象先に対する破産手続開始決定の発令を受け、申立を取り下げている。
なお、検査については、裁判所から命令の発令等があったことを踏まえ中止した。

2-4 勧告等実施状況

1 勧告実施件数一覧表

区分	年度、事務年度		20	21	22	23	24	25
勧告件数	50	(19)	74	64	45	62	70	
行政処分に関する勧告	18	(4)	21	19	16	20	18	
証券検査の結果に基づく勧告	18	(4)	21	19	16	18	18	
証券監視委の行った検査等にかかるもの	6	(1)	8	4	7	7	6	
財務局長等の行った検査等にかかるもの	12	(3)	13	15	9	11	13	
取引調査の結果に基づく勧告	0	0	0	0	0	0	0	
国際取引等調査の結果に基づく勧告	-	-	-	-	0	1	0	
犯則事件の調査に基づく勧告	0	0	0	0	0	1	0	
課徴金納付命令に関する勧告	32	(15)	53	45	29	41	51	
取引調査の結果に基づく勧告	20	(10)	43	26	17	25	35	
国際取引等調査の結果に基づく勧告	-	-	-	-	1	7	7	
開示検査の結果に基づく勧告	12	(5)	10	19	11	9	9	
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	0	0	0	0	0	1	1	

1. 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月である。
2. 20年度（ ）内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間（21年4月～6月）の件数である。
3. 25年度の証券検査の結果に基づく勧告には、証券監視委及び財務局等が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として証券監視委及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

2-4-2-① 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成23年度～

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	ウェスコ・ジャパン	H23.4.12	集団投資スキーム持分の私募の取扱いに関して、顧客に対し特別の利益の提供を約束する行為
2	近畿	フューチャーストック	H23.6.21	集団投資スキーム持分の私募及び運用に係る無登録営業
3	委員会	PBAアセットマネジメント	H23.7.5	純財産額が投資運用業を行う金融商品取引業者の政令で定める金額(50百万円)に満たない状況
4	委員会	新東京シティ証券	H23.7.8	業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる状況
5	関東	田原投資コンサルティング	H23.9.30	無登録で外国投資証券に係る募集の取扱い等を行っている状況
6	関東	ビルウェル証券	H23.10.18	純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等
7	委員会	セントラル短資証券	H23.11.25	金融商品取引業者の使用人が職務上の地位を利用した有価証券の取引をする行為等
8	委員会	UBSセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H23.12.9	ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為
9	委員会	シティグループ証券	H23.12.9	報告徴取命令に対する対応の不備 ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為 上級管理職による外務員登録外の外務行為
10	関東	K・B・C	H23.12.20	検査忌避 投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為等
11	関東	フィリップ証券	H24.2.17	投資信託の乗換えに関し顧客に対して重要事項を説明していない状況
12	関東	三晃証券	H24.2.24	上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為
13	関東	総和地所	H24.3.9	総和地所が、同社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与している状況 第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 登録事項等の変更届出未済
14	関東	丸大証券	H24.3.13	顧客分別金信託を不正に流用している状況等
15	委員会	アイティーエム証券	H24.3.22	外国投資信託受益証券につき、基準価額等が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供を行っている行為
16	委員会	AIJ投資顧問	H24.3.22	投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為 虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 忠実義務違反

		23年度
委員会		7
財務局		9
	関東	8
	近畿	1
合計		16

2-4-2-② 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成24年度～

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	SMBC日興証券	H24.4.13	法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法令違反行為を含む不適切な勧誘行為
2	関東	FXCMジャパン証券	H24.6.19	業務運営に関し重大な問題が認められる状況 顧客に必要な証拠金の不足額を預託させることなく、FX取引に係る契約を継続する行為
3	東海	大万証券	H24.6.22	報告徴取命令に対する事実と異なる報告 損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等
4	委員会 (国際取引等調査)	ジャパン・アドバイザー	H24.6.29	内部者取引規制に違反した行為 無登録で投資運用業を営んだ行為 法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
5	委員会	野村證券	H24.7.31	公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況 有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況
6	委員会 (犯則事件の調査)	アイティーエム証券	H24.8.3	投資一任契約に係る善管注意義務違反 役員による投資一任契約の締結に係る偽計への関与
7	委員会	ユナイテッド投信投資顧問	H24.10.10	投資一任契約に係る善管注意義務違反
8	委員会	スタッツインベストメントマネジメント	H24.10.10	投資一任契約に係る善管注意義務違反
9	関東	サンハーベスト	H24.10.12	海外事業に出資する集団投資スキーム(ファンド)の契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 自己の名義をもって他人(新日本経済投資顧問)にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況 ファンドに関し著しく不当な行為を行っている状況
10	関東	新日本経済投資顧問	H24.10.12	無登録で集団投資スキーム(ファンド)持分に係る私募の取扱いを行っている状況 著しく不当な勧誘を行っている状況
11	東海	ユーレカプロジェクト	H24.11.26	業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
12	関東	イニシア・スター証券	H24.12.5	顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況
13	委員会	ビバーチェ・キャピタル・マネジメント	H24.12.7	顧客勧誘資料に虚偽の表示をする行為等
14	委員会	新生インベストメント・マネジメント	H24.12.7	投資一任業務にかかる善管注意義務違反
15	委員会	スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン	H24.12.11	付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が適切に講じられておらず業務管理体制の整備が不十分な状況 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
16	近畿	企業設計	H24.12.14	無登録で外国集団投資スキーム持分に係る募集又は私募の取扱いを行っている状況
17	北海道	FPLアセットマネジメント	H24.12.14	無登録で投資信託に係る私募の取扱いを行っている状況
18	東海	Forex&Mineral Trading	H24.12.21	集団投資スキーム(ファンド)持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 権利者から出資を受けた金銭を流用する行為 純財産額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当な金額を満たさない状況
19	関東	メジャーインベスト	H25.3.15	顧客からの金銭の預託の受入れ
20	近畿	Joule	H25.3.15	業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反

	24年度
委員会	7
財務局	11
関東	5
近畿	2
東海	3
北海道	1
その他(※2)	2
合計	20

※ ジャパン・アドバイザーについては国際取引等調査の過程で、アイティーエム証券については犯則事件の調査の過程で明らかとなった事案である。

2-4-2-③ 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成25年度～

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	アール・ビー・エス・セキュリ ティーズ・ジャパン・リミテッド (アール・ビー・エス証券会社東 京支店)	H25.4.5	円LIBORに係る不適切な行為 親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為
2	関東	ライツマネジメント	H25.4.16	業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 等
3	委員会	MRI INTERNATIONAL,INC.	H25.4.26	顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する 行為等 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げ る行為 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 報告徴取命令に対する虚偽の報告
4	委員会	プラザアセットマネジメント	H25.6.25	投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめる べき表示をする行為
5	関東	ケートス・キャピタル・パート ナーズ	H25.6.28	年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況
6	委員会	With Asset Management	H25.8.2	公益又は投資者保護上著しく不当な行為を行っている状況
7	関東	アマデウスアドバイザーズ	H25.8.30	投資一任業務に係る忠実義務違反等
8	関東	ディベックス	H25.8.30	業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状 況 報告徴取命令に対する虚偽報告
9	関東	K2Investment	H25.9.27	無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況
10	関東 委員会	アブラハム・プライベートバンク	H25.10.3	無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をす る行為 顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供する行為
11	関東	IFA JAPAN	H25.10.3	無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況
12	委員会	ドイツ証券	H25.12.5	厚生年金基金の役職員に対し特別の利益を提供している状況
13	関東	ジーク投資顧問	H25.12.9	金融商品取引契約の締結の勧誘に関する虚偽告知等 検査忌避
14	関東	Global Arena Capital	H25.12.11	集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行 為 顧客出資金の目的外運用及び流用 純財産額が法定の基準を下回っている状況等
15	関東	Liaison Japon証券(旧 プロ フィット証券)	H26.1.17	純財産額が法定の最低純財産額に満たない状況 業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況
16	関東	トラヴィス・コンサルティング	H26.2.21	無登録業者に名義貸しを行っている状況
17	関東	K2Investment	H26.3.5	業務停止命令違反
18	関東	PROUD Asset Management	H26.3.25	無登録業者による投資事業有限責任組合の出資持分の取得勧誘に加担してい る状況等

25年度	
委員会	6
財務局	13
関東	13
合計	18

※アブラハム・プライベートバンクについては、委員会及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っており、内訳として委員会及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

2-4-3 勧告等事案の概要一覧表

(1) 金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告等

①証券検査の結果に基づく勧告

(平成25年4月～平成26年3月)

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	25. 4. 5	<p>【アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(アール・ビー・エス証券会社東京支店)(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>(1) 円 LIBOR に係る不適切な行為 当社短期金利商品部のトレーダー(当時。以下「Aトレーダー」という。)等は、平成18年半ば頃から同22年初め頃までの間ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー銀行が提示する円 LIBOR について、同銀行のトレーダーに指図するなどして、円 LIBOR 提示担当者(以下「提示者」という。)に対し、Aトレーダー等が行っていた円金利に係るデリバティブ取引に有利になるよう、LIBOR を変動させることを目的として、提示レートの変更を要請するなどの働きかけを継続的に行っていた。 Aトレーダー等が行った当該行為は、円 LIBOR が金融機関による資金の調達・運用をするときの基準金利となるなど極めて重要な金融指標であることなどに鑑みれば、市場の公正性を損なうおそれがあり、公益及び投資者保護上、著しく不当かつ悪質であり、重大な問題があると認められる。</p> <p>更に、こうした働きかけを長期間にわたり看過し、当該行為を放置し適切な対応を行っていないなど、当社の内部管理態勢には重大な不備が認められた。</p> <p>(2) 親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為 ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー銀行がエービーエヌ・アムロ・バンク・エヌ・ブイ銀行を合併したことに伴い、平成21年6月末に両銀行の東京支店は統合した。 当該統合に先立ち、当社チーフ・オペレーティング・オフィサー(以下「COO」という。)は、銀行統合業務を自らの主要業務と位置づけ、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー銀行東京支店(以下「RBS銀行東京」という。)の職員も参加する当該統合に関する会議を複数回招集するなど、日常的に統合会議に参加しており、銀行業務に関与している状況にあった。このような状況において、平成20年5月から同22年2月にかけて、RBS銀行東京及びエービーエヌ・アムロ・バンク・エヌ・ブイ銀行東京支店の顧客に関する非公開情報をCOOは複数回、当社チーフ・エグゼクティブ・オフィサー(当時)は1回受領している。</p> <p>また、当社コンプライアンス部は、COOが銀行統合に関する会議へ参加していたこと及びRBS銀行東京からの情報を入手していたことについて社内から報告を受けていたが、事実関係を何ら調査していないなど、当社の内部管理態勢には不備が認められた。</p> <p>上記(1)の行為は、(i)当該行為は当社における業務に関し行ったものと認められること、(ii)また、当該行為は市場の公正性を損なうおそれがあること、などに鑑みれば、公益及び投資者保護上、著しく不当かつ悪質であり、重大な問題があると認められる。更に、当社の内部管理態勢には重大な不備が認められる。以上から、当社の業務運営の状況は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第51条に規定する「業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当すると認められる。</p> <p>上記(2)の親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為は、金商法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業者等に関する内閣府令第153条第1項第7号に該当すると認められる。</p>	<p>行政処分日 平成25年4月12日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①左記法令違反に係る責任の所在の明確化。 ②役職員の法令遵守の徹底。 ③経営管理・業務運営態勢の充実・強化を含む再発防止策の策定。 ④上記①～③について、その実施状況を平成25年5月13日(月)まで及びその後3月ごとに、また必要に応じて随時に、書面で報告すること。</p>

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2	25. 4. 16	<p>【ライツマネジメント株式会社(関東)】 ※会社勧告</p> <p>○ 業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等</p> <p>当社は、平成 22 年 7 月から同 24 年 1 月までの間、A 株式会社、B 株式会社及び C 株式会社(以下、各社を「A 社」、「B 社」及び「C 社」という。)他 3 社(以下「本件発行者」という。)が発行した合計 7 本の信託受益権の私募の取扱いを行った。これにより、当社において、営業員 16 名が、少なくとも約 1,900 名の顧客に対し、総額約 40 億円の信託受益権を取得させている。当該取得に係る勧誘等の状況について検証したところ、以下のとおり、不適切な状況が認められた。</p> <p>(1) 信託受益権の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社営業員 16 名のうち、少なくとも 6 営業員は、少なくとも 16 顧客に対し、実在しない証券会社の営業員を名乗る第三者をして、顧客に連絡させ、「ライツマネジメント株式会社が販売している信託受益権は限定商品であり、購入できない方が欲しいと言っている。同社に連絡して、当該受益権を購入できれば、転売することで、短期間で儲かる」などと述べさせた上で、この連絡を受けた顧客が当社に連絡してきた場合、顧客に対し、当社営業員が「当社が販売する信託受益権を購入すれば、転売により短期間で利益が得られる」などの虚偽の事実を告げるにより、信託受益権の取得勧誘(以下「本件劇場型勧誘」という。)を行った。 当社は、平成 22 年 10 月頃、関東財務局から本件劇場型勧誘の疑いについて指摘を受けて勧誘の実態報告を求められたにもかかわらず、不十分な内容の報告を繰り返し、本件劇場型勧誘を停止することなく継続しており、上記 16 顧客のうち 7 名は、同年 10 月以降に当社営業員から本件劇場型勧誘を受けて信託受益権を取得している。</p> <p>(2) 本件劇場型勧誘に関する報告徴取命令に対する虚偽の報告等 当社は、平成 23 年 5 月 13 日付で関東財務局長から本件劇場型勧誘に係る事実関係の調査及び報告を命じる旨の報告徴取命令を受けているが、同月 25 日付で「信託受益権のすべての取得者に対し、当社の勧誘行為の状況についてヒアリング調査を行った」、(一部の顧客に返金を行ったことについて)「返金は、不適切な勧誘がなされた顧客のうち継続保有の意思がない顧客に対し当社が自発的に行ったものである」などと虚偽の報告をした。 更に、当社は、こうした虚偽の報告を行う一方で、信託受益権の販売を継続していた。</p> <p>(3) 無登録の信託受益権を販売している状況 当社が販売した信託受益権は、いずれも信託法第 3 条第 3 号に掲げる方法により設定された自己信託の受益権として発行されたものである。こうした信託受益権を 50 名以上の者に取得させる場合には、発行者は信託業法第 50 条の 2 第 1 項の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けなければならないところ、本件の 7 本の信託受益権のうち 6 本は、いずれも受益者が 50 名を大幅に超えているにもかかわらず、本件発行者のうち 5 社は、いずれも内閣総理大臣の登録を受けていない。 それにもかかわらず、当社は、本件発行者が発行した信託受益権の販売を行っていた。</p> <p>(4) 信託受益権が適切に管理・運用されていないことを認識しながら、新たな信託受益権の取得勧誘を継続している状況等 当社は、平成 23 年 2 月頃から、信託受益権の発行者から委託を受けて、信託受益権に係る配当金の必要額の計算及び顧客への支払業務を行い、信託財産に係る事業収益である利用権収入や配当収入を記載した信託財産状況報告書を、顧客</p>	<p>行政処分日 平成 25 年 4 月 24 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>登録取消し</u> ・ 関東財務局長(金商)第 1805 号の登録を取消す。</p> <p><u>業務改善命令</u> ①顧客の状況、顧客が出資した財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。 ②顧客に対し、顧客が出資した財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向も踏まえて必要な手続きを行うこと。 ③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。 ④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2 つづき		<p>に送付している。</p> <p>顧客に支払う配当金額は信託財産に係る事業収益に基づき算出されるものであるところ、当社は、平成 23 年 6 月 8 日に、同日まで信託受益権の発行を行っていた C 社から 1,600 万円の入金を受け、同月 10 日に、この中から、A 社の発行する信託受益権を取得した少なくとも延べ約 260 顧客に対し、合計約 70 万円を支払うとともに、B 社の発行する信託受益権を取得した少なくとも延べ約 300 顧客に対し、合計約 280 万円の配当金を支払った。</p> <p>このように、当社は信託財産が本来の運用目的とは異なり適切に管理・運用されていないことを認識していたにもかかわらず、信託受益権の販売を継続し、さらには事業収益等について裏付けとなる資料を一切確認しないまま、発行者から口頭で伝えられた、信憑性に疑義のある事業収益等を記載した信託財産状況報告書を顧客に送付している。</p> <p>(5) 契約締結前交付書面等の記載の不備</p> <p>当社が信託受益権を販売した際に顧客に交付した契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面には法定の事項が記載されていないなどの不備があることから、当社の顧客に対する情報提供は不十分であると認められる。</p> <p>当社が行った上記(1)の行為は、金商法第 38 条第 1 号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に、上記(2)の行為は、同法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告徴取命令に対し虚偽の事実を記載した報告書を関東財務局長に提出したものであり、同法第 52 条第 1 項第 6 号に規定する「金融商品取引業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に、それぞれ該当するものと認められる。</p> <p>上記(3)及び(4)の状況は、金融商品取引業者として極めて不適切な業務運営の状況であり、公益又は投資者保護上重大な問題があると認められることから、同法第 52 条第 1 項第 9 号に規定する「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いととき」に該当するものと認められる。</p> <p>上記(5)のうち、顧客に交付した契約締結前交付書面の記載の不備は同法第 37 条の 3 第 1 項の規定に、契約締結時交付書面の記載の不備は同法第 37 条の 4 第 1 項の規定に、それぞれ違反するものと認められる。</p>	
3	25. 4. 26	<p>【MRI INTERNATIONAL, INC. (証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>当社は、米国において行う診療報酬請求債権 (Medical Account Receivables。以下「MARS」という。)の購入及び回収事業(以下「本事業」という。)から生じる利益の一部を配当することを内容とする権利(以下「本件ファンド持分」という。)の販売勧誘を行っている。本件ファンド持分は、配当金等に関する条件の異なるファンド A とファンド B の 2 種類が存在する。</p> <p>当社は、多数の個人顧客に対し、出資金は、第三者機関の名義で開設された信託口座等で分別して管理していると説明している。しかしながら、顧客から本件ファンド持分の取得のための出資金としてファンド A 用の信託口座に入金された資金は、そのおおむね全額が、ファンド B 用の信託口座に送金されている事実が認められた。また、ファンド B 用の信託口座からは、当社名義の銀行口座への送金並びにファンド A 及びファンド B の顧客への送金がなされており、少なくとも平成 23 年以降において、当社の固有財産並びにファンド A に係る財産及びファンド B に係る財産の分別管理が行われていない状況が認められた。</p> <p>そのような中、当社の業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>(1) 顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金</p>	<p>行政処分日 平成 25 年 4 月 26 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>登録取消し</u> ・関東財務局長(金商)第 1881 号の登録を取り消す。</p> <p><u>業務改善命令</u> ①本件行政処分の内容について、顧客に対し適切に説明を行うこと。 ②顧客の状況、顧客が出資した財産の運用・管理の状況を早急に把握し、顧客に対し、顧客が出資した財産の運用・管理の状況その他必要</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき		<p>の支払いに流用する行為等 上記の信託口座の入出金記録によれば、当社においては、上記のとおり、少なくとも平成 23 年以降、財産の分別管理が行われていない状況において、本件ファンド持分を取得するために出資した顧客の資金は、本事業に用いられることなく、他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに充てられていた。</p> <p>このような取扱いを継続する中、当社においては、顧客への配当金及び償還金の支払遅延が発生している。当社、顧客による出資金の入出金を管理する信託口座に係るこのような状況にもかかわらず、本件ファンド持分の取得勧誘を継続していた。</p> <p>上記の行為等は、金商法第 52 条第 1 項第 9 号に掲げる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、多数の個人投資家に対し、本件ファンド持分の取得を勧誘しているが、今回検査において、当社の平成 24 年における勧誘に関し、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の内容を検証したところ、以下の問題点等が認められた。</p> <p>イ 出資金の使途 当社は、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の記載において、顧客に対して「出資金はMARS購入及び回収事業にのみ充てられる」旨を告知していたところ、上記(1)のとおり、少なくとも平成 23 年以降、当社は顧客からの出資金を他の顧客への配当金及び償還金の支払いに充てる取扱いをしていた。</p> <p>ロ 配当金の支払い 当社は、契約締結前交付書面及び契約書の記載において、顧客に対して「配当金は出資対象事業によって得られた利益から支払う」旨を告知していたところ、上記(1)のとおり、少なくとも平成 23 年以降、当社は顧客からの出資金を他の顧客への配当金の支払いに充てる取扱いをしていた。</p> <p>出資金の配当金及び償還金の支払いに係る上記イ及びロの状況を踏まえれば、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の記載による告知は、虚偽のことを告げる行為であり、金商法第 38 条第 1 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。</p> <p>(3) 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 当社は、第 12 期事業報告書(事業年度：平成 22 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで)及び第 13 期事業報告書(事業年度：平成 23 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで)において、各期末における資産合計及び負債・純資産合計について、実態とは異なる数値を記載するなどしたこれら事業報告書を関東財務局長に提出した。</p> <p>上記の行為は、金商法第 47 条の 2 に違反するものと認められる。</p> <p>(4) 報告徴取命令に対する虚偽の報告 当社は、証券取引等監視委員会が今回検査の過程において当社代表取締役社長等に対して発出した報告徴取命令に対し、第三者機関と共同して信託口座に対する内部査定を実施した旨回答している。しかしながら、当社と第三者機関が共</p>	<p>な事項の説明を行うこと。</p> <p>③顧客の意向も踏まえ、顧客が出資した財産の顧客への返還に関する方針を策定し、速やかに実施すること。</p> <p>④顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>⑤会社財産を不当に費消しないこと。</p> <p>⑥上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき		<p>同して内部査定を行った事実は認められない。</p> <p>上記の行為は、金商法第 52 条第 1 項第 6 号に掲げる「金融商品取引業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。</p> <p>更に、今回検査において、当社は、平成 25 年版のパンフレット等の勧誘資料を作成済みであり、新たに多数の顧客に対する取得勧誘を行う計画を進めている状況が認められるなど、投資者保護上極めて不適切な状況が継続しており、緊急に是正を要するものと認められる。</p>	
4	25. 6. 25	<p>【プラザアセットマネジメント株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>○ 投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>(1) 当社は、X社が運用する外国ファンド a-1 を経由して外国ファンド A に投資する国内単位型私募投資信託(以下「本件単位型ファンド」という。)を設定し、その運用を行っている。外国ファンド A は、X社が運用する会社型外国投資信託であり、米国の生命保険証券を投資対象としている。</p> <p>また、当社は、外国ファンド a-1 とは別の、外国ファンド a-2 を経由して同じく外国ファンド A に投資する国内追加型私募投資信託(以下「本件追加型ファンド」という。)を設定し、その運用を行っている。</p> <p>更に、当社は、本件単位型ファンド及び本件追加型ファンド(以下「本件 2 ファンド」という。)を組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘を行っている。</p> <p>このほか、当社は、上記の本件 2 ファンドと同じく外国ファンド A に投資する外国ファンド a-3 を組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘を行っている。</p> <p>本件追加型ファンド又は外国ファンド a-3 を組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘に関し、以下イ及びロの問題が認められた。</p> <p>イ 平成 20 年 12 月、外国ファンド A の流動性が低下したことにより外国ファンド a-1 の解約代金の支払いが遅延することとなったことに伴い、本件単位型ファンドの解約代金の支払いも遅延することとなった。</p> <p>更に、平成 21 年 2 月には、外国ファンド a-1 の解約の受付が停止されたことに伴い、本件単位型ファンドの解約の受付も停止された。</p> <p>このような状況の下、当社は、平成 21 年 2 月から同 22 年 6 月までの間、本件追加型ファンドを組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘を行う際に、本件追加型ファンドが比較的高い流動性リスクを有することについての一般的な説明は行っていたものの、本件追加型ファンドと最終的な投資先が同一である本件単位型ファンド及び外国ファンド a-1 について、その解約代金の支払いが遅延し、及び解約の受付が停止されているとの投資判断上重要な事実を説明していない。</p> <p>ロ 平成 22 年 8 月、当社は、X社との間で、外国ファンド a-1 の解約については、一定の方法により算出される解約対応可能金額の範囲内に制限する旨の契約を締結した。</p> <p>更に、平成 22 年 11 月、当社は、本件単位型ファンドの約款を変更し、その解約対応可能金額を制限し、顧客の保有口数に応じて比例配分した額を上限とすることとした。</p> <p>このような状況の下、当社は、上記の約款変更以降、本件追加型ファンド及び外国ファンド a-3 を組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘を行う際に、本件追加型ファンド及び外国ファンド a-3 が比較的高い流動性リスクを有することについての一般的な説明は行っていたものの、本件追加型ファンド及び外国フ</p>	<p>行政処分日 平成 25 年 7 月 2 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。</p> <p>②特に、投資一任契約の締結・運用に際しては、重要な事項の顧客への開示に係る社内規則の策定など、十分な体制を構築することを含め、具体的な再発防止策を策定すること。</p> <p>③今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>④本件についての顧客説明、顧客への対応など投資者保護のために適切な措置を講じること。</p> <p>⑤上記①から④について、平成 25 年 8 月 1 日までに書面で報告すること。</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
4 つづき		<p>ファンド a-3 と最終的な投資先が同一である本件単位型ファンド及び外国ファンド a-1 について、約款変更等によりその解約に制限が課せられているとの投資判断上重要な事実を説明していない。</p> <p>(2) 当社は、外国ファンド B を投資対象とする複数の国内単位型私募投資信託を設定し、その運用を行っている。外国ファンド B は、Y 社が運用する会社型外国投資信託であり、米国の生命保険証書を投資対象としている。 上記の国内単位型私募投資信託を組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘に関し、以下の問題が認められた。</p> <p>外国ファンド B を投資対象とする複数の国内単位型私募投資信託のうち、当初(平成 21 年 8 月)設定されたもの(以下「当初設定ファンド」という。)について、当初の償還日が近づいた平成 23 年 3 月、外国ファンド B の流動性が低下したことにより当初設定ファンドの償還に必要な外国ファンド B の解約ができない状況となったことに伴い、当初設定ファンドの償還が複数回にわたり延長されることとなった。 このような状況の下、当社は、当初設定ファンドの当初の償還日(平成 23 年 3 月)から複数回にわたる償還延長による最終的な償還日(同年 10 月)までの間、当初設定ファンドと同じく外国ファンド B を投資対象とする他の国内単位型私募投資信託を組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘を行う際に、それらが比較的高い流動性リスクを有することについての一般的な説明は行っていないもの、当初設定ファンドの償還が延長されているとの投資判断上重要な事実を説明していない。</p> <p>当社が行った上記(1)及び(2)の行為は、金商法第 38 条第 7 号(平成 22 年 9 月 30 日以前の行為については、金商法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 58 号)による改正前の同条第 6 号)の規定に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、(略)重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p>	
5	25. 6. 28	<p>【株式会社ケートス・キャピタル・パートナーズ(関東)】 ※会社勧告</p> <p>○ 年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況 当社は、平成 21 年 6 月に投資助言・代理業の登録を受け、同 22 年 6 月に投資運用業の登録を受けている。 当社は、平成 21 年 8 月から同 24 年 6 月までの間、当社代表取締役(当時)及び当社営業担当部長(当時)が中心となって、厚生年金基金を含む複数の年金基金の関係者に対し、頻繁に接待を行っていた。 特に、当社は、みなし公務員である A 厚生年金基金の理事長等に対して、平成 21 年 8 月から同 23 年 6 月までの間、40 数回の接待を行い、約 260 万円に相当する利益を提供した。 当社は、平成 21 年 7 月以降、海外の運用会社との間における投資顧問契約に基づき当該運用会社が運用する外国投資信託(以下「本件外国投資信託」という。)の資産残高に応じた助言報酬を得ているところ、投資運用業の登録前における A 厚生年金基金に対する接待は、A 厚生年金基金に本件外国投資信託への投資を行わせることを目的として行われたものと認められる。また、投資運用業の登録後における接待は、A 厚生年金基金との間における投資一任契約の締結、本件外国投資信託への追加投資を行わせること等を目的として行われたものと認められる。</p> <p>当社が行った A 厚生年金基金に対する上記の行為は、金商法第 38 条第 7 号の規定に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 3 号に規定する「金融商品取引契約につき、(略)顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為」に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成 25 年 7 月 9 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令 ・新たな投資一任契約の締結及び全ての投資助言・代理業務(解約を除く)の禁止(平成 25 年 7 月 9 日から平成 25 年 10 月 8 日の間)</p> <p>業務改善命令 ①金融商品取引業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現する</p>

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき			<p>ための業務運営方法の見直しを図ること。</p> <p>②今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>③今般の法令違反行為の発生原因を究明するとともに、再発防止策を策定し、実施すること。</p> <p>④本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。</p> <p>⑤上記①から④について、1ヶ月以内に書面で報告すること。</p>
6	25. 8. 2	<p>【With Asset Management 株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>○ 公益又は投資者保護上著しく不当な行為を行っている状況 当社は、前回検査基準日(平成 21 年 11 月)から今回検査基準日(平成 25 年 4 月)までの間、当社等を営業者とする計 30 種類の匿名組合契約(以下「本件ファンド」という。)に基づく権利(以下「本件ファンド持分」という。)の取得勧誘を行っている。 本件ファンドの多くにおいて、顧客の投資資金は、株式会社 Infinity Holdings (以下「IH」という。)に対し、金銭貸付けを行うことで運用することとされている。</p> <p>(1) 本件ファンドの多くについて運用が適切でないと認識しながら行う勧誘行為等 当社と IH は、平成 24 年 6 月までは、資本関係上、IH が当社を支配する関係にあった。また、同年 7 月以降も現在まで、当社運営ファンドの資金管理(顧客への分配金等の支払事務を含む。)を IH が行っているほか、IH の A 代表取締役が当社営業員に対し営業推進に係る指示を出しているなど、当社は、IH に従属しており、両社が一体となって業務を行う状況が継続していると認められる。 こうした中、当社における業務の運営状況を検証したところ、下記イ及びロのとおり、不適切な状況が認められた。</p> <p>イ 本件ファンドの多くについて運用が適切でないと認識しながら行う勧誘行為 当社は、本件ファンドの多くについて、顧客の投資資金を、IH への金銭貸付けによる運用の形式を採って IH に提供していたが、IH は、かかる資金を、貸金業の登録を受けることなく、反復継続して多数の企業及び個人に対し金銭貸付けを行うことにより運用している(無登録貸金業(貸金業法第 11 条))。 しかしながら、当社が IH に従属する中で、下記(イ)から(ハ)のとおり、当社より IH への金銭貸付けについては適切な債権管理が一切なされておらず、当社は、IH が貸金業の登録を受けていないと認識していたにもかかわらず、その後もファンド取得勧誘及び IH に対する資金提供を漫然と継続していた。 このような当社の状況は、実質的には、IH の無登録貸金業の資金調達を行う機能を果たしていたに過ぎず、その</p>	<p>行政処分日 平成 25 年 8 月 8 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>登録取消し ・関東財務局長(金商)第 1825 号の登録を取消す。</p> <p>業務改善命令</p> <p>①顧客の状況、顧客財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。</p> <p>②顧客に対し、顧客財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向も踏まえて必要な手続きを行うこと。</p> <p>③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6 つづき		<p>ために、第二種金融商品取引業のファンド販売の形式が利用されていたものと認められる。その結果、本件ファンドの多くにおいては、ファンドの資金の運用として行う必要のある運用状況の把握等が、なんら行われていない状況にある。</p> <p>(イ) IHにおける出資金の運用状況が把握されていない状況 当社は、本件ファンドの多くがIHに貸し付けた資金のIHにおける運用状況について、基本的にIHから不定期に口頭で説明を受けるのみで、当社からは確認していなかった。また、当社は、今回検査においても、IHに貸し付けた資金の使途等について、IHに聞かなければ分からないと説明するなど、IHにおける資金の運用状況を適時、適切に把握する態勢を全く整備していなかった。</p> <p>(ロ) IHへの金銭貸付けに係る消費貸借契約の契約書が作成されていない状況 当社は、IHへの金銭貸付けについて、弁済期や利息等の基本的な事項を盛り込んだ金銭消費貸借契約書を作成していなかった。</p> <p>(ハ) IHの財務状況等が把握されていない状況 IHへの金銭貸付けには、なんら担保が設定されていないため、本件ファンドは、IHの信用リスクを全面的に負う立場にある。 しかしながら、当社は、IHの財務状況について、資産、負債及びキャッシュ・フロー等の一切の状況を把握していなかった。</p> <p>ロ 当社営業員により不当な社債の私募又は募集の取扱い(無登録の第一種金融商品取引業)が行われており従業員管理態勢が不十分な状況 当社の営業員は、IHの投資先である会社の社債について、第一種金融商品取引業者の登録のないIHのA代表取締役からの指示により、複数の既存顧客に対して勧誘をし、取得させていた。当該行為は、無登録金融商品取引業に該当するものと認められる(金商法第29条)。 しかしながら、当該行為は、当社代表取締役及び当社管理部門において、漫然と見過ごされていた。</p> <p>当社の上記イ及びロの状況は、当社がIHによる金銭貸付けが適切でないことを認識しながら、本件ファンドの取得勧誘を漫然と継続し、IHの行う無登録貸金業の資金調達機能を継続的に果たしていたものであり、また、当社営業員により不当な社債の私募又は募集の取扱い(無登録第一種金融商品取引業)が行われていることが見過ごされているといった従業員管理態勢が不十分な状況であり、金商法第52条第1項第9号(金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき)に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 本件ファンド持分の取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為 当社営業員は、実際の運用実績を上回る虚偽の運用実績を記載した運用報告書を使用し、本件ファンド持分に係る取得勧誘を実施していた。 当社の上記の行為は、金商法第38条第1号(金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為)に該当するものと認められる。</p>	

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7	25. 8. 30	<p>【アマデウスアドバイザーズ株式会社(関東)】 ※会社勧告</p> <p>○ 投資一任業務に係る忠実義務違反等 当社が年金基金との間で締結した投資一任契約に係る投資一任業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 一任報酬を過大に受領している状況等</p> <p>イ 当社は、年金基金との投資一任契約に基づき、当社が組成した甲投資事業有限責任組合(以下「甲ファンド」という。)を投資対象先に組み入れているが、甲ファンドは、投資を行う際のマザーファンドとしての機能を担っており、最終的な投資対象となる株式・債券等への投資のほとんどは、当社が組成に関与し、個々に投資一任契約等を締結する匿名組合を階層的に組み入れた後に行われている。しかしながら、当社は、こうした投資スキームにどのような投資経済効果があるかについて合理的な説明ができておらず、顧客資産をお互いの中で内部的に受け渡しているだけの各匿名組合からそれぞれ一任報酬を受領することにより、平成21年8月から同24年7月までの間に年金基金5顧客から得た一任報酬約81百万円のうち、約31百万円を過大に受領している。</p> <p>ロ 当社は、階層的に組み入れている匿名組合で発生する各種報酬について、年金基金に対し十分な説明を行っていない。</p> <p>(2) 投資決定のための必要な調査等を行っていない状況 当社は、甲ファンドから当社が組成に関与し投資一任契約を締結している乙匿名組合へ投資する際、投資先を選定するにあたり行うべき投資決定のための必要な調査等(デューデリジェンス)を全く実施しないまま投資を行い、投資を行った後も運用状況のモニタリング等を全く行わないまま、乙匿名組合に当社社長の親族企業への業務委託や出資等を行わせており、結果的に平成23年12月末日時点において、投資額482百万円に対し、損失額が約420百万円(△87%)と投資額の大宗を毀損させている。</p> <p>(3) 運用財産の純資産価額について適正な時価評価をせずに報告を行っている状況</p> <p>イ 当社は、平成24年3月27日以降に受領した監査報告書(平成23年12月末日基準日)において、甲ファンドに組み入れられた乙匿名組合出資持分の純資産価額(以下「NAV」という。)が135百万円となっていたにもかかわらず、同日以降の年金基金及び信託銀行への報告において、甲ファンドのNAVを初期投資額である480百万円としていた。</p> <p>ロ 当社が平成24年9月5日に信託銀行へ報告した甲ファンドのNAV(平成24年7月末基準日)は、前月に信託銀行へ報告したNAVと同額であり、当社がNAV計算業務委託業者から受領したNAVと異なっていた。</p> <p>ハ 当社が平成24年10月3日に信託銀行へ報告した甲ファンドのNAVは、時価基準日が同年9月30日であったにもかかわらず、同年10月1日に組み入れた資産の時価評価を反映した価額となっていた。</p> <p>当社が行った上記(1)の行為は、顧客である年金基金のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、金商法第42条第1項に違反すると認められる。</p> <p>当社が行った上記(2)及び(3)の行為は、権利者に対し、善良な管理者の注意をもって投資運用業を行っていないものであり、</p>	<p>行政処分日 平成25年9月6日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務停止命令</u> ・新たな投資一任契約の締結の禁止(平成25年9月6日から平成25年12月5日の間)</p> <p><u>業務改善命令</u> ①金融商品取引業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。 ②今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。 ③今般の法令違反行為の発生原因を究明するとともに、再発防止策を策定し、実施すること。 ④本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ⑤上記①から④について、1ヶ月以内に書面で報告すること。</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		<p>金商法第 42 条第 2 項に違反すると認められる。</p> <p>また、当社が行った上記(3)イの行為は、事実と異なるNAVを記載した運用報告書を顧客である年金基金に交付しているものであり、金商法第 42 条の 7 第 1 項(運用報告書交付義務)に違反すると認められる。</p>	
8	25. 8. 30	<p>【株式会社ディベックス(関東)】 ※会社勧告</p> <p>(1) 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 当社は、平成 24 年 1 月から同年 8 月までの間、自らを営業者とする匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分の私募を行い、8 名の営業員が、36 名の顧客に対し、総額約 93 百万円の出資持分を取得させている。 当社の当該取得に係る勧誘等の状況について検証したところ、以下のとおり、不適切な状況が認められた。</p> <p>イ 本件ファンドの出資持分の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行うに当たり、調達した資金を当社の事業に充てることを予定しており、顧客のために運用する意思を一切有しておらず、実際にも、調達した資金について運用を一切行っていないかった。 こうした状況にもかかわらず、当社営業員は、顧客に対し、本件ファンドの営業者である当社が、本件ファンドの資金を外国為替証拠金取引や国内上場株式取引等により運用する旨を記載した契約書等を交付し、又は本件ファンドの過去の投資による配当が年 6%を下回ったことはない旨説明するなど、虚偽の事実を告げて本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。</p> <p>ロ 本件ファンドの出資金について分別管理が確保されていないまま本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行う行為 本件ファンドに係る契約書には、出資金の管理方法に関する記載がなく、出資金について分別して管理することが確保されていないにもかかわらず、当社は、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。</p> <p>ハ 不正又は著しく不当な行為を行っている状況</p> <p>(イ) 本件ファンドの出資金を自社の事業に流用し、さらに当該状況を認識しながら本件ファンドの出資持分の取得勧誘を続けている状況 当社は、本件ファンドの出資金の一切を、当社の固有財産と混同して管理し、本件ファンドの運用目的とは関係のない当社の事業に流用している。さらに当社は、当該状況を認識しながら、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を継続していた。</p> <p>(ロ) 本件ファンドから当社私募債への不適切な乗換え勧誘等を行っている状況 当社は、本件ファンドの運用目的に沿った出資金の運用を一切行っていないにもかかわらず、毎月、顧客に対し、運用による配当金と称する金銭を支払っていた。このような本件ファンドの運営が不適切であり、配当金の支払いを停止し、本件ファンドを解約して出資金を顧客に返還しなければならないことを当社は平成 24 年 6 月に認識したが、上記(イ)のとおり、当社は、本件ファンドの出資金を当社の事業に充てており、顧客に返還することができない状況にあった。 そこで、当社は、本件ファンドの解約による出資金の返還を免れるため、当社の発行する社債(以下「当社私募債」という。)を販売して本件ファンドから当</p>	<p>行政処分日 平成 25 年 9 月 6 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>登録取消し</u> ・関東財務局長(金商)第 1381 号の登録を取消す。</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①顧客の状況、顧客財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。</p> <p>②顧客に対し、顧客財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向も踏まえて必要な手続きを行うこと。</p> <p>③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
8 つづき		<p>社私募債へ投資先を移行させることを計画し、当社営業員は、顧客に対し、「解約手数料は出資金の 50%相当額である」などと、本件ファンドの契約書上の記載(解約手数料は出資金の 10%相当額)と異なる解約条件を説明し、又は当社私募債の発行金利を上乗せする旨を約束し、解約を思いとどまらせ、当社私募債への乗換えを勧誘した。</p> <p>なお、当社は、上記のとおり平成 24 年 6 月に配当金の支払いを停止しなければならないと認識した後も、本件ファンドの出資持分を保有する顧客に対しては、本件ファンドの運用による配当金と称する金銭の支払いを継続している。</p> <p>当社は、本件ファンドの出資金を自社の事業に流用し、さらに当該状況を認識しながら本件ファンドの取得勧誘を継続し、本件ファンドの出資金を返還することができないことから当社私募債へ不適切な乗換え勧誘を行っている。これらの状況は、公益又は投資者保護上著しく不当な行為を行っている状況と認められる。</p> <p>当社が行った上記イの行為は、金商法第 38 条第 1 号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当し、上記ロの行為は、金商法第 40 条の 3 (分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)の規定に違反し、上記ハの状況は、金商法第 52 条第 1 項第 9 号に規定する「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 報告徴取命令に対する虚偽報告 当社は、平成 24 年 10 月に発出された関東財務局長からの報告徴取命令に対して、本件ファンドの出資者数や取得勧誘時期等について、虚偽の報告を行っている。</p> <p>上記の行為は、金商法第 52 条第 1 項第 6 号の「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。</p>	
9	25. 9. 27	<p>【K 2 I n v e s t m e n t 株式会社(関東)】 ※会社勧告</p> <p>○ 無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況</p> <p>当社は、投資助言・代理業の登録を受けている金融商品取引業者であるが、登録日(平成 21 年 12 月 4 日)から検査基準日(同 24 年 2 月 28 日)までの間、顧客に対し、外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行い、少なくとも、4 顧客が外国投資証券を延べ 5 件取得している状況が認められた。</p> <p>具体的には、当社は、当社と投資顧問契約を締結した顧客に対し、外国投資証券の商品内容、メリット及びリスク等の説明を行うとともに、外国投資証券の取得申込手続のサポートを行うことにより取得契約を成立させている。</p> <p>更に、当社は、当該取得契約の対価として、外国投資証券の発行者から委託を受けている管理会社又は運用会社から報酬を受領している。</p> <p>このような当社の行為は、外国投資証券の発行者のために行う募集又は私募を取り扱う行為と認められる。</p> <p>したがって、当社の行為は、金商法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業(同法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる「有価証券の募集又は私募の取扱い」を業として行うこと)に該当するものであり、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成 25 年 10 月 11 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成 25 年 10 月 11 日から平成 25 年 11 月 10 日まで停止すること(ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。)</p> <p><u>業務改善命令</u> ①当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況(顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額)を至急把握し報告すること。</p>

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
9 つづき			<p>②本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。</p> <p>③無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。</p> <p>④金融商品取引業務(投資助言業務)を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。</p> <p>⑤本件行為の責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑥上記①から⑤について、1ヶ月以内に書面で報告すること。</p>
10	25.10.3	<p>【アブラハム・プライベートバンク株式会社(証券監視委及び関東)】 ※会社勧告</p> <p>当社は、投資助言・代理業の登録を受けている金融商品取引業者である。当社は、当社と投資顧問契約を締結している顧客に対する投資助言として、当該顧客の投資意向等を踏まえて、中立・客観的な立場から、外国投資法人が発行する外国投資証券及び外国で発行される集団投資スキーム持分(以下、これらを総称して「海外ファンド」という。)に係る個別の商品内容の説明を行うとともに、海外ファンドの取得を希望する顧客に対して、取得申込書の送付などの取得申込手続のサポートを行っていることを主張している。</p> <p>また、当社は、雑誌、テレビ、電車の車内及びインターネット等において自社広告を展開することにより、近時、急速に顧客数を増加させている。</p> <p>当社の業務の実態及び広告の適切性を検証したところ、以下のとおり、法令違反の事実が認められた。</p> <p>(1) 無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況</p> <p>当社は、以下のとおり、遅くとも平成22年8月から同25年5月末までの間、海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行い、少なくとも、2,792顧客が海外ファンドを2,892件取得している状況が認められた。</p> <p>具体的には、当社は、当社と投資顧問契約を締結している顧客に対し、当社が顧客に取得を勧める個別の海外ファンドの資料を提示した上で、その商品内容、コスト、メリット、リスク等の説明及び取得申込書の送付を行うことにより、取得契約を成立させている。</p> <p>他方、顧客による海外ファンドの取得に関しては、その大部分について、当社の取締役が自ら株主となって国外に設立した Sagacious Trend International Co.,Ltd.(以下「STI」という。)が、海外ファンドの発行者、又は海外ファンドの発行者から委託を受けている運用会社との間の委託契約に基づき、当社顧客による海外ファンドの購入額に応じた報酬を受領しているとともに、STIが報酬を受領する都度、当社の100%親会社であるアブラハム・グループ・ホールディングス株式会社(以下「AGH」という。)において、</p>	<p>行政処分日 平成25年10月11日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成25年10月11日から平成26年4月10日まで停止すること(ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。)</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況(顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額)を至急把握し報告すること。</p> <p>②本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。</p> <p>③無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。</p> <p>④金融商品取引業務(投資助言業務)を</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
10 つづき		<p>当該報酬と同額の債権が S T I に対して計上されている。</p> <p>当社は、AGHと役員及び事務所を同じくし、当社社員は全てAGHからの出向者であるとともに、AGHへ管理業務全般を業務委託している。S T Iについても、当社の取締役が自ら株主として設立した法人であるとともに、当社及びAGHが業務上の意思決定を行い、契約書における S T I の住所及び電話番号が当社と同一であること等から、3社は当社の業務に関し実質的に一体であると認められる。</p> <p>よって、3社は、実質的に一体となって、海外ファンドの商品内容の説明・取得申込手続のサポートを顧客に行うことにより、海外ファンドの取得契約を成立させ、顧客の海外ファンドの購入額に応じた報酬を受領しており、このような行為は、発行者のために募集又は私募を取り扱う行為と認められる。</p> <p>したがって、当社の行為は、金商法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第 2 項に規定する第二種金融商品取引業(同法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる「有価証券の募集又は私募の取扱い」を業として行うこと)に該当するものであり、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為</p> <p>当社は、上述のとおり、様々な媒体を通じて広告を実施しているところ、これらの広告について以下のような問題のある表示が認められた。</p> <p>イ 当社は、雑誌記事広告において、当社の提供する助言サービスである「いつかはゆかし」並びに国内証券会社及び国内投信会社が販売する積立商品の合計 6 商品を「国内外の主要積立商品比較(過去 5 年間の年平均利回り)」との表題の下、グラフにより比較し、6 商品の中で「いつかはゆかし」が 15.34%と、最も高い平均利回りを上げていると記載している。</p> <p>しかしながら、過去 5 年間の年平均利回りとして 15.34%というパフォーマンスを上げていた投資商品は、当社顧客が投資対象を選択するに当たり選択肢となり得る投資商品の一つではあるものの、当社は、当該投資商品の取得を顧客に助言したことはなく、顧客が当社の助言を受けて当該投資商品を取得した事実もない。</p> <p>ロ 当社は、自社ウェブサイトにおいて、「類似の資産運用サービスと比較した場合、アブラハム・プライベートバンク株式会社の手数料は、業界最安値でございます。」と記載し、併せて、当社の調査に基づき作成した比較資料をその根拠として掲載している。</p> <p>しかしながら、当社は、他社のサービスとの手数料比較に際して、当社の助言手数料を下回るサービスが存在することを認識しながら、あえて当該サービスを比較対象に含めず、それ以外の事業者との間でのみ手数料を比較している。</p> <p>ハ 当社は、自社ウェブサイトにおいて、「金融機関や運用会社から販売手数料等はもらっていません。」と記載している。</p> <p>しかしながら、当社及びAGHは、上記(1)のとおり、S T I を通じる等して、特定の海外ファンドの発行者又は運用会社から、当社顧客による海外ファンドの購入額に応じた報酬を受領している。</p> <p>当社が行った上記イ、ロ及びハの行為は、広告等において、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をする行為であり、金商法第 37 条第 2</p>	<p>適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。</p> <p>⑤広告審査に係る内部管理態勢を整備すること。</p> <p>⑥本件行為の責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑦上記①から⑥について、1ヶ月以内に書面で報告すること。</p>

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
10 つづき		<p>項に違反するものと認められる。</p> <p>(3) 顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供する行為 当社は、平成 23 年 3 月、投資顧問契約を締結した顧客から、過去実績から想定された投資実績に遠く及ばない等の理由で、当社が請求した助言報酬の免除等の依頼を受けた。 これを受け、当社は、当該顧客に対し、平成 21 年 10 月から同 23 年 9 月までの 2 年分に相当する助言報酬計 9,397,882 円を全額免除した。</p> <p>当社が行った上記の行為は、金商法第 41 条の 2 第 5 号に掲げる「その助言を受けた取引により生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客に対し、財産上の利益を提供すること」に該当し、同条に違反するものと認められる。</p>	
11	25.10.3	<p>【 I F A J A P A N 株式会社(関東) 】 ※会社勧告</p> <p>○ 無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況</p> <p>当社は、投資助言・代理業の登録を受けている金融商品取引業者であるが、登録日(平成 19 年 5 月 2 日)から検査基準日(同 24 年 1 月 18 日)までの間、顧客に対し、外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行い、少なくとも、12 顧客が外国投資証券を延べ 14 件取得している状況が認められた。</p> <p>具体的には、当社は、当社と投資顧問契約を締結した顧客又は当社に問い合わせをした者に対し、外国投資証券の商品内容、コスト、手数料及びリスク等の説明を行うとともに、外国投資証券の取得申込みを依頼した者に対し、取得申込手続のサポートを行うことにより取得契約を成立させている。</p> <p>更に、当社は、当該取得契約の成立の対価として、外国投資証券の発行者から委託を受けている管理会社又は運用会社から顧客の外国投資証券の購入額に応じた報酬を受領している。 このような当社の行為は、外国投資証券の発行者のために行う募集又は私募を取り扱う行為と認められる。</p> <p>したがって、当社の行為は、金商法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業(同法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる「有価証券の募集又は私募の取扱い」を業として行うこと)に該当するものであり、当社が同法第 31 条第 4 項に基づく変更登録を受けることなく第一種金融商品取引業を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成 25 年 10 月 11 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令 ・金融商品取引業の全ての業務を平成 25 年 10 月 11 日から平成 26 年 1 月 10 日まで停止すること(ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。)</p> <p>業務改善命令</p> <p>①当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況(顧客属性、ファンド名、投資金額及び現在の評価額)を至急把握し報告すること。</p> <p>②本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。</p> <p>③無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。</p> <p>④金融商品取引業務(投資助言業務)を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。</p> <p>⑤本件行為の責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>⑥上記①から⑤について、1ヶ月以内に書面で報告すること。</p>

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
11 つづき			と。
12	25. 12. 5	<p>【ドイツ証券株式会社(証券監視委)】 ※会社勧告</p> <p>厚生年金基金の役職員はみなし公務員であるところ、当社の年金ソリューション営業部は、以下のとおり3つの厚生年金基金の理事長らに対して接待等を行い、金融商品取引契約につき多額の利益提供をしていたことが認められた。</p> <p>(1) 平成22年10月から同24年12月までの間、A厚生年金基金の理事長らに対して、同基金の運用に当社グループが組成した指数連動債等(以下「指数連動債等」という。)を組み入れさせる目的で、海外視察旅行の費用負担及び約40回の接待を行い、約394万円に相当する利益を提供した。</p> <p>(2) 平成23年12月から同24年12月までの間、B厚生年金基金の理事長らに対して、同基金の運用に指数連動債等を組み入れさせる目的で、約30回の接待を行い、約143万円に相当する利益を提供した。</p> <p>(3) 平成22年6月から同24年12月までの間、C厚生年金基金の理事長らに対して、同基金の運用に指数連動債等を組み入れさせる目的で、海外視察旅行の費用負担及び約30回の接待を行い、約90万円に相当する利益を提供した。</p> <p>上記の行為は、金商法第38条第7号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第3号に掲げる「金融商品取引契約につき、(略)顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為」に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成25年12月12日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>①当社が策定した再発防止策を確実に実施・定着させること。</p> <p>②再発防止策の実施状況を定期的に報告すること。</p> <p>③再発防止策の実効性を定期的に検証し、検証結果を報告すること。</p> <p>(注)検証の結果、不十分な項目があった場合には、その理由及びそれに対する改善方針について報告すること。</p> <p>④上記①～③について、初回報告期限を平成26年1月14日(火)とする。以降は、四半期末経過後15日以内を期限とする。なお、上記期限に関わらず、必要に応じて随時報告を行うこと。</p>
13	25. 12. 9	<p>【ジーク投資顧問株式会社(関東)】 ※会社勧告</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結の勧誘に関する虚偽告知等 当社は、顧客に対して外国為替取引等による運用を出資対象事業とする匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分を含む複数の匿名組合等の出資持分の取得勧誘を行っているところ、</p> <p>イ 当社は、本件ファンドについて、顧客からの出資金を会社経費等に流用し、出資対象事業で全く運用していない。こうした状況にもかかわらず、当社は、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行っており、また、本件ファンドの出資持分の取得勧誘の際に、顧客に対して、出資対象事業で運用する旨の虚偽のことを告げている。</p> <p>ロ 当社は、顧客からの出資金の分別管理が確保されていない状況で本件ファンドを含む複数の匿名組合の出資持分の取得勧誘を行っている。また、本件ファンドを含む全ての匿名組合等について、会計帳簿等を作成又は保存していない等、運用状況が確認できる資料をほとんど保存していない。</p> <p>ハ 当社は、関東財務局(以下「当局」という。)からのファンドに係る報告徴取命令(平成21年4月及び同22年3月)</p>	<p>行政処分日 平成25年12月18日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>登録取消し ・関東財務局長(金商)第755号の登録を取消す。</p> <p>業務改善命令</p> <p>①顧客の状況、顧客財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること。</p> <p>②顧客に対し、顧客財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
13 つづき		<p>に基づき平成21年から同24年までに行った報告及び当局に提出した第10期事業報告書(事業年度:平成20年4月1日から同21年3月31日まで)、第11期事業報告書(事業年度:平成21年4月1日から同22年3月31日まで)、第12期事業報告書(事業年度:平成22年4月1日から同23年3月31日まで)及び第13期事業報告書(事業年度:平成23年4月1日から同24年3月31日まで)において、本件ファンドを含む複数の匿名組合等の状況を報告せず、虚偽の報告を行っている。</p> <p>上記イの本件ファンドの出資持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為は、金商法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。また、顧客資産を流用している状況で本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行う行為は、金商法第52条第1項第9号に掲げる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当すると認められる。</p> <p>上記ロの顧客からの出資金の分別管理が確保されていない状況で匿名組合の出資持分の取得勧誘を行う行為は、金商法第40条の3に違反すると認められる。</p> <p>上記ハの当局の報告徴取命令に対して、虚偽の報告を行う行為は、金商法第52条第1項第6号に掲げる「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当し、虚偽の事業報告書を当局に提出する行為は、同法第47条の2に違反すると認められる。</p> <p>(2) 検査忌避 当社代表取締役社長及び当社職員は、臨店検査初日に正当な理由なく、検査官の事務所への立入りを拒んだほか、当社職員は、臨店検査初日の夜間に、本件ファンドに係る複数の電子ファイルを、本件ファンドに係る事実を隠蔽するために消去した。</p> <p>上記の行為は、当局の検査を忌避する行為であり、金商法第198条の6第11号に該当すると認められる。</p>	<p>客の意向も踏まえて必要な手続を行うこと。</p> <p>③顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>④上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>
14	25.12.11	<p>【株式会社Global Arena Capital(関東)】 ※会社勧告</p> <p>当社は、平成23年9月以降、石油関連事業への投資を行う「石油関連商品取引ファンド投資事業組合」(以下「石油ファンド」という。)の業務執行組合員となって、集団投資スキーム持分の私募及び自己運用を行っている。</p> <p>石油ファンドは、当該石油関連事業への投資を、当社取締役が設立や業務等に深く関与し適格機関投資家等特例業務届出者でもある東京証券債券監理株式会社(以下「TOSDAC」という。)が発行する社債への投資を通じて行っており、当社とTOSDACは、実質的に一体となって、以下の法令違反行為を行っていた。</p> <p>(1) 集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 当社は、顧客に対し当社作成のパンフレット及び会社案内を交付するなどにより、石油ファンドの集団投資スキーム持分の取得勧誘を行っているが、以下のとおり、実態と相違した虚偽の説明を行っている状況が認められた。</p> <p>イ 投資対象事業についての説明 当社は、顧客に対し、石油ファンドは石油関連事業のみに投資する旨を説明していたが、実際には、当該事業と何ら関係のない会社の株式及び土地にも投資していた。</p> <p>ロ 配当の性質についての説明 当社は、顧客に対し、石油ファンドは石油関連事業への投資で得た利益に基づいて毎月固定利率による分配金を</p>	<p>行政処分日 平成25年12月17日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>登録取消し ・関東財務局長(金商)第2139号の登録を取消す。</p> <p>業務改善命令 ①顧客に対し、今回の行政処分の内容について、適切に説明を行うこと。 ②当社が顧客との契約に基づき運用している全ての運用財産(以下「当社運用財産」という。)の運用・管理の状況を早急に把握し、顧客の求めに応じて必要な事項の説明を行うこと。</p>

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
14 つづき		<p>支払う旨を説明していたが、実際には、配当のほとんどに石油ファンドの顧客の出資金がそのまま充当されていた。</p> <p>ハ 業務執行組員である当社の概要に関する説明 当社は、顧客に対し、「当社は、米国ナスダック市場に上場しているA社傘下の会社の日本支社である。」と説明していたが、実際には、当社とA社及び傘下会社との間には、資本関係はなく、役員の兼任も行われていなかった。</p> <p>(2) 顧客出資金の目的外運用及び流用 石油ファンド契約書及び目論見書兼契約締結前交付書面において、石油ファンドの対象となる事業は、「石油の販売輸出入業、関連金融及びこれに附帯関連する一切の事業」と記載されているが、当社は、実際には顧客の出資金を、当社又は第三者のために、当該事業とは関係のない会社の株式及び土地にも投資していた。 また、当社は、石油ファンドに係る集団投資スキーム持分の取得勧誘開始以降、石油ファンドへの出資金から約86百万円を当社の運転資金の一部として流用していた。</p> <p>(3) 純財産額が法定の基準を下回っている状況等 当社は、関連会社から受ける土地等の現物出資と、TOSDAC等からの受託業務を履行する対価として受ける約束手形の交付を反映する形で、純資産額の増加に係る会計処理を行っていた。 しかし、当該土地等の所有権移転登記は行われておらず、また、当社は、当該受託業務を履行していないことから、上記の会計処理は認められず、これらを修正すると、当社の純財産額は、平成23年9月以降、金商法第29条の4第1項第5号口の規定に基づく同法施行令第15条の9第1項に定める金額(5千万円)に満たない状況となっている。 また、当社は、関東財務局に対し、上記の誤った会計処理により、実態と異なる純資産額等を記載した事業報告書を提出していた。</p> <p>上記(1)の行為は、金商法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。 上記(2)の行為は、金商法第42条第1項に定める「金融商品取引業者等は、権利者のため忠実に投資運用業を行わなければならない」ことに違反するものと認められる。 上記(3)の当社の純財産額が法定の基準に満たない状況は、金商法第52条第1項第3号(同法第29条の4第1項第5号口に該当することとなったとき)に該当するものと認められる。また、実態と異なる純資産額等が記載された事業報告書を提出する行為は、金商法第47条の2に違反するものと認められる。</p>	<p>③顧客の意向を踏まえ、当社運用財産の顧客への返還に関する方針を策定し、速やかに実施すること。</p> <p>④顧客間の公平性に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講じること。</p> <p>⑤当社運用財産及び当社財産を不当に流用しないこと。</p> <p>⑥上記の実施状況を、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。</p>
15	26. 1. 17	<p>【Liaison Japon証券株式会社(旧商号:プロフィット証券株式会社)(関東)】 ※会社勧告</p> <p>(1) 純財産額が法定の最低純財産額に満たない状況 当社は、具体的な返済計画や回収可能性について十分な議論をしないまま短期貸付を実施した結果、当該短期貸付金の回収が不能となったこと等に伴い、平成26年1月7日現在で貸倒引当金を計上した。この結果、当社の純財産額は、金商法第29条の4第1項第5号口の規定に基づく同法施行令第15条の9第1項に定める金額(5千万円)に満たない状況となっている。</p> <p>当社の純財産額が法定の基準に満たない状況は、金商法第52条第1項第3号(同法第29条の4第1項第5号口に該当することとなったとき)に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成26年1月24日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務停止命令 ・平成26年1月24日から2月5日までの間、金融商品取引業に係る全ての業務(顧客取引の結了のための処理等当局が個別に承認したものを除く。)を停止すること。</p> <p>業務改善命令</p>

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
15 つづき		<p>(2) 業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況</p> <p>当社は、平成 25 年 1 月から 4 月までの間、A 合同会社及び B 合同会社(以下「両合同会社」という。)が発行する社債(以下「本件社債」という。)の私募の取扱いを行い、15 顧客に対し 16 件、計 5 千万円の販売を行った。</p> <p>本件社債を発行する両合同会社は、質屋事業を営む C 社の発行する社債に投資することを事業目的としており、C 社の発行する社債からの利払いを収入源とし、当該収入により、本件社債を取得した顧客に対する利払いを行うとしている。</p> <p>当社は、本件社債の勧誘・販売に当たり、営業を行う者がいなかったことから、C 社と密接な関係を有する名古屋の事業会社の事務所の一部に当社の名古屋営業所を開設し、当該事業会社の従業員を当社の歩合外務員として採用し、本件社債の販売・勧誘を行わせていたが、</p> <p>イ 本件社債は私募であるにもかかわらず、営業員が新規顧客開拓のために何名の者に勧誘を行っているのか、その人数についてさえ把握していない、</p> <p>ロ 当社の役職員ではない A 合同会社の代表社員に当社の営業日報を渡し顧客に係る個人情報等を閲覧させている、</p> <p>ハ 平成 25 年 5 月 27 日に、当社の営業部長が名古屋営業所に立ち寄ったところ、同営業所が当社の知らない間に閉鎖されていたが、当社経営陣はその事実を事前に把握しておらず、更に、当社は、同営業所に保管されているべき業務に関する書類等の所在も確認できない状態にある、</p> <p>等の事実が認められており、業務管理が著しく杜撰な状況の下で本件社債の販売業務を行っていた。</p> <p>更に、契約締結前交付書面の未交付や個人情報等の管理不備などの法令違反行為等も認められており、当社の業務管理は著しく杜撰な状況であった。</p> <p>こうした当社の業務運営の状況は、金融商品取引業者として極めて不適切なものであり、金商法第 51 条に規定する、「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>① 今回の行政処分の内容について、顧客に対し十分な説明を行うこと。</p> <p>② 当社が私募の取扱いを行った社債の状況及び当社が金融商品取引業を廃止することについて、本件社債を購入した顧客に対し十分な説明を行うとともに、顧客の意向を踏まえ適切に対応すること。</p> <p>③ 顧客に係る情報管理を徹底すること。</p> <p>④ 上記①から③について、その対応・実施状況を平成 26 年 1 月 31 日(金)までに書面にて報告すること。</p>
16	26. 2. 21	<p>【株式会社トラヴィス・コンサルティング(関東)】 ※会社勧告</p> <p>○ 無登録業者に名義貸しを行っている状況</p> <p>当社は、当社の名義をもって、金融商品取引業の登録を受けていない株式会社アスクバンク(以下「アスク社」という。現商号は株式会社インデックス)及び株式会社イメージ(以下「イメージ社」という。)に投資助言業務を行わせた。</p> <p>その結果、アスク社は平成 24 年 8 月から同 25 年 6 月までの間に少なくとも 974 名に対し、イメージ社は平成 25 年 3 月から同年 6 月までの間に少なくとも 166 名に対し、それぞれ投資助言業務を行った。</p> <p>当社が行った上記の行為は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせたものであり、金商法第 36 条の 3 に違反するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成 26 年 2 月 28 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>業務停止命令</u> ・金融商品取引業の全ての業務を平成 26 年 2 月 28 日から平成 26 年 4 月 27 日まで停止すること(ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。)</p> <p><u>業務改善命令</u> ① 当該名義貸しによ</p>

番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
16 つづき			<p>る顧客に対し、適切な顧客対応を行う等、投資者保護のために万全の方策をとること。</p> <p>②本件行為の責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>③自己の名義を貸し、無登録業者に投資助言業務を行わせている状況を直ちに是正するとともに、適切な再発防止策を講じること。</p> <p>④金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。</p> <p>⑤上記①から④について、具体的な改善策を1ヶ月以内に書面で報告すること。</p>
17	26. 3. 5	<p>【K 2 I n v e s t m e n t 株式会社(関東)】 ※会社勧告</p> <p>○ 業務停止命令違反</p> <p>当社は、平成 25 年 10 月 11 日付で、関東財務局から、金融商品取引法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令（金融商品取引業の全ての業務を平成 25 年 10 月 11 日から平成 25 年 11 月 10 日まで停止すること）を受けた。</p> <p>しかしながら、当社は、業務停止命令期間中にもかかわらず、以下のとおり、当該業務停止命令の対象となる業務を行っていた。</p> <p>(1) 当社は、業務停止命令期間中である平成 25 年 10 月 16 日に、A 代表取締役が投資信託受益証券等を紹介する内容のセミナー動画（以下「セミナー動画」という。）を当社のウェブサイトに掲載した。また、これに先立ち、業務停止命令期間の初日である平成 25 年 10 月 11 日より、当社のウェブサイトに関連された当社の B 前代表取締役のブログにおいてセミナー動画の視聴を勧誘していた。その結果、当社は業務停止命令期間中に、少なくとも 2 名とセミナー動画の視聴に係る新たな契約を締結し、当該契約に基づく視聴料を徴収した上で、セミナー動画のアクセス権を付与していた。</p> <p>(2) 当社は、業務停止命令期間中も、投資顧問契約に基づく報酬を受領していた。その一方で、当社は、セミナー動画を当社のウェブサイトに掲載し、顧客が視聴できる状態に置くことにより、顧客に対する投資助言を行っていた。</p> <p>(3) B 前代表取締役は、当社と投資顧問契約を締結している顧客のうち少なくとも 1 名の顧客に対し、業務停止命令期間中に、電子メールにて個別有価証券の取得に関する投資助言を行っていた。</p>	<p>行政処分日 平成 26 年 3 月 6 日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>登録取消し</u> ・関東財務局長（金商）第 2299 号の登録を取り消す。</p> <p><u>業務改善命令</u></p> <p>①本件についての適切な顧客説明を行い、顧客の求めに応じ、誠実に対応すること。</p> <p>②現在、当社と投資顧問契約を締結している者との契約を適切に終了させること。</p> <p>③本件行為の責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>④上記①から③について、1ヶ月以内に書面で報告すること。</p>

番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
17 つづき		上記の行為は、関東財務局の業務停止命令に違反するものであり、金商法第52条第1項第6号に規定する「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当する。	
18	26. 3. 25	<p>【株式会社PROUD Asset Management (関東)】 ※会社勧告</p> <p>○ 無登録業者による投資事業有限責任組合の出資持分の取得勧誘に加担している状況等</p> <p>当社の監査役であるAは、株式会社 the law (東京都港区、以下「law社」という。現在の商号は株式会社ザロウ)の取締役を兼職しているところ、law社は、少なくとも平成24年9月から同25年6月まで、無登録のままlaw社を無限責任組合員とする the law 投資事業有限責任組合(現在の組合の名称はザロウ投資事業有限責任組合)の出資持分の取得勧誘を行うという違法行為を行っており、A監査役は、law社の取締役として、自ら主体的に当該違法行為を行っていた。</p> <p>また、当社の代表取締役であるBは、law社が行った上記の違法行為において、当社の旧商号である「株式会社マイザーズアセットマネジメント」名義の銀行口座並びに募集仲介者として当社の商号及び登録番号が記載された勧誘資料を使用させることにより、当該違法行為に加担した。</p> <p>なお、当社は、遅くとも唯一の事務所を閉鎖した平成25年7月末以降、第二種金融商品取引業を行っていない状況にある。</p> <p>当社が無登録業者であるlaw社の違法行為に加担している状況は、金商法第51条に規定する、「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p> <p>また、当社は、唯一の事務所を閉鎖し、実態として金融商品取引業を行っていない中、自ら主体的に違法行為を行う者を監査役とし、違法行為に加担する者を代表取締役としていることから、金商法第29条の4第1項第1号ニに掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するに足り人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、このような当社の状況は、同法第52条第1項第1号に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日 平成26年3月27日</p> <p>会社に対する処分</p> <p><u>登録取消し</u> ・関東財務局長(金商)第2273号の登録を取消す。</p> <p><u>業務改善命令</u> ①本件一連の行為により本件投資事業有限責任組合の出資持分を取得した全ての投資家を把握し、当該投資家に対し、行政処分の事実及び処分理由について説明を行い、その意向に応じた適切な対応を行うこと。 ②上記の対応・実施状況について、完了までの間、書面により随時報告すること。</p>

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表

(平成25年4月～平成26年3月)

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	25. 4. 4	<p>【F－BRAND株式会社（東海）】</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関する虚偽の告知</p> <p>当社は、F－SEED株式会社（名古屋市中区、適格機関投資家等特例業務届出者。以下「SEED社」という。）が組成する匿名組合に出資している顧客に対して、SEED社との匿名組合契約を解約のうえ、当社が組成する匿名組合契約の締結を行い、SEED社から当社に出資金を移管するように働きかけ、匿名組合契約書の記載内容に基づき、出資金を主に外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）で運用するとして、勧誘を行っている。しかしながら、当社は、匿名組合契約の勧誘を始めた平成23年11月ころから平成25年1月ころまでの間、実際には、SEED社から当社に移管される出資金は既にSEED社によって費消され毀損しているため、出資金を移管することができる状態ではなく、また、出資金をFX取引で運用する意思がなく、運用した事実もないにもかかわらず、金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、主にFX取引により運用するとの虚偽の告知を行い、出資勧誘を行っていた。</p> <p>当社が行った上記行為は、金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当し、金融商品取引法第63条第4項に基づき当社を金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第1号に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 出資金の流用</p> <p>当社は、追加出資などで個人投資家6名から当社の預金口座に入金された出資金を、出資者に説明を行わないまま、匿名組合契約書の記載内容に基づくFX取引の運用やこれに関連する費用と関係のないSEED社の経費等に流用していた。</p> <p>当社は、出資金を、顧客との契約内容で定められたFX取引の運用やこれに関連する費用と関係のないSEED社の経費等に流用しており、こうした行為は投資者保護上問題があると認められる。</p>	<p>警告書発出日 平成25年4月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。
2	25. 6. 26	<p>【株式会社Limit Investage（証券監視委）】</p> <p>当社は、主に外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）から生じる利益の一部を配当することを内容とする権利（以下「ファンド持分」という。）の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。当社が取り扱うファンドには、既にファンド持分の取得勧誘を終了し、運用のみを行っているAファンドと、ファンド持分の取得勧誘及び出資金の運用を行っているBファンドが存在する。</p> <p>そのような中、当社の業務の運営状況を検証したところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</p> <p>当社は、平成23年6月ころから平成25年5月ころまでの間、Aファンド又はBファンドのファンド持分の取得勧誘をしているが、遅くとも平成24年9月ころ以降、当該取得勧誘の際に顧客に交付した契約締結前交付書面、パンフレット、匿名組合契約書等（以下「勧誘資料等」という。）により顧客に告知した成功報酬及び分配金の支払に関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。</p>	<p>警告書発出日 平成25年6月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2 つづき		<p>イ. 当社は、遅くとも平成 24 年 7 月ころ以降、出資金を充てて行う F X 取引による収益の有無に関係なく、架空の収益を計上し、当該架空の収益から顧客への分配金（当初出資金額の 5 % に相当する金額）を控除した額を成功報酬として收受して自己の経費等に費消する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は、遅くとも同年 9 月ころ以降、上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収益が生じない限り成功報酬を收受することはない旨を表示した勧誘資料等により勧誘を行っていた。</p> <p>ロ. 当社は、遅くとも平成 24 年 7 月ころ以降、成功報酬を收受するために計上していた上記架空の収益のうち、当初出資金額の 5 % に相当する金額を分配金とし、出資金を原資として顧客に分配する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は、遅くとも同年 9 月ころ以降、上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収益が生じない限り分配金の支払を行わない旨を表示した勧誘資料等により取得勧誘を行っていた。</p> <p>上記行為は、金融商品取引法第 63 条第 4 項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第 38 条第 1 号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。</p> <p>(2) 出資金の流用</p> <p>当社は、遅くとも平成 24 年 9 月ころから平成 25 年 5 月ころまでの間、ファンドに出資された出資金を、顧客との契約内容で定められた F X 取引の運用やこれに関連する費用と関係のない当社の経費の支払に充てていた。また、当社は、(3)記載の金融商品取引業の登録のない複数の者（以下「無登録業者」という。）の取得勧誘により顧客が出資した当初出資金額の 3.5%ないし 4.5%に相当する金額を上記無登録業者に対する報酬として 2 か月毎に支払っていた。</p> <p>当社は、出資金を、顧客との契約内容で定められた F X 取引の運用やこれに関連する費用と関係のない当社の経費の支払に流用しているほか、無登録業者に対する報酬の支払にも充て、出資金を毀損させており、こうした行為は投資者保護上問題があると認められる。</p> <p>(3) 無登録業者への取得勧誘の委託</p> <p>当社は、無登録業者と業務委託契約を締結した上、無登録業者に勧誘資料等及び当社の名称が記載された名刺を配布するなどして、Aファンドのファンド持分の取得勧誘を行わせていた。</p> <p>当社は、ファンド持分の取得勧誘を、無登録業者に業務委託しており、こうした行為は投資者保護上問題があると認められる。</p>	
3	25. 12. 11	<p>【株式会社プラスワン・エコノミー（関東）】</p> <p>(1) 無登録業者による金融商品取引業を行う旨の表示及び金融商品取引契約の締結の勧誘行為</p> <p>当社は、金融商品取引業の登録がないにもかかわらず、顧客に対し、新規公開株等の売買又はその取次ぎを行う旨を告げて、新規公開株等の取得勧誘を行っていた。</p> <p>当社における具体的な取得勧誘の状況は、次のとおりである。</p> <p>イ. 当社社員による取得勧誘 当社社員は、顧客に対し、「当社は株取引に関することは全てパスしている会社です。」「当社は IPO 株式も取り扱っています。」などと告げたほか、当社の事</p>	<p>警告書発出日 平成 25 年 12 月 11 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき		<p>業内容につき「有価証券の売買」と記載された資料や当社名義の「国内株式売買委託手数料」の額を示す表を送付するなどして新規公開株等の取得勧誘を行っていた。なお、当社に対する検査において、顧客への勧誘文句が書き留められたノートや顧客への電話営業の際のセールストークマニュアルが見つかっている。</p> <p>ロ. 契約の締結及び金銭の受領等 当社は、実在する特定の新規公開株等の購入の申込みの意思を示した顧客との間で契約を締結した上、購入代金相当額の金銭を振込み又は現金により、顧客から受領していた。また、当社は、顧客に対し、その購入に係る取引内容を記載した書面を作成し、交付していた。しかし、当社が、実際に当該新規公開株等を取得した事実は認められなかった。</p> <p>以上の取得勧誘により、当社は、平成24年1月頃から同25年7月頃までの間、顧客104名から約375百万円を受領していた。</p> <p>当社は、以上のとおり、金融商品取引業を行う旨の表示をするとともに、金融商品取引契約の締結の勧誘を行っていたものであり、金融商品取引法第31条の3の2第1号及び同条第2号に掲げる行為に該当するものと認められる。</p> <p>(2) 報告徴取命令に対する虚偽報告</p> <p>当社は、関東財務局長が平成25年2月25日付けで発出した報告徴取命令に対し、同年3月4日付けで、ファンドの取得勧誘状況に関し、「ファンドを組成して以降、ファンドの営業は行っていない。」旨の回答を記載した報告書を提出している。</p> <p>しかしながら、当社は、遅くとも同24年10月以降、顧客に対し、当社が組成するファンド（投資事業有限責任組合）への出資勧誘を行い、その結果、顧客との間で投資事業有限責任組合契約を締結していた。</p> <p>上記行為は、金融商品取引法第63条第7項の規定に基づく報告徴取命令に対して虚偽の報告を行ったものと認められる。</p>	表。
4	26. 2. 4	<p>【スマイリングパートナーズ株式会社（証券監視委）】</p> <p>当社は、目標配当率をそれぞれ月1.5%、2%及び3%とする四半期分配型の3ファンド（以下「本件ファンド」という。）の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。今回検査において、当社の業務の運営状況を検証したところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</p> <p>当社は、平成22年6月から、本件ファンドの取得勧誘を順次行っているところ、当社ウェブサイトにおいて、本件ファンドについて、</p> <p>イ 当社専属のプロトレーダーが複数の投資手法を組み合わせて運用を行っている、</p> <p>ロ 元本全額を償還しており、償還率が100%である旨を、現在に至るまで記載している。</p> <p>また、当社は、他社に委託して行ったメール配信等において、本件ファンドについて、</p> <p>ハ プロの投資家から認められた投資ファンドであり、証券会社等のプロの投資家から出資を受けている、</p> <p>ニ 公認会計士による会計監査が行われている旨を記載している。</p> <p>しかしながら、実際には、</p> <p>ホ 遅くとも平成24年8月以降、当社専属のプロトレーダーは存在せず、プロトレーダーによる運用は行われてお</p>	<p>警告書発出日 平成26年2月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
4 つづき		<p>らず、 へ 平成25年11月以降、配当金及び償還金は顧客に支払われておらず、 ト 本件ファンドに出資している証券会社は存在しておらず、 チ 会計監査は行われていない 状況になっている。 また、当社は、運用報告レポートにおいて、本件ファンドへの実際の出資金額と著しく異なる過大な金額を本件ファンドの運用資産額として記載し、照会のあった顧客に当該レポートを送付し、本件ファンドの取得勧誘を行っている。</p> <p>当社の上記勧誘行為は、金融商品取引法第63条第4項に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。</p> <p>(2) 投資者保護上問題が認められる状況</p> <p>当社は、平成25年11月以降、本件ファンドの出資金全額の運用を専ら委託しているとしている外国法人A社（以下「A社」という。）の代理人と称する者（以下「本件代理人」という。）から、マネー・ロンダリング調査のためA社の銀行口座が凍結されている旨の通知を受け、本件ファンドの配当金及び償還金の全額が支払われなくなったとしている。 しかしながら、当社は、同月以降も、当社ウェブサイトにおいて、本件ファンドに関する記事を掲載し、資料請求のあった顧客に対して、本件ファンドに係る勧誘資料を送付して本件ファンドの取得勧誘を継続し、当該顧客に出資させている。 なお、当社は、同通知を受けた後、A社からA社に運用を委託した出資金が著しく毀損している旨の報告を受けたとしている。</p> <p>また、当社は、本件ファンドの出資金を本件代理人に現金で手渡し、A社からの配当金及び償還金の受渡しについても、本件代理人から現金で受け取っていたとしている。 しかしながら、当社による出資金の手渡しについては、その事実を確認できるものは何もなく、当社によれば、当社は、本件代理人から受領書を受け取っておらず、また、本件代理人がA社から代理権を付与されているか否かについて確認を行っていないばかりか、本件代理人の氏名さえも把握していない。 また、当社は、運用委託契約書などA社へ運用を委託したことを証するものは何も保存しておらず、本件代理人から、紙面などで原則月次で運用の報告を受けているとしているが、報告内容は当社で保存しておらず、資料は全て破棄したため、現存していないとしている。 以上のように、当社の本件ファンドに対する運用管理は、著しく杜撰な状況にある。</p> <p>当社は、配当金及び償還金の支払いが停止しているにもかかわらず、本件ファンドの取得勧誘を継続しており、また、本件ファンドに対する運用管理が著しく杜撰な状況にあり、こうした状況は、投資者保護上問題があると認められる。</p>	
5	26. 2. 4	<p>【スラージュマン株式会社（証券監視委）】</p> <p>当社は、目標配当率を月2%（年24%）とする毎月配当型の2ファンド（以下「本件ファンド」という。）の取得勧誘及び出資金の運用を行っている。今回検査において、当社の業務の運営状況を検証したところ、以下の問題点が認められた。</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</p> <p>当社は、遅くとも平成23年6月から、本件ファンドの取得</p>	<p>警告書発出日 平成26年2月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 ・ 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき		<p>勧誘を行っているところ、当社ウェブサイト及び顧客に送付した勧誘資料において、本件ファンドについて、外国為替証拠金取引による運用を行い、その運用成果は月により変動し、平成25年3月から11月までの月次損益は5.42%～15.48%、直近23ヶ月の加重平均利益は8.81%であると記載している。</p> <p>しかしながら、当社は、実際には、本件ファンドの運用開始当初から外国為替証拠金取引による運用は行っておらず、出資金の全額を、専ら外国法人（以下「A社」という。）が発行する月利3%の無担保社債（以下「本件社債」という。）のみに投資しているとしている。</p> <p>当社の上記勧誘行為は、金融商品取引法第63条第4項に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。</p> <p>(2) 投資者保護上問題が認められる状況</p> <p>当社は、平成25年10月以降、A社の運用状況の悪化により、本件社債の月利3%のうち1%の利金がA社から支払われなくなり、さらに同年12月以降は、利金及び償還金の全額が支払われなくなったとしている。</p> <p>しかしながら、当社は、本件ファンドの運用が従来どおり順調であるなどと、当社ウェブサイト及び顧客向けメールに記載して、本件ファンドの取得勧誘を継続し、同月にも顧客に出資させている。</p> <p>当社は、スマイリングパートナーズ株式会社のX代表取締役社長（以下「X社長」という。）に紹介されて、本件ファンドの出資金全額を本件社債に投資したとしており、本件社債への投資に当たり、出資金をX社長に現金で手渡しして本件社債を購入し、A社からの利金及び償還金の受取りもX社長から現金で受け取っていたとしている。</p> <p>しかしながら、当社による出資金の手渡しについては、その事実を確認できるものは何もなく、当社によれば、当社は、受領書や本件ファンドの出資金が本件社債に投資されていることを裏付ける書類をX社長から受け取っていない。</p> <p>以上のように、当社の本件ファンドに対する運用管理は、著しく杜撰な状況にある。</p> <p>当社は、A社からの利金及び償還金の支払いが停止しているにもかかわらず、本件ファンドの取得勧誘を継続しており、また、本件ファンドに対する運用管理が著しく杜撰な状況にあり、こうした状況は、投資者保護上問題があると認められる。</p>	<p>等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。</p>
6	26. 3. 10	<p>【合同会社アセットアーク1号から同5号（関東）】</p> <p>本件5社は、それぞれが自身を営業者とする匿名組合であるAファンド、Bファンド、Cファンド、Dファンド及びEファンド（以下、これら5つのファンドを総称して「本件ファンド」という。）を組成し、顧客に対して、同ファンドの匿名組合契約に基づく権利（以下「ファンド持分」という。）の取得勧誘を行い、出資金の運用を行っている。</p> <p>そして、本件5社は、平成23年11月頃から同24年12月頃までの間に、延べ245名の顧客に対し、総額10億510万円のファンド持分を取得させている（Aファンド：47名、2億8,240万円。Bファンド：47名、2億8,490万円。Cファンド：58名、1億5,810万円。Dファンド：44名、1億4,250万円。Eファンド：49名、1億3,720万円。）。</p> <p>本件ファンドの業務の管理は株式会社フィールテック（東京都港区）の代表取締役であるXの指示の下で行われ、同人は出資金の運用委託先の選定や顧客への配当額の決定等に関与している。</p> <p>そのような中、本件5社のファンド業務の運営状況等を検証</p>	<p>警告書発出日 平成26年3月10日</p> <ul style="list-style-type: none"> 関東財務局において、直ちに当該行為を取り止めるよう警告書を発出。 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に本件5社の名称等を掲載し公表。

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6 つづき		<p>したところ、本件5社につき以下の問題点が認められた。</p> <p>(1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</p> <p>本件5社の営業員24名のうち、少なくとも11名は、本件ファンドが元本及び配当を保証した商品ではないにもかかわらず、少なくとも21名の顧客に対し、自ら又は第三者を名乗る者と連携して、「満期になれば投資元本が戻る。」「2か月で1回投資金額の1%の利益配当が必ず得られる商品である。」などと虚偽のことを告げてファンド持分の取得勧誘を行っていた。</p> <p>上記行為は、金融商品取引法第63条第4項に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用する同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。</p> <p>(2) 投資者保護上問題のある業務運営</p> <p>イ. 出資金の用途を把握していない状況</p> <p>本件5社は、顧客に対し、本件ファンドの投資対象は主として先進技術を開発する企業等が発行する有価証券であると説明しており、香港に所在するX社及びY社に対して、出資金の大半である総額7億4,510万円の運用を委託している（Aファンド：1億9,640万円。Bファンド：2億2,270万円。Cファンド：1億2,300万円。Dファンド：1億円。Eファンド：1億300万円。）。</p> <p>しかしながら、上記総額のうち2億3,100万円の送金については、現金を香港まで持参してX社及びY社のエージェントと称する者に手渡す方法により行ったとしているほか、本件5社は、上記エージェントと称する者から金銭の預かりを証する書面を受け取っていないなど、X社及びY社に実際に送金が行われているかについて全く把握していなかった。</p> <p>また、本件5社は、X社及びY社から運用状況に係る報告を一切受けておらず、本件ファンドの目的である投資対象に投資が行われたのかについても全く把握していなかった。</p> <p>さらに、合同会社アセットアーク2号及び合同会社アセットアーク4号はBファンドから1,000万円、Dファンドから590万円を投資として、合同会社アセットアーク1号はAファンドから600万円を貸付金として、Z社に対してそれぞれ支払っている。</p> <p>しかしながら、上記3社は、同投資等を証明する書類等を有していないほか、上記3ファンドの目的である投資対象に投資が行われたのかについて全く把握していなかった。</p> <p>ロ. 出資金を原資として配当金を支払っている状況</p> <p>本件5社は、本件ファンドに利益が発生しておらず、匿名組合契約書上は配当金を支払うことができない状況にあり、それを認識していたにもかかわらず、平成24年2月29日から同25年2月15日までの間、顧客に対し、出資金を原資として配当金を総額約3,140万円支払っている。</p> <p>本件5社は、以上のように、出資金の用途を把握せず、また、出資金を原資として配当金を支払うなど、出資金の管理を極めて杜撰に行っており、投資者保護上問題があると認められる。</p>	
7	26. 3. 26	<p>【株式会社ウィン西和（中国）】</p> <p>○ 第二種金融商品取引業及び投資運用業に係る無登録営業</p>	<p>警告書発出日 平成26年3月26日</p> <p>・中国財務局において、直ちに当該行為</p>

一連 番号	公表実施 年月日	公表内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
7 つづき		<p>当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として自らを無限責任組合員とするA投資事業有限責任組合の出資持分の私募及び出資金の運用を行っているところ、当社の代表取締役は、金融商品取引法についての知識を有しておらず、特例業務の要件として適格機関投資家からの出資が必要であるとの認識がなかったことから、当社は、平成21年7月、適格機関投資家との間で投資事業有限責任組合契約の締結を行ったものの、同契約に係る出資を受け入れていなかった。</p> <p>また、当社の代表取締役は、同24年6月頃、適格機関投資家からの出資が必要であることを認識したが、その後も、当社は、適格機関投資家からの出資を受け入れていなかった。</p> <p>よって、当社が行った上記出資持分に係る私募及び出資金の運用は、同法第63条第1項第1号及び同第2号に規定された特例業務の要件を充足していないこととなる。</p> <p>したがって、当社が行った上記行為は、金融商品取引法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」及び同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けないまま、これらの私募及び運用行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p>	<p>を取り止めるよう警告書を発出。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融庁ウェブサイト「警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について」に当社の名称等を掲載し公表。

※ 根拠条文は、公表実施日時点において適用される法律を記載している。

(2) 課徴金納付命令に関する勧告

①取引調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	25. 4. 19	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項）</p> <p>【銘柄名】 エス・バイ・エル（東証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 公開買付者の社員からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 (株)ヤマダ電機の社員から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が、エス・バイ・エル(株)（以下「エス・バイ・エル」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 23 年 8 月 13 日より前の同年 7 月 4 日、自己の計算において、エス・バイ・エル株式 1 万 5,000 株を買付価額 99 万円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 79 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるエス・バイ・エルの最も高い株価は、平成 23 年 8 月 22 日の 119 円であることから、 $(119 \text{ 円} \times 15,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 990,000 \text{ 円} (\ast)$ $= 795,000 \text{ 円}$ $\Rightarrow \text{課徴金の額は } 1 \text{ 万円未満を切り捨てるため、} \underline{79 \text{ 万円}}$ <p>(※) 買付価額は、 「66 円×15,000 株」の額である。</p> </p>	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 4 月 19 日 課徴金納付命令決定日 平成 25 年 5 月 23 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
2	25. 5. 10	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 石井表記（東証 2 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)石井表記の子会社役員</p> <p>【違反行為の態様】 (株)石井表記（以下「石井表記」という。）の子会社である石井表記ソーラー(株)（以下「石井表記ソーラー」という。）の役員であったが、その職務に関し、石井表記ソーラーの業務執行を決定する機関が、解散を行うことについての決定をした事実を知りながら、この事実が公表された平成 23 年 8 月 31 日より前の同月 23 日及び同月 24 日、同族会社の計算において、石井表記株式合計 7,700 株を売付価額合計 554 万 4,000 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 312 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 （売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された後 2 週間における最も低い価格）×（売付株数）</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 5 月 10 日 課徴金納付命令決定日 平成 25 年 6 月 5 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		<p>となる。したがって、重要事実の公表後2週間における石井表記の最も低い株価は、平成23年9月14日の314円であることから、</p> <p>売付価額5,544,000円(※)－(314円×7,700株) =3,126,200円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>312万円</u></p> <p>(※) 売付価額は、 「720円×7,700株」 の合計額である。</p>	
3	25.5.28	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】 ケンコーコム（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ケンコーコム(株)役員からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 ケンコーコム(株)（以下「ケンコーコム」という。）の役員から、同人が職務に関し知った、ケンコーコムの業務執行を決定する機関が、楽天(株)を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成24年5月17日午後3時30分頃より前の同日午前9時頃から午前9時46分頃までの間、自己の計算において、ケンコーコム株式合計8株を買付価額合計32万8,500円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 24万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格)×(買付株数)－(買付価格)×(買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるケンコーコムの最も高い株価は、平成24年5月25日の71,500円であることから、</p> <p>(71,500円×8株)－買付価額328,500円(※) =243,500円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>24万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「40,850円×3株+40,900円×2株+41,350円×1株 +41,400円×2株」 の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成25年5月28日 課徴金納付命令決定日 平成25年6月21日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
4	25.5.28	<p>【違反行為】 相場操縦（金商法第174条の2第1項）</p> <p>【銘柄名】 マミーマート（大証JASDAQ）、くろがね工作所（大証2部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 無職の者</p> <p>【違反行為の態様】 (株)マミーマートほか1銘柄の株式につき、各株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、各株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成25年5月28日 課徴金納付命令決定日 平成25年6月21日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		<p>【課徴金額】 12万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金額は、</p> <p>(1) 売買対当数量(※1)に係るものについて、 (有価証券の売付価額)－(有価証券の買付価額)</p> <p>と、</p> <p>(2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額)－(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量)</p> <p>または、</p> <p>当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量)－(有価証券の買付価額)</p> <p>との合計額として計算される。</p> <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>・ ㈱マミーマート株式会社における平成24年2月10日午前9時12分頃から同月23日午後3時9分頃までの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計50,300円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>5万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、</p> <p>① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、4,300株であり、</p> <p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量2,500株に、違反行為開始時にその時の価格(1,414円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量2,000株を加えた4,500株であることから、4,300株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額6,122,900円(※2)－買付価額6,094,500円(※3) =28,400円</p> <p>(※2) 売付価額は、「1,414円×100株+1,418円×100株+1,419円×300株+1,420円×700株+1,421円×100株+1,422円×200株+1,424円×200株+1,425円×900株+1,426円×400株+1,427円×1,100株+1,429円×100株+1,432円×100株」の合計額である。</p> <p>(※3) 買付価額は、「1,410円×100株+1,411円×200株+1,412円×100株+1,414円×2,200株+1,415円×200株+1,418円×100株+1,419円×200株+1,422円×200株+1,424円×400株+1,425円×100株+1,427円×100株+1,428円×300株+1,431円×100株」の合計額である。</p> <p>(※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格(1,414円)で買い付けたものとみなされるもの(みなし買付け)から割り当てられることとなる。</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		<p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 200 株 (4,500 株－4,300 株) について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格 (1,527 円) に当該超える数量を乗じて得た額 305,400 円 (1,527 円×200 株) － 買付価額 283,500 円 (※5) =21,900 円</p> <p>(※5) 買付価額は、「1,413 円×100 株+1,422 円×100 株」の合計額である。</p> <p>・ 懶くろがね工作所株式会社における平成 24 年 3 月 30 日午後 2 時 19 分頃から同年 4 月 10 日午後 1 時 23 分頃までの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 76,000 円 ⇒課徴金の額は、1 万円未満を切り捨てるため、<u>7 万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、</p> <p>① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、58,000 株であり、</p> <p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 57,000 株に、違反行為開始時にその時の価格 (76 円) で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 5,000 株を加えた 62,000 株であることから、58,000 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 4,356,000 円 (※6) － 買付価額 4,327,000 円 (※7) =29,000 円</p> <p>(※6) 売付価額は、「73 円×2,000 株+74 円×15,000 株+75 円×17,000 株+76 円×23,000 株+77 円×1,000 株」の合計額である。</p> <p>(※7) 買付価額は、「72 円×4,000 株+73 円×8,000 株+74 円×8,000 株+75 円×27,000 株+76 円×9,000 株+77 円×2,000 株」の合計額である。</p> <p>(※8) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格 (76 円) で買い付けたものとみなされるもの (みなし買付け) から割り当てられることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 4,000 株 (62,000 株－58,000 株) について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格 (88 円) に当該超える数量を乗じて得た額 352,000 円 (88 円×4,000 株) － 買付価額 305,000 円 (※9) =47,000 円</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
4 つづき		<p>(※9) 買付価額は、「75 円×1,000 株+76 円×1,000 株+77 円×2,000 株」の合計額である。</p>	
5	25.6.14	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 コーセル（東証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 コーセル(株)社員</p> <p>【違反行為の態様】 職務に関し、コーセル(株)（以下「コーセル」という。）の業務執行を決定する機関が、自己の株式の取得を行うことについての決定をした事実を知らず、この事実が公表された平成 24 年 6 月 13 日より前の同月 6 日から同月 8 日までの間、自己の計算において、コーセル株式合計 1 万 2,000 株を買付価額合計 1,048 万 7,400 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 192 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるコーセルの最も高い株価は、平成 24 年 6 月 27 日の 1,034 円であることから、 (1,034 円×12,000 株) - 買付価額 10,487,400 円 (※) =1,920,600 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>192 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「868 円×4,900 株+874 円×2,300 株+880 円×4,800 株」 の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 6 月 14 日 課徴金納付命令決定日 平成 25 年 7 月 18 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
6	25.6.14	<p>【違反行為】 相場操縦（金商法第 174 条の 2 第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 21LADY（名証セントレックス）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 無職の者</p> <p>【違反行為の態様】 21LADY(株)株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 360 万円</p> <p>(注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量 (※1) に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該を超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (当該違反行為が終了してから 1 月を</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 6 月 14 日 課徴金納付命令決定日 平成 25 年 7 月 18 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6 つづき		<p>経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量)－(有価証券の買付価額)との合計額として計算される。</p> <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 3,606,060 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>360万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、1,356株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、1,450株であることから、1,356株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 11,326,660 円(※2)－買付価額 10,504,750 円(※3) ＝ 821,910 円</p> <p>(※2) 売付価額は、 「5,250円×7株+5,350円×21株+5,450円×18株 +5,530円×31株+5,650円×6株+5,800円×10株 +5,850円×8株+5,860円×2株+5,910円×5株 +5,950円×27株+6,100円×3株+6,110円×12株 +6,150円×1株+6,250円×50株+6,450円×54株 +6,530円×9株+6,540円×12株+6,560円×2株 +6,640円×5株+6,700円×1株+6,830円×1株 +6,850円×24株+6,900円×74株+6,950円×11株 +7,000円×1株+7,080円×4株+7,450円×94株 +8,050円×60株+8,950円×379株+8,970円×30株 +9,250円×1株+9,350円×4株+9,500円×23株 +9,550円×15株+9,600円×2株+9,650円×27株 +9,700円×8株+9,730円×1株+9,800円×9株 +9,840円×1株+9,850円×35株+9,950円×14株 +10,000円×29株+10,010円×10株+10,100円×12株 +10,300円×64株+10,400円×2株+10,450円×137株」 の合計額である。</p> <p>(※3) 買付価額は、 「4,950円×5株+4,970円×2株+4,975円×1株 +4,980円×32株+4,985円×1株+4,990円×2株 +4,995円×2株+5,000円×17株+5,050円×2株 +5,100円×1株+5,110円×1株+5,120円×1株 +5,250円×14株+5,350円×20株+5,400円×6株 +5,450円×61株+5,500円×1株+5,650円×6株 +5,900円×2株+5,910円×4株+5,950円×4株 +5,980円×2株+6,110円×18株+6,150円×6株 +6,200円×13株+6,250円×50株+6,300円×3株 +6,400円×5株+6,450円×103株+6,480円×1株 +6,490円×1株+6,500円×6株+6,600円×9株 +6,650円×2株+6,680円×1株+6,700円×20株 +6,740円×1株+6,750円×1株+6,780円×4株 +6,800円×37株+6,820円×2株+6,830円×3株</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6 つづき		<p>+6,840円×1株+6,850円×50株+6,900円×5株 +6,970円×5株+6,980円×55株+7,000円×1株 +7,050円×7株+7,080円×2株+7,100円×22株 +7,130円×1株+7,450円×106株+8,050円×30株 +8,350円×3株+8,500円×27株+8,650円×71株 +8,800円×1株+8,950円×270株+9,400円×36株 +9,550円×4株+9,850円×15株+10,000円×1株 +10,200円×20株+10,440円×1株+10,450円×149株」 の合計額である。</p> <p>(※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量94株(1,450株-1,356株)について、</p> <p>当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格(37,500円)に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>3,525,000円(37,500円×94株) - 買付価額740,850円(※5) = 2,784,150円</p> <p>(※5) 買付価額は、 「6,050円×1株+6,100円×1株+6,150円×1株 +6,250円×3株+6,680円×1株+6,690円×1株 +6,700円×3株+7,500円×3株+7,620円×3株 +7,640円×5株+7,800円×48株+8,100円×3株 +8,820円×2株+8,970円×19株」 の合計額である。</p>	
7	25.6.27	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】フルキャストテクノロジー(大証JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社役員</p> <p>【違反行為の態様】 株フルキャストテクノロジー株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 108万円</p> <p>(注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量(※1)に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、</p>	<p>審判手続開始決定日 平成25年6月27日 第1回審判期日(結審) 平成25年11月20日 課徴金納付命令決定日 平成26年1月23日</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		<p>(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量)－(有価証券の買付価額)との合計額として計算される。</p> <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 1,082,140円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>108万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、</p> <p>① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、86株であり、</p> <p>② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量63株に、違反行為開始時にその時の価格(25,380円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量74株を加えた137株であることから、86株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額2,231,150円(※2)－買付価額2,179,290円(※3) ＝51,860円</p> <p>(※2) 売付価額は、 「24,500円×1株+24,600円×1株+24,900円×2株+24,960円×1株+25,000円×2株+25,200円×2株+25,370円×1株+25,380円×2株+25,400円×4株+25,480円×2株+25,500円×22株+25,800円×9株+25,900円×5株+26,000円×1株+26,100円×3株+26,300円×2株+26,400円×1株+26,500円×12株+26,800円×2株+27,000円×2株+27,100円×2株+27,200円×5株+28,200円×2株」 の合計額である。</p> <p>(※3) 買付価額は、 「24,870円×6株+25,020円×1株+25,370円×1株+25,380円×76株+25,400円×2株」 の合計額である。</p> <p>(※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格(25,380円)で買付けたものとみなされるもの(みなし買付け)から割り当てられることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量51株(137株－86株)について、</p> <p>当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格(46,100円)に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>2,351,100円(46,100円×51株)－買付価額1,320,820円(※5) ＝1,030,280円</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		<p>(※5) 買付価額は、 「24,400円×1株+24,480円×1株+24,500円×1株 +24,600円×1株+24,900円×2株+24,960円×1株 +24,970円×2株+24,980円×1株+24,990円×2株 +25,000円×4株+25,100円×1株+25,400円×1株 +25,480円×2株+25,500円×1株+25,670円×1株 +25,800円×1株+25,960円×1株+26,000円×2株 +26,100円×8株+26,200円×1株+26,300円×2株 +26,400円×1株+26,500円×1株+26,800円×2株 +26,900円×2株+27,000円×3株+27,100円×2株 +27,500円×1株+27,990円×1株+28,200円×1株」 の合計額である。</p>	
8	25.7.23	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】 アンジェスMG（東証マザーズ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 アンジェスMG(株)役員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 アンジェスMG(株)（以下「アンジェスMG」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、アンジェスMGの業務執行を決定する機関が田辺三菱製薬株式会社と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成24年7月2日午前11時30分頃より前の同日午前10時53分頃、自己の計算において、アンジェスMG株式合計16株を買付価額合計59万4,950円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 102万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるアンジェスMGの最も高い株価は、平成24年7月9日の101,300円であることから、 (101,300円×16株) - 買付価額594,950円(※) =1,025,850円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>102万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「36,800円×4株+37,000円×1株+37,150円×1株 +37,200円×1株+37,250円×1株+37,300円×3株 +37,450円×5株」 の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成25年7月23日 課徴金納付命令決定日 平成25年8月23日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
9	25.8.30	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】 オウケイウェイヴ（名証セントレックス）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)オウケイウェイヴとの契約締結交渉者からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】</p>	<p>審判手続開始決定日 平成25年8月30日 第1回審判期日（結審） 平成26年2月13日 課徴金納付命令決定日 平成26年4月18日</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9 つづき		<p>(株)オウケイウェイヴ（以下「オウケイウェイヴ」という。）と、資本業務提携契約の締結の交渉をしていた(株)ブリックス（以下「ブリックス」という。）の役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、オウケイウェイヴの業務執行を決定する機関がブリックスと業務上の提携を行うことの決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成24年10月23日午後4時頃より前の同日午後2時18分頃から同日午後3時26分頃までの間、自己の計算において、オウケイウェイヴ株式合計1,300株を買付価額合計101万7,600円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 86万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるオウケイウェイヴの最も高い株価は、平成24年10月29日の1,446円であることから、</p> $(1,446円 \times 1,300株) - 買付価額1,017,600円 (\ast)$ $= 862,200円$ <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>86万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、「781円×700株+782円×100株+783円×400株+795円×100株」の額である。</p>	
10	25. 8. 30	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第175条第2項）</p> <p>【銘柄名】 ソネットエンタテインメント（東証1部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 公開買付者の社員からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 ソニー(株)（以下「ソニー」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、ソニーの業務執行を決定する機関がソネットエンタテインメント(株)（以下「ソネット」という。）株式の公開買付けを行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成24年8月10日より前の同月3日午前11時34分から同日午後1時36分までの間、自己の計算において、ソネット株式合計12株を買付価額合計390万7,500円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 289万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後2週間におけるソネットの最も高い株価は、平成24年8月23日の567,000円であることから、</p> $(567,000円 \times 12株) - 買付価額3,907,500円 (\ast)$ $= 2,896,500円$ <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>289万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成25年8月30日 課徴金納付命令決定日 平成25年9月27日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10 つづき		<p>(※) 買付価額は、 「324,000円×5株+326,500円×3株+327,000円×4株」 の合計額である。</p>	
11	25. 9. 25	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第174条の2第1項）</p> <p>【銘柄名】CKサンエツ（名証2部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社役員</p> <p>【違反行為の態様】 (株)CKサンエツ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己及び同族会社の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 596万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量（※1）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。</p> <p>（※1）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 5,969,100円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>596万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、10,900株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量11,200株に、違反行為開始時にその時の価格（965円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量45,900株を加えた57,100株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額10,673,800円（※2）－買付価額10,518,500円（※3） = 155,300円</p> <p>（※2）売付価額は、 「925円×200株+935円×100株+949円×100株 +965円×700株+966円×1,100株+967円×1,500株 +968円×300株+969円×400株+970円×200株 +971円×200株+975円×1,700株+977円×100株</p>	<p>審判手続開始決定日 平成25年9月25日 課徴金納付命令決定日 平成25年10月17日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
11 つづき		<p>+980 円×200 株+985 円×400 株+989 円×100 株 +990 円×400 株+991 円×200 株+995 円×1,100 株 +997 円×400 株+998 円×200 株+999 円×300 株 +1,010 円×300 株+1,015 円×300 株+1,018 円×400 株」 の合計額である。 (※3) 買付価額は、 「965 円×10,900 株」 の額である。 (※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券 の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対 当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、 違反行為の開始時点にその時における価格（965 円）で買い付け たものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられるこ ととなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、 売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 46,200 株（57,100 株－10,900 株）について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日にお ける当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格（1,096 円）に 当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>50,635,200 円（1,096 円×46,200 株） － 買付価額 44,821,400 円（※5） ＝5,813,800 円</p> <p>(※5) 買付価額は、 「930 円×100 株+935 円×100 株+949 円×100 株 +955 円×200 株+960 円×200 株+965 円×35,300 株 +966 円×200 株+968 円×100 株+969 円×100 株 +970 円×400 株+971 円×200 株+975 円×1,500 株 +977 円×100 株+980 円×700 株+984 円×100 株 +985 円×1,600 株+989 円×100 株+990 円×300 株 +991 円×300 株+992 円×200 株+993 円×200 株 +995 円×900 株+996 円×100 株+997 円×300 株 +998 円×100 株+999 円×300 株+1,000 円×800 株 +1,005 円×100 株+1,006 円×100 株+1,008 円×100 株 +1,009 円×100 株+1,010 円×400 株+1,012 円×200 株 +1,013 円×100 株+1,015 円×200 株+1,018 円×300 株」 の合計額である。</p>	
12	25.9.25	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 戸田建設（東証 1 部、大証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 戸田建設(株)社員</p> <p>【違反行為の態様】 職務に関し、戸田建設(株)（以下、「戸田建設」という。）の 平成 25 年 3 月期の当期純利益について、平成 24 年 8 月 9 日 に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出 した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要な ものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事 実を知りながら、新たに算出した予想値が当期純利益マイナ ス 398 億円として公表がされた平成 24 年 10 月 31 日午後 3 時</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 9 月 25 日 課徴金納付命令決定日 平成 25 年 10 月 17 日</p> <p>なお、課徴金納付命 令対象者から事実関係 等を認める旨の答弁書 の提出があったため、 審判の期日は開かれな かった。</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
12 つづき		<p>30分頃より前の同日午後0時34分頃から午後1時49分頃までの間、自己の計算において、戸田建設株式合計9,000株を売付価額合計216万9,000円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 52万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (売付価格) × (売付株数) － (重要事実が公表された後2週間における最も低い価格) × (売付株数)</p> <p>となる。したがって、重要事実の公表後2週間における戸田建設の最も低い株価は、平成24年11月13日の183円であることから、 売付価額2,169,000円(※) － (183円×9,000株) ＝522,000円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>52万円</u></p> <p>(※) 売付価額は、「241円×9,000株」の額である。</p>	
13	25.10.11	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】F P G(東証2部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社役員</p> <p>【違反行為の態様】 (株)F P G株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 700万円</p> <p>(注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量(※1)に係るものについて、 (有価証券の売付価額)－(有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額)－(当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量)－(有価証券の買付価額) との合計額として計算される。</p> <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 7,002,200円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>700万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量が0株であることから、0株である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成25年10月15日 課徴金納付命令決定日 平成25年11月8日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
13 つづき		<p>よって、当該売買対当数量に係るものについては、0円</p> <p>(2) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量53,100株に、金融商品取引法第174条の2第8項及び同法施行令第33条の13第1号により、違反行為開始時にその時の価格(1,020円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量140,200株を加えた193,300株である。</p> <p>当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該超える数量193,300株(193,300株-0株)について、</p> <p>当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格(1,072円)に当該超える数量を乗じて得た額 $207,217,600円(1,072円 \times 193,300株) - 買付価額200,215,400円(※2)$ $= 7,002,200円$</p> <p>(※2) 本件においては、違反行為の開始時点において所有している有価証券について、違反行為の開始時点にその時における価格(1,020円)で買い付けたものとみなされる(みなし買付け)。</p> <p>よって、買付価額は、 「1,020円×140,400株+1,025円×100株+1,027円×100株+1,028円×300株+1,029円×1,000株+1,030円×400株+1,031円×400株+1,032円×100株+1,033円×300株+1,034円×300株+1,035円×400株+1,038円×1,200株+1,039円×300株+1,040円×900株+1,041円×100株+1,043円×200株+1,045円×200株+1,046円×1,000株+1,049円×600株+1,050円×2,700株+1,052円×100株+1,053円×500株+1,054円×200株+1,055円×400株+1,056円×500株+1,057円×100株+1,058円×300株+1,059円×800株+1,060円×2,500株+1,061円×100株+1,062円×500株+1,065円×2,500株+1,066円×600株+1,067円×100株+1,069円×200株+1,070円×300株+1,072円×200株+1,073円×3,000株+1,074円×500株+1,075円×300株+1,076円×100株+1,077円×100株+1,078円×200株+1,079円×700株+1,080円×1,300株+1,081円×100株+1,082円×300株+1,083円×1,200株+1,084円×700株+1,085円×700株+1,086円×400株+1,087円×300株+1,088円×600株+1,089円×2,300株+1,090円×1,900株+1,094円×700株+1,095円×1,600株+1,096円×1,600株+1,097円×2,000株+1,098円×700株+1,099円×1,200株+1,100円×3,700株+1,101円×500株+1,109円×100株+1,110円×1,000株+1,111円×500株+1,120円×100株+1,123円×100株+1,125円×3,900株」の合計額である。</p>	
14	25.10.11	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】ステップ(東証2部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】事業主</p> <p>【違反行為の態様】</p>	<p>審判手続開始決定日 平成25年10月15日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成25年11月8日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
14 つづき		<p>(株)ステップ株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 591 万円</p> <p>(注)</p> <p>1. 課徴金額は、</p> <p>(1) 売買対当数量(※1)に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額)</p> <p>と、</p> <p>(2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格×当該超える数量)</p> <p>または、</p> <p>当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格×当該超える数量) - (有価証券の買付価額)</p> <p>との合計額として計算される。</p> <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 5,912,600 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>591 万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、当該違反行為に係る有価証券の売付数量が0株であることから、0株である。</p> <p>よって、当該売買対当数量に係るものについては、0円</p> <p>(2) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量177,900株に、金融商品取引法第174条の2第8項及び同法施行令第33条の13第1号により、違反行為開始時にその時の価格(664円)で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量72,200株を加えた250,100株である。</p> <p>当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該超える数量250,100株(250,100株-0株)について、</p> <p>当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格(730円)に当該超える数量を乗じて得た額 182,573,000円(730円×250,100株) - 買付価額176,660,400円(※2) = 5,912,600円</p> <p>(※2) 本件においては、違反行為の開始時点において所有している有価証券について、違反行為の開始時点にその時における価格(664円)で買い付けたものとみなされる(みなし買付け)。</p> <p>よって、買付価額は、 「664円×72,400株+665円×500株+666円×200株 +667円×300株+668円×1,300株+669円×1,600株</p>	<p>等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
14 つづき		<p>+670円×1,200株+671円×600株+672円×6,300株 +673円×5,500株+675円×3,400株+677円×500株 +678円×300株+679円×700株+680円×2,700株 +681円×200株+683円×1,500株+685円×2,100株 +686円×500株+687円×1,100株+688円×1,100株 +689円×600株+690円×2,400株+693円×200株 +694円×500株+695円×1,100株+696円×3,200株 +699円×100株+700円×7,700株+704円×700株 +705円×800株+707円×100株+709円×1,200株 +710円×1,500株+711円×400株+713円×100株 +715円×6,500株+718円×2,500株+719円×800株 +720円×34,600株+721円×300株+723円×1,000株 +724円×400株+725円×3,000株+728円×500株 +729円×1,600株+730円×7,300株+735円×1,600株 +738円×300株+739円×1,200株+740円×4,900株 +743円×400株+745円×5,100株+748円×900株 +749円×2,100株+750円×17,400株+752円×2,100株 +753円×500株+754円×3,200株+755円×11,200株 +758円×1,000株+759円×1,600株+760円×2,700株 +770円×1,100株+774円×100株+777円×100株 +785円×4,000株+790円×5,500株」 の合計額である。</p>	
15	25.10.29	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第175条第2項）</p> <p>【銘柄名】 オストジャパングループ（札幌アンビシヤス）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 （株）オストジャパングループ（以下「オストジャパングループ」という。）子会社の役員から、同人が（株）富士薬品（以下「富士薬品」という。）との資本業務提携契約の締結の交渉に関し知った、富士薬品の業務執行を決定する機関がオストジャパングループ株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年1月10日より前の平成24年11月29日から同年12月7日までの間、自己の計算において、オストジャパングループ株式合計3,000株を買付価額合計96万8,700円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 145万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後2週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後2週間におけるオストジャパングループの最も高い株価は、平成25年1月16日の809円であることから、</p> <p style="padding-left: 40px;">（809円×3,000株）－買付価額968,700円（※） ＝1,458,300円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>145万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「317円×100株+320円×2,000株+330円×900株」 の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成25年10月29日 課徴金納付命令決定日 平成25年11月27日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
16	25. 10. 29	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 2 項）</p> <p>【銘柄名】 オストジャパングループ（札証アンビシヤス）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 (株)オストジャパングループ（以下「オストジャパングループ」という。）子会社の役員から、同人が(株)富士薬品（以下「富士薬品」という。）との資本業務提携契約の締結の交渉に関し知った、富士薬品の業務執行を決定する機関がオストジャパングループ株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 1 月 10 日より前の平成 24 年 12 月 27 日から平成 25 年 1 月 8 日までの間、自己の計算において、オストジャパングループ株式合計 2,300 株を買付価額合計 81 万 400 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 105 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるオストジャパングループの最も高い株価は、平成 25 年 1 月 16 日の 809 円であることから、 （809 円×2,300 株）－ 買付価額 810,400 円（※） ＝1,050,300 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>105 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「345 円×1,000 株+350 円×500 株+355 円×200 株 +365 円×500 株+369 円×100 株」 の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 10 月 29 日 第 1 回審判期日（結審） 平成 26 年 1 月 10 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 2 月 28 日</p>
17	25. 10. 29	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 ノーリツ鋼機（大証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ノーリツ鋼機(株)子会社との契約締結交渉者からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 ノーリツ鋼機(株)（以下「ノーリツ鋼機」という。）の子会社であるNKリレーションズ(株)（以下「NKR」という。）と、(株)全国通販（以下「全国通販」という。）ほか 7 社の株式の譲渡に関する契約の締結の交渉をしていた全国通販の役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、NKRの業務執行を決定する機関がノーリツ鋼機の孫会社の異動を伴う株式の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成 24 年 12 月 21 日より前の同年 12 月 10 日及び同月 20 日、自己及び親族の計算において、ノーリツ鋼機株式合計 8,000 株を買付価額合計 254 万 6,000 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 47 万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 10 月 29 日 課徴金納付命令決定日 平成 25 年 11 月 27 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
17 つづき		<p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるノーリツ鋼機の最も高い株価は、平成 25 年 1 月 4 日の 377 円であることから、</p> <p>(377 円 × 8,000 株) - 買付価額 2,546,000 円 (※) = 470,000 円</p> <p>(※) 買付価額は、「316 円 × 5,000 株 + 322 円 × 3,000 株」の合計額である。</p>	
18	25. 11. 26	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項)</p> <p>【銘柄名】 システムソフト (大証 J A S D A Q)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)システムソフトとの契約締結交渉者の社員</p> <p>【違反行為の態様】 パワーテクノロジー(株) (以下「パワーテクノロジー」という。)の社員であったが、その職務に関し、同社の役員が(株)システムソフト (以下「システムソフト」という。)との合併契約の締結の交渉に関し知った、システムソフトの業務執行を決定する機関が、パワーテクノロジーと合併を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、この事実が公表された平成 24 年 10 月 31 日より前の同月 24 日、自己の計算において、システムソフト株式 4,900 株を買付価額 34 万 3,000 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 55 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるシステムソフトの最も高い株価は、平成 24 年 11 月 7 日の 183 円であることから、</p> <p>(183 円 × 4,900 株) - 買付価額 343,000 円 (※) = 553,700 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>55 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、「70 円 × 4,900 株」の額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 11 月 26 日 課徴金納付命令決定日 平成 25 年 12 月 19 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
19	25. 11. 26	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項)</p> <p>【銘柄名】 システムソフト (大証 J A S D A Q)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)システムソフトとの契約締結交渉者の社員</p> <p>【違反行為の態様】</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 11 月 26 日 課徴金納付命令決定日 平成 25 年 12 月 19 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
19 つづき		<p>パワーテクノロジー(株) (以下「パワーテクノロジー」という。)の社員であったが、その職務に関し、同社の役員が(株)システムソフト (以下「システムソフト」という。)との合併契約の締結の交渉に関し知った、システムソフトの業務執行を決定する機関が、パワーテクノロジーと合併を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、この事実が公表された平成 24 年 10 月 31 日より前の同月 29 日、自己の計算において、システムソフト株式 13,200 株を買付価額 98 万 3,400 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 143 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるシステムソフトの最も高い株価は、平成 24 年 11 月 7 日の 183 円であることから、</p> <p>(183 円 × 13,200 株) - 買付価額 983,400 円 (※) = 1,432,200 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>143 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、「74 円 × 6,600 株 + 75 円 × 6,600 株」の合計額である。</p>	<p>の提出があったため、 審判の期日は開かれなかった。</p>
20	25. 11. 26	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項)</p> <p>【銘柄名】 システムソフト (大証 JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)システムソフトとの契約締結交渉者の社員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 パワーテクノロジー(株) (以下「パワーテクノロジー」という。)の社員から、同人がその職務に関し知った、(株)システムソフト (以下「システムソフト」という。)の業務執行を決定する機関が、パワーテクノロジーと合併を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 24 年 10 月 31 日より前の同月 26 日、自己の計算において、システムソフト株式 6,300 株を買付価額 46 万 6,200 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 68 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるシステムソフトの最も高い株価は、平成 24 年 11 月 7 日の 183 円であることから、</p> <p>(183 円 × 6,300 株) - 買付価額 466,200 円 (※) = 686,700 円 ⇒ 課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>68 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、「74 円 × 6,300 株」の額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 11 月 26 日 課徴金納付命令決定日 平成 25 年 12 月 19 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、 審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
21	25. 12. 20	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 ワコム（東証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱ワコム社員</p> <p>【違反行為の態様】 職務に関し、㈱ワコム（以下「ワコム」という。）の属する企業集団の平成 25 年 3 月期の売上高について、平成 24 年 10 月 19 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実を知りながら、新たに算出した予想値が売上高 625 億円として公表がされた平成 25 年 1 月 23 日午後 3 時頃より前の同日午前 9 時 2 分頃から午前 9 時 7 分頃までの間、自己の計算において、ワコム株式合計 35 株を買付価額合計 912 万 9,600 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 203 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるワコムの最も高い株価は、平成 25 年 1 月 31 日の 319,000 円であることから、 (319,000 円 × 35 株) - 買付価額 9,129,600 円 (※) =2,035,400 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>203 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、「259,800 円 × 11 株 + 261,100 円 × 15 株 + 261,700 円 × 9 株」の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 12 月 20 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 1 月 23 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
22	26. 1. 28	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 サニーサイドアップ（大証 JASDAQ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱サニーサイドアップ社員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 ㈱サニーサイドアップ（以下「サニーサイドアップ」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、同社の属する企業集団の平成 25 年 6 月期の経常利益及び当期純利益について、平成 24 年 11 月 5 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が経常利益 6 億 1,300 万円、当期純利益 3 億 5,600 万円として公表がされた平成 25 年 1 月 24 日より前の同月 22 日、自己の計算において、サニーサイドアップ株式合計 1,000 株を買付価額合計 100 万 4,600 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 68 万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 26 年 1 月 28 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 2 月 28 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
22 つづき		<p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるサニーサイドアップの最も高い株価は、平成25年1月29日の1,689円であることから、</p> <p>(1,689円 × 1,000株) - 買付価額1,004,600円 (※) =684,400円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>68万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、「1,000円 × 400株 + 1,004円 × 200株 + 1,005円 × 200株 + 1,014円 × 200株」の合計額である。</p>	
23	26.1.28	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】 ウィル (大証JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱ウィル役員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 (㈱ウィル (以下「ウィル」という。) の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実の公表がされた平成24年11月26日午後3時30分頃より前の同日午後2時31分頃から同日午後2時33分頃までの間、自己の計算において、ウィル株式合計5株を買付価額合計64万6,300円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 60万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるウィルの最も高い株価は、平成24年11月29日の250,000円であることから、</p> <p>(250,000円 × 5株) - 買付価額646,300円 (※) =603,700円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>60万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、「126,000円 × 1株 + 128,500円 × 1株 + 128,800円 × 1株 + 130,000円 × 1株 + 133,000円 × 1株」の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成26年1月28日 課徴金納付命令決定日 平成26年2月28日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
24	26.2.7	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】 ネクス (大証JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱ネクスの契約締結交渉者の役員</p> <p>【違反行為の態様】 (㈱ネクス (以下「ネクス」という。) との契約締結交渉者の役員であるが、ネクスの株式引受契約の締結の交渉に関し、</p>	<p>審判手続開始決定日 平成26年2月7日 課徴金納付命令決定日 平成26年3月10日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
24 つづき		<p>ネクスの業務執行を決定する機関が、ネクスの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、この事実が公表された平成25年1月23日より前の同月9日から同月11日までの間、自己の計算において、ネクス株式合計91株を買付価額合計206万2,890円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 153万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるネクスの最も高い株価は、平成25年1月28日の39,500円であることから、</p> <p>(39,500円×91株) - 買付価額2,062,890円(※) =1,531,610円</p> <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>153万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「21,300円×1株+21,500円×2株+21,800円×1株 +21,980円×1株+21,990円×3株+22,000円×37株 +22,100円×1株+22,300円×3株+22,490円×2株 +23,450円×6株+23,500円×16株+23,550円×10株 +23,570円×1株+23,580円×4株+23,590円×3株」 の合計額である。</p>	<p>審判の期日は開かれなかった。</p>
25	26.2.7	<p>【違反行為】 内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】 ネクス(大証JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 株ネクスとの契約締結交渉者の役員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 (株ネクス(以下「ネクス」という。))との契約締結交渉者の役員から、同人がネクスとの株式引受契約の締結の交渉に関し知った、ネクスの業務執行を決定する機関が、ネクスの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年1月23日より前の同月18日から同月21日までの間、自己の計算において、ネクス株式合計80株を買付価額合計185万1,900円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 130万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるネクスの最も高い株価は、平成25年1月28日の39,500円であることから、</p> <p>(39,500円×80株) - 買付価額1,851,900円(※) =1,308,100円</p> <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>130万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成26年2月7日 課徴金納付命令決定日 平成26年3月10日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
25 つづき		<p>(※) 買付価額は、 「22,300円×8株+23,000円×40株+23,500円×17株 +23,600円×15株」 の合計額である。</p>	
26	26.2.7	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】 ネクス（大証JASDAQ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱ネクスとの契約締結交渉者の役員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 ㈱ネクス（以下「ネクス」という。）との契約締結交渉者の役員から、同人がネクスとの株式引受契約の締結の交渉に知り知った、ネクスの業務執行を決定する機関が、ネクスの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年1月23日より前の同月18日から同月21日までの間、自己及び同族会社の計算において、ネクス株式合計65株を買付価額合計152万4,850円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 104万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 （重要事実が公表された後2週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるネクスの最も高い株価は、平成25年1月28日の39,500円であることから、 $(39,500円 \times 65株) - 買付価額 1,524,850円$ (※) $= 1,042,650円$ ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>104万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「23,000円×2株+23,150円×5株+23,300円×4株 +23,400円×1株+23,500円×43株+23,600円×10株」 の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成26年2月7日 課徴金納付命令決定日 平成26年3月10日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
27	26.2.7	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】 ネクス（大証JASDAQ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱ネクスとの契約締結交渉者の役員からの第一次情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 ㈱ネクス（以下「ネクス」という。）との契約締結交渉者の役員から、同人がネクスとの株式引受契約の締結の交渉に知り知った、ネクスの業務執行を決定する機関が、ネクスの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成25年1月23日より前の同月21日、自己の計算において、ネクス株式合計100株を買付価額合計234万3,900円で買い付けた。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成26年2月7日 課徴金納付命令決定日 平成26年3月10日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
27 つづき		<p>【課徴金額】 160 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるネクスの最も高い株価は、平成 25 年 1 月 28 日の 39,500 円であることから、</p> <p>(39,500 円 × 100 株) - 買付価額 2,343,900 円 (※) =1,606,100 円</p> <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>160 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「22,500 円 × 6 株 + 23,000 円 × 10 株 + 23,500 円 × 44 株 + 23,550 円 × 1 株 + 23,600 円 × 29 株 + 23,690 円 × 5 株 + 23,700 円 × 5 株」 の合計額である。</p>	
28	26. 2. 25	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項)</p> <p>【銘柄名】 田中化学研究所 (大証 J A S D A Q)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)田中化学研究所との契約締結者の社員</p> <p>【違反行為の態様】 パナソニック(株) (以下「パナソニック」という。) の社員であるが、(株)田中化学研究所 (以下「田中化学研究所」という。) とパナソニックとの間で締結していた取引に関する契約の履行に関し、田中化学研究所の業務執行を決定する機関が、住友化学(株)と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、この事実が公表された平成 25 年 3 月 28 日午後 4 時頃より前の同日午前 10 時 29 分頃から午後 2 時 23 分頃までの間、自己の計算において、田中化学研究所株式合計 2,500 株を買付価額合計 87 万 5,700 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 68 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における田中化学研究所の最も高い株価は、平成 25 年 4 月 2 日の 625 円であることから、</p> <p>(625 円 × 2,500 株) - 買付価額 875,700 円 (※) =686,800 円</p> <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>68 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「349 円 × 1,700 株 + 353 円 × 800 株」 の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 26 年 2 月 25 日 審判手続中 (平成 26 年 4 月 30 日現在)</p>
29	26. 2. 25	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項)</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 26 年 2 月 25 日</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
29 つづき		<p>【銘柄名】 田中化学研究所（大証 J A S D A Q）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱田中化学研究所との契約締結者の社員からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 パナソニック㈱（以下「パナソニック」という。）の社員から、同人が㈱田中化学研究所（以下「田中化学研究所」という。）とパナソニックとの間で締結していた取引に関する契約の履行に関し知った、田中化学研究所の業務執行を決定する機関が、住友化学㈱と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 25 年 3 月 28 日午後 4 時頃より前の同日午後 2 時 10 分頃から午後 2 時 56 分頃までの間、自己の計算において、田中化学研究所株式合計 1,900 株を買付価額合計 68 万 3,400 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 50 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 （重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間における田中化学研究所の最も高い株価は、平成 25 年 4 月 2 日の 625 円であることから、 （625 円×1,900 株）－ 買付価額 683,400 円（※） ＝504,100 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>50 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「352 円×100 株+357 円×100 株+358 円×200 株 +359 円×700 株+360 円×400 株+364 円×400 株」 の合計額である。</p>	審判手続中 (平成 26 年 4 月 30 日現在)
30	26. 2. 25	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 コスモスイニシア（大証 J A S D A Q）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱コスモスイニシアとの契約締結交渉者の社員</p> <p>【違反行為の態様】 大和ハウス工業㈱（以下「大和ハウス工業」という。）の社員であったが、その職務に関し、同社の他の社員が㈱コスモスイニシア（以下「コスモスイニシア」という。）との資本業務提携契約の締結の交渉に関し知った、コスモスイニシアの業務執行を決定する機関が、大和ハウス工業と業務上の提携を行うこと及び同社に対し第三者割当増資を実施するために株式の発行を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、これらの事実が公表された平成 25 年 4 月 16 日より前の同月 12 日から同月 15 日までの間、自己の計算において、コスモスイニシア株式合計 1 万 7,000 株を買付価額合計 1,322 万円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 1,314 万円</p>	審判手続開始決定日 平成 26 年 2 月 25 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 3 月 24 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
30 つづき		<p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後2週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるコスモスイニシアの最も高い株価は、平成25年4月23日の1,551円であることから、</p> <p>(1,551円 × 17,000株) - 買付価額13,220,000円 (※) =13,147,000円</p> <p>⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>1,314万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「746円 × 1,000株 + 770円 × 2,000株 + 771円 × 1,000株 + 772円 × 1,000株 + 775円 × 3,000株 + 780円 × 1,000株 + 781円 × 1,000株 + 783円 × 1,000株 + 785円 × 2,000株 + 786円 × 1,000株 + 788円 × 1,000株 + 789円 × 2,000株」 の合計額である。</p>	
31	26.3.11	<p>【違反行為】 相場操縦 (金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】 フィンテックグローバル (東証マザーズ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 自営業者</p> <p>【違反行為の態様】 フィンテックグローバル(株)株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。</p> <p>【課徴金額】 614万円</p> <p>(注) 1. 課徴金額は、 (1) 売買対当数量 (※1) に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額) と、 (2) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最低価格 × 当該超える数量) または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 (当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券の最高価格 × 当該超える数量) - (有価証券の買付価額) との合計額として計算される。</p> <p>(※1) 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 6,144,480円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>614万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 ① 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、2,383株であり、 ② 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等</p>	<p>審判手続開始決定日 平成26年3月11日 審判手続中 (平成26年4月30日現在)</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
31 つづき		<p>の数量 2,043 株に、違反行為開始時にその時の価格 (3,610 円) で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 2,124 株を加えた 4,167 株である。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、</p> <p>売付価額 9,071,485 円 (※2) - 買付価額 8,623,180 円 (※3) = 448,305 円</p> <p>(※2) 売付価額は、 「3,680 円×156 株+3,715 円×305 株+3,730 円×335 株 +3,765 円×41 株+3,775 円×100 株+3,785 円×200 株 +3,790 円×242 株+3,845 円×495 株+3,940 円×509 株」 の合計額である。</p> <p>(※3) 買付価額は、 「3,610 円×2,134 株+3,665 円×7 株+3,670 円×3 株 +3,680 円×162 株+3,685 円×3 株+3,700 円×15 株 +3,725 円×2 株+3,730 円×57 株」 の合計額である。</p> <p>(※4) 買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格 (3,610 円) で買い付けたものとみなされるもの (みなし買付け) から割り当てられることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、</p> <p>当該超える数量 1,784 株 (4,167 株-2,383 株) について、</p> <p>当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格 (7,000 円) に当該超える数量を乗じて得た額</p> <p>12,488,000 円 (7,000 円×1,784 株) - 買付価額 6,791,825 円 (※5) =5,696,175 円</p> <p>(※5) 買付価額は、 「3,630 円×1 株+3,635 円×2 株+3,640 円×4 株 +3,645 円×42 株+3,650 円×80 株+3,690 円×3 株 +3,695 円×2 株+3,700 円×14 株+3,705 円×5 株 +3,710 円×5 株+3,715 円×312 株+3,720 円×6 株 +3,725 円×63 株+3,730 円×278 株+3,735 円×3 株 +3,840 円×21 株+3,845 円×485 株+3,850 円×3 株 +3,910 円×10 株+3,915 円×22 株+3,920 円×31 株 +3,940 円×337 株+3,965 円×40 株+3,970 円×10 株 +3,975 円×5 株」 の合計額である。</p>	
32	26.3.11	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 2 項)</p> <p>【銘柄名】 メガネトップ (東証 1 部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 公開買付者との契約締結者の役員か</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 26 年 3 月 11 日 課徴金納付命令日 平成 26 年 4 月 18 日</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
32 つづき		<p>らの情報受領者の役員</p> <p>【違反行為の態様】 (株)メガネトップ（以下「メガネトップ」という。）の取引先（以下「取引先」という。）の役員であったが、その職務に関し、メガネトップの役員が(株)富澤との秘密保持契約の履行に関し知り、その後、同人から取引先の他の役員が職務上伝達を受けた、株式会社富澤の業務執行を決定する機関がメガネトップの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、この事実が公表された平成 25 年 4 月 16 日より前の同月 15 日、自己の計算において、メガネトップ株式合計 2,000 株を買付価額合計 262 万円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 19 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (公開買付け等の実施に関する事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後 2 週間におけるメガネトップの最も高い株価は、平成 25 年 4 月 24 日等の 1,407 円であることから、</p> <p>(1,407 円 × 2,000 株) - 買付価額 2,620,000 円 (※) = 194,000 円</p> <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>19 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「1,310 円 × 2,000 株」の額である。</p>	<p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>
33	26. 3. 28	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 スーパーツール（大証 JASDAQ）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)スーパーツールとの契約締結交渉者</p> <p>【違反行為の態様】 (株)スーパーツール（以下「スーパーツール」という。）と契約の締結の交渉をしていた者であるが、その交渉に関し、同社の属する企業集団の平成 25 年 3 月期の売上高について、平成 24 年 10 月 17 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実を知りながら、新たに算出した予想値が売上高 62 億 7,400 万円として公表がされた平成 25 年 4 月 18 日午後 3 時 10 分頃より前の同月 15 日、自己の計算において、スーパーツール株式合計 6,000 株を買付価額合計 193 万 8,000 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 91 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるスーパーツールの最も高い株価は、平成 25 年 4 月 30 日の 475 円であるこ</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 26 年 3 月 28 日 課徴金納付命令日 平成 26 年 4 月 23 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
33 つづき		<p>とから、</p> <p>(475 円×6,000 株) - 買付価額 1,938,000 円 (※) =912,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>91 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「322 円×1,000 株+323 円×4,000 株+324 円×1,000 株」の合計額である。</p>	
34	26. 3. 28	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項)</p> <p>【銘柄名】 スーパーツール (大証 J A S D A Q)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)スーパーツールとの契約締結交渉者からの情報受領者</p> <p>【違反行為の態様】 (株)スーパーツール (以下「スーパーツール」という。) と契約の締結の交渉をしていた者から、同人がその交渉に関し知った、同社の属する企業集団の平成 25 年 3 月期の売上高について、平成 24 年 10 月 17 日に公表がされた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が売上高 62 億 7,400 万円として公表がされた平成 25 年 4 月 18 日午後 3 時 10 分頃より前の同月 15 日から同月 18 日午前 10 時 6 分までの間、自己の計算において、スーパーツール株式合計 3,000 株を買付価額合計 96 万 1,000 円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 46 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるスーパーツールの最も高い株価は、平成 25 年 4 月 30 日の 475 円であることから、</p> <p>(475 円×3,000 株) - 買付価額 961,000 円 (※) =464,000 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>46 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「318 円×1,000 株+321 円×1,000 株+322 円×1,000 株」の合計額である。</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 26 年 3 月 28 日 課徴金納付命令日 平成 26 年 4 月 23 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。</p>
35	26. 3. 28	<p>【違反行為】 内部者取引 (金商法第 175 条第 1 項)</p> <p>【銘柄名】 スーパーツール (大証 J A S D A Q)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)スーパーツールとの契約締結交渉者からの情報受領者</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 26 年 3 月 28 日 課徴金納付命令日 平成 26 年 4 月 23 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
35 つづき		<p>【違反行為の態様】 (株)スーパーツール（以下「スーパーツール」という。）と契約の締結の交渉をしていた者から、同人がその交渉に関し知った、同社の属する企業集団の平成 25 年 3 月期の売上高について、平成 24 年 10 月 17 日に公表がされた直近の予想値と比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が売上高 62 億 7,400 万円として公表がされた平成 25 年 4 月 18 日午後 3 時 10 分頃より前の同月 16 日、自己の計算において、スーパーツール株式合計 1,000 株を買付価額合計 32 万円で買い付けた。</p> <p>【課徴金額】 15 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 (重要事実が公表された後 2 週間における最も高い価格) × (買付株数) - (買付価格) × (買付株数) となる。したがって、重要事実の公表後 2 週間におけるスーパーツールの最も高い株価は、平成 25 年 4 月 30 日の 475 円であることから、</p> $(475 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) - \text{買付価額 } 320,000 \text{ 円 (※)}$ $= 155,000 \text{ 円}$ <p>⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>15 万円</u></p> <p>(※) 買付価額は、 「320 円 × 1,000 株」の額である。</p>	を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

②国際取引等調査の結果に基づく勧告（不公正取引）

（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	25. 7. 31	<p>【違反行為】相場操縦（金商法第 174 の 2 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】R I S E（大証ジャスダック（当時））</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・リミテッド</p> <p>【違反行為の態様】 ジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・リミテッド（以下「ジャガーノート」という。）は、シンガポール共和国会社法に基づいて設立されたリミテッド・プライベート・カンパニーであり、ケイマン諸島法に基づく信託形態のヘッジファンド（以下「マスター・ファンド」という。）の受託者及びケイマン諸島法に基づく株式会社形態のヘッジファンド（以下「フィーダー・ファンド」という。）との間で締結した投資一任契約に基づいて、フィーダー・ファンドに出資された資産の運用権限を有し、かつ、フィーダー・ファンドの議決権のすべてを所有していたものである。ジャガーノートは、その代表者らにおいて、(株)RISE の株式につき、平成 24 年 3 月 21 日午前 8 時 33 分頃から同年 4 月 25 日午後 3 時 8 分頃までの間、26 取引日にわたり、同株式の売買を誘引する目的をもって、マスター・ファンドの名義を用いて、最良買い気配値以下の価格帯に大口の買い注文を発注するとともに、直前約定値より高値に最低売買単位の買い注文を発注して株価を引き上げたり、大引け前に、大口の引成買い注文を発注し、終値形成に関与するなどの方法により、フィーダー・ファンドの計算において、同株式合計 1,349 万 2,000 株を買い付ける一方、同株式合計 1,018 万 8,400 株を売り付けるとともに、同株式合計 2 億 4,613 万 4,300 株の買付けの委託を行うなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 4 億 3,118 万円</p> <p>(注) 1. 課徴金額は、売買対当数量（※1）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額）と、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合には、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。</p> <p>（※1）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 431,183,900 円 ⇒課徴金の額は 1 万円未満を切り捨てるため、<u>4 億 3,118 万円</u></p> <p>(1) 当該違反行為に係る売買対当数量は、 (i) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量は 10,188,400 株であり、 (ii) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 7 月 31 日 審判手続中 （平成 26 年 4 月 30 日現在）</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		<p>数量 13,492,000 株に、金商法第 174 条の 2 第 8 項及び同法施行令第 33 条の 13 第 1 号により、違反行為開始時にその時の価格（31 円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 6,852,500 株を加えた 20,344,500 株である</p> <p>ことから、10,188,400 株となる。</p> <p>当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 486,076,500 円（注 2）－買付価額 333,431,700 円（注 3、4） ＝152,644,800 円</p> <p>（注 2）売付価額は、 「33 円×375,000 株+34 円×54,000 株+35 円×280,000 株+36 円×100,000 株+38 円×470,000 株+39 円×1,495,000 株+40 円×557,000 株+41 円×625,000 株+43 円×150,000 株+45 円×355,000 株+46 円×250,000 株+47 円×782,700 株+48 円×521,400 株+49 円×613,400 株+50 円×1,024,400 株+51 円×143,100 株+52 円×50,000 株+54 円×159,400 株+55 円×235,600 株+56 円×85,000 株+57 円×210,000 株+58 円×119,000 株+59 円×51,000 株+62 円×170,000 株+63 円×175,500 株+64 円×404,500 株+65 円×140,000 株+70 円×10,000 株+71 円×107,200 株+72 円×390,200 株+73 円×5,000 株+74 円×80,000 株」 の合計額である。</p> <p>（注 3）買付価額は、 「31 円×6,852,500 株+32 円×250,000 株+33 円×100 株+34 円×160,300 株+35 円×1,188,700 株+36 円×42,500 株+37 円×672,700 株+38 円×528,300 株+39 円×281,100 株+40 円×212,200 株」 の合計額である。</p> <p>（注 4）買付価額の算定においては、金商法施行令第 33 条の 14 第 5 項の規定により、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。</p> <p>本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、金商法第 174 条の 2 第 8 項及び同法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時点にその時における価格（31 円）で買付けられたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。</p> <p>(2) 上記(1)のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該超える数量株（20,344,500 株－10,188,400 株）について、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格（77 円）に当該超える数量を乗じて得た額 782,019,700 円（77 円×10,156,100 株）－有価証券の買付価額 503,480,600 円（注 5） ＝278,539,100 円</p> <p>（注 5）買付価額は、 「39 円×694,000 株+40 円×941,600 株+41 円×608,500 株+42 円×331,900 株+43 円×618,400 株+44 円×8,700 株+45 円×57,300 株+46 円×202,500 株+47 円×881,600 株+48 円×793,600 株+49 円×51,200 株+50 円×1,081,000 株+51 円×</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		<p>1,295,200株+52円×1,400株+53円×300株+54円×75,300株+55円×93,000株+56円×109,900株+57円×38,900株+58円×83,600株+59円×200株+60円×125,600株+61円×504,000株+62円×713,600株+63円×480,200株+64円×226,100株+65円×117,700株+66円×4,100株+67円×4,000株+69円×200株+70円×800株+71円×1,100株+72円×7,700株+73円×2,100株+74円×300株+75円×500株」の合計額である。</p>	
2	25.11.1	<p>【違反行為】 偽計（金商法第173条第1項）</p> <p>【銘柄名】 ウェッジホールディングス（大証ヘラクレス（当時））</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 会社役員</p> <p>【違反行為の態様】 課徴金納付命令対象者は、(株)ウェッジホールディングス（以下「ウェッジホールディングス」という。）、昭和ホールディングス(株)及びタイ王国に本店を置き、リゾートホテル所有法人への投資事業を業とするA.P.F.HOSPITALITY CO., LTD（以下「ホスピタリティ」という。）の取締役等として、これらの各法人等により構成されるアジア・パートナーシップ・ファンド・グループ（以下「APFグループ」という。）を統括していたものであるが、昭和ホールディングス(株)及び課徴金納付命令対象者の同族会社が保有しているウェッジホールディングス株式等の価格を上昇させようとして、真実は、ウェッジホールディングスがホスピタリティ発行の仕組債兼転換社債を引き受けるに当たり、同社は、タイ民商法上転換社債の発行を禁じられた会社形態であり、タイ証券取引委員会からその発行の許可を受けることができず、かつ、その払込みは、払込金額8億円に満たない資金をAPFグループ内において循環させるなどして仮装するものであることから、ウェッジホールディングスにおいて、その転換権等の行使による株式の取得や、債務超過状態であったホスピタリティからの受取利息等の投資収益の増加は見込めず、上記社債に8億円の資産価値など認められないにもかかわらず、ウェッジホールディングス株式等の価格の上昇を図る目的をもって、平成22年3月4日、適時開示情報伝達システムであるTDnetにより、ウェッジホールディングスにおいて、同社債を引き受けることにより、転換権等の行使による株式取得や受取利息等の投資収益の増加が見込まれるなどの虚偽の内容を含む公表を行い、さらに、同月5日から同月12日までの間、同社債の払込金額8億円に満たない資金をウェッジホールディングス及びホスピタリティを含むAPFグループ内において循環させるなどして同社債の払込みを仮装した上、同月9日、同TDnetにより、ウェッジホールディングスにおいて、同社債の引受けによって受取利息等の投資収益が増加する見込みとなった旨の虚偽及び同社債の資産価値に疑義を抱かせるような重要な事情を一切考慮しない内容の業績予想数値等の公表を行い、これら一連の行為により、同社の株式等の価格を上昇させ、もって、有価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用い、当該偽計により有価証券の価格に影響を与えた。</p> <p>【課徴金額】 40億9,605万円</p> <p>(注) 1. 課徴金額は、違反行為期間において、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買</p>	<p>審判手続開始決定日 平成25年11月1日 審判手続中 （平成26年4月30日現在）</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		<p>付け等の数量（注1）が、当該違反者が当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量を超える場合、</p> <p>当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該有価証券等に係る有価証券の売付け等についての金商法第130条に規定する最高の価格（注2）のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額として計算される。</p> <p>（注1）違反者（又は違反者の特定関係者）が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合は、金商法第173条第7項及び金商法施行令第33条の8の3第1号の規定により、当該違反者が、違反行為の開始時に違反行為の開始前の価格で有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。</p> <p>また、当該有価証券が非上場有価証券等である場合における「違反行為の開始前の価格」については、金商法施行令第33条の6第2号の規定により、金融商品取引所に上場されている有価証券等で違反行為に係るものについて、違反行為の直近の価格に基づき合理的な方法により算出した価格として計算する。</p> <p>（注2）金商法第130条に規定する最高の価格がない場合で、有価証券の売付け等が非上場有価証券の売付けであるときは、金商法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の9第3項第2号の規定により、上場有価証券等で違反行為に係るものについて、金商法第130条に規定する最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格として計算する。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、下記(1)及び(2)によりそれぞれ算定される額の合計 4,096,056,500 円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>40億9,605万円</u></p> <p>(1) 株式に係る課徴金の算定 違反行為期間におけるウェッジホールディングス株式の売付け等の数量は0であり、当該株式の買付け等の数量は、違反者の特定関係者である同族会社が違反行為の開始時に当該株式を所有していたため、違反者が違反行為の開始時に自己の計算において違反行為の開始前の価格（12,000円）で買付け等をしたものとみなされる当該株式の数量132,134株である。</p> <p>違反行為期間における買付け等の数量が売付け等の数量を超えることから、当該超える132,134株について、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該株式の最高価格のうち最も高い価格（39,250円）に、当該超える数量を乗じて得た額から、当該超える数量に係る当該株式の買付け等の価額を控除した額 (39,250円×132,134株) - (12,000円×132,134株) =3,600,651,500円</p> <p>(2) 無担保転換社債型新株予約権付社債に係る課徴金の算定 違反者の同族会社は、違反行為期間中、ウェッジホールディングス発行の無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本件CB」という。）10口を転換権未行使の状態では保有していたところ、本件CBは、転換権の対象となる株式を取得できる権利であって、偽計行為により、当該株式の価格に連動させて、本件CBの価格等にも影響を与えることが可能となるものであることから、本件CBも「違反行為に係る有価証券等」として課徴金の計算の基礎に含める。</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		<p>違反行為期間における本件 CB の売付け等の数量は 0 であり、本件 CB の買付け等の数量は、違反者の特定関係者である同族会社が違反行為の開始時に本件 CB を所有していたため、違反者が違反行為の開始時に自己の計算において違反行為の開始前の価格で買付け等をしたものとみなされる本件 CB の数量 10 口である。</p> <p>違反行為期間における買付け等の数量が売付け等の数量を超えることから、当該超える 10 口について、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該株式の最高価格に基づき合理的な方法により算出した価格のうち最も高い価格（39,250 円に、本件 CB 1 口あたりに割り当てられる当該株式数 1,818 株を乗じた 71,356,500 円）に、当該超える数量（本件 CB の買付け等の数量 10 口）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る本件 CB の買付け等の価額（当該株式に係る違反行為の直近の価格に基づき合理的な方法により算出された価格（12,000 円に本件 CB 1 口あたりに割り当てられる当該株式数 1,818 株を乗じた 21,816,000 円）に、本件 CB の買付け等の数量 10 口を乗じて得た額）を控除した額</p> $(39,250 \text{ 円} \times 1,818 \text{ 株} \times 10 \text{ 口}) - (12,000 \text{ 円} \times 1,818 \text{ 株} \times 10 \text{ 口}) = 495,405,000 \text{ 円}$	
3	25.12.2	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】国際石油開発帝石（東証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】ニッセイアセットマネジメント(株)</p> <p>【違反行為の態様】</p> <p>ニッセイアセットマネジメント(株)は、その締結する年金投資一任契約又は投資信託契約に基づき、計 33 件の顧客又はファンド（ニッセイ国内株式アクティブ DB、ニッセイ国内株式マザーファンド、ニッセイバランスアクティブ マザーファンド及びニッセイ国内株式リサーチ・バリューマザーファンドを含む。）に係る信託財産の運用権限を有していた会社であるが、同社ファンド・マネジャーとして同信託財産の運用を担当していた社員 X において、平成 22 年 6 月 28 日、国際石油開発帝石(株)と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が同契約の交渉に関し知り、その後、甲がその職務に関し知った国際石油開発帝石(株)の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受け、さらに、同社ファンド・マネジャーとして同信託財産の運用を担当していた社員 Y において、遅くとも同月 30 日までに、上記 X から同重要事実の情報提供を受けながら、上記年金投資一任契約又は投資信託契約に基づく運用として、同重要事実が公表された同年 7 月 8 日より前の同年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日までの間、国際石油開発帝石株式の売付けを行い、もって、上記顧客又はファンドの計算において、同株式合計 1,574 株を売付価額合計 7 億 8,158 万 5,985 円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 41 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、</p> <p>金商法第 175 条第 1 項第 3 号に規定する売買等をした者（以下「違反者」という。）が、運用財産の運用として当該売買等をした場合、(ア)当該売買等が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に、(イ)当該売買等が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買等の銘柄の総額のうち</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 12 月 2 日 課徴金納付命令決定日 平成 26 年 1 月 16 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		<p>最も高い額を乗じた額を、(ウ)当該売買等が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除して得た額となる。</p> <p>本件では、対象となる取引が、社員 X において 31 件の運用財産の運用として、社員 Y において 2 件の運用財産の運用として、それぞれ行われたものであるため、各運用財産について課徴金の額を計算し、それらを合計した金額が本件の課徴金の額となる。</p> <p>運用財産 1 について $(ア)577,333 \text{ 円} \times (イ)11,799,000 \text{ 円} \div (ウ)1,942,429,765 \text{ 円}$ $=3,506 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 2 について $(ア)1,796,667 \text{ 円} \times (イ)29,754,000 \text{ 円} \div (ウ)13,438,436,453 \text{ 円}$ $=3,977 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 3 について $(ア)7,179,000 \text{ 円} \times (イ)115,938,000 \text{ 円} \div (ウ)77,101,452,311 \text{ 円}$ $=10,795 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 4 について $(ア)893,167 \text{ 円} \times (イ)8,208,000 \text{ 円} \div (ウ)3,768,797,793 \text{ 円}$ $=1,945 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 5 について $(ア)248,333 \text{ 円} \times (イ)1,539,000 \text{ 円} \div (ウ)948,426,278 \text{ 円}$ $=402 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 6 について $(ア)3,108,500 \text{ 円} \times (イ)74,385,000 \text{ 円} \div (ウ)26,421,557,311 \text{ 円}$ $=8,751 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 7 について $(ア)593,500 \text{ 円} \times (イ)4,104,000 \text{ 円} \div (ウ)2,013,369,140 \text{ 円}$ $=1,209 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 8 について $(ア)387,500 \text{ 円} \times (イ)3,591,000 \text{ 円} \div (ウ)1,767,971,117 \text{ 円}$ $=787 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 9 について $(ア)1,556,500 \text{ 円} \times (イ)9,747,000 \text{ 円} \div (ウ)8,454,120,455 \text{ 円}$ $=1,794 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 10 について $(ア)1,565,500 \text{ 円} \times (イ)13,851,000 \text{ 円} \div (ウ)8,607,151,980 \text{ 円}$ $=2,519 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 11 について $(ア)857,167 \text{ 円} \times (イ)6,669,000 \text{ 円} \div (ウ)3,429,301,579 \text{ 円}$ $=1,666 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 12 について $(ア)1,426,833 \text{ 円} \times (イ)11,799,000 \text{ 円} \div (ウ)6,893,161,986 \text{ 円}$ $=2,442 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 13 について $(ア)966,000 \text{ 円} \times (イ)6,669,000 \text{ 円} \div (ウ)4,071,491,850 \text{ 円}$ $=1,582 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 14 について $(ア)883,833 \text{ 円} \times (イ)4,104,000 \text{ 円} \div (ウ)8,684,150,519 \text{ 円}$ $=417 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 15 について $(ア)564,000 \text{ 円} \times (イ)4,104,000 \text{ 円} \div (ウ)1,871,273,913 \text{ 円}$ $=1,236 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 16 について $(ア)588,333 \text{ 円} \times (イ)3,078,000 \text{ 円} \div (ウ)1,653,341,268 \text{ 円}$ $=1,095 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 17 について $(ア)1,161,833 \text{ 円} \times (イ)6,156,000 \text{ 円} \div (ウ)5,414,500,337 \text{ 円}$ $=1,320 \text{ 円}$</p>	

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		<p>運用財産 18 について $(7)937,667 \text{ 円} \times (イ)7,182,000 \text{ 円} \div (ウ)3,937,783,273 \text{ 円} = 1,710 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 19 について $(7)941,667 \text{ 円} \times (イ)6,669,000 \text{ 円} \div (ウ)3,899,483,013 \text{ 円} = 1,610 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 20 について $(7)562,500 \text{ 円} \times (イ)3,591,000 \text{ 円} \div (ウ)1,808,588,029 \text{ 円} = 1,116 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 21 について $(7)756,000 \text{ 円} \times (イ)6,669,000 \text{ 円} \div (ウ)2,894,031,164 \text{ 円} = 1,742 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 22 について $(7)308,167 \text{ 円} \times (イ)3,078,000 \text{ 円} \div (ウ)1,230,566,807 \text{ 円} = 770 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 23 について $(7)5,061,833 \text{ 円} \times (イ)64,125,000 \text{ 円} \div (ウ)34,192,577,503 \text{ 円} = 9,492 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 24 について $(7)893,667 \text{ 円} \times (イ)7,695,000 \text{ 円} \div (ウ)3,542,615,451 \text{ 円} = 1,941 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 25 について $(7)197,833 \text{ 円} \times (イ)3,078,000 \text{ 円} \div (ウ)1,385,959,085 \text{ 円} = 439 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 26 について $(7)3,283,500 \text{ 円} \times (イ)56,430,000 \text{ 円} \div (ウ)35,031,570,397 \text{ 円} = 5,289 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 27 について $(7)599,500 \text{ 円} \times (イ)3,591,000 \text{ 円} \div (ウ)2,061,783,142 \text{ 円} = 1,044 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 28 について $(7)1,983,250 \text{ 円} \times (イ)235,980,000 \text{ 円} \div (ウ)24,270,765,308 \text{ 円} = 19,282 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 29 について $(7)284,049 \text{ 円} \times (イ)63,612,000 \text{ 円} \div (ウ)11,922,143,800 \text{ 円} = 1,515 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 30 について $(7)40,370,279 \text{ 円} \times (イ)130,815,000 \text{ 円} \div (ウ)23,676,752,937 \text{ 円} = 223,047 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 31 について $(7)1,621,605 \text{ 円} \times (イ)26,163,000 \text{ 円} \div (ウ)20,819,804,328 \text{ 円} = 2,037 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 32-1 について $(7)505,333 \text{ 円} \times (イ)19,246,500 \text{ 円} \div (ウ)1,344,971,128 \text{ 円} = 7,231 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 32-2 について $(7)505,333 \text{ 円} \times (イ)34,008,000 \text{ 円} \div (ウ)1,359,200,210 \text{ 円} = 12,643 \text{ 円}$</p> <p>運用財産 33 について $(7)6,887,661 \text{ 円} \times (イ)26,155,500 \text{ 円} \div (ウ)2,339,760,573 \text{ 円} = 76,995 \text{ 円}$</p> <p>合計 3,506 円+3,977 円+10,795 円+1,945 円+402 円+8,751 円+1,209 円+787 円+1,794 円+2,519 円+1,666 円+2,442 円+1,582 円+417 円+1,236 円+1,095 円+1,320 円+1,710 円+1,610 円+1,116 円+1,742 円+770 円+9,492 円+1,941 円+439 円+5,289 円+1,044 円+19,282 円+1,515 円+223,047 円+2,037 円+7,231 円+12,643 円+76,995 円=</p>	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		413,346 円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、 <u>41万円</u>	
4	25.12.2	<p>【違反行為】 内部者取引（金商法第 175 条第 1 項）</p> <p>【銘柄名】 国際石油開発帝石（東証 1 部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)スタッツインベストメントマネジメント</p> <p>【違反行為の態様】 (株)スタッツインベストメントマネジメントは、その締結する投資一任契約に基づいて、いずれもケイマン籍ユニット・トラストであるギンガ・サービス・セクター・ファンド (Ginga Service Sector Fund) 及びユビキタス・マスター・シリーズ・トラスト・クラス・ディ・ファンド (Ubiquitous Master Series Trust Class D Fund) の資産の運用権限を有していた会社であるが、ファンド・マネジャーとして上記各ファンドの運用を担当していた同社役員において、遅くとも平成 22 年 7 月 2 日までに、国際石油開発帝石(株)と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が同契約の交渉に関し知り、その後、甲がその職務に関し知った国際石油開発帝石(株)の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記投資一任契約に基づく運用として、同重要事実が公表された同月 8 日より前の同月 6 日、国際石油開発帝石株式の売付けを行い、もって、上記各ファンドの計算において、同株式合計 456 株を売付価額 2 億 1,847 万 3,000 円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 54 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 金商法第 175 条第 1 項第 3 号に規定する売買等をした者（以下「違反者」という。）が、運用財産の運用として当該売買等をした場合、(ア)当該売買等が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に、(イ)当該売買等が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買等の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じた額を、(ウ)当該売買等が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除して得た額である。 本件では、対象となる取引が、2つの運用財産の運用として行われたものであるため、各運用財産について課徴金の額を計算し、それらを合計した金額が本件の課徴金の額となる。</p> <p>運用財産 1 について (ア) 14,591,134 円 × (イ) 147,798,000 円 ÷ (ウ) 5,123,624,544 円 = 420,901 円</p> <p>運用財産 2 について (ア) 2,221,451 円 × (イ) 72,933,000 円 ÷ (ウ) 1,270,673,889 円 = 127,504 円</p> <p>合計 420,901 円 + 127,504 円 = 548,405 円 ⇒課徴金の額は、1万円未満を切り捨てるため、<u>54万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 12 月 2 日</p> <p>審判手続中 (平成 26 年 4 月 30 日現在)</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5	25.12.2	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】国際石油開発帝石（東証1部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】フィノウェイブインベストメンツ(株)</p> <p>【違反行為の態様】 フィノウェイブインベストメンツ(株)は、その締結する投資一任契約に基づいて、ケイマン籍会社型投資信託のハドウ・ファンド・エルティディ（HADOH Fund Ltd.）の資産の運用権限を有していた会社であるが、ファンド・マネジャーとして上記ファンドの運用を担当していた同社役員において、遅くとも平成22年7月2日までに、国際石油開発帝石(株)と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が同契約の交渉に関し知り、その後、甲がその職務に関し知った国際石油開発帝石(株)の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記投資一任契約に基づく運用として、同重要事実が公表された同月8日より前の同月7日から同月8日までの間、国際石油開発帝石株式の売付けを行い、もって、上記ファンドの計算において、同株式合計500株を売付価額2億3,949万9,500円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】17万円</p> <p>(注) 課徴金額は、 金商法第175条第1項第3号に規定する売買等をした者（以下「違反者」という。）が、運用財産の運用として当該売買等をした場合、 (ア)当該売買等が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に、(イ)当該売買等が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買等の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じた額を、(ウ)当該売買等が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除して得た額である。</p> <p>(ア)46,929,039円×(イ)147,600,000円÷(ウ)38,529,995,214円 = 179,774円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、<u>17万円</u></p>	<p>審判手続開始決定日 平成25年12月2日 課徴金納付命令決定日 平成26年1月16日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため審判の期日は開かれなかった。</p>
6	25.12.2	<p>【違反行為】内部者取引（金商法第175条第1項）</p> <p>【銘柄名】日本板硝子（東証1部）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】MAM PTE. LTD</p> <p>【違反行為の態様】 MAM PTE. LTD（以下「MAM」という。）は、シンガポール共和国会社法に基づき設立された有限責任会社であり、ケイマン籍ユニット・トラストのユビキタス・マスター・シリーズ・トラスト・クラス・ジー・ファンド（Ubiquitous Master Series Trust Class G Fund）の受託者との間で締結した投資一任契約に基づいて、同ファンドの資産の運用権限を有していたものであり、X及びYは、MAMのファンド・マネジャーとして、上記ファンドの資産の運用を担当していた者である。</p> <p>MAMは、X及びYにおいて、平成22年7月27日、日本板硝子(株)と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会</p>	<p>審判手続開始決定日 平成25年12月2日 審判手続中 （平成26年4月30日現在）</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
つづき		<p>値の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、セレクト・バンティジの計算において、西島製作所株式会社合計4万7,000株を買い付ける一方、同株式会社合計4万7,000株を売り付けるとともに、同株式会社合計153万6,400株の買い注文及び合計81万1,900株の売り注文を発注し、また、ホシザキ電機株式会社合計6万1,900株を買い付ける一方、同株式会社合計6万1,900株を売り付けるとともに、同株式会社合計206万2,700株の買い注文及び合計131万1,700株の売り注文を発注し、もって、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 6万円</p> <table border="1" data-bbox="411 660 1141 2098"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">(単位:株)</th> </tr> <tr> <th>取引 サイクル</th> <th>銘柄</th> <th>年月日</th> <th colspan="2">委託数量</th> <th colspan="2">売買数量</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>売付</th> <th>買付</th> <th>売付</th> <th>買付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td rowspan="32">西島製作所</td><td rowspan="10">T-244.19</td><td>400</td><td>21,200</td><td>1,100</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>2</td><td>0</td><td>32,400</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>3</td><td>500</td><td>46,400</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>4</td><td>200</td><td>36,800</td><td>1,400</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>5</td><td rowspan="4">T-244.18</td><td>28,200</td><td>41,200</td><td>1,400</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>6</td><td>16,000</td><td>27,600</td><td>1,300</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>7</td><td>16,100</td><td>32,600</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>8</td><td>24,200</td><td>63,100</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>9</td><td>20,000</td><td>45,300</td><td>1,400</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>10</td><td rowspan="4">T-244.16</td><td>24,200</td><td>20,200</td><td>1,300</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>11</td><td>24,000</td><td>46,100</td><td>800</td><td>800</td></tr> <tr><td>12</td><td>21,100</td><td>32,600</td><td>1,200</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>13</td><td>22,000</td><td>44,600</td><td>1,100</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>14</td><td rowspan="4">T-244.17</td><td>40,000</td><td>40,700</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>15</td><td>28,100</td><td>41,100</td><td>2,100</td><td>2,100</td></tr> <tr><td>16</td><td>36,400</td><td>65,400</td><td>3,000</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>17</td><td>32,600</td><td>54,600</td><td>2,100</td><td>2,100</td></tr> <tr><td>18</td><td rowspan="10">T-244.18</td><td>20,000</td><td>40,900</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>19</td><td>28,100</td><td>48,100</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>20</td><td>22,100</td><td>40,800</td><td>1,200</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>21</td><td>26,300</td><td>64,800</td><td>1,100</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>22</td><td>16,000</td><td>46,900</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>23</td><td>20,000</td><td>36,600</td><td>1,100</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>24</td><td>28,100</td><td>44,600</td><td>1,400</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>25</td><td>24,100</td><td>32,600</td><td>900</td><td>900</td></tr> <tr><td>26</td><td rowspan="2">T-244.19</td><td>26,100</td><td>60,700</td><td>1,400</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>27</td><td>60,200</td><td>113,300</td><td>1,300</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>28</td><td>26,300</td><td>64,600</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>29</td><td rowspan="2">T-244.20</td><td>26,400</td><td>66,800</td><td>1,400</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>30</td><td>40,600</td><td>81,000</td><td>1,300</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>31</td><td>26,200</td><td>64,600</td><td>1,800</td><td>1,800</td></tr> <tr><td>32</td><td>20,800</td><td>44,900</td><td>1,800</td><td>1,800</td></tr> <tr><td colspan="3">合計</td><td>611,900</td><td>1,626,400</td><td>47,000</td><td>47,000</td></tr> <tr><td>33</td><td rowspan="32">ホシザキ電機株式会社</td><td rowspan="4">T-244.18</td><td>24,000</td><td>61,800</td><td>2,800</td><td>2,800</td></tr> <tr><td>34</td><td>21,100</td><td>30,900</td><td>1,300</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>35</td><td>24,000</td><td>37,100</td><td>1,200</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>36</td><td>36,700</td><td>49,000</td><td>1,300</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>37</td><td>27,000</td><td>80,000</td><td>1,100</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>38</td><td rowspan="4">T-244.16</td><td>21,000</td><td>24,600</td><td>900</td><td>900</td></tr> <tr><td>39</td><td>21,300</td><td>30,600</td><td>900</td><td>900</td></tr> <tr><td>40</td><td>26,100</td><td>33,200</td><td>1,500</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>41</td><td>33,200</td><td>45,800</td><td>1,200</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>42</td><td>22,000</td><td>27,700</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>43</td><td>26,100</td><td>29,800</td><td>1,700</td><td>1,700</td></tr> <tr><td>44</td><td>32,000</td><td>48,800</td><td>1,300</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>45</td><td>32,100</td><td>49,900</td><td>1,300</td><td>1,300</td></tr> <tr><td>46</td><td>32,700</td><td>49,400</td><td>1,800</td><td>1,800</td></tr> <tr><td>47</td><td>40,200</td><td>44,600</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>48</td><td>T-244.16</td><td>26,000</td><td>66,700</td><td>600</td><td>600</td></tr> <tr><td>49</td><td rowspan="4">T-244.19</td><td>20,000</td><td>62,700</td><td>1,200</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>50</td><td>20,400</td><td>76,800</td><td>1,500</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>51</td><td>26,000</td><td>64,600</td><td>1,400</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>52</td><td>40,100</td><td>60,700</td><td>1,700</td><td>1,700</td></tr> <tr><td>53</td><td>24,200</td><td>44,600</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>54</td><td>26,200</td><td>32,700</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>55</td><td>24,700</td><td>76,900</td><td>1,900</td><td>1,900</td></tr> <tr><td>56</td><td>26,000</td><td>48,900</td><td>1,400</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>57</td><td>20,100</td><td>40,300</td><td>1,100</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>58</td><td rowspan="4">T-244.20</td><td>20,000</td><td>61,600</td><td>1,400</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>59</td><td>24,000</td><td>46,900</td><td>1,400</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>60</td><td>26,500</td><td>60,000</td><td>1,700</td><td>1,700</td></tr> <tr><td>61</td><td>17,000</td><td>29,300</td><td>2,100</td><td>2,100</td></tr> <tr><td>62</td><td>40,200</td><td>57,300</td><td>1,500</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>63</td><td>24,400</td><td>36,600</td><td>1,200</td><td>1,200</td></tr> <tr><td>64</td><td rowspan="2">T-244.23</td><td>44,300</td><td>72,700</td><td>1,400</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>65</td><td>32,400</td><td>57,000</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>66</td><td>26,000</td><td>40,600</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>67</td><td rowspan="4">T-244.24</td><td>26,200</td><td>64,600</td><td>1,600</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>68</td><td>66,300</td><td>69,700</td><td>1,800</td><td>1,800</td></tr> <tr><td>69</td><td>46,800</td><td>77,200</td><td>1,700</td><td>1,700</td></tr> <tr><td>70</td><td>52,300</td><td>80,600</td><td>1,700</td><td>1,700</td></tr> <tr><td>71</td><td>49,200</td><td>77,900</td><td>6,000</td><td>6,000</td></tr> <tr><td>72</td><td>22,300</td><td>63,100</td><td>1,800</td><td>1,800</td></tr> <tr><td colspan="3">合計</td><td>1,811,700</td><td>2,062,700</td><td>61,900</td><td>61,900</td></tr> </tbody> </table>			(単位:株)				取引 サイクル	銘柄	年月日	委託数量		売買数量					売付	買付	売付	買付	1	西島製作所	T-244.19	400	21,200	1,100	1,100	2	0	32,400	1,600	1,600	3	500	46,400	1,600	1,600	4	200	36,800	1,400	1,400	5	T-244.18	28,200	41,200	1,400	1,400	6	16,000	27,600	1,300	1,300	7	16,100	32,600	1,600	1,600	8	24,200	63,100	1,600	1,600	9	20,000	45,300	1,400	1,400	10	T-244.16	24,200	20,200	1,300	1,300	11	24,000	46,100	800	800	12	21,100	32,600	1,200	1,200	13	22,000	44,600	1,100	1,100	14	T-244.17	40,000	40,700	1,000	1,000	15	28,100	41,100	2,100	2,100	16	36,400	65,400	3,000	3,000	17	32,600	54,600	2,100	2,100	18	T-244.18	20,000	40,900	1,000	1,000	19	28,100	48,100	1,600	1,600	20	22,100	40,800	1,200	1,200	21	26,300	64,800	1,100	1,100	22	16,000	46,900	1,000	1,000	23	20,000	36,600	1,100	1,100	24	28,100	44,600	1,400	1,400	25	24,100	32,600	900	900	26	T-244.19	26,100	60,700	1,400	1,400	27	60,200	113,300	1,300	1,300	28	26,300	64,600	1,600	1,600	29	T-244.20	26,400	66,800	1,400	1,400	30	40,600	81,000	1,300	1,300	31	26,200	64,600	1,800	1,800	32	20,800	44,900	1,800	1,800	合計			611,900	1,626,400	47,000	47,000	33	ホシザキ電機株式会社	T-244.18	24,000	61,800	2,800	2,800	34	21,100	30,900	1,300	1,300	35	24,000	37,100	1,200	1,200	36	36,700	49,000	1,300	1,300	37	27,000	80,000	1,100	1,100	38	T-244.16	21,000	24,600	900	900	39	21,300	30,600	900	900	40	26,100	33,200	1,500	1,500	41	33,200	45,800	1,200	1,200	42	22,000	27,700	1,000	1,000	43	26,100	29,800	1,700	1,700	44	32,000	48,800	1,300	1,300	45	32,100	49,900	1,300	1,300	46	32,700	49,400	1,800	1,800	47	40,200	44,600	1,600	1,600	48	T-244.16	26,000	66,700	600	600	49	T-244.19	20,000	62,700	1,200	1,200	50	20,400	76,800	1,500	1,500	51	26,000	64,600	1,400	1,400	52	40,100	60,700	1,700	1,700	53	24,200	44,600	1,600	1,600	54	26,200	32,700	1,600	1,600	55	24,700	76,900	1,900	1,900	56	26,000	48,900	1,400	1,400	57	20,100	40,300	1,100	1,100	58	T-244.20	20,000	61,600	1,400	1,400	59	24,000	46,900	1,400	1,400	60	26,500	60,000	1,700	1,700	61	17,000	29,300	2,100	2,100	62	40,200	57,300	1,500	1,500	63	24,400	36,600	1,200	1,200	64	T-244.23	44,300	72,700	1,400	1,400	65	32,400	57,000	1,600	1,600	66	26,000	40,600	1,600	1,600	67	T-244.24	26,200	64,600	1,600	1,600	68	66,300	69,700	1,800	1,800	69	46,800	77,200	1,700	1,700	70	52,300	80,600	1,700	1,700	71	49,200	77,900	6,000	6,000	72	22,300	63,100	1,800	1,800	合計			1,811,700	2,062,700	61,900	61,900	
		(単位:株)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
取引 サイクル	銘柄	年月日	委託数量		売買数量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			売付	買付	売付	買付																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1	西島製作所	T-244.19	400	21,200	1,100	1,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2			0	32,400	1,600	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
3			500	46,400	1,600	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4			200	36,800	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
5			T-244.18	28,200	41,200	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
6				16,000	27,600	1,300	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
7				16,100	32,600	1,600	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
8				24,200	63,100	1,600	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
9			20,000	45,300	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
10			T-244.16	24,200	20,200	1,300	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
11		24,000		46,100	800	800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
12		21,100		32,600	1,200	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
13		22,000		44,600	1,100	1,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
14		T-244.17	40,000	40,700	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
15			28,100	41,100	2,100	2,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
16			36,400	65,400	3,000	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
17			32,600	54,600	2,100	2,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
18		T-244.18	20,000	40,900	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
19			28,100	48,100	1,600	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
20			22,100	40,800	1,200	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
21			26,300	64,800	1,100	1,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
22			16,000	46,900	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
23			20,000	36,600	1,100	1,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
24			28,100	44,600	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
25			24,100	32,600	900	900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
26			T-244.19	26,100	60,700	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
27				60,200	113,300	1,300	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
28		26,300	64,600	1,600	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
29		T-244.20	26,400	66,800	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
30			40,600	81,000	1,300	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
31		26,200	64,600	1,800	1,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
32		20,800	44,900	1,800	1,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
合計			611,900	1,626,400	47,000	47,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
33	ホシザキ電機株式会社	T-244.18	24,000	61,800	2,800	2,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
34			21,100	30,900	1,300	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
35			24,000	37,100	1,200	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
36			36,700	49,000	1,300	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
37		27,000	80,000	1,100	1,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
38		T-244.16	21,000	24,600	900	900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
39			21,300	30,600	900	900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
40			26,100	33,200	1,500	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
41			33,200	45,800	1,200	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
42		22,000	27,700	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
43		26,100	29,800	1,700	1,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
44		32,000	48,800	1,300	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
45		32,100	49,900	1,300	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
46		32,700	49,400	1,800	1,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
47		40,200	44,600	1,600	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
48		T-244.16	26,000	66,700	600	600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
49		T-244.19	20,000	62,700	1,200	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
50			20,400	76,800	1,500	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
51			26,000	64,600	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
52			40,100	60,700	1,700	1,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
53		24,200	44,600	1,600	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
54		26,200	32,700	1,600	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
55		24,700	76,900	1,900	1,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
56		26,000	48,900	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
57		20,100	40,300	1,100	1,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
58		T-244.20	20,000	61,600	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
59			24,000	46,900	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
60			26,500	60,000	1,700	1,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
61			17,000	29,300	2,100	2,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
62		40,200	57,300	1,500	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
63		24,400	36,600	1,200	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
64		T-244.23	44,300	72,700	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
65	32,400		57,000	1,600	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
66	26,000	40,600	1,600	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
67	T-244.24	26,200	64,600	1,600	1,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
68		66,300	69,700	1,800	1,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
69		46,800	77,200	1,700	1,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
70		52,300	80,600	1,700	1,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
71	49,200	77,900	6,000	6,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
72	22,300	63,100	1,800	1,800																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
合計			1,811,700	2,062,700	61,900	61,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
つづき		<p>(注) 課徴金額は、</p> <p>1. 売買対当数量(注1)に係るものについて、 (有価証券の売付価額) - (有価証券の買付価額) として計算される。 (注1) 売買対当数量: 当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。</p> <p>2. 本件における課徴金の額は、上表に掲げる72の取引サイクルのうち、算定される額が1万円を超える下記(1)から(6)について、1万円未満を切り捨てた額を合計した<u>6万円</u>となる。</p> <p>(1) 取引サイクル14について、 売付価額1,879,200円(注2) - 買付価額1,867,000円(注3) =12,200円 (注2) 1,043円×200株+1,044円×1,400株+1,045円×200株 (注3) 1,035円×800株+1,036円×100株+1,038円×300株+ 1,039円×400株+1,040円×100株+1,044円×100株</p> <p>(2) 取引サイクル15について、 売付価額2,209,200円(注4) - 買付価額2,196,500円(注5) =12,700円 (注4) 1,052円×2,100株 (注5) 1,045円×1,100株+1,046円×400株+1,047円×500 株+1,051円×100株</p> <p>(3) 取引サイクル67について、 売付価額3,675,910円(注6) - 買付価額3,662,380円(注7) =13,530円 (注6) 1,934円×600株+1,934.1円×200株+1,934.2円×300 株+1,934.3円×200株+1,934.7円×100株+1,935円×300 株+1,938円×200株 (注7) 1,924円×300株+1,924.9円×100株+1,925円×300 株+1,926円×400株+1,927円×100株+1,929円×200株+ 1,931円×300株+1,932円×100株+1,937.9円×100株</p> <p>(4) 取引サイクル68について、 売付価額3,671,720円(注8) - 買付価額3,654,500円(注9) =17,220円 (注8) 1,932円×600株+1,932.1円×100株+1,932.2円×200 株+1,932.3円×200株+1,932.8円×100株+1,933円×500 株+1,933.1円×100株+1,933.2円×100株 (注9) 1,918.8円×100株+1,919円×100株+1,919.8円×200 株+1,919.9円×100株+1,921円×100株+1,922円×100株+ 1,922.9円×300株+1,923円×100株+1,924円×100株+ 1,925円×100株+1,926円×400株+1,927円×100株+1,933 円×100株</p> <p>(5) 取引サイクル69について、 売付価額3,296,610円(注10) - 買付価額3,282,970円(注11) =13,640円 (注10) 1,937円×300株+1,938円×200株+1,939円×400株 +1,939.1円×200株+1,940円×100株+1,940.8円×100株+ 1,941円×300株+1,941.1円×100株 (注11) 1,928円×100株+1,928.8円×200株+1,929円×100 株+1,929.7円×100株+1,929.8円×100株+1,929.9円×300 株+1,930円×300株+1,931円×100株+1,932円×200株+ 1,938.9円×100株+1,942円×100株</p>	

一連 番号	勧告実施 年 月 日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
つづき		<p>(6) 取引サイクル 70 について、 売付価額 3,271,950 円 (注 12) - 買付価額 3,259,150 円 (注 13) =12,800 円 (注 12) 1,923 円×500 株+1,925 円×800 株+1,926 円×200 株 +1,926.2 円×100 株+1,926.3 円×100 株 (注 13) 1,912 円×100 株+1,913 円×100 株+1,914 円×100 株 +1,915 円×200 株+1,916 円×200 株+1,917.7 円×100 株+ 1,917.9 円×200 株+1,918 円×600 株+1,929 円×100 株</p>	

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

③開示検査の結果に基づく勧告（開示書類の虚偽記載等）

（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																								
1	25. 4. 23	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項、第 172 条の 2 第 1 項）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】(株)ジー・テイスト（大証ジャスダック）</p> <p>【違反行為の態様】 のれんの過大計上及び抱合せ株式消滅差損の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p>○ 継続開示</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">（平成 21 年 6 月第 1 四半期）</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">虚偽記載額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">認定金額</th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">4,683</td> <td style="text-align: right;">3,703</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（平成 21 年 9 月第 2 四半期）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四半期純損益</td> <td style="text-align: right;">▲181</td> <td style="text-align: right;">▲1,136</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（平成 21 年 12 月第 3 四半期）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>四半期純損益</td> <td style="text-align: right;">▲22</td> <td style="text-align: right;">▲952</td> <td></td> </tr> <tr> <td>（平成 22 年 3 月期）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期純損益</td> <td style="text-align: right;">292</td> <td style="text-align: right;">▲612</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 発行開示</p> <p>平成 21 年 8 月 14 日提出有価証券届出書 （第 1 回及び第 2 回新株予約権付社債） （組込情報）平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</p> <p>平成 22 年 10 月 4 日提出有価証券届出書 （第 2 回新株予約権証券） （組込情報）平成 22 年 3 月期有価証券報告書</p> <p>平成 22 年 10 月 4 日提出有価証券届出書 （第 3 回新株予約権付社債） （組込情報）平成 22 年 3 月期有価証券報告書</p> <p>平成 22 年 10 月 4 日提出有価証券届出書 （第 4 回及び第 5 回新株予約権付社債） （組込情報）平成 22 年 3 月期有価証券報告書</p> <p>【課徴金額】 1 億 145 万円</p> <p>（注）課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書、平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 22 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">200,772 円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td style="text-align: right;">293,014 円</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td style="text-align: right;">282,845 円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 3 月期有価証券報告書</td> <td style="text-align: right;">263,209 円</td> </tr> </tbody> </table>	（平成 21 年 6 月第 1 四半期）	虚偽記載額	認定金額		連結純資産額	4,683	3,703		（平成 21 年 9 月第 2 四半期）				四半期純損益	▲181	▲1,136		（平成 21 年 12 月第 3 四半期）				四半期純損益	▲22	▲952		（平成 22 年 3 月期）				当期純損益	292	▲612		平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	200,772 円	平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	293,014 円	平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	282,845 円	平成 22 年 3 月期有価証券報告書	263,209 円	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 4 月 23 日 課徴金納付命令決定日 平成 25 年 5 月 23 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
（平成 21 年 6 月第 1 四半期）	虚偽記載額	認定金額																																									
連結純資産額	4,683	3,703																																									
（平成 21 年 9 月第 2 四半期）																																											
四半期純損益	▲181	▲1,136																																									
（平成 21 年 12 月第 3 四半期）																																											
四半期純損益	▲22	▲952																																									
（平成 22 年 3 月期）																																											
当期純損益	292	▲612																																									
平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	200,772 円																																										
平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	293,014 円																																										
平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	282,845 円																																										
平成 22 年 3 月期有価証券報告書	263,209 円																																										

<p>1 つづき</p>		<p>が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円 ロ 平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円 ハ 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 ニ 平成 22 年 3 月期有価証券報告書については、 600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであること から、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を 個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額とな る。</p> <p>i 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、<u>120 万円</u> ii 平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の 額は、<u>120 万円</u> iii 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金 の額は、<u>120 万円</u> iv 平成 22 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>240 万円</u></p> <p>② 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募 集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に 相当する額が課徴金の額となることから、 イ 平成 21 年 8 月 14 日提出の有価証券届出書（第 1 回及び第 2 回新株予約権付社債）に係る課徴金の額は、 $1,650,000,000 \text{円} \times 4.5 / 100 = 7,425 \text{万円}$となる。 ロ 平成 22 年 10 月 4 日提出の有価証券届出書（第 2 回新株予 約権証券）に係る課徴金の額は、 $101,135,700 \text{円} \times 4.5 / 100 = 4,551,106 \text{円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>455 万円</u>となる。 ハ 平成 22 年 10 月 4 日提出の有価証券届出書（第 3 回新株予 約権付社債）に係る課徴金の額は、 $200,000,000 \text{円} \times 4.5 / 100 = 900 \text{万円}$となる。 ニ 平成 22 年 10 月 4 日提出の有価証券届出書（第 4 回及び第 5 回新株予約権付社債）に係る課徴金の額は、 $170,000,000 \text{円} \times 4.5 / 100 = 765 \text{万円}$となる。</p>																									
<p>2</p>	<p>25. 4. 26</p>	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項）</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 沖電気工業(株)（東証 1 部、大証 1 部）</p> <p>【違反行為の態様】 架空売上による売掛金の過大計上及び貸倒引当金の過少 計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証 券報告書等を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(平成 21 年 6 月第 1 四半期)</th> <th style="text-align: center;">虚偽記載額</th> <th style="text-align: center;">認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">55,260</td> <td style="text-align: center;">42,692</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 9 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">54,708</td> <td style="text-align: center;">42,374</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 12 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">52,630</td> <td style="text-align: center;">40,244</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 3 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結経常損益</td> <td style="text-align: center;">8,768</td> <td style="text-align: center;">1,875</td> </tr> </tbody> </table>	(平成 21 年 6 月第 1 四半期)	虚偽記載額	認定金額	連結純資産額	55,260	42,692	(平成 21 年 9 月第 2 四半期)			連結純資産額	54,708	42,374	(平成 21 年 12 月第 3 四半期)			連結純資産額	52,630	40,244	(平成 22 年 3 月期)			連結経常損益	8,768	1,875	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 4 月 26 日 課徴金納付命令決定日 平成 25 年 6 月 5 日</p> <p>なお、課徴金納付命令 対象者から事実関係等を 認める旨の答弁書の提出 があったため、審判の期 日は開かれなかった。</p>
(平成 21 年 6 月第 1 四半期)	虚偽記載額	認定金額																									
連結純資産額	55,260	42,692																									
(平成 21 年 9 月第 2 四半期)																											
連結純資産額	54,708	42,374																									
(平成 21 年 12 月第 3 四半期)																											
連結純資産額	52,630	40,244																									
(平成 22 年 3 月期)																											
連結経常損益	8,768	1,875																									

2 つづき	連結当期純損益	3,619	▲3,280
	連結純資産額	64,810	47,578
	(平成22年6月第1四半期)		
	連結純資産額	51,336	37,464
	(平成22年9月第2四半期)		
	連結純資産額	48,380	33,279
	(平成22年12月第3四半期)		
	連結純資産額	73,193	57,973
	(平成23年3月期)		
	連結経常損益	5,906	1,192
	連結当期純損益	▲27,001	▲31,783
	連結純資産額	59,903	38,859
	(平成23年6月第1四半期)		
	連結純資産額	55,525	34,747
	(平成23年9月第2四半期)		
	連結経常損益	▲856	▲5,222
	連結四半期純損益	▲5,000	▲9,660
	連結純資産額	53,609	30,473
	(平成23年12月第3四半期)		
	連結経常損益	3,925	355
連結四半期純損益	▲6,295	▲10,599	
連結純資産額	52,053	30,018	
(平成24年3月期)			
連結経常損益	14,550	9,075	
連結当期純損益	8,000	1,555	
連結純資産額	67,524	41,251	
【課徴金額】 1,680万円			
(注) 課徴金額は、以下のように算出される。			
① 平成21年6月第1四半期四半期報告書、平成21年9月第2四半期四半期報告書、平成21年12月第3四半期四半期報告書及び平成22年3月期有価証券報告書に係るもの			
同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額			
平成21年6月第1四半期四半期報告書 4,006,065円			
平成21年9月第2四半期四半期報告書 3,961,891円			
平成21年12月第3四半期四半期報告書 3,186,759円			
平成22年3月期有価証券報告書 3,566,083円			
が600万円を超えないことから、			
イ 平成21年6月第1四半期四半期報告書については、300万円			
ロ 平成21年9月第2四半期四半期報告書については、300万円			
ハ 平成21年12月第3四半期四半期報告書については、300万円			
ニ 平成22年3月期有価証券報告書については、600万円			
となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。			
i 平成21年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>120万円</u>			
ii 平成21年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>120万円</u>			
iii 平成21年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、 <u>120万円</u>			

<p>2 つづき</p>		<p>iv 平成 22 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240 万円</p> <p>② 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書、平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 23 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p> <table border="1" data-bbox="454 280 1117 436"> <tr> <td>平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td> <td>3,611,818 円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td>3,074,132 円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td>3,060,568 円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 3 月期有価証券報告書</td> <td>3,199,531 円</td> </tr> </table> <p>が 600 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ロ 平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ハ 平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ニ 平成 23 年 3 月期有価証券報告書については、 600 万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>ii 平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>iii 平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>iv 平成 23 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240 万円</u></p> <p>③ 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書、平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p> <table border="1" data-bbox="454 1220 1117 1366"> <tr> <td>平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書</td> <td>2,969,664 円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td>3,298,201 円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td>2,948,567 円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 3 月期有価証券報告書</td> <td>3,251,011 円</td> </tr> </table> <p>が 600 万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ロ 平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ハ 平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円</p> <p>ニ 平成 24 年 3 月期有価証券報告書については、 600 円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分し、さらに、平成 24 年 3 月期有価証券報告書については、金商法第 26 条の規定による検査が行われる前に、課徴金の減額に係る報告がされていることから、金商法第 185 条の 7 第 12 項の規定により、按分後の金額に 100 分の 50 を乗じて得た額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>ii 平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>iii 平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u></p> <p>iv 平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、</p>	平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	3,611,818 円	平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	3,074,132 円	平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	3,060,568 円	平成 23 年 3 月期有価証券報告書	3,199,531 円	平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	2,969,664 円	平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	3,298,201 円	平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	2,948,567 円	平成 24 年 3 月期有価証券報告書	3,251,011 円	
平成 22 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	3,611,818 円																		
平成 22 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	3,074,132 円																		
平成 22 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	3,060,568 円																		
平成 23 年 3 月期有価証券報告書	3,199,531 円																		
平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書	2,969,664 円																		
平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書	3,298,201 円																		
平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書	2,948,567 円																		
平成 24 年 3 月期有価証券報告書	3,251,011 円																		

		120 万円																																																																																											
3	25. 6. 14	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】(株)ジャパンケアサービス (非上場)</p> <p>【違反行為の態様】 (株)ジャパンケアサービスグループは、減損損失の不計上及びのれんの過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>虚偽記載額</th> <th>認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成 21 年 3 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td>▲1,654</td> <td>▲1,964</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>753</td> <td>455</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 6 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>925</td> <td>634</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 9 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>886</td> <td>602</td> </tr> <tr> <td>(平成 21 年 12 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>1,016</td> <td>739</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 3 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>1,124</td> <td>864</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 6 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>908</td> <td>654</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 9 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>1,086</td> <td>836</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 12 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>1,516</td> <td>1,271</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 3 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td>584</td> <td>321</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>1,580</td> <td>1,058</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 6 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>1,559</td> <td>998</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 9 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>1,595</td> <td>1,039</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 12 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td>146</td> <td>▲31</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>1,657</td> <td>956</td> </tr> <tr> <td>(平成 24 年 3 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>494</td> <td>▲89</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課徴金額】 2,100 万円</p> <p>(注 1) 旧金商法第 176 条第 4 項及び金商法第 176 条第 4 項の規定により、発行者が合併により消滅したときは、これらの者がした行為は、合併後存続した法人がした行為とみなすことから、(株)ジャパンケアサービスグループに対する課徴金は存続会社である(株)ジャパンケアサービスに対して課されることになる。</p>		虚偽記載額	認定金額	(平成 21 年 3 月期)			連結当期純損益	▲1,654	▲1,964	連結純資産額	753	455	(平成 21 年 6 月第 1 四半期)			連結純資産額	925	634	(平成 21 年 9 月第 2 四半期)			連結純資産額	886	602	(平成 21 年 12 月第 3 四半期)			連結純資産額	1,016	739	(平成 22 年 3 月期)			連結純資産額	1,124	864	(平成 22 年 6 月第 1 四半期)			連結純資産額	908	654	(平成 22 年 9 月第 2 四半期)			連結純資産額	1,086	836	(平成 22 年 12 月第 3 四半期)			連結純資産額	1,516	1,271	(平成 23 年 3 月期)			連結当期純損益	584	321	連結純資産額	1,580	1,058	(平成 23 年 6 月第 1 四半期)			連結純資産額	1,559	998	(平成 23 年 9 月第 2 四半期)			連結純資産額	1,595	1,039	(平成 23 年 12 月第 3 四半期)			連結当期純損益	146	▲31	連結純資産額	1,657	956	(平成 24 年 3 月期)			連結純資産額	494	▲89	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 6 月 14 日 課徴金納付命令決定日 平成 25 年 7 月 18 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
	虚偽記載額	認定金額																																																																																											
(平成 21 年 3 月期)																																																																																													
連結当期純損益	▲1,654	▲1,964																																																																																											
連結純資産額	753	455																																																																																											
(平成 21 年 6 月第 1 四半期)																																																																																													
連結純資産額	925	634																																																																																											
(平成 21 年 9 月第 2 四半期)																																																																																													
連結純資産額	886	602																																																																																											
(平成 21 年 12 月第 3 四半期)																																																																																													
連結純資産額	1,016	739																																																																																											
(平成 22 年 3 月期)																																																																																													
連結純資産額	1,124	864																																																																																											
(平成 22 年 6 月第 1 四半期)																																																																																													
連結純資産額	908	654																																																																																											
(平成 22 年 9 月第 2 四半期)																																																																																													
連結純資産額	1,086	836																																																																																											
(平成 22 年 12 月第 3 四半期)																																																																																													
連結純資産額	1,516	1,271																																																																																											
(平成 23 年 3 月期)																																																																																													
連結当期純損益	584	321																																																																																											
連結純資産額	1,580	1,058																																																																																											
(平成 23 年 6 月第 1 四半期)																																																																																													
連結純資産額	1,559	998																																																																																											
(平成 23 年 9 月第 2 四半期)																																																																																													
連結純資産額	1,595	1,039																																																																																											
(平成 23 年 12 月第 3 四半期)																																																																																													
連結当期純損益	146	▲31																																																																																											
連結純資産額	1,657	956																																																																																											
(平成 24 年 3 月期)																																																																																													
連結純資産額	494	▲89																																																																																											

<p>3 つづき</p>	<p>(注2) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成21年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(35,794円)が300万円を超えないことから、<u>300万円</u>となる。</p> <p>② 平成21年6月第1四半期四半期報告書、平成21年9月第2四半期四半期報告書、平成21年12月第3四半期四半期報告書及び平成22年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額</p> <table border="1" data-bbox="454 403 1093 526"> <tr> <td>平成21年6月第1四半期四半期報告書</td> <td>70,312円</td> </tr> <tr> <td>平成21年9月第2四半期四半期報告書</td> <td>126,424円</td> </tr> <tr> <td>平成21年12月第3四半期四半期報告書</td> <td>131,483円</td> </tr> <tr> <td>平成22年3月期有価証券報告書</td> <td>120,529円</td> </tr> </table> <p>が600万円を超えないことから、 イ 平成21年6月第1四半期四半期報告書については、300万円 ロ 平成21年9月第2四半期四半期報告書については、300万円 ハ 平成21年12月第3四半期四半期報告書については、300万円 ニ 平成22年3月期有価証券報告書については、600万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成21年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u> ii 平成21年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u> iii 平成21年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u> iv 平成22年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240万円</u></p> <p>③ 平成22年6月第1四半期四半期報告書、平成22年9月第2四半期四半期報告書、平成22年12月第3四半期四半期報告書及び平成23年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額</p> <table border="1" data-bbox="454 1332 1093 1456"> <tr> <td>平成22年6月第1四半期四半期報告書</td> <td>178,252円</td> </tr> <tr> <td>平成22年9月第2四半期四半期報告書</td> <td>166,466円</td> </tr> <tr> <td>平成22年12月第3四半期四半期報告書</td> <td>170,279円</td> </tr> <tr> <td>平成23年3月期有価証券報告書</td> <td>184,345円</td> </tr> </table> <p>が600万円を超えないことから、 イ 平成22年6月第1四半期四半期報告書については、300万円 ロ 平成22年9月第2四半期四半期報告書については、300万円 ハ 平成22年12月第3四半期四半期報告書については、300万円 ニ 平成23年3月期有価証券報告書については、600万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成22年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u> ii 平成22年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u> iii 平成22年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u> iv 平成23年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、</p>	平成21年6月第1四半期四半期報告書	70,312円	平成21年9月第2四半期四半期報告書	126,424円	平成21年12月第3四半期四半期報告書	131,483円	平成22年3月期有価証券報告書	120,529円	平成22年6月第1四半期四半期報告書	178,252円	平成22年9月第2四半期四半期報告書	166,466円	平成22年12月第3四半期四半期報告書	170,279円	平成23年3月期有価証券報告書	184,345円	
平成21年6月第1四半期四半期報告書	70,312円																	
平成21年9月第2四半期四半期報告書	126,424円																	
平成21年12月第3四半期四半期報告書	131,483円																	
平成22年3月期有価証券報告書	120,529円																	
平成22年6月第1四半期四半期報告書	178,252円																	
平成22年9月第2四半期四半期報告書	166,466円																	
平成22年12月第3四半期四半期報告書	170,279円																	
平成23年3月期有価証券報告書	184,345円																	

<p>3 つづき</p>		<p style="text-align: center;"><u>240万円</u></p> <p>④ 平成23年6月第1四半期四半期報告書、平成23年9月第2四半期四半期報告書、平成23年12月第3四半期四半期報告書及び平成24年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成23年6月第1四半期四半期報告書</td> <td style="text-align: right;">157,179円</td> </tr> <tr> <td>平成23年9月第2四半期四半期報告書</td> <td style="text-align: right;">121,737円</td> </tr> <tr> <td>平成23年12月第3四半期四半期報告書</td> <td style="text-align: right;">113,772円</td> </tr> <tr> <td>平成24年3月期有価証券報告書</td> <td style="text-align: right;">137,634円</td> </tr> </table> <p>が600万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成23年6月第1四半期四半期報告書については、 300万円</p> <p>ロ 平成23年9月第2四半期四半期報告書については、 300万円</p> <p>ハ 平成23年12月第3四半期四半期報告書については、 300万円</p> <p>ニ 平成24年3月期有価証券報告書については、 600万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成23年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u></p> <p>ii 平成23年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u></p> <p>iii 平成23年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u></p> <p>iv 平成24年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240万円</u></p>	平成23年6月第1四半期四半期報告書	157,179円	平成23年9月第2四半期四半期報告書	121,737円	平成23年12月第3四半期四半期報告書	113,772円	平成24年3月期有価証券報告書	137,634円																													
平成23年6月第1四半期四半期報告書	157,179円																																						
平成23年9月第2四半期四半期報告書	121,737円																																						
平成23年12月第3四半期四半期報告書	113,772円																																						
平成24年3月期有価証券報告書	137,634円																																						
<p>4</p>	<p>25.6.19</p>	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第172条の2第1項・第2項、金商法172条の4第1項・第2項、第172条の2第1項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 明治機械(株) (東証2部)</p> <p>【違反行為の態様】 仕掛品の過大計上及び架空売上の計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p>○ 継続開示</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(平成20年3月期)</th> <th style="text-align: center;"><u>虚偽記載額</u></th> <th style="text-align: center;"><u>認定金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結経常損益</td> <td style="text-align: right;">172</td> <td style="text-align: right;">▲563</td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: right;">▲487</td> <td style="text-align: right;">▲929</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">8,114</td> <td style="text-align: right;">5,965</td> </tr> <tr> <td>(平成20年6月第1四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">8,094</td> <td style="text-align: right;">5,947</td> </tr> <tr> <td>(平成20年9月第2四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">7,966</td> <td style="text-align: right;">5,860</td> </tr> <tr> <td>(平成20年12月第3四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">7,605</td> <td style="text-align: right;">5,439</td> </tr> <tr> <td>(平成21年3月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結経常損益</td> <td style="text-align: right;">▲163</td> <td style="text-align: right;">▲573</td> </tr> </tbody> </table>	(平成20年3月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	連結経常損益	172	▲563	連結当期純損益	▲487	▲929	連結純資産額	8,114	5,965	(平成20年6月第1四半期)			連結純資産額	8,094	5,947	(平成20年9月第2四半期)			連結純資産額	7,966	5,860	(平成20年12月第3四半期)			連結純資産額	7,605	5,439	(平成21年3月期)			連結経常損益	▲163	▲573	<p>審判手続開始決定日 平成25年6月19日 課徴金納付命令決定日 平成25年8月5日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
(平成20年3月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>																																					
連結経常損益	172	▲563																																					
連結当期純損益	▲487	▲929																																					
連結純資産額	8,114	5,965																																					
(平成20年6月第1四半期)																																							
連結純資産額	8,094	5,947																																					
(平成20年9月第2四半期)																																							
連結純資産額	7,966	5,860																																					
(平成20年12月第3四半期)																																							
連結純資産額	7,605	5,439																																					
(平成21年3月期)																																							
連結経常損益	▲163	▲573																																					

<p>4 つづき</p>		<table border="0"> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td>▲688</td> <td>▲1,098</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>7,118</td> <td>4,558</td> </tr> <tr> <td>(平成21年6月第1四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>7,212</td> <td>4,690</td> </tr> <tr> <td>(平成21年9月第2四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>6,564</td> <td>4,345</td> </tr> <tr> <td>(平成21年12月第3四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>6,622</td> <td>4,572</td> </tr> <tr> <td>(平成23年12月第3四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益</td> <td>550</td> <td>369</td> </tr> </table> <p>○ 発行開示 平成21年9月18日提出有価証券届出書 (組込情報) 平成21年3月期有価証券報告書 平成21年6月第1四半期四半期報告書</p> <p>【課徴金額】 8,271万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成20年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(145,804円)が300万円を超えないことから、<u>300万円</u>となる。</p> <p>② 平成20年6月第1四半期四半期報告書、平成20年9月第2四半期四半期報告書、平成20年12月第3四半期四半期報告書及び平成21年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(539,350円)が300万円を超えないことから、 イ 平成20年6月第1四半期四半期報告書については、 150万円 ロ 平成20年9月第2四半期四半期報告書については、 150万円 ハ 平成20年12月第3四半期四半期報告書については、 150万円 ニ 平成21年3月期有価証券報告書については、 300万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第185条の7第2項の規定により、300万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成20年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>60万円</u> ii 平成20年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>60万円</u> iii 平成20年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>60万円</u> iv 平成21年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u></p> <p>③ 平成21年6月第1四半期四半期報告書、平成21年9月第2四半期四半期報告書及び平成21年12月第3四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 〔平成21年6月第1四半期四半期報告書 230,026円 平成21年9月第2四半期四半期報告書 254,710円 平成21年12月第3四半期四半期報告書 175,355円〕 が600万円を超えないことから、 イ 平成21年6月第1四半期四半期報告書については、 300万円 ロ 平成21年9月第2四半期四半期報告書については、</p>	連結当期純損益	▲688	▲1,098	連結純資産額	7,118	4,558	(平成21年6月第1四半期)			連結純資産額	7,212	4,690	(平成21年9月第2四半期)			連結純資産額	6,564	4,345	(平成21年12月第3四半期)			連結純資産額	6,622	4,572	(平成23年12月第3四半期)			連結四半期純損益	550	369
	連結当期純損益	▲688	▲1,098																													
連結純資産額	7,118	4,558																														
(平成21年6月第1四半期)																																
連結純資産額	7,212	4,690																														
(平成21年9月第2四半期)																																
連結純資産額	6,564	4,345																														
(平成21年12月第3四半期)																																
連結純資産額	6,622	4,572																														
(平成23年12月第3四半期)																																
連結四半期純損益	550	369																														

<p>4 つづき</p>		<p>300 万円 ハ 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> ii 平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u> iii 平成 21 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>200 万円</u></p> <p>④ 平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (90,402 円) が 600 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。</p> <p>⑤ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、平成 21 年 9 月 18 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 $1,504,741,200 \text{円} \times 4.5 / 100 = 67,713,354 \text{円}$ について、1 万円未満を切り捨てて、<u>6,771 万円</u>となる。</p>													
<p>5</p>	<p>25. 6. 21</p>	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)オービック (東証 1 部)</p> <p>【違反行為の態様】 投資有価証券評価損の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">(平成 23 年 12 月第 3 四半期)</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">虚偽記載額</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結四半期純損益</td> <td style="text-align: center;">7,242</td> <td style="text-align: center;">▲6,025</td> </tr> <tr> <td>(平成 24 年 3 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: center;">10,357</td> <td style="text-align: center;">▲2,910</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課徴金額】 884 万 9,999 円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 〔平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書 8,698,214 円〕 〔平成 24 年 3 月期有価証券報告書 8,853,298 円〕 が 600 万円を超えることから、 イ 平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、 4,340,000 円 (1 万円未満を切り捨て。以下、この項において同じ。) ロ 平成 24 年 3 月期有価証券報告書については、 8,850,000 円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、8,850,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額</p>	(平成 23 年 12 月第 3 四半期)	虚偽記載額	認定金額	連結四半期純損益	7,242	▲6,025	(平成 24 年 3 月期)			連結当期純損益	10,357	▲2,910	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 6 月 21 日 課徴金納付命令決定日 平成 25 年 8 月 5 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
(平成 23 年 12 月第 3 四半期)	虚偽記載額	認定金額													
連結四半期純損益	7,242	▲6,025													
(平成 24 年 3 月期)															
連結当期純損益	10,357	▲2,910													

5 つづき		<p>は、2,911,978 円</p> <p>ii 平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 <u>5,938,021 円</u></p>																																																																																					
6	25. 10. 25	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第 172 条の 2 第 1 項、金商法第 172 条の 4 第 1 項・第 2 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】KYCOMホールディングス(株)(東証ジャスダック)</p> <p>【違反行為の態様】 土地の過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">虚偽記載額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成 21 年 3 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">2,003</td> <td style="text-align: right;">1,542</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 3 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: right;">30</td> <td style="text-align: right;">▲41</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">2,042</td> <td style="text-align: right;">1,509</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 6 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">2,013</td> <td style="text-align: right;">1,463</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 9 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益</td> <td style="text-align: right;">▲48</td> <td style="text-align: right;">▲127</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">1,980</td> <td style="text-align: right;">1,435</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 12 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益</td> <td style="text-align: right;">▲28</td> <td style="text-align: right;">▲102</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">2,005</td> <td style="text-align: right;">1,465</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 3 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">1,748</td> <td style="text-align: right;">1,322</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 6 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">1,724</td> <td style="text-align: right;">1,303</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 9 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">1,735</td> <td style="text-align: right;">1,318</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 12 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">1,689</td> <td style="text-align: right;">1,278</td> </tr> <tr> <td>(平成 24 年 3 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">1,842</td> <td style="text-align: right;">1,431</td> </tr> <tr> <td>(平成 24 年 6 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">1,825</td> <td style="text-align: right;">1,418</td> </tr> <tr> <td>(平成 24 年 9 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">1,858</td> <td style="text-align: right;">1,459</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課徴金額】 2,700 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 21 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (45,742 円) が 300 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。</p> <p>② 平成 22 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p>		虚偽記載額	認定金額	(平成 21 年 3 月期)			連結純資産額	2,003	1,542	(平成 22 年 3 月期)			連結当期純損益	30	▲41	連結純資産額	2,042	1,509	(平成 22 年 6 月第 1 四半期)			連結純資産額	2,013	1,463	(平成 22 年 9 月第 2 四半期)			連結四半期純損益	▲48	▲127	連結純資産額	1,980	1,435	(平成 22 年 12 月第 3 四半期)			連結四半期純損益	▲28	▲102	連結純資産額	2,005	1,465	(平成 23 年 3 月期)			連結純資産額	1,748	1,322	(平成 23 年 6 月第 1 四半期)			連結純資産額	1,724	1,303	(平成 23 年 9 月第 2 四半期)			連結純資産額	1,735	1,318	(平成 23 年 12 月第 3 四半期)			連結純資産額	1,689	1,278	(平成 24 年 3 月期)			連結純資産額	1,842	1,431	(平成 24 年 6 月第 1 四半期)			連結純資産額	1,825	1,418	(平成 24 年 9 月第 2 四半期)			連結純資産額	1,858	1,459	<p>審判手続開始決定日 平成 25 年 10 月 25 日</p> <p>課徴金納付命令決定日 平成 25 年 11 月 27 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
	虚偽記載額	認定金額																																																																																					
(平成 21 年 3 月期)																																																																																							
連結純資産額	2,003	1,542																																																																																					
(平成 22 年 3 月期)																																																																																							
連結当期純損益	30	▲41																																																																																					
連結純資産額	2,042	1,509																																																																																					
(平成 22 年 6 月第 1 四半期)																																																																																							
連結純資産額	2,013	1,463																																																																																					
(平成 22 年 9 月第 2 四半期)																																																																																							
連結四半期純損益	▲48	▲127																																																																																					
連結純資産額	1,980	1,435																																																																																					
(平成 22 年 12 月第 3 四半期)																																																																																							
連結四半期純損益	▲28	▲102																																																																																					
連結純資産額	2,005	1,465																																																																																					
(平成 23 年 3 月期)																																																																																							
連結純資産額	1,748	1,322																																																																																					
(平成 23 年 6 月第 1 四半期)																																																																																							
連結純資産額	1,724	1,303																																																																																					
(平成 23 年 9 月第 2 四半期)																																																																																							
連結純資産額	1,735	1,318																																																																																					
(平成 23 年 12 月第 3 四半期)																																																																																							
連結純資産額	1,689	1,278																																																																																					
(平成 24 年 3 月期)																																																																																							
連結純資産額	1,842	1,431																																																																																					
(平成 24 年 6 月第 1 四半期)																																																																																							
連結純資産額	1,825	1,418																																																																																					
(平成 24 年 9 月第 2 四半期)																																																																																							
連結純資産額	1,858	1,459																																																																																					

(81,518円)が600万円を超えないことから、600万円となる。

- ③ 平成22年6月第1四半期四半期報告書、平成22年9月第2四半期四半期報告書、平成22年12月第3四半期四半期報告書及び平成23年3月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

平成22年6月第1四半期四半期報告書	80,884円
平成22年9月第2四半期四半期報告書	79,533円
平成22年12月第3四半期四半期報告書	73,663円
平成23年3月期有価証券報告書	76,021円

が600万円を超えないことから、

イ 平成22年6月第1四半期四半期報告書については、
300万円

ロ 平成22年9月第2四半期四半期報告書については、
300万円

ハ 平成22年12月第3四半期四半期報告書については、
300万円

ニ 平成23年3月期有価証券報告書については、
600万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成22年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- ii 平成22年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iii 平成22年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iv 平成23年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、240万円

- ④ 平成23年6月第1四半期四半期報告書、平成23年9月第2四半期四半期報告書、平成23年12月第3四半期四半期報告書及び平成24年3月期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

平成23年6月第1四半期四半期報告書	72,051円
平成23年9月第2四半期四半期報告書	69,765円
平成23年12月第3四半期四半期報告書	70,642円
平成24年3月期有価証券報告書	70,560円

が600万円を超えないことから、

イ 平成23年6月第1四半期四半期報告書については、
300万円

ロ 平成23年9月第2四半期四半期報告書については、
300万円

ハ 平成23年12月第3四半期四半期報告書については、
300万円

ニ 平成24年3月期有価証券報告書については、
600万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成23年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- ii 平成23年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iii 平成23年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円
- iv 平成24年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、240万円

- ⑤ 平成24年6月第1四半期四半期報告書及び平成24年9月第

6 つづき		<p>2 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 〔平成24年6月第1四半期四半期報告書 75,440円〕 〔平成24年9月第2四半期四半期報告書 72,800円〕 が600万円を超えないことから、 イ 平成24年6月第1四半期四半期報告書については、 <u>300万円</u> ロ 平成24年9月第2四半期四半期報告書については、 <u>300万円</u></p>																																																																																											
7	25.12.4	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第172条の2第1項、金商法第172条の4第1項・ 第2項、第172条の2第1項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】(株)エル・シー・エーホールディングス(東証2部)</p> <p>【違反行為の態様】 投資不動産及び純資産額の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、同じく、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p>【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;"><u>虚偽記載額</u></th> <th style="width: 20%; text-align: center;"><u>認定金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成21年5月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">325</td> <td style="text-align: center;">▲18</td> </tr> <tr> <td>(平成21年8月第1四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">62</td> <td style="text-align: center;">▲282</td> </tr> <tr> <td>(平成21年11月第2四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">▲198</td> <td style="text-align: center;">▲543</td> </tr> <tr> <td>(平成22年2月第3四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">▲316</td> <td style="text-align: center;">▲687</td> </tr> <tr> <td>(平成22年5月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: center;">▲928</td> <td style="text-align: center;">▲963</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">▲229</td> <td style="text-align: center;">▲608</td> </tr> <tr> <td>(平成22年8月第1四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">▲352</td> <td style="text-align: center;">▲740</td> </tr> <tr> <td>(平成22年11月第2四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">▲273</td> <td style="text-align: center;">▲669</td> </tr> <tr> <td>(平成23年2月第3四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期経常損益</td> <td style="text-align: center;">▲51</td> <td style="text-align: center;">▲77</td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益</td> <td style="text-align: center;">▲219</td> <td style="text-align: center;">▲245</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">▲271</td> <td style="text-align: center;">▲675</td> </tr> <tr> <td>(平成23年5月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">330</td> <td style="text-align: center;">▲82</td> </tr> <tr> <td>(平成23年8月第1四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">144</td> <td style="text-align: center;">▲277</td> </tr> <tr> <td>(平成23年11月第2四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">▲369</td> </tr> <tr> <td>(平成24年2月第3四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">530</td> <td style="text-align: center;">91</td> </tr> <tr> <td>(平成24年5月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">683</td> <td style="text-align: center;">235</td> </tr> </tbody> </table>		<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	(平成21年5月期)			連結純資産額	325	▲18	(平成21年8月第1四半期)			連結純資産額	62	▲282	(平成21年11月第2四半期)			連結純資産額	▲198	▲543	(平成22年2月第3四半期)			連結純資産額	▲316	▲687	(平成22年5月期)			連結当期純損益	▲928	▲963	連結純資産額	▲229	▲608	(平成22年8月第1四半期)			連結純資産額	▲352	▲740	(平成22年11月第2四半期)			連結純資産額	▲273	▲669	(平成23年2月第3四半期)			連結四半期経常損益	▲51	▲77	連結四半期純損益	▲219	▲245	連結純資産額	▲271	▲675	(平成23年5月期)			連結純資産額	330	▲82	(平成23年8月第1四半期)			連結純資産額	144	▲277	(平成23年11月第2四半期)			連結純資産額	60	▲369	(平成24年2月第3四半期)			連結純資産額	530	91	(平成24年5月期)			連結純資産額	683	235	<p>審判手続開始決定日 平成25年12月4日 課徴金納付命令決定日 平成26年2月13日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>																																																																																											
(平成21年5月期)																																																																																													
連結純資産額	325	▲18																																																																																											
(平成21年8月第1四半期)																																																																																													
連結純資産額	62	▲282																																																																																											
(平成21年11月第2四半期)																																																																																													
連結純資産額	▲198	▲543																																																																																											
(平成22年2月第3四半期)																																																																																													
連結純資産額	▲316	▲687																																																																																											
(平成22年5月期)																																																																																													
連結当期純損益	▲928	▲963																																																																																											
連結純資産額	▲229	▲608																																																																																											
(平成22年8月第1四半期)																																																																																													
連結純資産額	▲352	▲740																																																																																											
(平成22年11月第2四半期)																																																																																													
連結純資産額	▲273	▲669																																																																																											
(平成23年2月第3四半期)																																																																																													
連結四半期経常損益	▲51	▲77																																																																																											
連結四半期純損益	▲219	▲245																																																																																											
連結純資産額	▲271	▲675																																																																																											
(平成23年5月期)																																																																																													
連結純資産額	330	▲82																																																																																											
(平成23年8月第1四半期)																																																																																													
連結純資産額	144	▲277																																																																																											
(平成23年11月第2四半期)																																																																																													
連結純資産額	60	▲369																																																																																											
(平成24年2月第3四半期)																																																																																													
連結純資産額	530	91																																																																																											
(平成24年5月期)																																																																																													
連結純資産額	683	235																																																																																											

7 つづき		<p>(平成 24 年 8 月第 1 四半期)</p> <table border="0"> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>984</td> <td>527</td> </tr> </table> <p>(平成 24 年 11 月第 2 四半期)</p> <table border="0"> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>963</td> <td>498</td> </tr> </table> <p>(平成 25 年 2 月第 3 四半期)</p> <table border="0"> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>876</td> <td>402</td> </tr> </table> <p>(平成 25 年 5 月期)</p> <table border="0"> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>664</td> <td>242</td> </tr> </table> <p>(平成 25 年 8 月第 1 四半期)</p> <table border="0"> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>568</td> <td>146</td> </tr> </table> <p>○発行開示</p> <p>平成 21 年 4 月 28 日提出有価証券届出書 (株式) (現物出資財産を構成する土地及び建物の価額の合計額として記載された価額 (「土地の価額合計 1,693,049 千円 建物の価額合計 211,565 千円」) が、公平性の担保された過程を経て決定された、本件土地及び建物の真実の価額の合計額として相当な価額であるかのように記載)</p> <p>平成 21 年 7 月 15 日提出有価証券届出書 (株式) (重要な事項につき虚偽の記載がある以下の連結貸借対照表を掲載)</p> <p>(単位: 百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td>(平成 21 年 5 月期)</td> <td><u>虚偽記載額</u></td> <td><u>認定金額</u></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>325</td> <td>▲18</td> </tr> </table> <p>平成 21 年 7 月 15 日提出有価証券届出書 (新株予約権証券) (重要な事項につき虚偽の記載がある以下の連結貸借対照表を掲載)</p> <p>(単位: 百万円)</p> <table border="0"> <tr> <td>(平成 21 年 5 月期)</td> <td><u>虚偽記載額</u></td> <td><u>認定金額</u></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>325</td> <td>▲18</td> </tr> </table> <p>平成 22 年 3 月 19 日提出有価証券届出書 (株式) (組込情報) 平成 21 年 5 月期有価証券報告書 平成 21 年 11 月第 2 四半期四半期報告書</p> <p>平成 23 年 11 月 7 日提出有価証券届出書 (株式) (組込情報) 平成 23 年 5 月期有価証券報告書 平成 23 年 8 月第 1 四半期四半期報告書</p> <p>平成 23 年 11 月 7 日提出有価証券届出書 (新株予約権証券) (組込情報) 平成 23 年 5 月期有価証券報告書 平成 23 年 8 月第 1 四半期四半期報告書</p> <p>平成 23 年 11 月 7 日提出有価証券届出書 (ストックオプション) (組込情報) 平成 23 年 5 月期有価証券報告書 平成 23 年 8 月第 1 四半期四半期報告書</p> <p>平成 24 年 6 月 18 日提出有価証券届出書 (株式) (組込情報) 平成 23 年 5 月期有価証券報告書 平成 24 年 2 月第 3 四半期四半期報告書</p> <p>平成 24 年 6 月 18 日提出有価証券届出書 (新株予約権証券) (組込情報) 平成 23 年 5 月期有価証券報告書 平成 24 年 2 月第 3 四半期四半期報告書</p> <p>【課徴金額】 3 億 5,329 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 21 年 5 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (74,053 円) が 300 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。</p> <p>② 平成 21 年 8 月第 1 四半期四半期報告書、平成 21 年 11 月第 2 四半期四半期報告書、平成 22 年 2 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 22 年 5 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額</p>	連結純資産額	984	527	連結純資産額	963	498	連結純資産額	876	402	連結純資産額	664	242	連結純資産額	568	146	(平成 21 年 5 月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	連結純資産額	325	▲18	(平成 21 年 5 月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	連結純資産額	325	▲18
	連結純資産額	984	527																										
連結純資産額	963	498																											
連結純資産額	876	402																											
連結純資産額	664	242																											
連結純資産額	568	146																											
(平成 21 年 5 月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>																											
連結純資産額	325	▲18																											
(平成 21 年 5 月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>																											
連結純資産額	325	▲18																											

平成 21 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書	218,120 円
平成 21 年 11 月 第 2 四半期四半期報告書	103,168 円
平成 22 年 2 月 第 3 四半期四半期報告書	72,644 円
平成 22 年 5 月 期有価証券報告書	121,375 円

が 600 万円を超えないことから、

- イ 平成 21 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書については、300 万円
- ロ 平成 21 年 11 月 第 2 四半期四半期報告書については、300 万円
- ハ 平成 22 年 2 月 第 3 四半期四半期報告書については、300 万円
- ニ 平成 22 年 5 月 期有価証券報告書については、600 万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成 21 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円
- ii 平成 21 年 11 月 第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円
- iii 平成 22 年 2 月 第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円
- iv 平成 22 年 5 月 期有価証券報告書に係る課徴金の額は、240 万円

- ③ 平成 22 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書、平成 22 年 11 月 第 2 四半期四半期報告書、平成 23 年 2 月 第 3 四半期四半期報告書及び平成 23 年 5 月 期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

平成 22 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書	48,800 円
平成 22 年 11 月 第 2 四半期四半期報告書	37,818 円
平成 23 年 2 月 第 3 四半期四半期報告書	31,769 円
平成 23 年 5 月 期有価証券報告書	34,870 円

が 600 万円を超えないことから、

- イ 平成 22 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書については、300 万円
- ロ 平成 22 年 11 月 第 2 四半期四半期報告書については、300 万円
- ハ 平成 23 年 2 月 第 3 四半期四半期報告書については、300 万円
- ニ 平成 23 年 5 月 期有価証券報告書については、600 万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成 22 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円
- ii 平成 22 年 11 月 第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円
- iii 平成 23 年 2 月 第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円
- iv 平成 23 年 5 月 期有価証券報告書に係る課徴金の額は、240 万円

- ④ 平成 23 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書、平成 23 年 11 月 第 2 四半期四半期報告書、平成 24 年 2 月 第 3 四半期四半期報告書及び平成 24 年 5 月 期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

平成 23 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書	107,011 円
平成 23 年 11 月 第 2 四半期四半期報告書	138,274 円
平成 24 年 2 月 第 3 四半期四半期報告書	178,044 円
平成 24 年 5 月 期有価証券報告書	170,486 円

が 600 万円を超えないことから、

- イ 平成 23 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書については、300 万円
- ロ 平成 23 年 11 月 第 2 四半期四半期報告書については、300 万円
- ハ 平成 24 年 2 月 第 3 四半期四半期報告書については、300 万円
- ニ 平成 24 年 5 月 期有価証券報告書については、600 万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成 23 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円
- ii 平成 23 年 11 月 第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円
- iii 平成 24 年 2 月 第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円
- iv 平成 24 年 5 月 期有価証券報告書に係る課徴金の額は、240 万円

- ⑤ 平成 24 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書、平成 24 年 11 月 第 2 四半期四半期報告書、平成 25 年 2 月 第 3 四半期四半期報告書及び平成 25 年 5 月 期有価証券報告書に係るもの

同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

平成 24 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書	267,317 円
平成 24 年 11 月 第 2 四半期四半期報告書	214,919 円
平成 25 年 2 月 第 3 四半期四半期報告書	186,650 円
平成 25 年 5 月 期有価証券報告書	213,532 円

が 600 万円を超えないことから、

- イ 平成 24 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書については、300 万円
- ロ 平成 24 年 11 月 第 2 四半期四半期報告書については、300 万円
- ハ 平成 25 年 2 月 第 3 四半期四半期報告書については、300 万円
- ニ 平成 25 年 5 月 期有価証券報告書については、600 万円

となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。

- i 平成 24 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円
- ii 平成 24 年 11 月 第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円
- iii 平成 25 年 2 月 第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円
- iv 平成 25 年 5 月 期有価証券報告書に係る課徴金の額は、240 万円

- ⑥ 平成 25 年 8 月 第 1 四半期四半期報告書に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (146,141 円) が 600 万円を超えないことから、300 万円となる。

- ⑦ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、

7 つづき		<p>イ 平成21年4月28日提出の有価証券届出書(株式)に係る課徴金の額は、 $2,915,477,500 \text{円} \times 4.5 / 100 = 131,196,487 \text{円}$ について、1万円未満を切り捨てて、<u>1億3,119万円</u>となる。</p> <p>ロ 平成21年7月15日提出の有価証券届出書(株式)に係る課徴金の額は、 $80,003,700 \text{円} \times 4.5 / 100 = 3,600,166 \text{円}$ について、1万円未満を切り捨てて、<u>360万円</u>となる。</p> <p>ハ 平成21年7月15日提出の有価証券届出書(新株予約権証券)に係る課徴金の額は、 $944,544,000 \text{円} \times 4.5 / 100 = 42,504,480 \text{円}$ について、1万円未満を切り捨てて、<u>4,250万円</u>となる。</p> <p>ニ 平成22年3月19日提出の有価証券届出書(株式)に係る課徴金の額は、 $234,997,740 \text{円} \times 4.5 / 100 = 10,574,898 \text{円}$ について、1万円未満を切り捨てて、<u>1,057万円</u>となる。</p> <p>ホ 平成22年11月7日提出の有価証券届出書(株式)に係る課徴金の額は、 $146,708,820 \text{円} \times 4.5 / 100 = 6,601,896 \text{円}$ について、1万円未満を切り捨てて、<u>660万円</u>となる。</p> <p>ヘ 平成23年11月7日提出の有価証券届出書(新株予約権証券)に係る課徴金の額は、 $389,647,500 \text{円} \times 4.5 / 100 = 17,534,137 \text{円}$ について、1万円未満を切り捨てて、<u>1,753万円</u>となる。</p> <p>ト 平成23年11月7日提出の有価証券届出書(ストックオプション)に係る課徴金の額は、 $346,125,000 \text{円} \times 4.5 / 100 = 15,575,625 \text{円}$ について、1万円未満を切り捨てて、<u>1,557万円</u>となる。</p> <p>チ 平成24年6月18日提出の有価証券届出書(株式)に係る課徴金の額は、 $381,500,910 \text{円} \times 4.5 / 100 = 17,167,540 \text{円}$ について、1万円未満を切り捨てて、<u>1,716万円</u>となる。</p> <p>リ 平成24年6月18日提出の有価証券届出書(新株予約権証券)に係る課徴金の額は、 $1,746,189,000 \text{円} \times 4.5 / 100 = 78,578,505 \text{円}$ について、1万円未満を切り捨てて、<u>7,857万円</u>となる。</p>																																		
8	25.12.10	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第172条の2第2項、金商法第172条の4第1項・第2項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ㈱雪国まいたけ(東証2部)</p> <p>【違反行為の態様】 土地の過大計上及び広告宣伝費の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">虚偽記載額</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成20年12月第3四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">5,653</td> <td style="text-align: center;">4,498</td> </tr> <tr> <td>(平成21年6月第1四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">5,061</td> <td style="text-align: center;">3,904</td> </tr> <tr> <td>(平成21年9月第2四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">5,005</td> <td style="text-align: center;">3,849</td> </tr> <tr> <td>(平成23年6月第1四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">5,667</td> <td style="text-align: center;">4,497</td> </tr> <tr> <td>(平成23年9月第2四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">4,840</td> <td style="text-align: center;">3,499</td> </tr> </tbody> </table>		虚偽記載額	認定金額	(平成20年12月第3四半期)			連結純資産額	5,653	4,498	(平成21年6月第1四半期)			連結純資産額	5,061	3,904	(平成21年9月第2四半期)			連結純資産額	5,005	3,849	(平成23年6月第1四半期)			連結純資産額	5,667	4,497	(平成23年9月第2四半期)			連結純資産額	4,840	3,499	<p>審判手続開始決定日 平成25年12月10日 課徴金納付命令決定日 平成26年1月16日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
	虚偽記載額	認定金額																																		
(平成20年12月第3四半期)																																				
連結純資産額	5,653	4,498																																		
(平成21年6月第1四半期)																																				
連結純資産額	5,061	3,904																																		
(平成21年9月第2四半期)																																				
連結純資産額	5,005	3,849																																		
(平成23年6月第1四半期)																																				
連結純資産額	5,667	4,497																																		
(平成23年9月第2四半期)																																				
連結純資産額	4,840	3,499																																		

8 つづき	<p>(平成 23 年 12 月第 3 四半期)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">連結四半期純損益</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">▲1,602</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">▲1,892</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">4,722</td> <td style="text-align: right;">3,268</td> </tr> </table> <p>(平成 24 年 3 月期)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">連結当期純損益</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">▲2,171</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">▲2,504</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">4,169</td> <td style="text-align: right;">2,672</td> </tr> </table> <p>(平成 24 年 6 月第 1 四半期)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">連結純資産額</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">3,213</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">1,744</td> </tr> </table> <p>(平成 24 年 9 月第 2 四半期)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">連結純資産額</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">2,518</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">1,087</td> </tr> </table> <p>(平成 24 年 12 月第 3 四半期)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">連結純資産額</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">2,477</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">1,091</td> </tr> </table> <p>(平成 25 年 3 月期)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">連結純資産額</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">2,243</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">910</td> </tr> </table> <p>(平成 25 年 6 月第 1 四半期)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">連結純資産額</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">1,737</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">447</td> </tr> </table> <p>【課徴金額】 2,250 万円</p> <p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 20 年 12 月第 3 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (337,103 円) が 300 万円を超えないことから、<u>150 万円</u>となる。</p> <p>② 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書及び平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 〔平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書 862,716 円〕 〔平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書 934,084 円〕 が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 21 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、<u>300 万円</u> ロ 平成 21 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、<u>300 万円</u></p> <p>③ 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書、平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書、平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 24 年 3 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 〔平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書 1,110,403 円〕 〔平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書 955,555 円〕 〔平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書 835,824 円〕 〔平成 24 年 3 月期有価証券報告書 924,681 円〕 が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書については、<u>300 万円</u> ロ 平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書については、<u>300 万円</u> ハ 平成 23 年 12 月第 3 四半期四半期報告書については、<u>300 万円</u> ニ 平成 24 年 3 月期有価証券報告書については、<u>600 万円</u> となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成 23 年 6 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> ii 平成 23 年 9 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の</p>	連結四半期純損益	▲1,602	▲1,892	連結純資産額	4,722	3,268	連結当期純損益	▲2,171	▲2,504	連結純資産額	4,169	2,672	連結純資産額	3,213	1,744	連結純資産額	2,518	1,087	連結純資産額	2,477	1,091	連結純資産額	2,243	910	連結純資産額	1,737	447
連結四半期純損益	▲1,602	▲1,892																										
連結純資産額	4,722	3,268																										
連結当期純損益	▲2,171	▲2,504																										
連結純資産額	4,169	2,672																										
連結純資産額	3,213	1,744																										
連結純資産額	2,518	1,087																										
連結純資産額	2,477	1,091																										
連結純資産額	2,243	910																										
連結純資産額	1,737	447																										

<p>8 つづき</p>		<p>額は、<u>120万円</u> iii 平成23年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u> iv 平成24年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240万円</u></p> <p>④ 平成24年6月第1四半期四半期報告書、平成24年9月第2四半期四半期報告書、平成24年12月第3四半期四半期報告書及び平成25年3月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 〔平成24年6月第1四半期四半期報告書 695,886円 平成24年9月第2四半期四半期報告書 675,507円 平成24年12月第3四半期四半期報告書 611,055円 平成25年3月期有価証券報告書 661,777円〕 が600万円を超えないことから、 イ 平成24年6月第1四半期四半期報告書については、 300万円 ロ 平成24年9月第2四半期四半期報告書については、 300万円 ハ 平成24年12月第3四半期四半期報告書については、 300万円 ニ 平成25年3月期有価証券報告書については、 600万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 i 平成24年6月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u> ii 平成24年9月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u> iii 平成24年12月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u> iv 平成25年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240万円</u></p> <p>⑤ 平成25年6月第1四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(610,114円)が600万円を超えないことから、<u>300万円</u>となる。</p>																			
<p>9</p>	<p>26.3.7</p>	<p>○ 有価証券報告書等の虚偽記載 (旧金商法第172条の2第1項、金商法第172条の4第1項・第2項、第172条の2第1項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】(株)リソー教育(東証1部)</p> <p>【違反行為の態様】 売上を過大計上及び前受金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を参照書類とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</p> <p>【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>虚偽記載額</th> <th>認定金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(平成21年2月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td>661</td> <td>307</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td>2,104</td> <td>1,546</td> </tr> <tr> <td>(平成21年8月第2四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益</td> <td>422</td> <td>197</td> </tr> </tbody> </table>		虚偽記載額	認定金額	(平成21年2月期)			連結当期純損益	661	307	連結純資産額	2,104	1,546	(平成21年8月第2四半期)			連結四半期純損益	422	197	<p>審判手続開始決定日 平成26年3月7日 課徴金納付命令決定日 平成26年4月18日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
	虚偽記載額	認定金額																			
(平成21年2月期)																					
連結当期純損益	661	307																			
連結純資産額	2,104	1,546																			
(平成21年8月第2四半期)																					
連結四半期純損益	422	197																			

9 つづき	連結純資産額	2,329	1,547
	(平成21年11月第3四半期)		
	連結純資産額	1,798	1,390
	(平成22年2月期)		
	連結当期純損益	1,371	1,144
	連結純資産額	2,663	1,879
	(平成22年5月第1四半期)		
	連結純資産額	2,114	1,436
	(平成22年8月第2四半期)		
	連結四半期純損益	481	222
	連結純資産額	2,625	1,582
	(平成22年11月第3四半期)		
	連結純資産額	2,152	1,440
	(平成23年2月期)		
	連結当期純損益	1,366	870
	連結純資産額	2,887	1,608
	(平成23年5月第1四半期)		
	連結純資産額	1,963	938
	(平成23年8月第2四半期)		
	連結四半期純損益	364	105
	連結純資産額	2,738	1,200
	(平成23年11月第3四半期)		
	連結純資産額	2,396	978
	(平成24年2月期)		
	連結当期純損益	1,295	834
	連結純資産額	3,323	1,582
	(平成24年5月第1四半期)		
	連結純資産額	2,557	675
	(平成24年8月第2四半期)		
	連結四半期純損益	560	43
	連結純資産額	3,434	1,176
	(平成24年11月第3四半期)		
連結四半期純損益	665	41	
連結純資産額	3,468	1,104	
(平成25年2月期)			
連結当期純損益	1,527	150	
連結純資産額	5,651	2,533	
(平成25年5月第1四半期)			
連結四半期純損益	▲479	▲894	
連結純資産額	6,232	2,699	
(平成25年8月第2四半期)			
連結四半期純損益	184	▲708	
連結純資産額	11,291	7,280	
○ 発行開示			
平成23年9月12日提出有価証券届出書			
(参照書類) 平成23年2月期有価証券報告書			
平成23年5月第1四半期四半期報告書			
平成24年10月12日提出有価証券届出書			
(参照書類) 平成24年2月期有価証券報告書			
平成24年5月第1四半期四半期報告書			
【課徴金額】	4億1,477万円		

<p>9 つづき</p>	<p>(注) 課徴金額は、以下のように算出される。</p> <p>① 平成 21 年 2 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (337,599 円) が 300 万円を超えないことから、<u>300 万円</u>となる。</p> <p>② 平成 21 年 8 月第 2 四半期四半期報告書、平成 21 年 11 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 22 年 2 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成 21 年 8 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td style="padding: 0 5px;">1,168,641 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成 21 年 11 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td style="padding: 0 5px;">1,349,791 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成 22 年 2 月期有価証券報告書</td> <td style="padding: 0 5px;">1,146,526 円</td> </tr> </table> </p> <p>が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 21 年 8 月第 2 四半期四半期報告書については、300 万円 ロ 平成 21 年 11 月第 3 四半期四半期報告書については、300 万円 ハ 平成 22 年 2 月期有価証券報告書については、600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 21 年 8 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>150 万円</u> ii 平成 21 年 11 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>150 万円</u> iii 平成 22 年 2 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>300 万円</u></p> <p>③ 平成 22 年 5 月第 1 四半期四半期報告書、平成 22 年 8 月第 2 四半期四半期報告書、平成 22 年 11 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 23 年 2 月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成 22 年 5 月第 1 四半期四半期報告書</td> <td style="padding: 0 5px;">1,275,636 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成 22 年 8 月第 2 四半期四半期報告書</td> <td style="padding: 0 5px;">1,169,164 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成 22 年 11 月第 3 四半期四半期報告書</td> <td style="padding: 0 5px;">1,014,052 円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">平成 23 年 2 月期有価証券報告書</td> <td style="padding: 0 5px;">1,165,260 円</td> </tr> </table> </p> <p>が 600 万円を超えないことから、 イ 平成 22 年 5 月第 1 四半期四半期報告書については、300 万円 ロ 平成 22 年 8 月第 2 四半期四半期報告書については、300 万円 ハ 平成 22 年 11 月第 3 四半期四半期報告書については、300 万円 ニ 平成 23 年 2 月期有価証券報告書については、600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成 22 年 5 月第 1 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> ii 平成 22 年 8 月第 2 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> iii 平成 22 年 11 月第 3 四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120 万円</u> iv 平成 23 年 2 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240 万円</u></p> <p>④ 平成 23 年 5 月第 1 四半期四半期報告書、平成 23 年 8 月第 2 四半期四半期報告書、平成 23 年 11 月第 3 四半期四半期報告書及び平成 24 年 2 月期有価証券報告書に係るもの</p>	平成 21 年 8 月第 2 四半期四半期報告書	1,168,641 円	平成 21 年 11 月第 3 四半期四半期報告書	1,349,791 円	平成 22 年 2 月期有価証券報告書	1,146,526 円	平成 22 年 5 月第 1 四半期四半期報告書	1,275,636 円	平成 22 年 8 月第 2 四半期四半期報告書	1,169,164 円	平成 22 年 11 月第 3 四半期四半期報告書	1,014,052 円	平成 23 年 2 月期有価証券報告書	1,165,260 円	
平成 21 年 8 月第 2 四半期四半期報告書	1,168,641 円															
平成 21 年 11 月第 3 四半期四半期報告書	1,349,791 円															
平成 22 年 2 月期有価証券報告書	1,146,526 円															
平成 22 年 5 月第 1 四半期四半期報告書	1,275,636 円															
平成 22 年 8 月第 2 四半期四半期報告書	1,169,164 円															
平成 22 年 11 月第 3 四半期四半期報告書	1,014,052 円															
平成 23 年 2 月期有価証券報告書	1,165,260 円															

<p>9 つづき</p>		<p>同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成23年5月第1四半期四半期報告書</td> <td>1,045,945円</td> </tr> <tr> <td>平成23年8月第2四半期四半期報告書</td> <td>1,108,885円</td> </tr> <tr> <td>平成23年11月第3四半期四半期報告書</td> <td>1,136,664円</td> </tr> <tr> <td>平成24年2月期有価証券報告書</td> <td>1,138,986円</td> </tr> </table> <p>が600万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成23年5月第1四半期四半期報告書については、 300万円</p> <p>ロ 平成23年8月第2四半期四半期報告書については、 300万円</p> <p>ハ 平成23年11月第3四半期四半期報告書については、 300万円</p> <p>ニ 平成24年2月期有価証券報告書については、 600万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成23年5月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u></p> <p>ii 平成23年8月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u></p> <p>iii 平成23年11月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u></p> <p>iv 平成24年2月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240万円</u></p> <p>⑤ 平成24年5月第1四半期四半期報告書、平成24年8月第2四半期四半期報告書、平成24年11月第3四半期四半期報告書及び平成25年2月期有価証券報告書に係るもの</p> <p>同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成24年5月第1四半期四半期報告書</td> <td>1,324,615円</td> </tr> <tr> <td>平成24年8月第2四半期四半期報告書</td> <td>1,403,105円</td> </tr> <tr> <td>平成24年11月第3四半期四半期報告書</td> <td>1,558,853円</td> </tr> <tr> <td>平成25年2月期有価証券報告書</td> <td>1,525,546円</td> </tr> </table> <p>が600万円を超えないことから、</p> <p>イ 平成24年5月第1四半期四半期報告書については、 300万円</p> <p>ロ 平成24年8月第2四半期四半期報告書については、 300万円</p> <p>ハ 平成24年11月第3四半期四半期報告書については、 300万円</p> <p>ニ 平成25年2月期有価証券報告書については、 600万円</p> <p>となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。</p> <p>i 平成24年5月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u></p> <p>ii 平成24年8月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u></p> <p>iii 平成24年11月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、<u>120万円</u></p> <p>iv 平成25年2月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、<u>240万円</u></p> <p>⑥ 平成25年5月第1四半期四半期報告書及び平成25年8月第2四半期四半期報告書に係るもの</p> <p>同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成25年5月第1四半期四半期報告書</td> <td>2,459,835円</td> </tr> <tr> <td>平成25年8月第2四半期四半期報告書</td> <td>3,196,150円</td> </tr> </table> <p>が600万円を超えないことから、</p>	平成23年5月第1四半期四半期報告書	1,045,945円	平成23年8月第2四半期四半期報告書	1,108,885円	平成23年11月第3四半期四半期報告書	1,136,664円	平成24年2月期有価証券報告書	1,138,986円	平成24年5月第1四半期四半期報告書	1,324,615円	平成24年8月第2四半期四半期報告書	1,403,105円	平成24年11月第3四半期四半期報告書	1,558,853円	平成25年2月期有価証券報告書	1,525,546円	平成25年5月第1四半期四半期報告書	2,459,835円	平成25年8月第2四半期四半期報告書	3,196,150円	
平成23年5月第1四半期四半期報告書	1,045,945円																						
平成23年8月第2四半期四半期報告書	1,108,885円																						
平成23年11月第3四半期四半期報告書	1,136,664円																						
平成24年2月期有価証券報告書	1,138,986円																						
平成24年5月第1四半期四半期報告書	1,324,615円																						
平成24年8月第2四半期四半期報告書	1,403,105円																						
平成24年11月第3四半期四半期報告書	1,558,853円																						
平成25年2月期有価証券報告書	1,525,546円																						
平成25年5月第1四半期四半期報告書	2,459,835円																						
平成25年8月第2四半期四半期報告書	3,196,150円																						

<p>9 つづき</p>		<p>イ 平成 25 年 5 月第 1 四半期四半期報告書については、 <u>300 万円</u></p> <p>ロ 平成 25 年 8 月第 2 四半期四半期報告書については、 <u>300 万円</u></p> <p>⑦ 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、</p> <p>イ 平成 23 年 9 月 12 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 4,203,100,000 円×4.5/100=189,139,500 円 について、1 万円未満を切り捨てて、<u>1 億 8,913 万円</u>となる。</p> <p>ロ 平成 24 年 10 月 12 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 4,281,011,096 円×4.5/100=192,645,499 円 について、1 万円未満を切り捨てて、<u>1 億 9,264 万円</u>となる。</p>	
------------------	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

※1 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

※2 「旧金商法」とは、平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法をいう。

(3) 訂正報告書等の提出命令に関する勧告

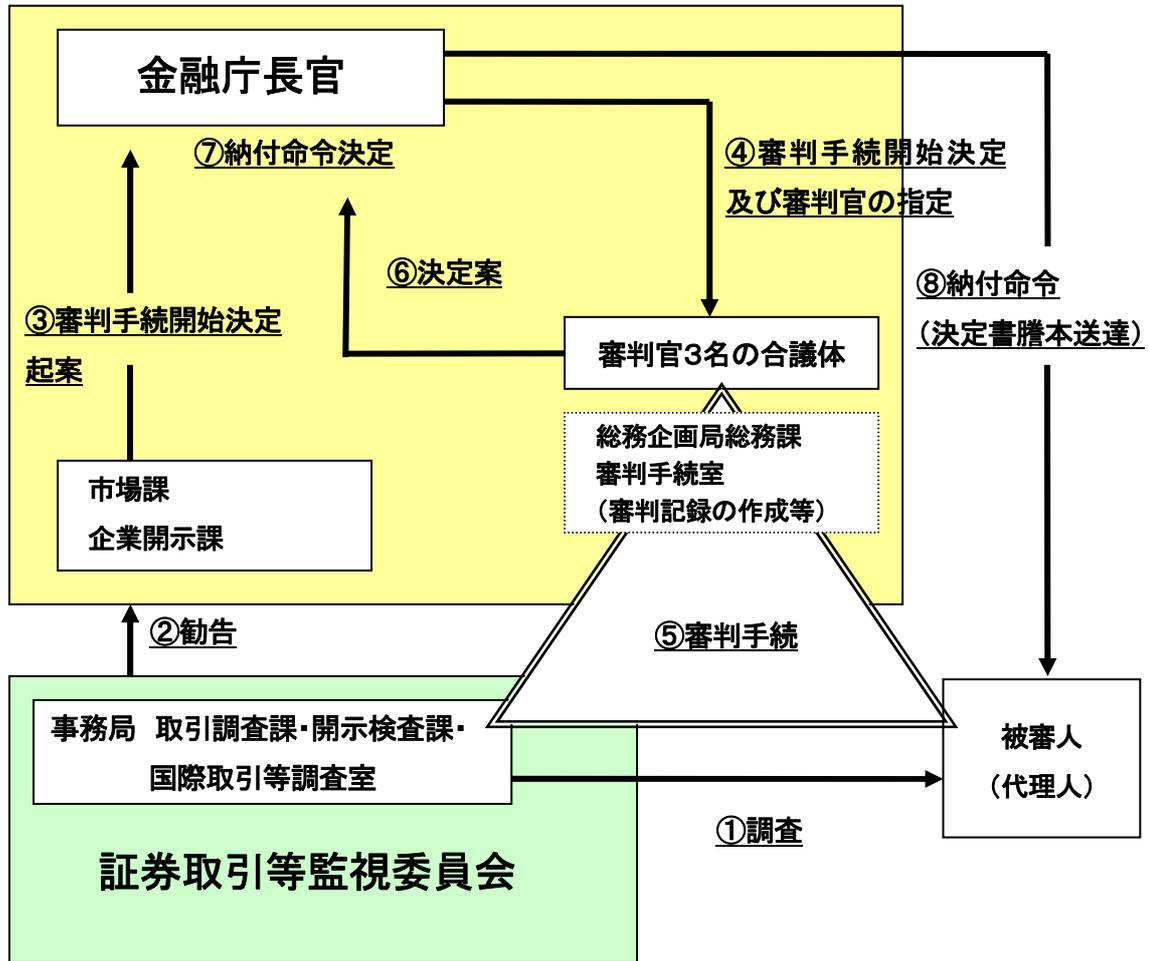
(平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯																																																																																													
1	25.12.4	<p>○ 訂正報告書の提出命令 (金商法第 10 条第 1 項、第 24 条の 2 第 1 項、第 24 条の 4 の 7 第 4 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】(株)エル・シー・エーホールディングス (東証 2 部)</p> <p>【違反行為の態様】 投資不動産及び純資産額の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】 ○ 継続開示</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(平成 21 年 5 月期)</th> <th style="text-align: center;"><u>虚偽記載額</u></th> <th style="text-align: center;"><u>認定金額</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">325</td> <td style="text-align: right;">▲18</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 5 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結当期純損益</td> <td style="text-align: right;">▲928</td> <td style="text-align: right;">▲963</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">▲229</td> <td style="text-align: right;">▲608</td> </tr> <tr> <td>(平成 22 年 11 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">▲273</td> <td style="text-align: right;">▲669</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 2 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結四半期経常損益</td> <td style="text-align: right;">▲51</td> <td style="text-align: right;">▲77</td> </tr> <tr> <td>連結四半期純損益</td> <td style="text-align: right;">▲219</td> <td style="text-align: right;">▲245</td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">▲271</td> <td style="text-align: right;">▲675</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 5 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">330</td> <td style="text-align: right;">▲82</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 8 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">144</td> <td style="text-align: right;">▲277</td> </tr> <tr> <td>(平成 23 年 11 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">60</td> <td style="text-align: right;">▲369</td> </tr> <tr> <td>(平成 24 年 2 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">530</td> <td style="text-align: right;">91</td> </tr> <tr> <td>(平成 24 年 5 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">683</td> <td style="text-align: right;">235</td> </tr> <tr> <td>(平成 24 年 8 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">984</td> <td style="text-align: right;">527</td> </tr> <tr> <td>(平成 24 年 11 月第 2 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">963</td> <td style="text-align: right;">498</td> </tr> <tr> <td>(平成 25 年 2 月第 3 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">876</td> <td style="text-align: right;">402</td> </tr> <tr> <td>(平成 25 年 5 月期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">664</td> <td style="text-align: right;">242</td> </tr> <tr> <td>(平成 25 年 8 月第 1 四半期)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結純資産額</td> <td style="text-align: right;">568</td> <td style="text-align: right;">146</td> </tr> </tbody> </table>	(平成 21 年 5 月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	連結純資産額	325	▲18	(平成 22 年 5 月期)			連結当期純損益	▲928	▲963	連結純資産額	▲229	▲608	(平成 22 年 11 月第 2 四半期)			連結純資産額	▲273	▲669	(平成 23 年 2 月第 3 四半期)			連結四半期経常損益	▲51	▲77	連結四半期純損益	▲219	▲245	連結純資産額	▲271	▲675	(平成 23 年 5 月期)			連結純資産額	330	▲82	(平成 23 年 8 月第 1 四半期)			連結純資産額	144	▲277	(平成 23 年 11 月第 2 四半期)			連結純資産額	60	▲369	(平成 24 年 2 月第 3 四半期)			連結純資産額	530	91	(平成 24 年 5 月期)			連結純資産額	683	235	(平成 24 年 8 月第 1 四半期)			連結純資産額	984	527	(平成 24 年 11 月第 2 四半期)			連結純資産額	963	498	(平成 25 年 2 月第 3 四半期)			連結純資産額	876	402	(平成 25 年 5 月期)			連結純資産額	664	242	(平成 25 年 8 月第 1 四半期)			連結純資産額	568	146	<p>聴聞期日 平成 25 年 12 月 13 日 訂正報告書提出命令日 平成 25 年 12 月 19 日</p>
(平成 21 年 5 月期)	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>																																																																																														
連結純資産額	325	▲18																																																																																														
(平成 22 年 5 月期)																																																																																																
連結当期純損益	▲928	▲963																																																																																														
連結純資産額	▲229	▲608																																																																																														
(平成 22 年 11 月第 2 四半期)																																																																																																
連結純資産額	▲273	▲669																																																																																														
(平成 23 年 2 月第 3 四半期)																																																																																																
連結四半期経常損益	▲51	▲77																																																																																														
連結四半期純損益	▲219	▲245																																																																																														
連結純資産額	▲271	▲675																																																																																														
(平成 23 年 5 月期)																																																																																																
連結純資産額	330	▲82																																																																																														
(平成 23 年 8 月第 1 四半期)																																																																																																
連結純資産額	144	▲277																																																																																														
(平成 23 年 11 月第 2 四半期)																																																																																																
連結純資産額	60	▲369																																																																																														
(平成 24 年 2 月第 3 四半期)																																																																																																
連結純資産額	530	91																																																																																														
(平成 24 年 5 月期)																																																																																																
連結純資産額	683	235																																																																																														
(平成 24 年 8 月第 1 四半期)																																																																																																
連結純資産額	984	527																																																																																														
(平成 24 年 11 月第 2 四半期)																																																																																																
連結純資産額	963	498																																																																																														
(平成 25 年 2 月第 3 四半期)																																																																																																
連結純資産額	876	402																																																																																														
(平成 25 年 5 月期)																																																																																																
連結純資産額	664	242																																																																																														
(平成 25 年 8 月第 1 四半期)																																																																																																
連結純資産額	568	146																																																																																														

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯												
1 つづき		<p>○ 発行開示</p> <p>平成 21 年 4 月 28 日提出有価証券届出書（株式） （現物出資財産を構成する土地及び建物の価額の合計額として記載された価額（「土地の価額合計 1,693,049 千円 建物の価額合計 211,565 千円」）が、公平性の担保された過程を経て決定された、本件土地及び建物の真実の価額の合計額として相当な価額であるかのように記載）</p> <p>平成 21 年 7 月 15 日提出有価証券届出書（株式） （重要な事項につき虚偽の記載がある以下の連結貸借対照表を掲載） （単位：百万円）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">（平成 21 年 5 月期）</td> <td style="text-align: center;"><u>虚偽記載額</u></td> <td style="text-align: center;"><u>認定金額</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">325</td> <td style="text-align: center;">▲18</td> </tr> </table> <p>平成 21 年 7 月 15 日提出有価証券届出書（新株予約権証券） （重要な事項につき虚偽の記載がある以下の連結貸借対照表を掲載） （単位：百万円）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">（平成 21 年 5 月期）</td> <td style="text-align: center;"><u>虚偽記載額</u></td> <td style="text-align: center;"><u>認定金額</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">連結純資産額</td> <td style="text-align: center;">325</td> <td style="text-align: center;">▲18</td> </tr> </table> <p>平成 22 年 3 月 19 日提出有価証券届出書（株式） （組込情報）平成 21 年 5 月期有価証券報告書 平成 21 年 11 月第 2 四半期四半期報告書</p> <p>平成 23 年 11 月 7 日提出有価証券届出書（株式） （組込情報）平成 23 年 5 月期有価証券報告書 平成 23 年 8 月第 1 四半期四半期報告書</p> <p>平成 23 年 11 月 7 日提出有価証券届出書（新株予約権証券） （組込情報）平成 23 年 5 月期有価証券報告書 平成 23 年 8 月第 1 四半期四半期報告書</p> <p>平成 23 年 11 月 7 日提出有価証券届出書 （ストックオプション） （組込情報）平成 23 年 5 月期有価証券報告書 平成 23 年 8 月第 1 四半期四半期報告書</p> <p>平成 24 年 6 月 18 日提出有価証券届出書（株式） （組込情報）平成 23 年 5 月期有価証券報告書 平成 24 年 2 月第 3 四半期四半期報告書</p> <p>平成 24 年 6 月 18 日提出有価証券届出書（新株予約権証券） （組込情報）平成 23 年 5 月期有価証券報告書 平成 24 年 2 月第 3 四半期四半期報告書</p>	（平成 21 年 5 月期）	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	連結純資産額	325	▲18	（平成 21 年 5 月期）	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>	連結純資産額	325	▲18	
（平成 21 年 5 月期）	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>													
連結純資産額	325	▲18													
（平成 21 年 5 月期）	<u>虚偽記載額</u>	<u>認定金額</u>													
連結純資産額	325	▲18													

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

2-4-4 課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

2-4-5 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

(内部者取引、相場操縦及び偽計)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
			内部者取引		相場操縦		偽計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0	0	0
18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0	0	0
19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0	0	0
20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000	0	0
21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000	0	0
22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000	0	0
23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000	0	0
24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000	0	0
25	42	4,608,050,000	32	50,960,000	9	461,040,000	1	4,096,050,000
合計	210	5,051,900,000	172	353,880,000	37	601,970,000	1	4,096,050,000

(開示規制違反等)

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)					
			開示規制		その他	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	0	0	0	0	0	0
18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0
合計	80	7,544,759,979	79	7,537,259,979	1	7,500,000

(注)

1 年度とは当年4月～翌年3月をいう。

2 課徴金額は勧告時点のもの。

3 内部者取引のうち、平成23年度に個人に対し行われた1件(課徴金額550,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

4 開示規制のうち、平成21年度に個人に対し行われた1件(課徴金額120,730,000円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

5 その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

2-5 申立て実施状況

1 申立て実施件数一覧表

年度	21	22	23	24	25	合計
合計	0	2	3	1	2	8
無登録業者等	0	1	3	1	2	7
無届募集	0	1	0	0	0	1

2 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
1. ㈱大経 他2名 (東京都中央区)	平成22年 11月17日 (東京地裁)	<p>無登録金融商品取引業(株式等の募集の取扱い等)の禁止等</p> <p>㈱大経(以下「当社」という。)は、金融商品取引業の登録を受けずに、平成22年2月ころから6月ころまでの間、業として、㈱生物化学研究所(山梨県中央市。以下「生物化学」という。)が新規に発行する株式及び新株予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約100名の投資家が生物化学の株式等を1億円弱で取得していたほか、同年11月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたものである。また、当社は上記株式等のほかにも、平成15年7月の設立以来、別の株式会社4社の株式につき、投資家に対する取得の勧誘を繰り返し行っていたものである。</p> <p>このような当社の行為は、金商法第29条に違反するものであり、また、当社並びにその役員であるA及びBは、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。</p>	平成22年11月26日(東京地裁)
2. ㈱生物化学研究所 (山梨県中央市)	平成22年 11月26日 (甲府地裁)	<p>無届募集(株式等)の禁止等</p> <p>㈱生物化学研究所(以下「当社」という。)は、平成22年2月ころから同年6月ころまでの間、7回にわたって自社の株式及び新株予約権(以下「株式等」という。)の発行を行い、金融商品取引業の登録等がない㈱大経と連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約100名の投資家に株式等を取得させていた(株式の払込金額約1億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額約2億2,000万円)。また、当社は、平成22年11月末発行予定の株式について投資家に対する取得の勧誘を行っていた。</p> <p>当社は、上記各発行のいずれについても有価証券届出書を</p>	平成22年12月15日(甲府地裁)

		<p>提出していない。しかしながら、上記7回のうち6回の発行に係る株式等及び同月末発行予定の株式に関する取得の勧誘は、いずれも、有価証券の募集に該当し、かつ、金商法第4条第1項本文の規定の適用を受けることから、有価証券届出書を提出しなければ行ってはならないものである。</p> <p>このような当社の行為は、金商法第4条第1項本文等に違反するものであり、また、当社は、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高い。</p>	
<p>3. ジャパンリアライズ(株)他2名 (北海道札幌市)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)</p>	<p>平成23年 4月28日 (札幌地裁)</p>	<p>無登録金融商品取引業（ファンドの私募等、運用）の禁止等</p> <p>ジャパンリアライズ(株)他2名（以下「当社ら」という。）は、平成20年11月ころから平成23年4月までの間、合計20本の組合契約（以下「JRファンド」という。）の持分の私募を行い、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた出資金を外国為替証拠金取引により運用しており、JRファンドの出資対象事業はいずれも同一である。</p> <p>そうすると、JRファンドは、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、6か月以内に持分を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算49名以下でなければならないところ、遅くとも、平成22年4月上旬以降に行われた私募はいずれもこの要件を満たしていない。また、JRファンドは、特例業務の運用の要件として、JRファンド全体で、適格機関投資家1名以上及び一般投資家49名以下からの出資でなければならないところ、運用中のJRファンドの一般投資家の人数は、遅くとも、平成21年8月末以降、49名を超え、平成23年3月末現在約100名であり、この要件を満たしていない。</p> <p>当社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第29条に違反するものである。</p> <p>また、当社らは、組合契約上、運用益のうち、配当上限額を超えた部分のみ成功報酬として取得するとしているが、実質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額の配当を行うとともに、出資金の一部を役職員の報酬等に充てていた。さらに、平成23年5月2日を募集開始日とする新たなJRファンドの勧誘を企画している。</p> <p>以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	<p>平成23年5 月13日(札幌 地裁)</p>

<p>4. ㈱ベネフィットアロー他3名 (東京都中央区)、 (適格機関投資家等特例業務届出者)</p>	<p>平成 23 年 6 月 24 日 (東京地裁)</p>	<p>無登録金融商品取引業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等</p> <p>㈱ベネフィットアロー（以下「当社」という。）は、平成 22 年 11 月ころ以降、(有)フロンティア（東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者。以下「フロンティア社」という。）から委託を受け、多数の個人投資家に対し、フロンティア社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。当社の株主である A 及び当社代表取締役 B は、当社の従業員に指示して、上記行為に当たさせた。</p> <p>C（以下、当社、A、B 及び C を併せて「当社ら」という。）は、平成 22 年 6 月ころ以降、当社、㈱コンサルティングファーム（東京都中央区）、R リサーチ㈱（東京都中央区）、㈱セカンドミリオン（東京都港区）、リミックスマネジメント㈱（東京都台東区）、フロンティアターゲット㈱（東京都台東区）及び㈱ツアーコンサルタント（東京都台東区）（以下、併せて「委託会社」という。なお、委託会社は全て適格機関投資家等特例業務届出者である。）から委託を受け、勧誘を専門とする複数のグループに指示して、多数の個人投資家に対し、委託会社が営業者となっている匿名組合契約又は委託会社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。</p> <p>当社らの上記行為は、いずれも、金商法第 28 条第 2 項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 29 条に違反するものである。</p> <p>当社に対しては、平成 23 年 4 月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されていたが、上記のとおり、当社は、その後も無登録で金融商品取引業を行っていたものであり、また、C は、当社以外の他の委託会社に係る組合契約に基づく権利の取得の申込みの勧誘を行っていたものである。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	<p>・平成 23 年 7 月 5 日（東京地裁） (被申立人 1 名) ・平成 23 年 7 月 15 日（東京地裁） (上記 1 名以外の被申立人ら)</p>
<p>5. ㈱Eファクトリー及び㈱エクセレント他1名 (東京都新宿区)、 (適格機関投資家等特例業務届出者)</p>	<p>平成 23 年 12 月 22 日 (東京地裁)</p>	<p>適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等</p> <p>㈱Eファクトリー社及び㈱エクセレント社(以下「両社」という。)は、A 社長（以下、両社と併せて「当社ら」という。）の指示の下、平成 23 年 1 月から同年 11 月までの間、多数の一般投資家に対し、両社が無限責任組合員となっている複数のファンドに係る投資事業有限責任組合契約の締結を勧誘しており、当該勧誘の際に顧客に交付した基本契約書、パンフ</p>	<p>平成 24 年 2 月 3 日 (東京地裁)</p>

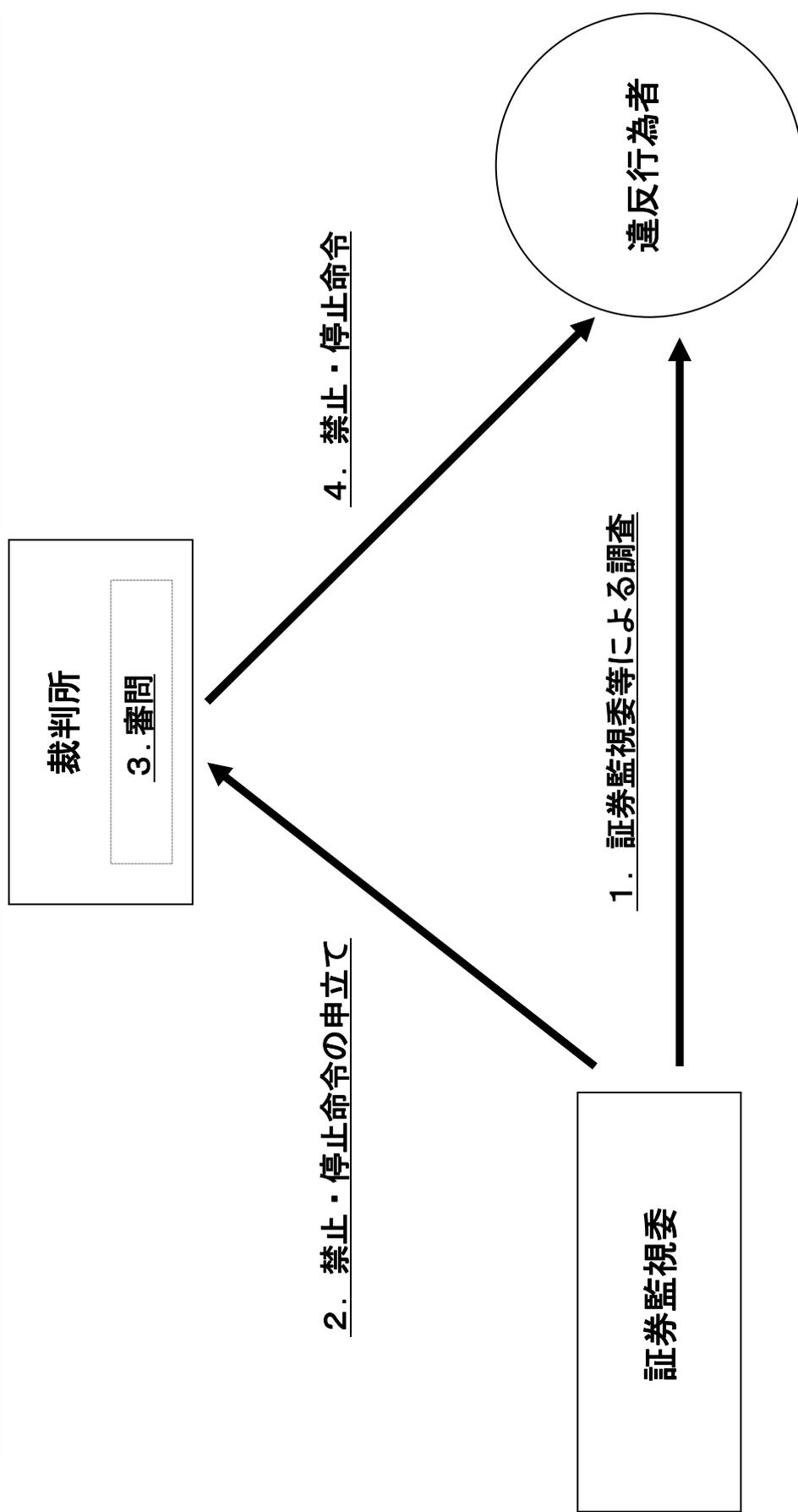
		<p>レット、目論見書等(以下「パンフレット等」という。)により顧客に告知した手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。</p> <p>(1) 両社は、顧客による出資金のうち一律に 50%に相当する金額を入金後直ちに売上げとして計上して自己の経費等に使用していたにもかかわらず、手数料又は報酬をこれよりも著しく低額である旨をパンフレット等において表示していた。</p> <p>(2) 両社は、分配報酬金の支払いについて、投資による利益が生じた場合には年率 3%から 8% (なお、年率は各ファンドごとに異なる。) を上限として分配報酬金を支払う旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には投資による利益が生じていないのに、当該上限額による分配報酬金を機械的に算出して顧客に支払い、その原資として出資金を充てていた。</p> <p>(3) 両社は、主要投資対象先について、成長性が高く、財務状況の健全なベンチャー企業への投資を主とする旨及び株式市場への上場が期待される会社である旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には主要投資対象先の経営実態は著しく相違するものであった。</p> <p>上記行為は、金商法第 63 条第 4 項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第 38 条第 1 号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。</p> <p>両社に対しては、平成 22 年 12 月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されており、さらに、平成 23 年 10 月に Eファクトリー社は名古屋営業所を開設し、同年 11 月にエクセレント社はファンドを新設しており、今後も上記の虚偽告知を伴うファンドの取得勧誘を締結する意向が認められる。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。</p>	
<p>6. F-SEED(株) 他 1 名 (名古屋市中区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)</p>	<p>平成 25 年 3 月 22 日 (名古屋地裁)</p>	<p>適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止等</p> <p>F-SEED(株) (以下「当社」という。) は、当社が組成する匿名組合の運営業務を統括管理する A (以下、当社と併せて「当社ら」という。) の指示の下、平成 22 年 11 月ころから平成 25 年 3 月ころまでの間、多数の投資家に対し、当社が組成する匿名組合の契約締結を勧誘しているが、当該勧誘の際</p>	<p>平成 25 年 4 月 11 日 (名古屋地裁)</p>

		<p>に顧客に交付したパンフレット、契約書等（以下「パンフレット等」という。）により顧客に告知した営業者報酬及び分配金の支払いに関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。</p> <p>(1) 当社らは、平成 23 年 3 月ころ以降、出資金を充てて行う投資による収入の有無に関係なく、架空の収入を計上し、当該架空の収入の 8 割を営業者報酬として出資金から收受して自己の経費等に費消する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り営業者報酬を收受することは無い旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。</p> <p>(2) 当社らは、平成 23 年 5 月ころ以降、営業者報酬を收受するために計上していた架空の収入の 2 割に相当する金額を分配金とし、出資金を原資として顧客に分配する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り分配金の支払いを行わないこと及び出資金を原資とした分配を行わない旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。</p> <p>上記行為は、金商法第 63 条第 4 項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第 38 条第 1 号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。</p> <p>当社らは、上記虚偽告知ばかりでなく、運用方法についても虚偽告知を伴う勧誘を行っていたなど、法令遵守意識が欠如している。また、上記(1)(2)のとおり、架空の営業収入に基づく営業者報酬の收受や分配金の支払いによって出資金を毀損させている。更に、当社は、出資金を受け入れる以外に新たな資金調達の方法がないため、匿名組合の運營業務を継続するには今後も新たな出資金を受け入れ続けなければならない状況にあり、現に、従業員の募集を行ったり、直近においても勧誘を行ったりしている。</p> <p>以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p>7. ㈱ライフステージ他2名 (東京都新宿区)</p>	<p>平成 25 年 11 月 12 日 (東京地裁)</p>	<p>無登録金商業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止</p> <p>㈱ライフステージ（以下「当社」という。）は、遅くとも平成 23 年 8 月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人の L I F E S T A G E L I M I T E D（以下「リミテッド社」という。）が出資された資金を外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）で運用し、それにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。</p> <p>また、当社は、平成 25 年 9 月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、リミテッド社が出資された資金をFX取引等で運用し、当社の関連会社である外国法人の G L O B A L I N T E R N A T I O N A L H O L D I N G S L T D. がそれにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。</p> <p>当社の 100 パーセント株主で「会長」である A 及び代表取締役である B（以下、当社、A 及び B を併せて「当社ら」という。）は、自ら、上記申込みの取得勧誘行為を行っているほか、「エージェント」と呼ばれる個人又は法人に指示するなどして、上記申込みの取得勧誘行為に当たらせている。なお、当社は、「エージェント」に対して、勧誘した一般投資家の出資金額に応じた紹介料を毎月支払っている。</p> <p>以上の結果、平成 23 年 8 月頃から平成 25 年 10 月頃までの間に、延べ 5,336 名の一般投資家が約 146 億円を出資した。</p> <p>当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第 29 条に違反するものである。</p> <p>当社らは、以上のとおり、長期間にわたり大規模かつ頻繁な勧誘を行っていたほか、平成 25 年 9 月頃以降、勧誘する権利を変更して当該権利に関する勧誘を本格的に実行し始めたところである。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	<p>平成 25 年 11 月 26 日 (東京地裁)</p>
<p>8. アイエムビジョン(株)他1名 (名古屋市中区)、 (適格機関投資家等 特例業務届出者)</p>	<p>平成 26 年 1 月 10 日 (名古屋地裁)</p>	<p>無登録金商業（ファンドの私募等、運用）の禁止</p> <p>アイエムビジョン(株)（以下「当社」という。）他 1 名（以下、当社と併せて「当社ら」という。）は、平成 23 年 1 月頃から平成 25 年 10 月頃までの間、合計 12 本の匿名組合契約（以下、同契約の個別の名称にかかわらず「本件ファンド」という。）に基づく権利の私募を行い、延べ 389 名から約 15 億円の出資</p>	<p>平成 26 年 1 月 24 日の名 古屋地裁から 当社に対する 破産手続開始 決定の発令を</p>

		<p>を受け、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた出資金を主に国内上場株式へ投資することにより運用しており、本件ファンドの出資対象事業はいずれも同一である。</p> <p>適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の私募の要件として、6か月以内に権利を取得させた適格機関投資家以外の者（以下「一般投資家」という。）は通算49名以下でなければならないところ、当社らが遅くとも平成23年7月頃以降、延べ334名の一般投資家に対して行った私募は、この要件を満たしていない。</p> <p>また、特例業務の運用の要件として、一般投資家の人数は49名以下でなければならないところ、当社らが運用中の本件ファンドの一般投資家の人数は、遅くとも平成23年7月末以降、49名を超え、平成25年10月末時点で少なくとも139名であり、この要件を満たしていない。</p> <p>当社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第29条に違反するものである。</p> <p>また、当社らは、顧客から受け入れた出資金の大半を混同して管理・運用していたため、その資金繰り状況を正確に把握できない状態にあった。</p> <p>そのような状態の中、当社らは、契約上、投資による運用益から顧客への配当を控除した金額のみを当社の経費等に充てるべき営業者報酬として収受するとされているにもかかわらず、平成23年1月頃から平成25年10月頃までの期間を通じて、運用益を超えて既存顧客への配当及び当社の経費の支払を行うとともに、償還金等の支払を行うため、本件ファンドに新たに出資された出資金を充当していた。</p> <p>以上の結果、当社らは、受け入れた出資金のうち約4割を投資しているにすぎず、出資金を毀損させている。</p> <p>このような、当社らが出資金を配当及び経費に用いて流用する行為は、投資者保護上問題があるものと認められる。</p> <p>さらに、当社らは、平成26年1月上旬を募集開始日とする新たな匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を企画している。</p> <p>以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	<p>受け、同月31日に申立てを取下げ</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------

2-5-3 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



<金商法第192条>

裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

2-6 告発実施状況

1 告発件数等一覧表

区分	4～20 事務年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	合計
告発 件数	121 (4)	17	8	15	7	3	167
告発 人数	357 (6)	46	15	46	26	3	487

(注1) 事務年度：7月～翌年6月

(注2) () 内は21年4月～6月の件数

2 告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事 件	告発年 月日	関係条文	事 件 の 概 要	判 決
1	5.5.21	証取法第125 条第1項、第 2項等 (相場操縦)	① 日本ユニシス(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者) 不動産会社社長 金融業者役員	①につき 6.10.3 (東京地裁) 不動産会社社長 懲役2年6月 (執行猶予4年) 金融業者役員 懲役2年 (執行猶予3年) (いずれも確定)
		証取法第27 条の23第1 項等 (大量保有 報告書の不 提出)	② 上記売買の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 (嫌疑者) 不動産会社社長	②につき 不動産会社社長 不起訴
2	6.5.17	証取法第197 条第1号の2 同法第207条 第1項等 (虚偽の有 価証券報告 書の提出)	(株)アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28 (東京地裁) 同社社長 懲役1年8月 同社役員 懲役1年2月 15.11.13 (東京高裁) 同社役員 懲役1年2月 (執行猶予3年) 15.11.18 (東京高裁) 同社社長 懲役1年8月 (執行猶予4年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
3	6.10.14	証取法第166条第1項、第3項同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本商事(株)の新薬の投与による副作用死亡例の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	6.12.20(大阪簡裁) 会社役員 取引先職員24名 罰金20~50万円(略式命令) 8.5.24(大阪地裁) 医師 罰金30万円 9.10.24(大阪高裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16(最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16(大阪高裁) 医師 控訴棄却 16.1.13(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
4	7.2.10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引)	新日本国土工業(株)の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引銀行 同行役員 取引先 同社職員	7.3.24(東京簡裁) 取引銀行 罰金50万円 同行役員2名 罰金20~50万円 取引先、同社職員 罰金30万円(略式命令) (いずれも確定)
5	7.6.23	証取法第158条同法第197条第9号 (風説の流布)	テーエスデー(株)の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を発表。 (嫌疑者) 当該会社社長	8.3.22(東京地裁) 懲役1年4月(執行猶予3年) (確定)
6	7.12.22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	8.2.19(東京簡裁) 同社社長 同社役員4名 罰金30~50万円(略式命令) 8.12.24(東京地裁) 証券会社 罰金1,500万円 同社役員 懲役6月(執行猶予2年) (いずれも確定)
7	8.8.2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 割当先監査役(弁護士)	9.7.28(東京地裁) 懲役6月(執行猶予3年) 追徴金約2,600万円 10.9.21(東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10(最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24(東京高裁) 控訴棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
8	9.1.17	証取法第158条 同法第197条 第9号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (疑念者) 雑誌監修人 (投資顧問業)	9.1.30 (東京簡裁) 罰金 50 万円 (略式命令) (確定)
9	9.4.8	証取法第166条第1項 同法第207条 第1項等 (内部者取引)	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生 (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑念者) 当該会社社長 当該会社役員 関連会社	9.5.1 (名古屋簡裁) 同社役員 4 名及び関連会社 罰金 50 万円 (略式命令) 9.9.30 (名古屋地裁) 同社会長 懲役 6 月 (執行猶予 3 年) (いずれも確定)
10	9.4.25	証取法第166条第3項 同法第200条 第6号等 (内部者取引)	シントム㈱の第三者割当増資の決定 (重要事実) を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (疑念者) 割当先社長 割当先会社等	9.5.27 (東京簡裁) 割当先社長及び割当先会社等 罰金 30 万円 (略式命令) (いずれも確定)
11	9.5.13	証取法第50条の3第1項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	野村証券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (疑念者) 証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20 (東京地裁) 証券会社 罰金 1 億円 同社社長、同社役員 A 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 同社役員 B 懲役 8 月 (執行猶予 3 年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (いずれも確定) (注)山一、日興、大和証券関連と共に一括審理
12	9.9.17	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条 第1項等 (損失補てん)	山一証券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 (疑念者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員 A 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 10.11.6 (東京地裁) 同社職員 懲役 10 月 (執行猶予 2 年) 同社役員 2 名 懲役 8 月 (執行猶予 2 年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,300 万円 (注)11 号事件と一括審理 11.6.24 (東京地裁) 同社役員 B 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
13	9.10.21	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社職員 懲役10月(執行猶予3年) 同社役員2名 懲役1年(執行猶予3年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 (いずれも確定)
14	9.10.23	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10.7.17 (東京地裁) 証券会社 罰金8,000万円 同社役員A 懲役10月(執行猶予2年) 10.9.30 (東京地裁) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 10.11.6 (東京地裁) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予2年) 11.1.29 (東京地裁) 同社役員B 懲役10月(執行猶予3年) 11.6.24 (東京地裁) 同社役員C 懲役10月(執行猶予3年) 12.3.28 (東京地裁) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) (いずれも確定)
15	9.10.28	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	大和証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.10.15 (東京地裁) 証券会社 罰金4,000万円 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 同社役職員3名 懲役10月(執行猶予3年) 同社役職員2名 懲役8月(執行猶予3年) 11.4.21 (東京地裁) 顧客 懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 (いずれも確定)
16	10.3.9	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21 (東京地裁) 証券会社 罰金1,000万円 同社副社長、同社役員 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
17	10.3.20	証取法第197条第1号 同法第207条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一証券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 証券会社 当該会社社長 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28 (東京地裁) 同社会長 懲役2年6月 (執行猶予5年) 同社社長 懲役2年6月 13.10.25 (東京高裁) 同社社長 懲役3年 (執行猶予5年) (いずれも確定)
18	10.5.29	証取法第167条第1号 同法施行令第31条 同法第200条第6号等 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社が他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実)を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 親会社役員	10.8.26 (横浜簡裁) 罰金50万円(略式命令) (確定)
19	10.7.6	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	大都工業(株)の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17 (東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金50万円(略式命令) 10.11.10 (東京地裁) 関連会社役員 懲役6月(執行猶予3年) 罰金50万円 (いずれも確定)
20	10.10.30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19 (東京地裁) 証券会社職員 懲役6月(執行猶予3年) 罰金50万円 12.3.28 (東京地裁) 合併相手先役員 懲役6月 罰金50万円 12.11.20 (東京高裁) 合併相手先役員 控訴棄却 15.12.3 (最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定)
21	10.12.17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同部下職員	11.2.10 (東京簡裁) 部下職員 罰金50万円(略式命令) 11.4.13 (東京地裁) 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 11.10.29 (東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
22	11.2.10	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員 同業他社社長	11.4.13(東京地裁) 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 同業他社社長 懲役10月 罰金200万円 11.10.29(東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 同業他社社長 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定) (注)21号事件と一括審理
23	11.3.4	証取法第159条第1項、第2項 同法第197条等 (相場操縦)	昭和化学工業(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 (嫌疑者) 金融業者 金融業者役員	11.6.24(大阪地裁) 金融業者役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 金融業者 罰金400万円 (いずれも確定)
24	11.6.30	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10(東京地裁) 同行頭取 懲役3年(執行猶予4年) 同行副頭取2名 懲役2年(執行猶予3年) 17.6.21(東京高裁) いずれも控訴棄却 20.7.18(最高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
25	11.8.13	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28(東京地裁) 同行会長 懲役1年4月(執行猶予3年) 同行頭取 懲役1年(執行猶予3年) 同行副頭取 懲役1年(執行猶予3年) 19.3.14(東京高裁) いずれも控訴棄却 21.12.7(最高裁) いずれも原判決を破棄 東京高裁に差戻 23.8.30(東京高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)
26	11.12.3	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項 同法第197条第8号 (相場操縦)	(株)ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 (嫌疑者) 会社社長 会社役員	12.5.19(横浜地裁) 会社社長 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
27	11.12.27	証取法第198条第4号等 (虚偽の半期報告書の提出)	㈱ヤクルト本社は、プリンスン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12 (東京地裁) 同社副社長 懲役7年 罰金6,000万円 当該会社 罰金1,000万円 15.8.11 (東京高裁) いずれも控訴棄却 (いずれも確定)
28	12.1.31	証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30 (横浜地裁) 同社社長 懲役1年6月 (執行猶予3年) (確定)
29	12.3.21	証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンスン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役職員	12.3.22 (東京簡裁) 同社役職員2名 罰金30万円 (略式命令) (いずれも確定)
30	12.3.22	証取法第158条 同法第197条第6号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンスン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	14.10.10 (東京地裁) 同社会長 懲役3年 罰金6,400万円 15.11.10 (東京高裁) 控訴棄却 18.11.20 (最高裁) 上告棄却 (確定)
31	12.5.26	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと (重要事実) を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 取引先役員	12.7.19 (東京地裁) 懲役8月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約449万円 (確定)
32	12.11.28	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	㈱プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う (重要事実) ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員の子	12.11.28 (東京簡裁) 罰金50万円 (略式命令) 追徴金約158万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
33	12.12.4	証取法第158条等 同法第197条第1項第5号等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出)	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 (疑者) 会社役員等	12.12.4 (東京簡裁) 会社役員ら3名 罰金50万円 (略式命令) 14.11.8 (東京地裁) 会社役員 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (いずれも確定)
34	12.12.4	証取法第27条の23第1項 同法第198条第5号 (大量保有報告書の不提出)	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 (疑者) 会社役員	14.11.8 (東京地裁) 懲役2年 (執行猶予4年) 罰金600万円 (確定)
35	13.3.12	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う (重要事実) ことを知り、公表前に同社株券を買付けた。 (疑者) 提携先社員 (公認会計士)	13.5.29 (東京地裁) 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,414万円 (確定)
36	13.4.27	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 (相場操縦)	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。 (疑者) 会社社長	14.9.12 (名古屋地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 追徴金約2,818万円 (確定)
37	13.12.20	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14.10.8 (大阪地裁) 同社社長 懲役2年 (執行猶予3年) 同社副社長 懲役1年 (執行猶予3年) 同社常務 懲役10月 (執行猶予3年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
38	14.3.20	証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号 同法第197条第1項第7号等 (相場操縦)	志村化工(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者) 会社役員等	15.7.30 (東京地裁) 会社役員A 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億1,395万円 15.11.11 (東京地裁) 無職C 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円 会社役員B 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1億2,080万円 16.7.14 (東京高裁) 会社役員B 控訴棄却 19.3.29 (最高裁) 会社役員B 上告棄却 (いずれも確定)
39	14.3.26	証取法第166条第1項 同法第198条第18号等 (内部者取引)	(株)ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 記者発表会業務下請会社役員	14.10.16 (東京地裁) 懲役8月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約922万円 (確定)
40	14.6.7	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士	14.6.10(大阪簡裁) 公認会計士2名 罰金50万円(略式命令) (いずれも確定) 公認会計士1名(大阪地裁) 死亡による公訴棄却
41	14.6.28	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成12年3月期及び平成13年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13 (大阪地裁) 同社会長 懲役2年6月 15.3.31 (大阪地裁) 同社役員 懲役3年6月 15.9.16 (大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
42	14.6.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 銀行員(契約締結先)等	15.5.2 (東京地裁) 銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28 (東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31 (最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
43	14.6.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	三陽エンジニアリング(株)が三陽パックス(株)の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 銀行員(第一次情報受領者)等	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28(東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) (注)42号事件と一括審理
44	14.7.31	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	(株)光通信が(株)クレイフィッシュの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 会社員	15.2.28(東京地裁) 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,048万円 (確定)
45	14.9.6	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成10年3月期及び平成11年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13(大阪地裁) 同社会長 懲役2年6月 15.3.31(大阪地裁) 同社役員 懲役3年6月 15.9.16(大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16(最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)41号事件と一括審理
46	14.11.29	証取法第158条 同法第197条第1項第7号 (風説の流布及び偽計)	ドリームテクノロジーズ(株)の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 (嫌疑者) 当該株券取引者	15.3.28(広島簡裁) 罰金30万円 追徴金36万6千円 (略式命令) (確定)
47	14.12.16	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出)	(株)エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	15.7.14(東京地裁) 同社会長 懲役2年 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
48	14.12.19	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10 (東京地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約921万円 (確定)
49	14.12.26	証取法第158条 同法第197条第1項等 (偽計)	(株)エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	15.7.14 (東京地裁) 同社会長 懲役2年 (確定) (注)47号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3 (大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円、 追徴金290万円 職員知人 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金80万円、 追徴金約210万円 (いずれも確定)
51	15.2.20	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コカ・コーラウェストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金290万円 (注)50号事件と一括審理 職員実弟 懲役1年 (執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約545万円 (いずれも確定)
52	15.3.24	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17 (東京地裁) 同社専務 懲役2年 (執行猶予3年) 15.12.11 (東京地裁) 同社常務 懲役4年 16.7.29 (東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16.10.7 (東京地裁) 同社会長 懲役8年 17.9.28 (東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18.7.3 (最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
53	15.5.28	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21 (東京地裁) 懲役1年2月 (執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約891万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
54	15. 7. 16	証取法第 166 条第 2 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと(ともに重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社職員	16. 1. 30 (横浜地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 845 万円 (確定)
55	15. 7. 25	証取法第 159 条第 1 項第 3 号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 (嫌疑者) ㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17. 2. 17 (大阪地裁) 同取引所副理事長 無罪 18. 10. 6 (大阪高裁) 同取引所副理事長 懲役 1 年 (執行猶予 3 年) 19. 7. 12 (最高裁) 同取引所副理事長 上告棄却 (確定)
56	15. 7. 30	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 公開買付代理人であった証券会社職員 (元課長)	15. 10. 30 (東京地裁) 懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 936 万円 (確定)
57	15. 11. 14	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	16. 8. 3 (名古屋地裁) 懲役 10 月 (執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 1, 105 万円 (確定)
58	16. 2. 24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 当該会社社長等	17. 2. 8 (東京地裁) 会社役員 A 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 同社役員 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 会社役員 B 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 17. 3. 11 (東京地裁) 同社社長 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1, 082 万円 17. 9. 7 (東京高裁) 会社役員 B 控訴棄却 19. 2. 20 (最高裁) 会社役員 B 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
59	16.2.27	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	大日本土木(株)が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社員	16.5.27 (名古屋地裁) 懲役10月(執行猶予3年) 罰金80万円 (確定)
60	16.3.29	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出)	(株)キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、 また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4 (東京地裁) 会社役員C 懲役1年6月(執行猶予3年) 17.3.11 (東京地裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金3億1,082万円 (注)58号事件と一括審理 18.3.24 (東京地裁) 公認会計士 懲役2年(執行猶予4年) 19.7.11 (東京高裁) 公認会計士 控訴棄却 22.5.31 (最高裁) 公認会計士 上告棄却 (いずれも確定)
61	16.5.31	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	(株)デジタルが他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	16.9.3 (大阪地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約945万円 (確定)
62	16.6.22	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	17.5.13 (大阪地裁) 同社役員A 懲役2年(執行猶予4年) 17.5.20 (大阪地裁) 同社役員B 懲役2年(執行猶予5年) 17.7.12 (大阪地裁) 同社役員C 懲役2年6月(執行猶予5年) 18.4.18 (大阪地裁) 同社役員D 懲役6年 20.1.15 (大阪高裁) 同社役員D 控訴棄却 22.6.4 (最高裁) 同社役員D 上告棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
63	16.6.24	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員 会社役員	17.7.22(東京地裁) 会社役員A 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金655万円 17.10.19(東京地裁) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金1,000万円 18.2.2(東京高裁) 会社役員A 控訴棄却 18.4.26(最高裁) 会社役員A 上告棄却 (いずれも確定) 会社役員B 死亡による公訴棄却
64	16.11.2	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 懲役3年6月 罰金200万円 17.10.14(大阪高裁) 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 上告棄却 (確定)
65	16.11.19	証取法第158条 同法第197条第1項第7号等 (風説の流布及び偽計)	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14(大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (いずれも確定)
66	16.11.30	証取法第159条第2項第1号等 (相場操縦)	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。 (嫌疑者) 会社員	17.12.9(釧路地裁) 懲役1年6月 (執行猶予3年) 罰金100万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
67	16.12.9	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長	17.5.2 (大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14 (大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20 (最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64号事件及び65号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (注)65号事件と一括審理 (いずれも確定)
68	17.1.26	証取法第166条第2項等 (内部者取引)	㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換(重要事実)により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員等	18.8.10 (東京地裁) 会社役員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金20万円 追徴金約310万円 上記役員が経営する会社 罰金100万円 追徴金約851万円 (いずれも確定)
69	17.3.14	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株式の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 国家公務員	17.10.28 (東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金90万円 追徴金約1,373万円 (確定)
70	17.3.22	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	南野建設㈱が第三者割当増資による新株の発行を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員等	17.6.27 (大阪地裁) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約625万円 役員妻 懲役1年(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約625万円 (いずれも確定)
71	17.3.22	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る西武鉄道㈱株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社等	17.10.27 (東京地裁) 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 当該会社 罰金2億円 (いずれも確定)
72	17.3.22	証取法第166条第2項等 (内部者取引)	西武鉄道㈱が有価証券報告書に継続的に㈱コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員等	17.10.27 (東京地裁) 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 (注)71号事件と一括審理 親会社 罰金1億5,000万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
73	17.6.10	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	キヤノンソフトウェア(株)が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 業務委託契約先社員	18.7.7(東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金658万円 (確定)
74	17.6.20	証取法第159条第1項等 (相場操縦)	日信工業(株)の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 個人投資家	19.12.21(東京地裁) 懲役2年(執行猶予3年) 追徴金約1,166万円 21.3.26(東京高裁) 控訴棄却 22.12.13(最高裁) 上告棄却 (確定)
75	17.8.17	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	株カネボウは、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27(東京地裁) 同社社長 懲役2年(執行猶予3年) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (いずれも確定)
76	17.9.30	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士として(株)カネボウの監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士	18.8.9(東京地裁) 公認会計士A 懲役1年6月(執行猶予3年) 公認会計士B 懲役1年(執行猶予3年) 公認会計士C 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)
77	17.11.15	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	株ソキアの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員	18.7.19(大阪地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約4,924万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
78	18.2.10	証取法第158条 同法第197条 第1項第7号 (風説の流布及び偽計)	㈱ライブドアは、㈱ライブドアマーケティング株式の売買のため及び同社の株価の高騰を図る目的をもって、同社をして虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(2名) 会社役員	19.3.16(東京地裁) 同社代表取締役 懲役2年6月 19.3.22(東京地裁) 同社役員A 懲役1年8月 同社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (注)いずれも82号事件と一括審理 19.3.23(東京地裁) 当該会社 罰金2億8,000万円 同社子会社 罰金4,000万円 20.7.25(東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20.9.12(東京高裁) 同社役員A 懲役1年2月 21.1.7(最高裁) 同社役員A 上告棄却 (注)82号事件と一括審理 23.4.25(最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注)82号事件と一括審理 (いずれも確定)
79	18.2.22	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18.9.19(仙台地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金60万円 追徴金約429万円 (確定)
80	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18.8.11(福島地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約345万 (確定)
81	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	18.8.11(福島地裁) 懲役10月(執行猶予3年) 罰金30万円 追徴金約124万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
82	18.3.13	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(3名) 会社役員	19.3.16(東京地裁) 同社代表取締役 懲役2年6月 19.3.22(東京地裁) 同社役員A 懲役1年8月 同社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (注)いずれも78号事件と一括審理 同社役員C 懲役1年(執行猶予3年) 19.3.23(東京地裁) 当該会社 罰金2億8,000万円 (注)78号事件と一括処理 20.7.25(東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20.9.12(東京高裁) 同社役員A 懲役1年2月 21.1.7(最高裁) 同社役員A 上告棄却 (注)78号事件と一括審理 23.4.25(最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注)78号事件と一括審理 (いずれも確定)
83	18.3.30	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 公認会計士(2名)	19.3.23(東京地裁) 公認会計士A 懲役10月 公認会計士B 懲役1年(執行猶予4年) 20.9.19(東京高裁) 公認会計士A 懲役1年(執行猶予4年) 20.9.26(東京高裁) 公認会計士B 控訴棄却 23.5.18(最高裁) 公認会計士B 上告棄却 (いずれも確定)
84	18.5.30	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員等	18.11.28(さいたま地裁) 同社役員同居人 懲役1年2月(執行猶予4年) 追徴金約452万円 同社役員同居人の実妹 懲役1年(執行猶予4年) 追徴金約435万円 19.3.20(さいたま地裁) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予5年) 罰金100万円 追徴金約1,089万円 同社役員実子 懲役1年2月(執行猶予4年) 罰金50万円 追徴金約1,532万円 19.7.31(東京高裁) 同社役員実子 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
85	18.6.22	証取法第167条第3項等 (内部者取引)	㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買集める旨の公開買付に準ずる行為の実施を知り、公表前に㈱ニッポン放送株券を買付けた。 (嫌疑者) ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19.7.19 (東京地裁) ファンド実質経営者 懲役2年 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社 罰金3億円 21.2.3 (東京高裁) ファンド実質経営者 懲役2年(執行猶予3年) 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社 罰金2億円 23.6.6 (最高裁) 上告棄却 (いずれも確定)
86	18.7.25	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱西松屋チェーン他4社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 新聞社社員	18.12.25 (東京地裁) 新聞社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金600万円 追徴金約1億1,674万円 (確定)
87	18.8.3	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと(重要事実)、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと(重要事実)、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員	19.12.18 (横浜地裁) 懲役4年6月 罰金500万円 追徴金1億938万円 (確定)
88	18.10.20	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱IMJが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社顧問	19.1.16 (東京地裁) 同社顧問 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 追徴金1,675万円 (確定)
89	19.2.5	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員 会社社員	19.6.22 (大阪地裁) 同社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金6,000万円 (確定)
90	19.2.6	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	サンビシ㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7 (名古屋地裁) 同社社長 懲役1年6月(執行猶予4年) 同社役員 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
91	19.2.26	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	19.6.22 (大阪地裁) 同社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金6,000万円 (確定) (注)89号事件と一括審理
92	19.2.26	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員の知人	19.5.9 (大阪地裁) 懲役1年(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約533万円 (確定)
93	19.3.27	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	㈱ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等(7名)	21.9.29 (大阪地裁) 会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金500万円 追徴金 約9億7,843万円 21.9.9 (大阪地裁) 会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金約2億4,533万円 22.8.4 (大阪高裁) 会社役員B 控訴棄却 24.5.29 (最高裁) 会社役員B 上告棄却 20.11.13 (大阪地裁) 会社役員C 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金約2億4,533万円 20.10.31 (大阪地裁) 会社役員D 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金約2億4,533万円 21.6.24 (大阪高裁) 会社役員D 控訴棄却 23.9.16 (最高裁) 会社役員D 上告棄却 (いずれも確定) (注)104号事件と一括審理
94	19.5.29	証取法第166条第1項第4号等 (内部者取引)	ホームック㈱及び㈱カーマが、ホームック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	20.1.16 (札幌地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約3,591万円 20.7.15 (札幌高裁) 原判決破棄 懲役1年(執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約3,591万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
95	19.6.4	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	ホームック㈱が㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社役員	19.9.10 (札幌地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金150万円 追徴金約5,407万円 (確定)
96	19.6.7	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	㈱伊藤園ほか17社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6名)	20.1.23 (秋田地裁) 印刷会社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 親族A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 親族B 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 親族C 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 親族D 懲役1年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 * 追徴金 ・12 銘柄の取引について、全員から約7億1,029万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族Aから約9,985万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親族A、B、Cから約1億3,463万円 (いずれも確定)
97	19.6.25	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	川上塗料㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 無職 会社役員	20.6.30 (さいたま地裁) 無職A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 無職B 懲役1年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5億1,108万円 (連帯)
98	19.6.28	証取法第159条第2項第2号等 (相場操縦)	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。 (嫌疑者) 無職	21.5.14 (東京高裁) 無職A 控訴棄却 無職B 控訴棄却 21.10.6 (最高裁) 無職A 上告棄却 (いずれも確定) (注)102号事件と一括審理(102号事件では「無職B」は「会社役員」と記載)
99	19.10.15	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	㈱オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.7.25 (大阪地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金約4億4,225万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
100	19.10.30	証取法第158条 (風説の流布)	㈱大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 (嫌疑者) 会社役員	20.9.17 (東京地裁) 会社役員 懲役 2年6月 追徴金 約15億6,110万円 21.11.18 (東京高裁) 会社役員 懲役 2年6月 追徴金 約15億5,810万円 (確定)
101	19.11.1	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	南野建設㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 株式投資アドバイザー等	20.3.21 (大阪地裁) 会社役員A 懲役2年(執行猶予5年) 追徴金約3億8,379万円 20.7.25 (大阪地裁) 会社役員B 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金約4億4,225万円 (注)99号事件と一括審理 22.4 (大阪地裁) 株式投資アドバイザー 公訴棄却 (いずれも確定)
102	19.11.29	証取法第159条第1項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.6.30 (さいたま地裁) 無職 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 会社役員 懲役1年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5億1,108万円 (連帯) 21.5.14 (東京高裁) 無職 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 21.10.6 (最高裁) 無職 上告棄却 (いずれも確定) (注)97、98号事件と一括審理
103	20.3.4	証取法第159条第3項等 (相場固定)	丸八証券㈱は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品㈱の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 (嫌疑者) 当該証券会社 当該証券会社役員	20.6.17 (名古屋地裁) 当該証券会社 罰金2,500万円 証券会社役員B 懲役1年(執行猶予3年) 証券会社役員C 懲役10月(執行猶予3年) 20.9.9 (名古屋地裁) 証券会社役員A 懲役1年4月 21.3.30 (名古屋高裁) 懲役2年(執行猶予4年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
104	20.3.5	証取法第158条 (偽計)	㈱アイ・シー・エフ(現:㈱オーベン)の株券の取引のため、会社役員1名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 (嫌疑者) 会社役員等	20.10.10(大阪地裁) 当該会社 罰金500万円 追徴金7億3,315万円 (連帯) 22.2.3(大阪高裁) 当該会社 控訴棄却 24.7.5(最高裁) 当該会社 上告棄却 20.10.17(大阪地裁) 会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金7億3,315万円 会社役員C 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金7億3,315万円 (連帯) 21.9.29(大阪地裁) 会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金500万円 追徴金約9億7,843万円 (いずれも確定) (注)93号事件と一括審理
105	20.3.14	証取法第167条第1項第5号等 (内部者取引)	㈱ポッカコーポレーション他4社が株式公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 印刷会社社員	20.3.25(札幌簡裁) 印刷会社社員B 罰金50万円 20.5.23(札幌地裁) 印刷会社社員A 懲役2年6月(執行猶予3年) 罰金700万円 追徴金約1億5,938万円 (いずれも確定)
106	20.5.30	証取法第166条第1項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬㈱他3社が株式交換を行うことなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 証券会社社員等	20.12.25(東京地裁) 証券会社社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金100万円 追徴金635万円 証券会社役員の知人 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金5,544万円 (内635万円は連帯) (いずれも確定)
107	20.6.16	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	20.11.28(神戸地裁) 当該会社 罰金500万円 当該会社役員B 懲役3年(執行猶予4年) 24.12.25(神戸地裁) 当該会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金1,500万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
108	20.6.17	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱アイ・エックス・アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書とじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社役員	21.1.29 (大阪地裁) 当該会社役員C 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 21.2.9 (大阪地裁) 当該会社役員B 懲役3年(執行猶予4年) 罰金500万円 21.11.26(大阪地裁) 当該会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金800万円 (いずれも確定)
109	20.10.7	金商法第166条第1項第1号等(内部者取引)	㈱LTTバイオフィーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社役員	21.9.14 (東京地裁) 当該会社役員 懲役15年 罰金500万円 追徴金約4億1,223万円(確定)
110	20.11.26	金商法第158条等(暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。 (嫌疑者) 会社員	21.11.24 (横浜地裁) 会社員 懲役6年 (確定) (注)112号事件と一括審理
111	20.12.5	金商法第166条第1項第1号等(内部者取引)	㈱LTTバイオフィーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員	21.4.15 (東京地裁) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,924万円 (確定)
112	20.12.17	金商法第158条等(暴行・脅迫)	㈱ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。 (嫌疑者) 会社員	21.11.24 (横浜地裁) 会社員 懲役6年 (確定) (注)110号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
113	20.12.24	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	オー・エイチ・ティー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員(2名)	21.4.28(広島地裁) 当該会社 罰金800万円 当該会社代表取締役社長 懲役2年(執行猶予4年) 当該会社役員A 懲役1年6月(執行猶予3年) 当該会社役員B 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)
114	21.2.10	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	(株)ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ(株)の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) IRコンサルティング業	21.5.25(大阪地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約1億2,092万円 (確定)
115	21.3.25	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役3年 罰金1,000万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定) (注) 120号事件と一括審理
116	21.3.27	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	(株)キャビンがプライベートエクイティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社	21.7.8(高松地裁) 上場企業代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金100万円 同人の実質支配会社 罰金200万円 両名 追徴金 3億5,500万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
117	21.3.31	金商法第166条第1項第1号等(内部者取引)	㈱プロデュースが粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券取引等監視委員会から強制調査を受けたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社元役員	21.5.27(さいたま地裁) 懲役3年(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約7,888万円 (確定)
118	21.4.22	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社常務執行役員	21.6.17(東京地裁) 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約915万円 (確定)
119	21.4.27	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社取締役会長	21.12.10(東京地裁) 懲役3年(執行猶予5年) 罰金200万円 追徴金約3,750万円 (確定)
120	21.4.28	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役3年 罰金1,000万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定) (注) 115号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
121	21. 4. 28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど、上場に伴う株式の募集等を行うに際し虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、さらに虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 公認会計士	2. 1. 30 (さいたま地裁) 懲役 3 年 6 月 25. 1. 11 (東京高裁) 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)
122	21. 7. 14	証取法第 158 条等 (偽計)	㈱ペイントハウスが発行する新株式を犯則嫌疑者が実質的に統括管理していた投資事業組合名義で取得するに際し、真実は、同組合が払い込む金額の大半は、直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し、あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表させた。 (嫌疑者) 会社役員	22. 2. 18(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 147 万円 22. 11. 30 (東京高裁) 控訴棄却 23. 3. 23 (最高裁) 上告棄却 (確定)
123	21. 7. 31	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	エヌエー㈱が日産ディーゼル工業株券の公開買付を行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社従業員 会社員	21. 12. 24 (さいたま地裁) 当該会社従業員 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金約 1, 293 万円 会社員 懲役 2 年 (執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 6, 164 万円 22. 6. 10 (東京高裁) 当該会社従業員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
124	21.9.29	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (株価操縦)	財産上の利益を得る目的で、日立造船(株)他 1 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 無職 (2 名) 会社役員	22.4.28 (東京地裁) 無職 A 懲役 2 年 2 月 (執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 会社役員 B 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 無職 C 懲役 1 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 (連帯) (いずれも確定)
125	21.10.20	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	グッドウィル・グループ(株)が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 無職	22.2.4 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 15 億 3,180 万円 (確定)
126	21.11.24	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (株価操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者) 当該会社代表取締役 会社役員 (4 名) 会社員 不詳 (3 名)	22.8.18 (大阪地裁) 代表取締役 懲役 3 年 (執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 5529 万円 (注) 129 号事件と一括審理 22.8.25 (大阪地裁) 会社員 懲役 2 年 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 5529 万円 22.9.1 (大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 6477 万円 (注) 132 号事件と一括審理 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
127	21.12.15	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱テレウェイヴ(現:㈱SBR)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値と比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員(2名) 会社員	22.4.5(東京地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約8,462万円 会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 会社員
128	21.12.15	金商法第167条第3項等 (内部者取引)	ロシュ・ファームホールディングス・ビー・ヴィが中外製薬㈱の公開買付を行うことを知り、公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 会社員	懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約2億7,218万円 (いずれも確定)
129	21.12.24	金商法第158条等 (偽計)	ユニオンホールディングス㈱の発行予定の新株等を売却するため、同社の第三者割当増資等につき、I A B j a p a n株式会社は、第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力がないのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように仮装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役	22.8.18(大阪地裁) 代表取締役 懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億5,529万円 (注)126号事件と一括審理 被告会社 罰金3,000万円 (いずれも確定)
130	22.2.9	証取法第159条第1項第1号等 (株価操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者) 会社経営者	24.6.6(大阪地裁) 会社経営者 懲役3年(執行猶予5年) 罰金400万円 追徴金約3億7,637万円 25.10.25(大阪高裁) 会社経営者 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注)132号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
131	22.3.2	証取法第197条第1項1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役	23.9.15 (横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 23.9.20 (横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役3年 罰金800万円 24.12.13 (東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 25.1.17 (東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 25.6.4 (最高裁) 当該会社代表取締役副会長 上告棄却 (いずれも確定) (注) 133号事件と一括審理
132	22.3.16	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	㈱テークスグループが、第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び第三者割当増資の約9割は失権すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付け、売り付けた。 (嫌疑者) 当該会社実質的経営者 会社役員	22.9.1 (大阪地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約2億6477万円 (注) 126号事件と一括審理 (確定) 25.10.25 (大阪高裁) 当該会社実質的経営者 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注) 130号事件と一括審理
133	22.3.19	証取法第197条第1項1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役副会長	23.9.15 (横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 23.9.20 (横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役3年 罰金800万円 24.12.13 (東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 25.1.17 (東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 25.6.4 (最高裁) 当該会社代表取締役副会長 上告棄却 (いずれも確定) (注) 131号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
134	22. 3. 26	金商法第 158 条等 (偽計)	トランスデジタル(株)は、新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 会社役員 (2 名) 元当該会社代表取締役 元当該会社顧問 元会社役員	22. 11. 24 (東京地裁) 元当該会社顧問 懲役 3 年 (執行猶予 4 年) 元当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) (いずれも確定)
135	22. 5. 11	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	(株)GDH他 3 社が発行する株式を引き受ける者を募集することなど (重要事実) を知り、公表前に同社株券を買収した。 (嫌疑者) 銀行員	23. 4. 26 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5, 824 万円 (確定) (注) 136 号事件と一括審理
136	22. 6. 15	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)リサ・パートナーズが、銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買収した。 (嫌疑者) 銀行員	23. 4. 26 (東京地裁) 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5, 824 万円 (確定) (注) 135 号事件と一括審理
137	22. 10. 6	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	(株)エフオーアイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	24. 2. 29 (さいたま地裁) 当該会社代表取締役社長 懲役 3 年 24. 2. 29 (さいたま地裁) 当該会社代表取締役専務 懲役 3 年 (いずれも確定)
138	22. 10. 26	金商法第 158 条等 (偽計)	(株)エフオーアイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務	

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
139	22.10.28	金商法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	財産の利益を得る目的で、(株)テクノマセマティカル他2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者) 会社役員	23.3.10 (大分地裁) 懲役2年4月(執行猶予4年) 罰金600万円 追徴金約2億6148万円 23.8.26 (福岡高裁) 控訴棄却 24.11.19 (最高裁) 上告棄却 (確定)
140	22.12.7	証取法第167条第3項等 (内部者取引)	ワイオミング・ホールディングス・ジーエムビーエイチの業務執行を決定する機関が(株)西友の株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社外取締役の配偶者 同人の主宰法人	24.9.7 (東京地裁) 当該会社社外取締役の配偶者 懲役2年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約3,725万円(うち2,766万円は被告会社と連帯) 同人の主宰法人 罰金500万円 追徴金2,766万円(被告人と連帯) (いずれも確定)
141	23.2.9	証取法第197条の2第1号等 (無届社債券募集)	内閣総理大臣に届出をしないで、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、有価証券の募集をしたもの。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長	25.7.3 (福岡地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役6年 罰金300万円 26.2.27 (福岡高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 公判係属中(最高裁)
142	23.3.22	証取法第166条第1項第4号等 (内部者取引)	オックスホールディングス(株)の子会社の業務遂行の過程で損害が発生したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員	24.3.7 (東京地裁立川支部) 懲役3年 追徴金約3,232万円 24.7.19 (東京高裁) 控訴棄却 24.10.30 (最高裁) 上告棄却 (確定)
143	23.5.27	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)富士バイオメディックスは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 当該会社嘱託社員 会社役員	24.3.8 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役2年 当該会社取締役 懲役2年6月(執行猶予3年) 当該会社嘱託社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 会社役員 懲役3年(執行猶予5年) 罰金800万円 24.9.20 (東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
144	23.6.10	金商法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	<p>㈱スルガコーポレーションが委託先法人に行わせていた同社所有の商業ビルの立ち退き交渉業務に関し、警察において、同委託先法人が反社会的勢力であるとし、当該交渉業務について、同社役員らも捜査対象となっていたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社執行役員 当該会社社員</p>	公判手続停止中(横浜地裁)
145	23.7.13	金商法第166条第3項等 (内部者取引)	<p>㈱ジャストシステムの業務執行を決定する機関が㈱キーエンスを割当先とする第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び業務提携を行うこと(重要事実)についての決定をした旨の伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。</p> <p>(嫌疑者) 会社役員</p>	<p>23.9.16(東京地裁) 懲役3年(執行猶予3年) 罰金400万円 追徴金約1億1,796万円 (確定)</p>
146	23.8.2	金商法第158条等 (偽計)	<p>㈱NESTAGEは、クロスビズ㈱を引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、宿泊施設等であった土地及び建物3物件の価値を過大に評価した上、募集株式の払込金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行った。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役 当該会社執行役員(2名) 会社役員 会社員 不動産鑑定士</p>	<p>23.10.11(大阪地裁) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社員 懲役1年6月(執行猶予3年) (いずれも確定)</p> <p>25.5.10(大阪地裁) 当該会社 罰金300万円 当該会社代表取締役会長 懲役1年4月(執行猶予3年) 当該会社取締役 懲役1年2月(執行猶予3年) 当該会社執行役員 懲役1年(執行猶予3年) (確定)</p>
147	23.8.5	金商法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	<p>財産上の利益を得る目的で、㈱GABAほか2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。</p> <p>(嫌疑者) 会社役員</p>	<p>24.5.14(福岡地裁) 懲役3年 罰金300万円 追徴金約1億8,695万円</p> <p>25.1.25(福岡高裁) 控訴棄却 (確定)</p>

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
148	23.12.12	金商法第158条 同法第197条 第1項第5号 (偽計)	井上工業(株)は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社社員(2名) 会社員 証券ブローカー	24.2.14(東京地裁) 会社員 懲役2年6月(執行猶予3年) 24.3.7(東京地裁) 当該会社社員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 24.3.12(東京地裁) 当該会社社員A 懲役2年(執行猶予3年) 証券ブローカー 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定)
149	23.12.21	金商法第158条等 (風説の流布及び偽計)	エスプール外3銘柄の株券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介して電子掲示板で、内容虚偽の文章を不特定多数かつ多数の者が閲覧できる状態に置いた。 (嫌疑者) 無職	23.12.22(神戸簡裁) 罰金30万円 追徴金4万8,330円 (略式命令) (確定)
150	24.1.31	金商法第166条第1項第3号等 (内部者取引)	NECエレクトロニクス(株)が(株)ルネサステクノロジと合併することについて決定したこと(重要事実)及びエルピーダメモリ(株)が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って(株)日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたこと(重要事実)を知り、それぞれの事実の公表前にNECエレクトロニクス(株)及びエルピーダメモリ(株)の株券を買い付けた。 (嫌疑者) 国家公務員	25.6.28(東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,031万円 公判係属中(東京高裁)
151	24.3.6	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス(株)は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(2期)した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員(3名)	25.7.3(東京地裁) 当該会社 罰金7億円 当該会社代表取締役 懲役3年(執行猶予5年) 当該会社監査役 懲役3年(執行猶予5年) 当該会社取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (確定) 公判係属中(東京地裁) 会社役員(3名)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
152	24.3.22	金商法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	黒崎播磨(株)及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	24.9.26 (福岡地裁) 当該会社社員 懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億2,442万円 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約2億1,693万円 25.2.20 (福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)151号事件と一括審理
153	24.3.22	金商法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	黒崎播磨(株)及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社員 会社役員	24.9.26 (福岡地裁) 当該会社社員 懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億2,442万円 会社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約2億1,693万円 25.2.20 (福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)152号事件と一括審理
154	24.3.26	金商法第158条等 (偽計)	(株)セラームテクノロジーは、自己資金を北京誠信能環科技有限公司とWEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDの三社間で2回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDを割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社取締役兼最高財務責任者 当該会社代表取締役	25.4.12 (東京地裁) 当該会社取締役兼最高財務責任者 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 (確定) 当該会社 罰金800万円 当該会社代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 26.1.17 (東京高裁) 当該会社 控訴棄却 当該会社代表取締役 控訴棄却 公判係属中(最高裁)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
155	24.3.28	金商法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(3期)した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員	25.7.3(東京地裁) 当該会社 罰金7億円 当該会社代表取締役 懲役3年(執行猶予5年) 当該会社監査役 懲役3年(執行猶予5年) 当該会社取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (確定) 公判係属中(東京地裁) 会社役員
156	24.3.28	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(2期)した。 (嫌疑者) 会社役員	公判係属中(東京地裁)
157	24.3.28	金商法第166条第2項第4号等 (内部者取引)	日本風力開発㈱の株券について監理銘柄に指定される可能性があること(重要事実)についての伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者) 無職	24.5.18(神戸地裁) 懲役2年(執行猶予3年) 罰金300万円 追徴金約8,637万円 (確定)
158	24.7.9	金商法第38条の2第1号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	A I J投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役15年 当該会社取締役 懲役7年 証券会社代表取締役 懲役7年 没収金約5億6,884万円 上記被告人3名から連帯して金約156億9,809万円 公判係属中(東京高裁) (注)160、162、163号事件と一括審理
159	24.7.13	金商法第167条第1項第4号等 (内部者取引)	㈱日立物流が㈱バンテックの公開買付を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) アトバザリ-業務委託契約を締結していた証券会社社員(元執行役員)、会社役員A、会社役員B、無職	25.2.28(横浜地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約1億43万円 (確定) 25.9.30(横浜地裁) 証券会社社員(元執行役員) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金150万円 公判係属中(東京高裁) (注)161号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
160	24.7.30	金商法第38条の2第1号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役15年 当該会社取締役 懲役7年 証券会社代表取締役 懲役7年 没収金約5億6,884万円 上記被告人3名から連帯して金約156億9,809万円 公判係属中 (東京高裁) (注) 158、162、163号事件と一括審理
161	24.8.3	金商法第167条第1項第4号等 (内部者取引)	(株)TM コーポレーションがパルズ(株)の公開買付を行うこと(他1件)(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) アトバザリ業務委託契約を締結していた証券会社社員(元執行役員)、会社役員A、会社役員B、無職	25.2.28 (横浜地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約1億43万円 (確定) 25.9.30 (横浜地裁) 証券会社社員(元執行役員) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金150万円 公判係属中 (東京高裁) (注) 159号事件と一括審理
162	24.9.19	金商法第38条の2第1号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役15年 当該会社取締役 懲役7年 証券会社代表取締役 懲役7年 没収金約5億6,884万円 上記被告人3名から連帯して金約156億9,809万円 公判係属中 (東京高裁) (注) 158、160、163号事件と一括審理
163	24.10.5	金商法第38条の2第1号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	A I J 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18 (東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役15年 当該会社取締役 懲役7年 証券会社代表取締役 懲役7年 没収金約5億6,884万円 上記被告人3名から連帯して金約156億9,809万円 公判係属中 (東京高裁) (注) 158、160、162号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
164	24.12.18	金商法第158条等 (偽計)	<p>㈱セイクリストは、合同会社カヤマを引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、現物出資財産である山林には募集株式の払込金額に相当する価値がなく、本件土地を取得後に開発、販売する具体的な事業計画もない上、合同会社カヤマは割り当てられた株式を短期間で譲渡する意図であったにもかかわらず、虚偽の内容を含む公表を行った。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社元代表取締役、会社役員</p>	<p>25.9.12 (大阪地裁) 会社役員 懲役2年6月 (執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約6億2,926万円</p> <p>26.3.25 (大阪高裁) 会社役員 控訴棄却 公判係属中 (最高裁)</p> <p>25.9.26 (大阪地裁) 当該会社元代表取締役 懲役2年6月 (執行猶予4年) 罰金300万円 (確定)</p>
165	25.4.30	金商法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	<p>イー・アクセス㈱の業務執行を決定する機関が、同種事業を営むソフトバンクモバイル㈱と業務上の提携をする(重要事実)とともに、ソフトバンクモバイル㈱の親会社であるソフトバンク㈱との間で株式交換を行うこと(重要事実)についての決定をした旨を自己の職務に関して知り、公表前にイー・アクセス株券を買い付けた。</p> <p>(嫌疑者) 当該会社社員</p>	<p>25.11.22 (東京地裁) 当該会社社員 懲役2年6月 (執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約4,473万円 (確定)</p>
166	25.7.12	金商法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	<p>財産上の利益を得る目的で、セントラル総合開発㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買い付け、仮装売買等を行った。</p> <p>(嫌疑者) 会社社員</p>	<p>公判係属中 (東京地裁)</p>
167	26.3.19	金商法第158条等 (風説の流布)	<p>カネヨウ㈱ほか2銘柄の株券の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介し、電子掲示板に、合理的な根拠もない書き込みを行い、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、風説を流布した。</p> <p>(嫌疑者) 会社役員</p>	<p>26.3.20 (名古屋簡裁) 罰金80万円 追徴金275万円 (略式命令) (確定)</p>

2-7 建議実施状況等

1 建議実施状況一覧表

(単位：件)

年度	4～17	18	19	20	21	22	23	24	25	合計
件数	12	3	0	4(4)	4	2	1	1	0	23

*年度：平成20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

*平成20年度（ ）内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間（平成21年4月～6月）の件数である。

2 建議案件の概要一覧表

建議年月日	建議の内容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。
15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行って

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	した。	いない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。
15. 6. 30	<p>証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすまして疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。</p>
15. 12. 16	<p>証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」（理事会決議）を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。</p>
17. 11. 29	<p>相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。</p> <p>相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
17. 11. 29	<p>証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第 159 条第 2 項第 1 号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。</p> <p>「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第 197 条第 1 項第 7 号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第 174 条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成 18 年 6 月 7 日成立した（同法の当該部分は平成 18 年 7 月 4 日から施行された。）。</p>
17. 11. 29	<p>金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言葉の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。</p> <p>当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来さないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成 18 年 6 月 7 日成立した（同法の当該部分は平成 19 年 9 月 30 日から施行された。）。</p>
18. 4. 14	<p>上場会社が株式や新株予約権付社債（以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。</p> <p>当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。</p> <p>他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実に</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに（平成 18 年 11 月 1 日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）を制定し、具体的な取扱いが規定された（平成 19 年 1 月 4 日施行）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。</p> <p>については、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	
18. 4. 21	<p>上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。</p> <p>当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第 60 条）として証取法第 226 条の規定に基づき告発した。</p> <p>一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。</p> <p>しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。</p> <p>公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>平成 18 年 12 月 22 日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「(行政処分の) 処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。</p> <p>また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成 19 年 6 月 20 日成立した(平成 20 年 4 月 1 日施行)。</p>
19. 2. 16	<p>証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。</p> <p>株券等の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。</p>	<p>金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成 19 年 9 月 30 日施行)。</p>
19. 2. 16	<p>証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引(以下「本件 TOPIX 先物取引」という。)において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ(以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。)、その結果、当日の本件 TOPIX 先物取引の約定指数の出来高加重平均値(いわゆる「市場 VWAP」)を当該トレーダーに有利な方向</p>	<p>金融庁は証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成 19 年 9 月 30 日施行)。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>に変動させるとともに、当日公表された本件 TOPIX 先物取引の出来高が、本件仮取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。</p> <p>市場 VWAP は、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。</p> <p>については、証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。</p>	
19. 2. 16	<p>平成 18 年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第 24 条第 1 項ほか）、不正取引（第 157 条）、風説の流布・偽計等（第 158 条）、及び相場操縦行為等（第 159 条）に係る懲役刑が 5 年以下から 10 年以下に引き上げられている。</p> <p>これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第 250 条の規定によって 5 年から 7 年へと延長されている。</p> <p>一方、証券取引法第 188 条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第 60 条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が 5 年とされているところであり、5 年から 7 年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。</p> <p>そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。</p>	<p>金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（5 年）と公訴時効（最大 7 年）との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年 9 月 30 日施行）。</p>
21. 4. 24	<p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。</p> <p>これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した（平成 21 年 8 月 1 日施行）。</p>
21. 4. 24	<p>ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した（平成 21 年 8 月 1 日施行）。</p>

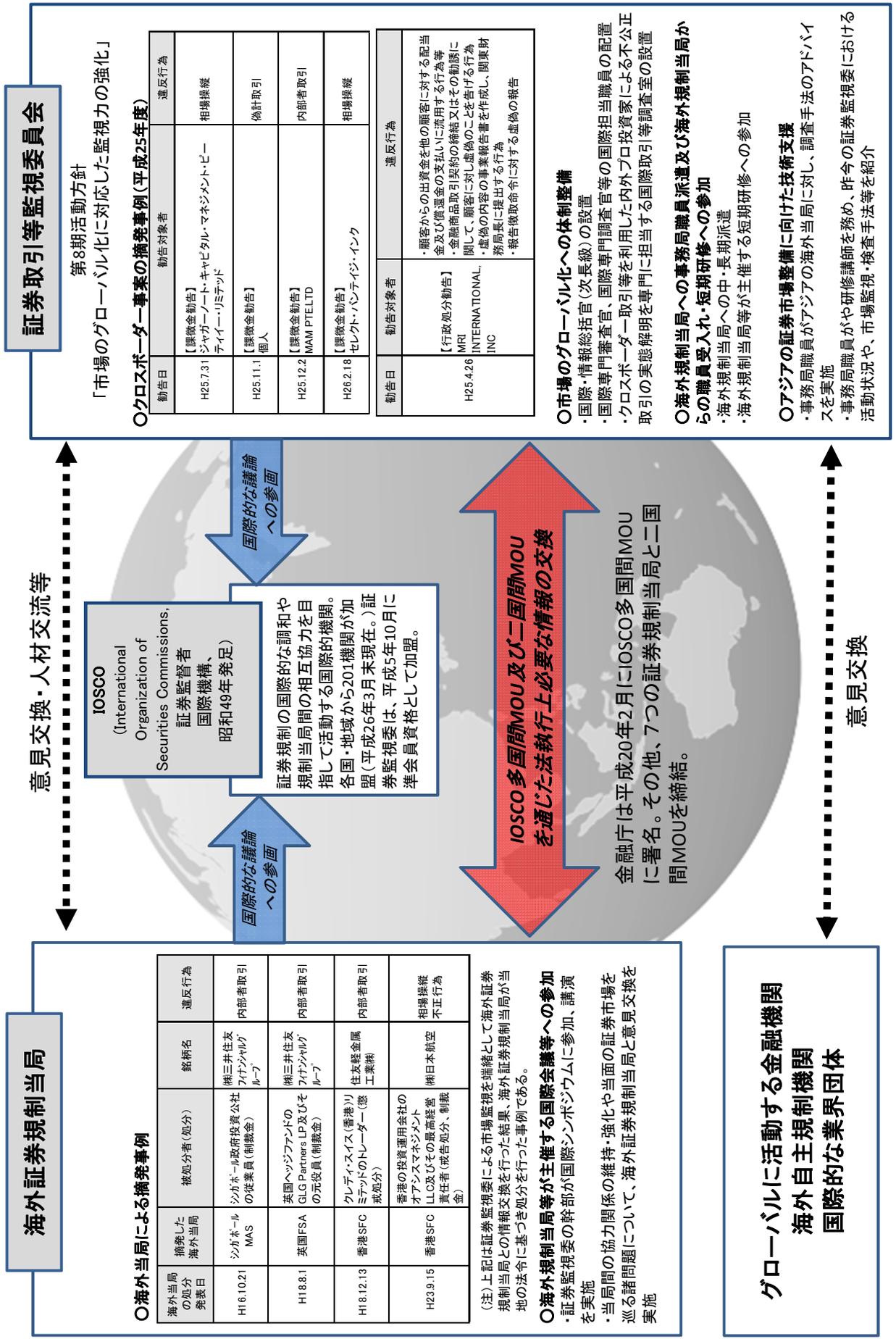
建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	
21. 4. 24	<p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。</p> <p>現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した（平成22年8月1日施行）。</p>
21. 4. 24	<p>金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。</p> <p>したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した（平成21年8月1日発出）。</p>
22. 10. 19	<p>集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）の出資持分の販売を行う業者（以下「販売業者」という。）に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭（以下「出資金」という。）を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（以下「事業型ファンド」という。）について、</p> <p>① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、</p> <p>② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、</p> <p>など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。</p> <p>また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した（平成23年4月1日施行）。</p> <p>① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。</p> <p>② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
	<p>な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。</p> <p>したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。</p>	
23. 2. 8	<p>投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況 ② 無登録業者に対する名義貸し等 ③ 顧客に対する情報提供が不適切な状況（著しく事実と相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等） ④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等） <p>など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。</p> <p>これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。</p> <p>こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。</p> <p>なお、平成 22 年 12 月 14 日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。</p>	<p>金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正（改正法公布後 1 年以内に施行）を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 23 年 5 月 25 日に公布された（同法の該当部分は平成 24 年 4 月 1 日から施行された。）。</p>
23. 12. 20	<p>不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。</p> <p>現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者（以下「違反者」という。）に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限定されていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課すことができない。</p> <p>したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができることとする金商法の改正（改正法公布後 1 年以内に施行）を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成 24 年 9 月 12 日に公布された（同法の該当部分は平成 25 年 9 月 6 日から施行された。）。</p>

建 議 年月日	建 議 の 内 容	措 置 の 状 況
25. 3. 29	<p>信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為（以下「公表等」という。）を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。</p> <p>このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。</p> <p>したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定した（平成 25 年 9 月 2 日施行）。</p>

2-8 市場のグローバル化への対応状況

1 市場のグローバル化への対応に向けての取組み



(注)IOSCO多国間MOU: Multilateral Memorandum of Understanding (平成14年のIOSCO年次総会で採択された証券規制当局間の多国間情報交換枠組み)

市場のグローバル化への対応（一覧表）

1. 証券監視委による主な摘発等の事例

<告発>

告発日	嫌疑者	違反行為	連携した主な海外当局
H21. 4. 27 (東京地裁判決は H21. 12. 10)	ジェイ・ブリッジ(株)取締役 会長	内部者取引	シンガポール通貨監督 庁 (MAS)
H24. 3. 6、H24. 3. 28 (公判係属中)	オリンパス(株)、同社役員及 び協力者	虚偽有価証券報告書提出	—
H24. 3. 16 (公判係属中)	(株)セラータムテクノロジー 及び同社役員	偽計 (架空増資)	—
H24. 7. 9、H24. 7. 30、 H24. 9. 19、H24. 10. 5 (公判係属中)	AIJ 投資顧問(株)及び同社役 員等	投資一任契約の締結に係る 偽計	—

<課徴金納付命令勧告>

勧告日 (課徴金納付命令決定日)	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した主な海外当局
H25. 7. 31 (未定)	ジャガーノート・キャピ タル・マネジメント・ピ ーティイー・リミテッド	相場操縦	RISE(株)	シンガポール通貨監督 庁 (MAS)
H25. 11. 1 (未定)	個人	偽計取引	ウェッジホール ディングス(株)	タイ証券取引委員会 (SECT)
H25. 12. 2 (未定)	MAM PTE. LTD (エムエイエム・ピーテ ィイー・エルティディ)	内部者取引	日本板硝子(株)	シンガポール通貨監督 庁 (MAS)
H26. 2. 18 (H26. 3. 24)	セレクト・バンテイジ・ インク	相場操縦	(株)西島製作所、 ホシザキ電機(株)	オンタリオ証券委員会 (OSC)

<行政処分勧告>

勧告日 (行政処分日)	勧告対象者	違反行為	連携した主な海外当局
H25. 4. 26 (H25. 4. 26)	MRI INTERNATIONAL, INC	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客からの出資金を他の顧客に対する 配当金及び償還金の支払いに流用する 行為等 ・ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘 に関して、顧客に対し虚偽のことを告 げる行為 ・ 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関 東財務局長に提出する行為 ・ 報告徴取命令に対する虚偽の報告 	米国証券取引委員会 (SEC)

2. 海外当局による摘発事例

海外当局による 処分発表日	摘発した 海外当局	被処分者（処分）	銘柄名	違反行為
H16. 10. 21	シンガポール通 貨監督庁（MAS）	シンガポール政府投資公社の従 業員（制裁金）	(株)三井住友フィナン シャルグループ	内部者取引
H18. 8. 1	英国金融サービ ス機構（FSA）	英国ヘッジファンドの GLG Partners LP 及びその元役員（制 裁金）	(株)三井住友フィナン シャルグループ	内部者取引
H18. 12. 13	香港証券先物委 員会（SFC）	クレディ・スイス（香港）リミテ ッドのトレーダー（懲戒処分）	住友軽金属工業(株)	内部者取引
H23. 9. 15	香港証券先物委 員会（SFC）	香港の投資運用会社のオアシス マネジメント LLC 及びその最高 運用責任者（戒告処分、制裁金）	(株)日本航空	相場操縦、 不正行為

※ 平成 25 年 9 月に、当委員会からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立てを受け、米国ネブ
 ヲダ州連邦地方裁判所から、同州にある MRI インターナショナル本社及びその代表者等に対し資産凍
 結命令等が出されている。

2-9 平成25年度 主な講演会等の開催状況
 -市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み-

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
【市場参加者(34件)】			
平成25年	4月25日	日本証券経済倶楽部	証券市場と日本経済
	5月16日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	5月22日	日本証券業協会(大阪)	証券取引等監視委員会の活動状況等
	5月23日	資本市場研究会(名古屋)	証券検査を巡る最近の動向について ～平成25年度証券検査基本方針と最近の指摘事項～
	5月28日	資本市場研究会(大阪)	証券検査を巡る最近の動向について ～平成25年度証券検査基本方針と最近の指摘事項～
	5月29日	資本市場研究会(東京)	証券検査を巡る最近の動向について ～平成25年度証券検査基本方針と最近の指摘事項～
	6月4日	日本証券業協会(大阪)	内部管理態勢整備の留意点
	6月7日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	6月20日	日本投資顧問業協会	投資一任業及び助言・代理業を巡る当面の課題
	6月26日	国際銀行協会(IBA)	The SESC's Inspection Policy and Program for 2013-14
	7月3日	日本証券業協会	リテール債券営業における検証手法
	7月3日	日本証券業協会	システムリスク(情報セキュリティ)管理態勢について～検査官の視点で～
	7月23日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について～リテール業務向け～
	9月6日	東京証券取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引及び不正ファイナンス等に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(東京))
	9月27日	東京証券取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引及び不正ファイナンス等に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(大阪))
	10月10日	日本証券業協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	10月11日	全国信用組合中央協会	証券検査を巡る最近の動向 ～登録金融機関業務における内部管理態勢～
	10月16日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について～営業員向け～
	10月23日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	10月28日	投資信託協会	証券検査を巡る最近の動向について
11月8日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点	
11月22日	日本証券業協会(名古屋)	内部管理態勢整備の留意点	
11月26日	東京証券取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引及び不正ファイナンス等に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(名古屋))	
12月6日	東京証券取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引及び不正ファイナンス等に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(札幌))	
12月12日	東京証券取引所自主規制法人、 3取引所共催	インサイダー取引及び不正ファイナンス等に対する当局の取組み (上場会社コンプライアンスフォーラム(福岡))	
12月12日	経営法友会	インサイダー取引及び不正ファイナンス等に対する取組み	
平成26年	1月8日	日本証券業協会	財産経理における検証手法
	1月17日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	2月12日	不動産証券化協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月17日	日本証券業協会	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月18日	日本証券業協会	証券会社のリスク管理態勢について ～財務の健全性等に必要なリスク管理態勢～
	2月20日	日本証券業協会(名古屋)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月21日	日本証券業協会(大阪)	証券取引等監視委員会の最近における検査概要について
	2月24日	日本証券業協会	内部管理体制整備の留意点

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
【自主規制機関等(36件)】			
(取引所)			
平成25年	4月1日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	4月16日	東京証券取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
	4月23日	大阪証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	4月23日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	4月24日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月21日	名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月29日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月30日	札幌証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月31日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	6月5日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月11日	東京金融取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	8月1日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	8月29日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月25日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月6日	東京証券取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
11月27日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換	
平成26年	1月29日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月26日	東京証券取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
(取引業協会等)			
平成25年	4月19日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
	5月7日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月31日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	6月17日	証券・金融商品あっせん相談センター	活動状況を踏まえた意見交換
	6月18日	金融先物取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	7月25日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月5日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月26日	証券・金融商品あっせん相談センター	活動状況を踏まえた意見交換
	10月7日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月12日	日本投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月22日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月29日	証券保管振替機構	活動状況を踏まえた意見交換
	12月3日	日本証券クリアリング機構	活動状況を踏まえた意見交換
	12月4日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月11日	第二種金融商品取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	12月16日	証券・金融商品あっせん相談センター	活動状況を踏まえた意見交換
平成26年	2月5日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月27日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
【監査法人(1件)】			
平成26年	3月7日	太陽ASG有限責任監査法人	インサイダー取引について
【日弁連等(1件)】			
平成25年	10月22日	第一東京弁護士会金商法研究部会	証券監視委の業務説明
【大学・大学院(7件)】			
平成25年	5月30日	東京大学法科大学院	証券監視委の業務説明
	6月13日	中央大学法科大学院	証券監視委の業務説明
	10月29日	福岡大学	企業会計と証券取引(1)～有価証券報告書等虚偽記載～
	11月12日	福岡大学	企業会計と証券取引(2)～不公正ファイナンス～
	11月13日	さいたま新都心連合大学	証券市場ってなんだろう
	11月29日	中央大学法科大学院	証券監視委の業務説明
平成26年	1月21日	中央大学ビジネススクール	最近の証券取引等監視委員会の活動と課題
【金融庁・財務局(1件)】			
平成26年	3月19日	関東財務局	証券取引等監視委員会における検査の現状等

2-10 平成25年度 各種広報媒体への寄稿
 -市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み-

掲載日		媒体	テーマ	執筆者
平成25年	10月25日 (10月号)	日本証券業協会HP 証券業報	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について ～内部者取引事案の現状～	取引調査課 金ヶ崎課長補佐 取引調査課国際取引等調査室 熊崎課長補佐
平成26年	2月25日 (2月号)	日本証券業協会HP 証券業報	監視委第8期活動方針について	其田総務課長
平成25年	4月3日	東京証券取引所 メールマガジン	開示書類の虚偽記載等について(6)	河野総務課長
	4月17日		証券検査について(1)	河野総務課長
	5月8日		証券検査について(2)	河野総務課長
	5月22日		証券検査について(3)	河野総務課長
	6月5日		証券検査について(4)	河野総務課長
	6月19日		証券検査について(5)	河野総務課長
	7月3日		証券検査について(6)	河野前総務課長
	7月24日		「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表について	其田総務課長
	8月7日		「不公正ファイナンスの実態分析と証券監視委の対応」の公表 について	其田総務課長
	8月28日		開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について	其田総務課長
	9月11日		不公正取引に係る課徴金事例集の公表について	其田総務課長
	10月9日		取引調査基本指針及び開示検査基本指針の公表について	其田総務課長
	10月30日		クロスボーダー取引等を利用した海外投資家による相場操縦事 案について	取引調査課国際取引等調査室 河村室長
	11月13日		個人投資家に対する海外ファンド等への投資に関する業務を行 う金融商品取引業者について	証券検査課 鈴木課長
	11月27日		株式公開買付けに係る内部者取引に対する課徴金納付命令勧 告事案について	取引調査課 小出課長
12月11日	有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告 事案等について	開示検査課 松重課長		
12月25日	貯蓄から投資への流れと、投機の位置づけ	特別調査課 後藤課長		
平成26年	1月8日	東京証券取引所 メールマガジン	近年の証券監視委の活動について	其田総務課長
	1月22日		発行市場に対する市場監視について ～第三者割当増資及びライツ・オフリングの最近の動向～	市場分析審査課 河村課長
	2月5日		監視委第8期活動方針について	其田総務課長
	2月19日		相場操縦に対する課徴金納付命令勧告事案について	取引調査課 小出課長
	3月5日		開示検査の歴史について	開示検査課 松重課長
	3月19日		株式投資はギャンブルか?—3月11日に思うこと	特別調査課 後藤課長
平成25年	4月5日	JASDAQ Journal (大阪証券取引所・ ジャスダック証券取引所 メールマガジン)	開示書類の虚偽記載等について(6)	河野総務課長
	4月19日		証券検査について(1)	河野総務課長
	5月10日		証券検査について(2)	河野総務課長
	5月24日		証券検査について(3)	河野総務課長
	6月7日		証券検査について(4)	河野総務課長
	6月21日		証券検査について(5)	河野総務課長
	7月5日		証券検査について(6)	河野前総務課長

掲載日		媒体	テーマ	執筆者
平成25年	平成25年4月10日～ 平成25年6月10日	金融法務事情	霞ヶ関から眺める証券市場の風景(第82回～第86回)	大森事務局次長
平成25年	10月25日 (11月号)	月刊日本行政	不正取引に関する課徴金事例集の公表について ～内部者取引事案の現状～	取引調査課 金ヶ崎課長補佐 取引調査課国際取引等調査室 熊崎課長補佐
平成25年	9月1日 (9月号)	月刊監査研究	開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について	前 開示検査課 青崎課長補佐 開示検査課 岡崎係長
	12月1日 (12月号)		不正取引に関する課徴金事例集の公表について ～内部者取引事案の現状～	取引調査課 金ヶ崎課長補佐 取引調査課国際取引等調査室 熊崎課長補佐
平成25年	9月15日 (10月号)	会計・監査ジャーナル	開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について	前 開示検査課 青崎課長補佐 開示検査課 岡崎係長
	10月15日 (11月号)		不正取引に関する課徴金事例集の公表について ～内部者取引事案の現状～	取引調査課 金ヶ崎課長補佐 取引調査課国際取引等調査室 熊崎課長補佐
平成26年	1月24日 (2月号)	月刊監査役	監査役が知っておくべき金商法の基礎講座(内部者取引)	取引調査課 金ヶ崎課長補佐 取引調査課国際取引等調査室 熊崎課長補佐
	2月25日 (3月号)	月刊監査役	監査役が知っておくべき金商法の基礎講座(開示規制違反)	開示検査課 今井課長補佐
	3月25日 (4月号)	月刊監査役	監査役が知っておくべき金商法の基礎講座(不正ファイナンスとその事例)	特別調査課 在津課長補佐

○ 証券監視委メールマガジンの発行

掲載日		媒体	テーマ
平成25年	4月1日	証券監視委メールマガジン	不正ファイナンスについて(その2)
	5月1日		不正ファイナンスについて(その3) 信用格付業者に対する検査結果及び信用格付業制度に係る建議について
	6月4日		平成25年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について
	7月1日		「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表について 「不正ファイナンスの実態分析と証券取引等監視委員会の対応」の公表について 「開示検査に関する基本指針(案)」及び「取引調査に関する基本指針(案)」の公表について
	8月1日		開示規制違反に関する課徴金事例集の公表について
	9月2日		RISE株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告について 不正取引に関する課徴金事例集の公表について
	10月1日		With Asset Management(株)に対する検査結果に基づく勧告について 「取引調査に関する基本指針」及び「開示検査に関する基本指針」の公表について
	11月1日		国際事案への対応強化に向けた取組みについて 証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話について 証券取引等監視委員会ウェブサイトの一部リニューアルについて
	12月3日		無登録業者等に対する禁止・停止命令の申立てについて
平成26年	1月6日	証券監視委メールマガジン	新体制発足のご挨拶 平成25年7月から12月までに勧告した不正取引に関する課徴金納付命令勧告事案の特色について
	2月3日		第8期証券監視委活動方針
	3月3日		開示規制違反に対する最近の活動状況について

皆様からの情報提供が、市場を守ります！

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

個別銘柄に関する情報

- ・相場操縦(見せ玉や空売りによるもの など)
- ・インサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜け など)
- ・風説の流布(ネット掲示板の書き込み等によるデマ情報 など)
- ・疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示 など)
- ・疑わしいファイナンス(架空増資や疑わしい割当先 など)
- ・上場会社の内部統制の問題 …… など

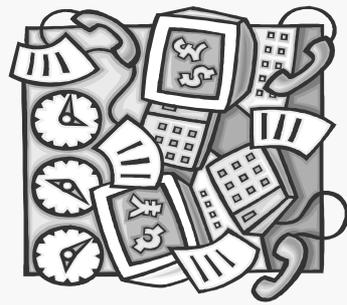
金融商品取引業者に関する情報

- ・証券会社や外国為替証拠金取引(FX)業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題 など)
- ・経営管理態勢や財務内容に関する問題(リスク管理、自己資本規制比率の算定 など) …… など

その他の情報

- ・疑わしい金融商品やファンド(投資詐欺的な資金集め など)、無登録業者
- ・市場の公正性を害する市場参加者(いわゆる仕手グループ など) …… など

※株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています。



お気付きの情報がありましたら、こちらまでお寄せください

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

電話 : 03-3581-9909(情報提供窓口直通)

FAX : 03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

年金運用ホットラインでの情報受付について

～疑わしい年金運用等に関する情報の提供をお願いします～

年金運用ホットラインのウェブサイトにごアクセスいただきありがとうございます。

証券取引等監視委員会では、年金運用等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての以下のような情報を受け付けております。

〔提供いただきたい情報の例〕

- ・投資一任業者における疑わしい運用等の情報
（例）相場の上昇局面・下落局面のいずれにおいても高い運用実績が恒常的に続いているなど、市場環境や運用手法の特性等に反する運用実績となっており、その理由が合理的に説明されないような場合
- ・年金投資一任契約の不適切な勧誘に関する情報
（例）年金投資一任契約を契約する見返りとして、運用報酬等の一部を年金基金の担当者にリベートとして供与するなど、不適切な勧誘が行われた場合
- ・年金投資一任契約の勧誘の際の不十分な情報提供に関する情報
（例）誤解を生ぜしめるような勧誘や虚偽の勧誘が行われたと疑われる場合
（例）年金基金の運用方針と異なるものなど、年金基金側の意向に沿わない運用商品を紹介された場合
（例）運用に係る報酬や費用を明確に開示しない勧誘が行われ、契約時や契約後に、想定外の費用負担等を行う必要が生じた場合
- ・契約や説明を遵守しない運用に関する情報
（例）実際の運用内容が当初の契約内容と一致しない場合
（例）運用報告等が実際の運用内容と異なっていると疑われる場合
（例）投資一任業者が行うべきデュー・ディリジェンスやモニタリングが不十分で、市場変動等に起因しない不測の損失を蒙った場合

〔情報提供に当たっての留意事項〕

- ・本ホットラインへの情報提供は実名の方を対象としております（匿名の場合は情報提供窓口で受け付けております。）。
- ・情報提供に当たっては、できる限り具体的な情報（運用業者名や商品名、仲介している業者名等）の提供をお願いします。
- ・特に詳細な情報提供をいただける場合、当委員会の年金運用の専門家が対応させていただきますので、面談等の日程を調整するため、ご都合の良い日程及び、電話番号やメールアドレス等の連絡先を予めお知らせください。

《宛先》

○郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

○直通電話：03-3506-6627

○電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

※当委員会では、情報を提供いただいた方のお名前などの個人情報や情報内容は、外部に漏洩することがないように、セキュリティーには万全を期しております。

※皆様からの情報提供をベースに、当委員会の年金運用の専門家が積極的かつ質の高い分析を行うことにより、投資一任業者の検査対象先の選定や検査における検証の着眼点の明確化に活用しております。

※当委員会では、調査結果に関する照会への回答等を行っていないほか、個別のトラブル処理・調査等には対応しておりません。その場合、金融商品取引業者の利用者からの相談、苦情の解決や紛争解決サービスを行っている「証券・金融商品あっせん相談センター」等をご紹介します。

(参考1) 匿名の情報提供は、引き続き、当委員会情報提供窓口で歓迎します。

○郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

○直通電話：03-3581-9909

○FAX：03-5251-2136

○インターネット：<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

(参考2) 公益通報者保護法（平成18年4月施行）により、労働者の方が、公益のために労務提供先の法令違反行為を通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されているところです。こうした公益通報については、当委員会では、公益通報を受け付ける専用の窓口を設置するとともに、電話による相談の対応も行っております。

○郵送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会 公益通報窓口

○直通電話：03-3581-9854

○FAX：03-5251-2198

○インターネット：<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口

証券取引等監視委員会(以下「当委員会」という。)では、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の施行に伴い、外部の労働者の方からの公益通報を適切に処理するため、公益通報に係る通報窓口・相談窓口を設置しました。金融商品取引法に規定する法令違反行為(犯則行為等)の事実等で、当委員会が処分若しくは勧告等を行う権限を有するものについて通報されたい方は、下記の注意事項をご確認の上、郵送、電子メール又はFAXによりご連絡ください。また、当委員会に対する公益通報についてご相談されたい方は、電話によりご連絡ください。

《公益通報窓口で受け付ける通報について》

公益通報としての通報においては、以下の要件を満たす必要がありますのでご注意願います。

- (1) 通報者が、通報対象となる事実に関する事業者には雇用されている労働者であること。
(当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者も含みます。)
- (2) 通報に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等がないこと。
- (3) 通報対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていること。
- (4) 通報対象となる事実が真実であると信ずるに足る相当の理由、証拠等があること。
- (5) 当委員会が処分若しくは勧告等をする権限を有している事実であること。

※ 当委員会では、公益通報窓口の他に情報提供窓口を設置しております。通報者が匿名での通報を望まれる場合や通報対象となる事実に関する事業者には雇用されていない労働者でない場合などには、情報提供窓口にて情報提供をお願いいたします。

(証券取引等監視委員会情報提供窓口)

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

〒100-8922 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報提供窓口

電話番号:03-3581-9909、FAX:03-5251-2136

《公益通報にあたってのご注意》

1. 公益通報をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。
 - (1) 氏名(匿名を希望される場合は情報提供窓口で受け付けております)
 - (2) 連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)
 - (3) 被通報者(法令違反を行った(行おうとしている)事業者)
 - (4) 通報者と被通報者の関係
 - (5) 法令違反の具体的事実(法令違反行為が行われた(行われようとしている)内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など)
2. 受け付けた通報は、審査を行い、法に基づく公益通報として受理するか否かの決定を行い、受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を通知させていただきます。
3. 通報内容を把握するため、当委員会から連絡をさせて頂く場合があります。

4. 受理しないときは、当委員会の活動において活用させて頂くため、情報提供窓口へ回付の上、一般からの情報提供として受け付けさせていただきます。
5. 通報に関する秘密は、国家公務員法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等により守られます。

《通報及び相談窓口について》

通報は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法で受け付けております。

通報にあたっては、「公益通報」と明記して頂くようお願いいたします。

(通報先)

郵送 〒100-8922 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 公益通報窓口

FAX番号 03-5251-2198

電子メール koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

(相談先)

直通電話 03-3581-9854

相談受付日 月曜日～金曜日(祝祭日、年末年始は除く)

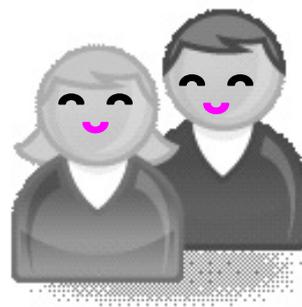
受付時間 午前9時30分～午後6時15分まで

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！ ～ 未公開株に関するご注意 ～

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者から「未公開株の上場が決まりました」「未公開株の買取り交渉を行います」などといった不審な電話がある、との情報が多数寄せられています。



『そういえば、以前に買った未公開株がまだ上場してないな。』
『国に関係する組織からの電話だったら、信用してもよさそうね・・・』



金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ありませんので、くれぐれもご注意ください！

※このような電話を受けた場合には、裏面の金融庁又は証券取引等監視委員会の窓口までご連絡ください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！

～ 未公開株に関するご注意 ～

平成21年6月19日

金 融 庁

証券取引等監視委員会

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又は証券取引等監視委員会を連想させる組織(注)の職員であると名乗る者が、

- 「未公開株の被害調査を行っている。」「いまお持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
- 「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった情報が、多数寄せられています。

注：証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例

- ・証券監視委員会
- ・NPO法人 証券等監視委員会
- ・証券取引監査委員会
- ・証券取引監視協会
- など

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託することも一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については、十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室又は証券取引等監視委員会情報提供窓口まで情報のご提供を頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

情報の受付窓口

- 金融庁金融サービス利用者相談室

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※IP電話・PHSからは03-5251-6811におかけください。

FAX：03-3506-6699

- 証券取引等監視委員会 情報提供窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直 通：03-3581-9909

FAX：03-5251-2136

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

証券検査に関する基本指針

平成 25 年 8 月

証券取引等監視委員会

証券検査に関する基本指針

I 検査の基本事項

1. 検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて、内閣総理大臣(金融庁長官)に対して、適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。)に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを使命とする。

近年、証券監視委の検査対象業者は多様化し、その数も増加している。また、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループについては、内部管理態勢及びリスク管理態勢(以下「内部管理態勢等」という。)の適切性の検証にウェイトをおく必要があるなど、検証分野が拡張等している状況にある。こうした状況を踏まえ、証券監視委の使命を適切に果たしていくためには、効率的・効果的で実効性ある検査を実施する必要があることから、個別業者の検査実施の優先度の判断に際しては、業態、規模その他の特性、その時々々の市場環境等に応じて、検査対象業者に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで検査対象先を選定することとしている。また、検査においては、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則をいう。以下同じ。)違反行為のみならず、内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める必要があるほか、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める必要がある。

こうした考えの下、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を実施するために、検査対象業者の特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法に留意して行う必要がある。

(注) 「内部管理態勢」とは、法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク管理態勢」とは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。

(1) 証券検査の目的

- ① 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すことを目的とするものである。
- ② 証券検査は、金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク管理態勢の適切性の確保を目的とするものである。
- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

(2) 証券検査の方法

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。
- ③ 証券検査においては、全体を広く鳥かんしつつ重大な問題を捉えるようにする。
- ④ 証券検査は、監督部局と十分連携して行うものとする。

2. 検査官の心構え

(1) 目的の認識

検査官は、公益又は投資者保護を図ることが検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

(2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

(3) 適正な手続の遵守

検査官は、検査が私企業等への権限の行使であることを自覚し、適正な手続に基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査を遂行しなければならない。

(4) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査の

遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 実態の把握

検査官は、常に穏健かつ冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

(6) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令等を正しく理解し、金融商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

3. 関係部局との連携等

検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に検査に取り組むものとする。

なお、金融庁検査局又は監督部局等の関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

4. 自主規制機関との連携等

(1) 自主規制機関(金融商品取引業協会及び金融商品取引所をいう。以下同じ。)が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。

(2) こうした観点から、自主規制機関との間では、「証券検査実施計画」(Ⅱ 2. 参照)の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

Ⅱ 検査実施の手続等

1. 証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定

証券監視委は、年度の当初に「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」を策定し、公表するものとする。これらの策定及び公表に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場を巡る環境の変化等に十分配慮するものとする。

2. 証券検査実施計画の策定

(1) 証券検査実施計画の策定

証券監視委及び財務局等は、「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」に基づき、「年度検査基本計画」及び四半期ごとに「証券検査実施計画」を策定する。

なお、具体的な策定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

① 検査対象先

検査対象先は、業態、規模その他の特性、その時々市場環境等に応じて、検査対象先に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付けや抱えている問題点等を総合的に勘案して、リスク・ベースで選定するとともに、選定理由や着眼点等の明確化に努めるものとする。

② 検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果等を考慮して決定する。

③ 臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

④ 臨店検査先店舗

臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

(2) 支店単独検査

原則として、各種情報及び本店検査の検査結果等を総合的に勘案した上で、特に検査を要すると認められる場合は、支店単独検査の「証

券検査実施計画」を策定するものとする。

(3) グループ体型検査

「証券検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループ体型の「証券検査実施計画」を策定するものとする。

(4) 特別検査

特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配慮しつつ対象とする検査対象先(必要があると認められる場合は複数の対象先)、検査期間等を決定するものとする。

なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等について十分検討する。

3. 検査の種類

(1) 検査の種類は、次のとおりとする。

① 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合的に勘案した上で行う検査をいう。

② 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

(2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

① 合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対

して行う検査(①に掲げるものを除く。)をいう。

③ 同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と時期を同じくして行う検査をいう。

4. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」という。)により行うものとする。

5. 検査予告

(1) 臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。

(2) 検査予告は臨店検査着手日の概ね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(Ⅱ 8. (1)参照)。

主任検査官は、検査予告を行ったときには、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

6. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合については、検査予告日の前営業日とする。)

(注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

7. 検査命令書の作成

検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあっては、「財務局長」、財務支局にあっては、「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては、「沖縄総合事務局長」。以

下同じ。)名で作成する。

8. 検査実施の留意事項

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的(一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。)
- ② 検査への協力依頼
- ③ 検査のプロセス(初回検査先以外は省略可。)
- ④ 検査関係情報(Ⅱ 8. (2)①参照)の第三者への開示制限の概要
- ⑤ 検査モニターの概要(Ⅱ 検査実施の手続等「10. 検査モニター」参照)
- ⑥ 意見申出制度の概要(Ⅱ 検査実施の手続等「12. 意見申出制度」参照)
- ⑦ 必要な提出資料の提示(Ⅳ 参考「2. 提出資料一覧」参照)
- ⑧ その他必要な事項

予告検査の場合には、検査予告時に、i. 上記①及び②の項目の説明、ii. 臨店検査着手日の伝達並びにiii. これ以降の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うものとする。また、検査予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達するものとする。それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示及び説明をするものとする。

なお、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

(2) 検査関係情報の第三者への開示制限

① 臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報(検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。)の第三者への開示

制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。

- ・ 検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。
- ・ 適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。財務局等にあつては、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。
- ・ 上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書(以下「第三者非開示承諾書」という。(別紙様式2))に記名押印すること。

② 第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ. 主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を説明し、第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。
- ロ. なお、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、第三者に該当しないものとする。
- ハ. 検査対象先が、臨店検査期間中に、今回の検査に係る検査関係情報を外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の上相談する場合には、主任検査官への事前の報告を求めた上で、主任検査官が検査の実効性の確保に支障がないと判断した場合は、当該報告で足り、下記③イ. の開示承諾申請は必要ないものとする。

③ 検査関係情報開示承諾申請書の提出

- イ. 主任検査官(臨店検査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))は、検査対象先から第三者への開

示の申出があった場合には、当該検査対象先から書面による申請（以下「開示承諾申請」という。（別紙様式3））を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請があった場合、主任検査官（臨店検査終了後であれば証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官））は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における保秘義務の状況（守秘義務契約の締結等）、iii. 検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

なお、臨店検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者（例えば、業務委託先）に確認を行うよう求める場合、その確認を求めるために必要な限度内の開示については、検査対象先からの開示承諾申請を要しないこととする。

ロ. 検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例としては、以下のとおり。

- ・ 検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
- ・ 検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- ・ 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示

ハ. 検査対象先が、過去の検査において、検査対象先の経営管理会社に対する開示承諾を受けている場合は、当該経営管理会社が変更している場合等を除きその都度申請の必要はないものとする。

（3）現物検査

- ① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。
- ② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。
 - イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に

行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

- ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

(4) 臨店検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的かつ効果的に臨店検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な臨店検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 臨店検査先店舗の巡回指導

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じて店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令等違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官(以下「証券検査監理官」という。)と密接に連携を取り(財務局等にあつては、証券検査指導官や審査担当係等経由。)、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当(以下「審査係」という。)と連携を図りながら、速やかに処理するよう努めるものとする。

イ. 事案の事実の的確な把握

ロ. 検査対象先における問題の重要性

ハ. 根拠規定

ニ. 発生原因及び責任の所在の解明

ホ. 検査対象先の認識及び対応

④ 証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官。なお、証券検査指導官が設置されている財務局等にあつては、証券検査指導官)は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票(Ⅱ 8. (12)①参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

(5) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

- ① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。
- ② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店検査終了時に意見交換(以下「エグジット・ミーティング」という。)を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が、検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価(法令適用及び内部管理態勢の不備等)を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことを併せて伝えるものとする。

なお、エグジット・ミーティングにおいて伝達した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めてエグジット・ミーティングを行う

ものとする。

また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。

- ③ エグジット・ミーティングにおいて、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、主任検査官は当該相違する事実を明らかにし、書面を作成するものとする。なお、検査対象先からその写しの提出を求められた場合は交付するものとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票で当該相違する事実が明らかな場合は、当該書面の作成を要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣と意見交換も行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。

(7) 検査対象先への指示の禁止

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

(8) 証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要がある、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(9) ヒアリングの実施

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(10) 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)へ連絡し、必要な指示を受けるものとする。

(11) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(12) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求めるときには、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票(別紙様式4)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、整理票を作成する。

② 質問票(別紙様式5)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて、質問票を作成する。

(13) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

(14) 反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認(反面調査)を行う必要があると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)に報告し指示を受けて行うものとする。

(15) 主要株主等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官が、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)に報告する。当該検査については、証券検査監理官は証券検査課長と協議し、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

(16) 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

なお、証券検査監理官は、上記報告を受け次第、速やかに証券検査課長とその対応について協議するものとする。

この際、主任検査官又は証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(17) 臨店検査期間の変更等

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点について認識の相違がある場合等には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)にその旨報告し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官(財務局等にあつては、証券取引等監視官)にその旨報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。

証券検査監理官は、主任検査官に指示を与えるに先立ち、証券検査課長と臨店検査期間の変更等の可否について協議するものとする。

(18) 災害発生時等の対応

主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直ちに証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)は、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

災害以外にも、会社の消滅、システム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合には、同様の取扱いとする。

(19) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、

審査係(財務局等にあつては、各局の審査担当係等を経由。)と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

9. 検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があつた場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

(3) 資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、原則として借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

(4) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があつた場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、原則として、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付(アンケート方式)」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付(アンケート方式)

イ. 意見提出方法

所定のアンケート用紙(別紙様式6)に記入し、電子メール又は郵送により送付する。

ロ. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後 10 日目(行政機関の休日を除く。)までを目安とする。

② 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長(証券検査課担当)、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者(必要に応じ、証券監視委事務局の実施者)とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合に

は、臨店検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

(注) 実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に(必要があれば実施後も)検査チームとの面談を行うものとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

11. 講評等

(1) 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で(指摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

(注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

① 検査で認められた法令等違反行為等を伝達する。

また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

② 上記①のうち、検査対象先と認識が相違した事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。

(2) 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

(3) 講評の際の出席者

① 証券監視委又は財務局等

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

② 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

(4) 講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達（指摘事項がない場合のほか、証券検査課長（財務局等）にあつては、証券取引等監視官）が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達）する。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 申出者（検査対象先の代表者）は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書（別紙様式7）に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局宛てに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ. 意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等のうち、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間（講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。ただし、講評の終わった日から3日以内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別紙様式8)を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作成した審理結果(案)に基づいて、証券監視委において審理を行う。

ロ. 審理結果については、検査終了通知書(案)に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

審理結果については、検査終了通知書に包含する。

13. 検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後(財務局等にあつては、財務局長等説明後)速やかに証券監視委委員長名(財務局等にあつては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする(別紙様式9)。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、3月以内を目途に行うよう努めるものとする。

14. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

15. 検査結果等の公表

(1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

- ① 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至った事案については、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。
- ② 金融商品取引業者等に対する検査において、勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。
- ③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、金融商品取引法(以下「金商法」という。)上、不利益処分が限定されていることから、金商法の違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。
- ④ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

(2) 検査対象先名の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査着手日(予告検査の場合にあっては検査予告日)から一定の期間、証券監視委のウェブサイト上で検査対象先名を公表するものとする。

公表期間は、金融商品取引業者等の業態及び規模等を考慮し、以下のとおりとする。なお、公表期間の経過前に臨店検査が終了した場合には、当該臨店検査の終了日までの期間とする。

- ・ 第一種金融商品取引業者(金融庁監理業者) 30 営業日
- ・ その他 15 営業日

16. その他留意事項

(1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

(2) 合同検査及び同時検査の実施

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。また、同時検査の実施に当たっては、金融庁検査局との間で、十分調整の上行うものとする。

なお、講評は、本店担当主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うことから、支店担当主任検査官は行わないものとする。

(3) 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

Ⅲ 施行日

本指針は、平成 17 年 7 月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成 18 年 7 月 3 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 19 年 9 月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年 8 月 11 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 7 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 23 年 7 月 4 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 24 年 7 月 23 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 25 年 8 月 8 日から適用する。

IV 参考

1. 検査のイメージ図

2. 提出資料一覧

(別紙)

- ・ 様式 1 検査命令書
- ・ 様式 2 第三者非開示承諾書
- ・ 様式 3-1 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社用)
- ・ 様式 3-2 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社以外用)
- ・ 様式 4 整理票
- ・ 様式 5 質問票
- ・ 様式 6 オフサイト検査モニター用紙
- ・ 様式 7 意見申出書
- ・ 様式 8 意見申出取下書
- ・ 様式 9 検査終了通知書

※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

・ 検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等(金商法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (2) 金融商品取引業者の主要株主等(金商法第 56 条の 2 第 2 項から第 4 項まで、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第 57 条の 10 第 1 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (4) 指定親会社(金商法第 57 条の 23、第 194 条の 7 第 3 項)
- (5) 指定親会社の主要株主(金商法第 57 条の 26 第 2 項、第 194 条の 7 第 3 項)

- (6) 取引所取引許可業者(金商法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び第 3 項)
- (7) 特例業務届出者(金商法第 63 条第 8 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (8) 金融商品仲介業者(金商法第 66 条の 22、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号及び第 3 項)
- (9) 信用格付業者(金商法第 66 条の 45 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号の 2 及び第 3 項)
- (10) 認可金融商品取引業協会(金商法第 75 条、第 194 条の 7 第 2 項第 4 号及び第 3 項)
- (11) 認定金融商品取引業協会(金商法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び第 3 項)
- (12) 投資者保護基金(金商法第 79 条の 77、第 194 条の 7 第 3 項)
- (13) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (14) 株式会社金融商品取引所の主要株主(金商法第 106 条の 6、第 194 条の 7 第 3 項)
- (15) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項)
- (16) 金融商品取引所持株会社の主要株主(金商法第 106 条の 20、第 194 条の 7 第 3 項)
- (17) 金融商品取引所持株会社(金商法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項)
- (18) 金融商品取引所(金商法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
- (19) 自主規制法人(金商法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
- (20) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項)
- (21) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (22) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7 第 3 項)
- (23) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (24) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第 3 項)
- (25) 証券金融会社(金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)

- (26) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)
- (27) 取引情報蓄積機関等(金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項)
- (28) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。))第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)
- (29) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)
- (30) 投資法人(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
- (31) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)
- (32) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
- (33) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。))第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (34) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
- (35) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項)
- (36) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)
- (37) その他、上記(1)から(36)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

- イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 1 号)
- ロ. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 15 条第 1 項、第 21 条第 6 項第 2 号)
- ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 15 条第 1 項、第 21 条第 7 項)

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

※ IV 参考の 1 及び 2 並びに別紙の様式の掲載は省略。

取引調査に関する基本指針

I. 基本的考え方

1. 取引調査の目的等

取引調査とは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第 177 条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものである。

取引調査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、不公正取引の可能性がある場合に、迅速・効率的に実施することにより、違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的とする。

2. 取引調査に携わる職員の心構え

取引調査に携わる職員（以下「調査官」という。）は、取引調査（以下「調査」という。）の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（1）証券取引等監視委員会の使命

調査官は、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）が、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としていることを常に自覚し、調査を実施するように努めなければならない。

（2）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（3）適正な手続の遵守

調査官は、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（4）効率的・効果的な調査による事案の解明

調査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重かつ十分に聴取するとともに、創意工夫を通じて、効率的・効果的な調査を行い、事案の実態を解明するように努めなければならない。

（5）自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券に係る法令・諸規制等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融・証券市場等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

II. 取引調査の実施手続等

1. 調査の実施

金商法第 173 条、第 174 条、第 174 条の 2、第 174 条の 3、第 175 条又は第 175 条の 2 に定められる違反行為が疑われる取引（以下「事案」という。）について、事実を解明するために調査を行う。

2. 調査対象者等に対する立入検査又は質問調査の実施

立入検査又は質問調査を行うに当たっては、対象者・法人等（以下「対象先」という。）に配慮し、効率的・効果的なものとするよう努めるものとする。

(1) 立入検査

① 証票の提示及び説明

立入検査（以下「検査」という。）を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、検査着手時には対象先に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ 検査の権限（金商法第 177 条）及び目的

ロ 検査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

検査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

イ 検査の権限は金商法第 177 条を根拠とし、検査は対象とする物件又は場所の所有者若しくは管理者の同意を得たうえで行うものとする。

ロ 対象先の資料等を閲覧するに当たっては、対象先（対象先が法人等の団体である場合は当該資料等の管理者等）を立ち合わせるものとする。

ハ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮するものとする。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。

ニ 閲覧や提出を求める資料等は予め、その必要性について十分に検証を行い、必要最小限のものとする。

ホ 検査で求めた資料等の個人情報や機密性等に配慮し、紛失、置き忘れ、第三者が閲覧可能な状況にするといったことがないよう留意するものとする。

③ 資料等の借用

的確かつ効率的な実態把握のために必要な場合、調査官は、物件の所有者又は管理者の同意を得たうえ、資料等を一時的に借り受けるものとする。その際には、借用書を交付し、借り受けた資料等については、紛失・毀損することがないよう適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

(2) 質問調査

① 証票の提示及び説明

質問調査を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、質問調査着手時には対象

者に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えるとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ 質問調査の権限（金商法第177条）及び目的

ロ 質問調査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

質問調査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

イ 質問調査の権限は金商法第177条を根拠とし、質問調査は対象者の同意を得たうえで行うものとする。

ロ 法令違反が疑われる事項については、対象者に対して十分な説明を求め、対象者の意見又は主張についても十分に聴取するものとする。

ハ 質問調査で知り得た内容については秘密として厳守する。

ニ 質問調査書を作成した場合は、供述人に調査書の内容を読み聞かせ、又は閲覧させて誤りがないかを問い、供述人が調査書の修正を申し立てたときは、必要な修正を加え、あらためて供述人に内容の確認を求めるものとする。

ホ 質問調査は、公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所において行うものとする。

ヘ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮する。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。

ト 質問調査が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保するものとする。

3. 調査対象先からの申入れ等

対象先からの調査に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、主任証券調査官等は、速やかに統括調査官又は証券調査指導官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

4. 問題発生時の対応

主任証券調査官等は、調査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故等により、調査の実施が困難な状況になったときは、法令に基づく調査であることをあらためて説明するとともに、経緯及び事実関係を詳細に記録し、直ちに統括調査官又は証券調査指導官に報告し、指示を受けるものとする。報告を受けた統括調査官又は証券調査指導官は、速やかに取引調査課長に報告し、その対応について協議するものとする。

5. 災害発生時の対応

調査中に予期せぬ災害が発生し、対象者又は調査官の生命・身体に危害が及ぶ可能性がある場合には、調査官は調査を中断し、直ちに取引調査課長又は統括調査官にその旨を報告し、指示を受けるとともに、対象者及び自らの生命・身体の安全の確保と書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

Ⅲ. 勧告

調査の結果、金商法に定められる違反行為が認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。付議の結果、議決された場合には、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

Ⅳ. 公表

勧告を行った際は、原則として記者レクを行い、勧告事案の概要を公表する。また、記者レク後の同日に証券監視委ウェブサイトにおいても勧告事案の概要を掲載、公表を行う。

Ⅴ. 情報管理

1. 情報管理上の留意点

調査官は、調査で得られた情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に以下の点に配慮する。

- イ 調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ロ 調査に関する情報は、不公正取引の抑止及び投資者の保護という目的以外には使用してはならない(ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。)
- ハ とりわけ、対象先の秘密事項及びプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

2. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官等は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

Ⅵ. 関係課との連携

市場監視機能の維持・強化のため、証券監視委内の関係課との緊密な連携と情報共有に努める。

Ⅶ. 施行日

本基本指針は平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

(改正)

本基本指針は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

開示検査に関する基本指針

I 基本的考え方

1. 開示検査の基本的考え方

金融商品取引法（以下「金商法」という。）における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって証券市場の機能の十全な発揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

金商法第 26 条その他の法令に基づき実施する開示検査等に携わる調査官は、このような制度の趣旨を踏まえ、

- ① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること
- ② 開示規制の違反行為を適切に抑止すること

を目的として開示検査等を行わなければならない。有価証券の発行者等に法令違反等が認められる場合には、その法令違反等の事実関係並びに課徴金納付命令その他の措置の内閣総理大臣及び金融庁長官への勧告について、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）に付議する。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう努めるものとする。

2. 調査官の心構え

調査官は、上記開示制度の趣旨と開示検査等の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

(1) 綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、開示検査行政の担い手として、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 適正な手続の遵守

調査官は、報告の徴取及び検査等において、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業等又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

(3) 効率的・効果的な事案の解明

調査官は、不断に必要な情報の収集・分析に努め、また検査対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するとともに、有益な資料を確保すること等、効率的・効果的に事案の実態を解明するよう努めなければならない。

(4) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券・会計等に係る法令・諸規則等を正しく理解するとともに、金融・証券市場や会計実務等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

II 開示検査等の実施手続等

検査対象先に対する報告の徴取及び検査等は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、検査対象先に大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力があってはじめて実施できるものである。このため、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、調査に当たって検査対象先の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査が実施されることをねらいとして、以下に、開示検査等の実施に際して、その基本となる上場企業に対する標準的な実施手続等を示す。

なお、本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があるとともに、開示検査等の状況等により、主任証券調査官と開示検査課長との間で協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

1. 実施手続

1-1. 情報収集・分析

調査官は、有価証券の発行者が提出した各種開示書類、関係政府機関等が把握した情報、一般投資家等から証券監視委に寄せられた情報や公益通報者保護法に基づく公益通報を通じて提供された情報等を幅広く収集するとともに平素から蓄積し、培ってきた知識や手法等を用いて様々な角度から分析し、開示検査を実施する必要性について検討する。

(注) 有価証券の発行者より過年度決算の訂正に係る適時開示が行われた場合や開示書類の訂正報告書が提出された場合等には、必要に応じて、当該発行者に対してヒアリング等を実施する。

1-2. 開示検査

(1) 報告又は資料の徴取

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内

容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して、報告又は資料を徴取することができる。

資料等を求めるに当たっては、検査遂行に支障が生じない限り、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、また、電子媒体による受渡し又は提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意する。

検査対象先の担当者等が、合理的な理由なく資料等の提出を遅延していると認められる等の場合は、主任証券調査官は、この旨を検査対象先の役員その他の責任者に告げ、改善を求める。

(2) 立入検査

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、開示検査課長の承認を得て、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して立入検査を行うことができる。

調査官は、立入検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

① 予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先に対して立入開始前に予告を行う。ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

② 証票等の提示及び説明事項

調査官は、立入検査の開始に際しては、検査対象先の役員その他の責任者に対して、証票及び法令の規定に基づき報告を求める旨の書面を提示するとともに、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- イ. 検査の権限、目的及び主な検証範囲
- ロ. 検査への協力依頼
- ハ. 検査関係情報の適切な情報管理を行うこと
- ニ. 必要な提出資料の提示
- ホ. その他必要な事項

③ 現物検査

調査官は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する必要があると判断した場合には、次の点に留意の上、現物検査を行うものとする。

- イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、的確な実態把握のため必要な場合、相手方の了解を得て現物検査を実施するよう努める。

④ その他の留意事項

イ. 検査対象先からの申出による立入検査への第三者立会いについては、検査の円滑な実施に支障がないと主任証券調査官が判断する場合を除き、これを認めない。

ロ. 調査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合、資料等の現物を借り受けるものとする。その際、借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努める。

(3) 証拠の収集・保全と的確な事実認定

① 調査官は、開示検査の過程において、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収集・保全を行った上で、検査対象先にその事項について十分な説明を求め、その意見又は主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行う。なお、調査官は、開示検査の必要に応じ、検査対象先の監査人（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）の意見等を聴取する。

② 検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害関係のない外部の専門家によって構成される委員会（以下「外部調査委員会」という。）を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができる。ただし、外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。

③ 法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対象先の意見又は主張を十分聴取する。訂正報告書等が自発的に提出された場合は、提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する。

(4) その他の留意事項

① 証票の携帯及び提示

調査官は、その身分を示す証票を携帯し、検査を実施するに当たっては検査対象先に提示しなければならない。

② 検査対象先の業務等への配慮

- イ. 調査官は、銀行等金融機関、監査人、情報提供者、検査対象先の取引先等の参考人や公務所等に対して報告又は資料の徴取及び立入検査を実施するに当たっては、その必要性を十分検討する。
- ロ. 検査対象先の役職員等に対し、質問調査を行う場合又は資料等の提出を求める場合には、検査対象先の就業時間内に行うことを原則とする。
- ハ. 調査官は、開示検査による的確かつ効率的な実態把握や検査対象先の担当者等の事務負担の軽減の観点を考慮し、資料等の提出範囲・方法について適時・適切な見直しに努める。

③ 検査対象先からの申入れ等

主任証券調査官は、検査対象先からの立入検査等に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

④ 問題発生時の対応

主任証券調査官は、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告若しくは資料の提出、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、相手方の説得に努めるとともに事実関係を詳細に記録した上で、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

⑤ 災害発生時等の対応

主任証券調査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合は検査を休止し、直ちに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告するとともに、検査対象先の職員等の生命・身体の安全の確保に配慮し、書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

⑥ 開示検査の中止

主任証券調査官は、災害・システム障害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なときその他の検査の継続が困難になった場合には、検査全体の効率性を考慮して開示検査を中止することができる。

1-3. 開示検査等の終了

(1) 勧告

開示検査等の結果、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が認められる場合には、法令違反等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

（２）検査終了通知書の交付

開示書類の提出者に対して報告の徴取及び検査を行った場合で、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委の議決後速やかに証券監視委名において、検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする。

（注）開示検査を中止した場合は、検査終了通知書の交付を行わないものとする。

（３）検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、開示検査等の結果、証券監視委が課徴金納付命令等の勧告を行った事案については、検査終了後、証券監視委のウェブサイト上等で勧告の概要等を公表するものとする。

2. 情報管理

（１）検査等情報管理上の留意点

調査官は、開示検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

イ. 開示検査等の実施により知った秘密を漏らしてはならない。

ロ. 開示検査等に関する情報は、適正な開示の確保及び開示規制違反の抑止という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。

ハ. とりわけ、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

（２）主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

（３）検査関係情報の取扱い

主任証券調査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（開示検査中の調査官からの質問、指摘、要請その他調査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同

じ)には開示検査の端緒や具体的な検査手法に関わる情報、開示検査の過程で第三者から入手した保秘性の高い情報が含まれていることから、検査関係情報につき適切な情報管理を行わなければならない旨を説明し、この旨の承諾を得るものとする。

3. 関係部局等との連携

- (1) 金融庁及び財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）との間において、有価証券の発行者による適切な開示を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。
- (2) 公認会計士・監査審査会事務局との間において、公認会計士・監査審査会、証券監視委のそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図るものとする。
- (3) 金融商品取引所との間において、市場の公正性及び透明性を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

Ⅲ その他

1. 金商法上の関連規定

金商法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 22 の 2 第 2 項により準用される同法第 27 条の 22 第 1 項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく意見表明報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 27 条の 30 第 1 項に基づく大量保有報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第 2 項に基づく大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社等に対する報告・資料の徴取、同法第 27 条の 35 に基づく特定情報の提供者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第 177 条に基づく調査（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）の施行後）並びに金商法第 193 条の 2 第 6 項に基づく監査人に対する報告・資料の徴取に当たっては、本指針に示された基本的な考え方を踏まえつつ、事案の実態に即して検査を実施するものとする。

2. 施行日

本基本指針は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>